

平成29年度版

那覇市の環境

(平成28年度年次報告)

ゴーヤーの旬は夏。
食べれば夏バテ防止。
カーテンにすれば暑さだって防ぎます。



那 覇 市
環境部環境政策課

はじめに

私たちの住む那覇市は、世界遺産に登録されている首里城跡など文化遺産が数多く点在する観光都市であり、琉球王府の時代から政治・経済・文化の中心地になっています。

その一方で、都市化の進展や生活様式の多様化により、環境への負荷が増大し、様々な環境問題に直面しています。環境問題は、ごみや水質汚濁、悪臭、騒音など生活に身近な問題から、動植物、生物などの自然環境に関するもの、地球温暖化のような地球規模のものまで複雑に広がっています。

これらの私たちを取り巻く環境問題を解決するには、市民・事業者・行政が地域及び地球環境への影響を考え、協働で取組み、自主的に行動することが大切です。

また、地球温暖化対策のため、本市は平成 29 年（2017 年）2 月に「COOL CHOICE（クール チョイス）」宣言を行いました。公共交通機関の利用や省エネ機器への買い替えなど、環境のために賢い選択をしようという運動を多くの方々へ広めていきたいと考えています。

本市は第 2 次那覇市環境基本計画の中で「人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは」を目指す環境の将来像としています。本書により、身近な環境問題を認識し、本市の環境への取組みについて理解を深めていただき、市民の生活及び地球環境にとってより良い環境を未来の世代に引き継いでいけるような社会が実現されることを期待しております。

那覇市長 城 間 幹 子

目 次

第1章 市勢

1	位置・面積	2
2	人口	3
3	地勢と地質	4
4	気候	5

第2章 環境基本計画

1	環境基本計画とは	8
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 那覇市が目指す環境の将来像	
	(3) 環境の将来像を実現するための基本目標	
	(4) 取組の体系	
	(5) 計画の推進体制	
2	進捗管理（平成 28 年度進捗状況）	16
	(1) 平成 28 年度の実績及び評価一覧	
	(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧	
	(3) 平成 28 年度の市の取組一覧	

第3章 地球温暖化対策の推進

1	概要	68
2	主な実施事業	69
	(1) 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業	
	(2) 地球温暖化対策カレンダー（一般家庭向け）	
	(3) 環境推進員（エコライフサポーター）	
	(4) 温暖化対策啓発講座	
	(5) 緑のカーテン推進事業	
	(6) 那覇市地球温暖化対策協議会	
3	市域の温室効果ガス排出量について	71
	(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
	(2) 二酸化炭素部門別排出量について	
	(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量	
4	那覇市エコオフィス計画の推進	74
	(1) 計画策定の目的	
	(2) 基本方針	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の対象範囲	
	(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標	
	(6) 那覇市エコオフィス計画の実績	

第4章 環境マネジメントシステム

1	那覇市環境マネジメントシステムについて	78
---	---------------------------	----

第5章 自然環境の保全

1	環境保全の啓発	80
	(1) 環境啓発事業	

(2) 環境学習会	
2 環境保全対策事業	83
(1) 水資源有効利用推進事業	
(2) 安謝川上流浄化対策	
(3) メジロ捕獲許可及び飼養登録事務	
3 広域的事業	84
(1) 国場川水系環境保全推進協議会	
4 自然保護	84
(1) 鳥獣保護区の設定	

第6章 水質

1 公共用水域等の水質保全対策事業	88
(1) 事業概要	
(2) 測定の実施概況	
(3) 実施結果の概要	
(4) 測定結果等	
2 水質汚濁防止法に基づく規制	116
(1) 工場・事業場対策	
3 土壌汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況	117
4 浄化槽の設置及び維持管理	119
(1) 浄化槽とは	
(2) 市内における設置基数（平成 28 年度末時点）	
(3) 平成 28 年度の届出件数	
(4) 浄化槽法に基づく三大義務	
(5) 浄化槽設置者講習会	

第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況	122
(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2 騒音・振動苦情の状況	124
(1) 騒音に係る苦情	
(2) 振動に係る苦情	
3 自動車交通騒音	127
(1) 自動車による交通騒音	
4 航空機騒音	128
(1) 那覇空港の沿革	
(2) 那覇空港の施設の概要	
(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域	
(4) 環境対策	
5 悪臭	135
(1) 悪臭とは	
(2) 悪臭防止法による規制	
(3) 臭気指数規制基準	
(4) 悪臭に関する苦情	

第8章 大気

1	概要	138
2	測定結果	138
	(1) 二酸化硫黄	
	(2) 二酸化窒素	
	(3) 浮遊粒子状物質	
	(4) 一酸化炭素	
	(5) 光化学オキシダント	
	(6) 微小粒子状物質	
	(7) 有害大気汚染物質	

第9章 ダイオキシン類

1	概要	146
2	測定結果	146

第10章 公害苦情・公害防止

1	公害苦情・陳情	148
	(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数	
2	建築等に伴う公害防止指導状況	149
	(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	

第11章 墓地行政

1	那覇市識名霊園の維持管理業務	152
2	墓地・埋葬等に関する法律に基づく業務	153

第12章 廃棄物

1	概要	156
2	ごみ処理の基本方針	157
3	平成28年度一般廃棄物処理実施計画	157
	(1) 4Rの推進	
	(2) 家庭系ごみ	
	(3) 事業系ごみ	
4	今後の展開及び課題等	159
	(1) ごみの発生抑制・排出の抑制	
	(2) 資源化物の分別の徹底	
	(3) 資源化物の持ち去り対策	
	(4) 収集・運搬	
	(5) ごみ処理施設	
	(6) 不法投棄ごみ対策	
	(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応	
	(8) 在宅医療廃棄物への対応	
	(9) 災害ごみへの対策	
	(10) 産業廃棄物への対応	
5	ごみ処理等状況	161
	(1) 形態別ごみ収集状況	
	(2) ごみ種別、処理状況	
	(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	

	(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量比較	
	(5) 全体ごみ・事業系ごみ量状況	
	(6) ごみ質試験成績	
	(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況 (放流量)	
6	分析測定結果	168
	(1) 一般廃棄物中間処理施設 (ばい煙濃度・ダイオキシン類)	
	(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設 (処理水の水質)	
	(3) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設 (ダイオキシン類)	
	(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設 (処理水の水質)	
7	し尿処理状況	172
	(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況	
	(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
8	産業廃棄物事業	173
	(1) 概要	
	(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
	(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
	(4) 許可等の実施状況	
	(5) 立入調査の実施状況	

第13章 環境衛生

1	概要	176
2	動物愛護	177
	(1) 動物愛護の啓発	
	(2) 狂犬病予防の啓発	
	(3) 統計資料	
3	ハブ・衛生害虫等対策	180
	(1) ハブ対策	
	(2) ねずみ・衛生害虫防除対策	
4	あき地管理対策	183
	(1) あき地管理対策	
	(2) 統計資料	
5	飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業.....	184
	(1) 事業の概要	
	(2) 資料	

資料

1	環境行政の沿革	186
2	環境部所管の事務分掌	189
3	那覇市環境基本条例	191
4	那覇市公害防止条例	195
5	那覇市公害防止条例施行規則 (抜粋)	199
6	那覇市飼い犬条例	207
7	那覇市ハブ対策条例.....	209
8	那覇市あき地管理の適正化に関する条例	211
9	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例.....	212

第1章 市 勢

1	位置・面積	2
2	人 口	3
3	地勢と地質	4
4	気 候	5

1 位置・面積

沖縄県は、北緯 24 度～28 度、東経 122 度～133 度の南北約 400km、東西約 1,000km の海上に弧をえがいて連なる 160 の島々（面積が 0.01 km²以上の島）が点在する島しょ県です。沖縄本島を除く 39 の有人島と 15 の無人島からなっています。

その中で、那覇市は最大の島「沖縄島」の南部に位置し、東西約 10 km（東経 127° 38' 11" ～127° 44' 19"）、南北約 8 km（北緯 26° 10' 34" ～26° 14' 46"）で市域の北側では浦添市、東側では西原町、南側では豊見城市、南風原町と接しています。西側には東シナ海が広がっています。

資料 沖縄県「沖縄の統計」

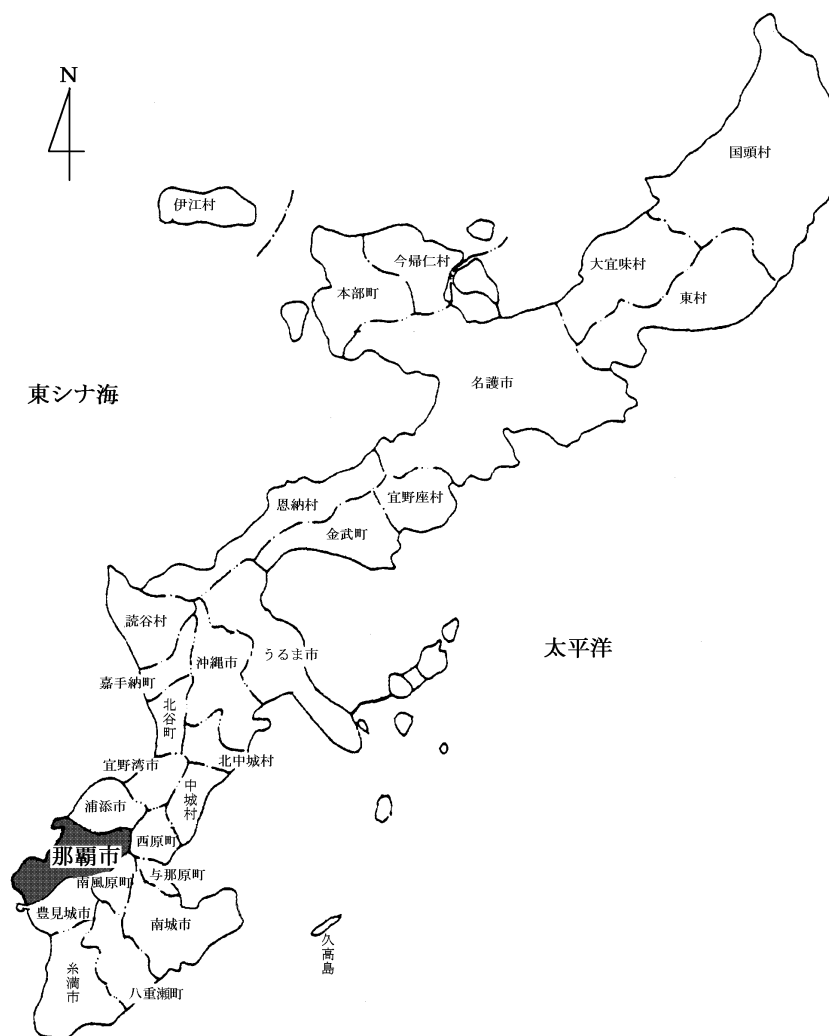


図 1-1 位置図 沖縄本島

本市は鹿児島と台北のほぼ中間にあり、那覇市を中心とする 2,000km の円周域には、東京、ピョンヤン、上海、香港、ソウル、北京、マニラなどの主要都市があり、交通通信機能の上からも東南アジアの各都市を結ぶ要衝の地点であり、わが国の南玄関として地理的に好条件の位置にあります。

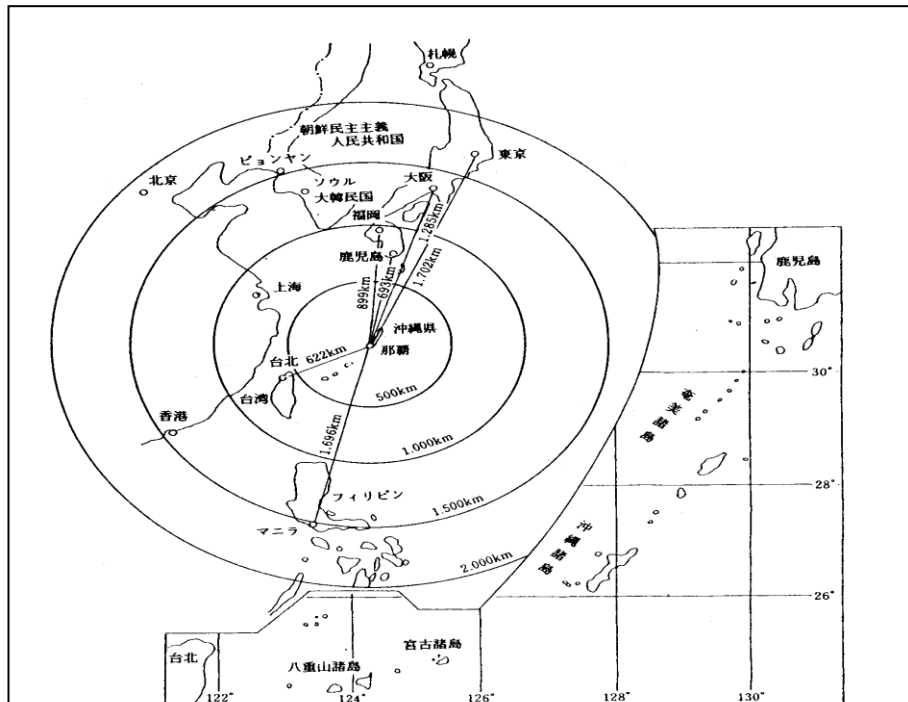


図 1-2 各都市との距離

表 1-1 那覇市の面積

沖縄県総面積	2,281.14 km ²	全国 47 都道県中 44 位
沖縄島	1,206.98 km ²	日本の島面積第 7 位
那覇市面積	39.98 km ²	

資料 国土交通省 国土地理院 「全国都道府県市町村別面積調」

2 人 口

本市の人口、世帯数ともに増加傾向にあり、核家族化が進行しています。

表 1-2 那覇市の世帯数と人口

年 度	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
人 口 (人)	318,230	319,284	322,486	323,184	324,169	324,157
世帯数 (世帯)	137,382	139,054	142,169	144,291	147,206	149,274

資料：「那覇市統計書」

3 地勢と地質

本市は、西方に東シナ海を擁し、南北及び東の三方は、他の市町村と隣接します。地形は、旧市内を中心とする中央部においてほぼ平坦をなし、これを取り巻くように周辺部には小高い丘陵地帯が展開します。また、市内を東から西に国場川と安里川、安謝川が流れ、それぞれ那覇ふ頭、泊ふ頭、新港ふ頭を経て東シナ海に注いでいます。

地質構造は、全体として北側に単純傾斜構造をなしていますが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質構造が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見られます。

また、市内にはいくつかの断層があり、その主なものに首里断層があります。それは泊、大道、首里の南側、南風原町新川を経て与那原を結ぶ線です。さらにこれから分岐して、大道、首里、西原を結ぶ線も断層となっています。

地質は、大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀新世から第四紀洪積世にかけての琉球石灰岩及び沖積世の隆起珊瑚礁からなっていますが、旧市内においては海浜堆積物からなるところもあります。

その分布状況は、旧市街地及び首里から天久、安謝にかけての一带及び識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっています。

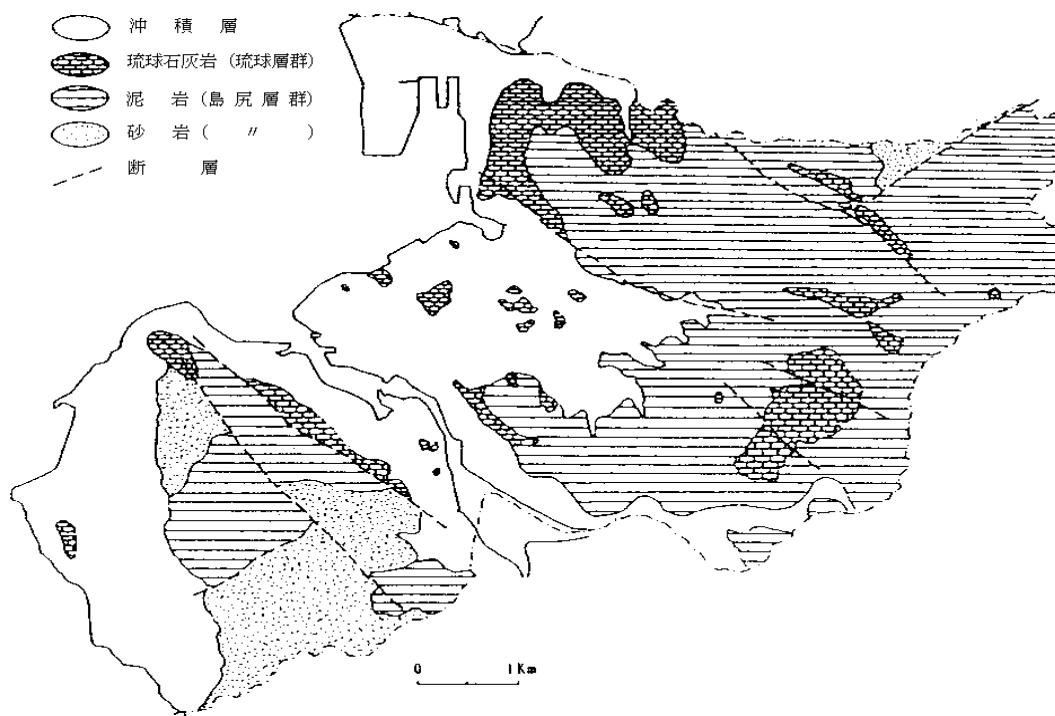


図 1-3 地表における土質分布図

出典：国土庁、沖縄県、1983 年国土調査土地分類基本調査

4 気 候

亜熱帯モンスーン地帯に属する沖縄の気候は、一年を通して温暖です。那覇市の昭和 56 年（1981 年）～平成 22 年（2010 年）における平均気温は 23.1 度、年間降水量は 2040.8mm、地球温暖化の影響で長期的には 100 年あたり 1.18℃の昇温となっています。春秋の特徴は、はっきりしませんが、連日気温 30 度前後の蒸し暑く長い夏と平均温度 16～17 度の暖かく短い冬とに分けられます。

春から夏にかけては雨量が比較的多く、夏から秋には熱帯低気圧の通過路となって毎年数個の台風が来襲します。特に、沖縄近海が台風の進路変更点になっているため、台風通過の際長時間にわたり強風に襲われることが多いのも特徴です。

平成 28 年は夏（6 月～9 月）の平均気温が、明治 43 年（1910 年）の統計開始以来、過去最高値となりました。

表 1-3 気象の概況

年 次	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	年間降雨量 (mm)	台風数(那覇市から 300km 以内接近)
	平 均	最 高	最 低			
平成 19 年	23.5	34.5	10.9	72	2,816	2
平成 20 年	23.4	33.8	10.7	71	1,621	1
平成 21 年	23.4	34.6	9.3	72	1,864	2
平成 22 年	23.1	33.2	9.1	74	2,895	4
平成 23 年	22.9	32.9	8.7	75	2,122	4
平成 24 年	23.0	33.3	11.6	74	2,733	8
平成 25 年	23.3	34.8	10.3	73	2,071	6
平成 26 年	23.1	33.9	10.6	73	2,584	6
平成 27 年	23.6	33.8	9.6	73	1,425	4
平成 28 年	24.1	33.9	6.1	74	2,368	3

資料 沖縄気象台「沖縄の気象変動監視レポート 2017」

「沖縄地方顕著現象報告（第 45 号）」

第2章 環境基本計画

1 環境基本計画とは	8
(1) 計画の位置づけ	
①計画の位置づけ	
②計画の期間	
③計画の範囲	
④計画の構成	
(2) 那覇市が目指す環境の将来像	
(3) 環境の将来像を実現するための基本目標	
(4) 取組の体系	
(5) 計画の推進体制	
①計画の推進体制	
②計画の進捗管理	
2 進捗管理（平成28年度進捗状況）	16
(1) 平成28年度の実績及び評価一覧	
(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧	
(3) 平成28年度の市の取組一覧	

1 環境基本計画とは

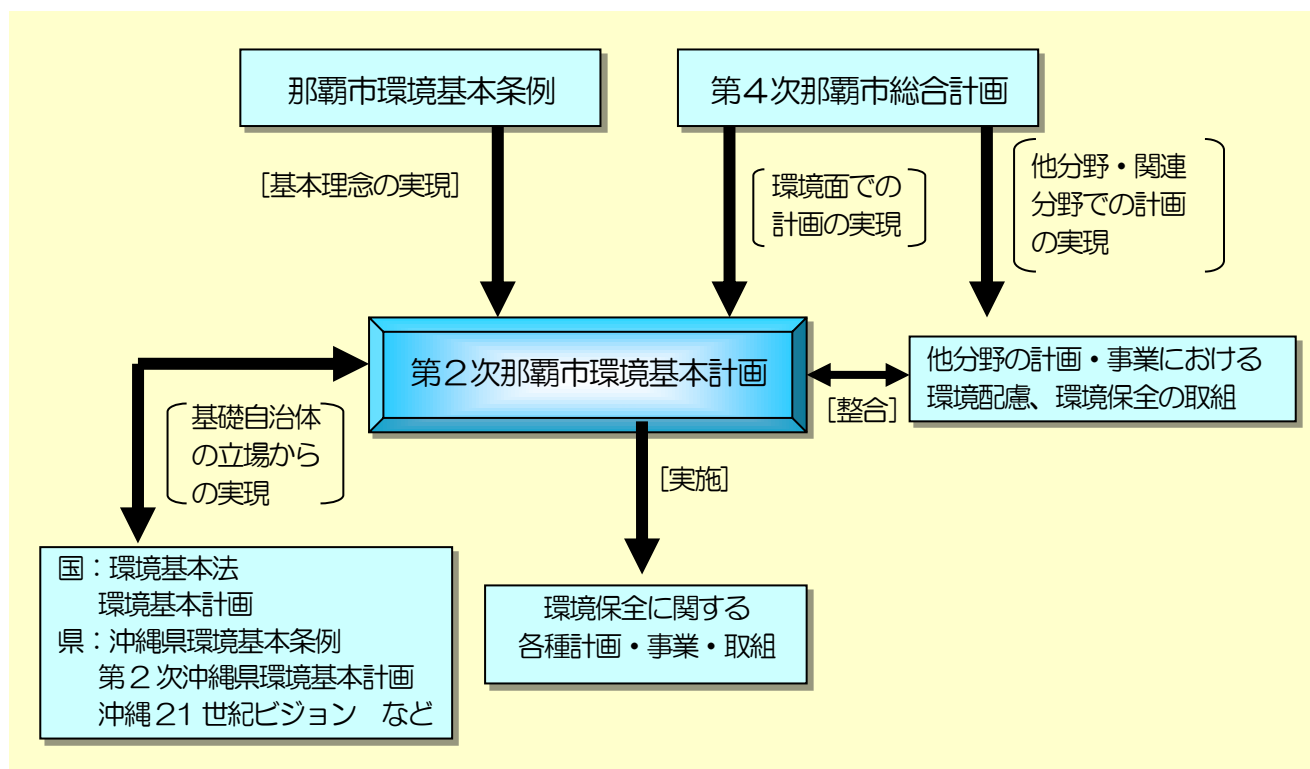
(1) 計画の位置づけ

① 計画の位置づけ

平成 16（2004）年に制定された那覇市環境基本条例第 8 条において、「市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。本計画は、同条例に基づく計画として策定するものです。

また、本計画は「第 4 次那覇市総合計画：平成 20 年 3 月」に掲げられた都市像の『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』を具体化するための、本市の環境分野における最上位計画となります。

すなわち、本計画は、市民や事業者の「環境の保全・創造」に関する取組の「指針」としての役割を担うとともに、国の環境基本計画や沖縄県の環境基本計画及び沖縄 21 世紀ビジョンを基礎自治体の立場から具体化するための「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。



② 計画の期間 <平成26(2014)年度～平成35(2023)年度>

本計画は、那覇市が目指す環境の将来像（21世紀半ばの姿）を提示し、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれが果たすべき役割を認識した上で、将来像の実現に向けて各主体がそれぞれの立場で、環境の保全と創造に関する長期的な取組を実践するための指針として位置づけられるものです。

一方、計画目標年度や計画期間は、長期的な視点に立ちながらも、社会情勢等の変化に柔軟に対応し、的確な進捗管理が可能となるよう設定することが求められます。

そのため、本計画の期間は、平成35(2023)年を目標年度とし、平成26(2014)年度からの10年間とします。ただし、本計画の計画期間が終了しても、環境の保全と創造に関する取組が終了するのではなく、その時点での本市の環境の状況や社会状況の変化、本計画の進捗状況・成果等を踏まえ、計画の見直しを行い、目指すべき環境像の実現に向けた、さらなる取組の段階に移行することとします。

③ 計画の範囲

本計画は、那覇市全域を対象とします。また、本計画で取り組む環境の対象は、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組を重視し、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」、「地球環境」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり」、「環境と経済・観光の調和」とします。

生活環境	大気、水質、騒音、その他の公害等
都市環境	公園・緑地、景観、歴史文化等
自然環境	生物、生態系等
地球環境	資源循環、地球温暖化等
人づくり	環境分野と横断的に関わる人づくりとしての環境教育・学習、地域活動、環境情報等
環境と経済・観光の調和	環境に配慮した経済活動、環境資源を持続的に活用した観光等

④ 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

各章	各章の項目	記載内容
第1章	計画の基本的事項	■計画策定の背景や目的、計画の位置づけなどを記載しています。
第2章	那覇市の環境の概況	■本市の沿革や人口の推移、産業構造、交通などの社会状況について記載しています。 ■本市の気象条件や環境の特徴・課題などの概要を記載しています。 ■環境に対する市民や事業者の意識や日常の取組の概要を記載しています。
第3章	那覇市が目指す環境の将来像	■那覇市環境基本条例の理念や現在の環境の状況等を踏まえ、21世紀半ばに実現することを目指す、那覇市の環境の将来像を示しています。
第4章	環境像の実現に向けて	■環境像を実現するための市・市民・事業者の主な取組や取組の成果を確認するための目標（指標）について記載しています。
第5章	計画の推進	■計画の推進体制や進捗管理の方法について記載しています。

（２）那覇市が目指す環境の将来像

本市が目指す環境の将来像は、「第４次那覇市総合計画」の環境に関する都市像を継承し、『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』とします。この環境の将来像は、21世紀半ばを展望した本市の環境の姿を一言で表したものです。

人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは

『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』は、21世紀半ばの那覇市の環境の姿をイメージしています。

21世紀半ばの那覇市は、漫湖や末吉公園などの自然環境が、人と自然が共生する場として大切に守られ、活かされています。

公園の整備や建築物の緑化など、市内の緑も充実し、歴史的な街なみの保全や都市的な景観も整えられ、市民だけではなく国内外から訪れる来訪者にとっても、快適な都市空間が形成されています。

川や海は、生活排水対策や家庭での取組により良好な水質が保たれ、様々な生き物の生息環境となるとともに、人々の憩いの空間ともなっています。

川、緑、海などの環境が連続的に保全されることによって、市域全体での生物多様性も確保されています。低公害車の普及や自転車利用の促進、利便性や安全性の高い公共交通網の整備により、きれいな空気が保たれています。

学校教育における環境教育が盛んに行われるとともに、環境NPOや大学等の教育研究機関等と連携した市民向けの環境関連講座が頻繁に開催され、市民一人ひとりが環境を意識し、「水を汚さない」、「ごみを減らす」、「自然を傷つけない」など、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らしています。特に、リサイクル商品の販売やマイバッグの持参など、商品の販売方法から買い方まで、「4Rを基本とした資源の有効利用と、ごみの減量化を意識したライフスタイル」が定着し、家庭や事業所から排出されるごみの量は、着実に減少しています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入や電気自動車等の低公害車の導入、省エネルギー型建築が、公共施設だけではなく、個々の住宅や事業所においても進み、さらには、積極的な省エネルギーの取組により、特に家庭からの二酸化炭素排出量は大幅に削減されています。

観光産業をはじめとする産業分野においても、環境保全に関する意識が高まり、環境マネジメントシステムの導入や環境に配慮した事業活動が積極的に展開され、その取組が『那覇市ブランド』として定着し、産業振興や経済振興につながっています。

これらの展開を通じて、市・市民・事業者が、環境保全に対する責任と役割を自覚し、協働してエネルギーと資源利用のあり方を見直し、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球環境の保全に貢献しています。このような環境に配慮した質の高い生活・産業は、観光客等を通じて国内外に広く認識され、観光振興にも寄与しています。

(3) 環境の将来像を実現するための基本目標

環境の将来像を実現するためには、本計画の主体である市・市民・事業者が、それぞれの役割と責任を自覚し、本市の環境の保全と創造に向けた取組を自主的に進めていくことが重要です。

そこで、将来像を実現するための取組の基本目標を設定し、様々な取組を推進していくこととします。

本計画の基本目標は、身の回りの環境をより良くしていくための取組に着目した「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」、那覇市民であるとともに、地球市民としての取組に着目した「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」、環境保全活動などに積極的に取り組む市民や地域の育成に着目した「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」、環境保全を通じて持続的な経済振興を実現することに着目した「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の4つの視点から設定することとします。

基本目標1

快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

「市内の環境の保全と創造に関する地域的な視点」の目標です。

自然や緑、歴史文化と共生し、公害の被害がほとんどなく、健康的で、快適に暮らせる那覇市を目指します。

基本目標2

身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

「地球環境の保全と創造に関する広域的・国際的な視点」の目標です。

4Rを基本とした資源の有効利用や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの取組など、環境に配慮した日常の生活活動や事業活動を通じて、低炭素・資源循環型社会へと転換し、地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全に貢献する那覇市を目指します。

基本目標3

環境を大切にする市民が暮らすまち

「地域環境や地球環境の保全と創造を担う人づくり・地域づくりの視点」の目標です。

環境を守り育て、後世に引き継ぐ心が市民に浸透し、環境に配慮した行動を当たり前のこととして実践する、環境に対する意識の高い人々が暮らす那覇市を目指します。

基本目標4

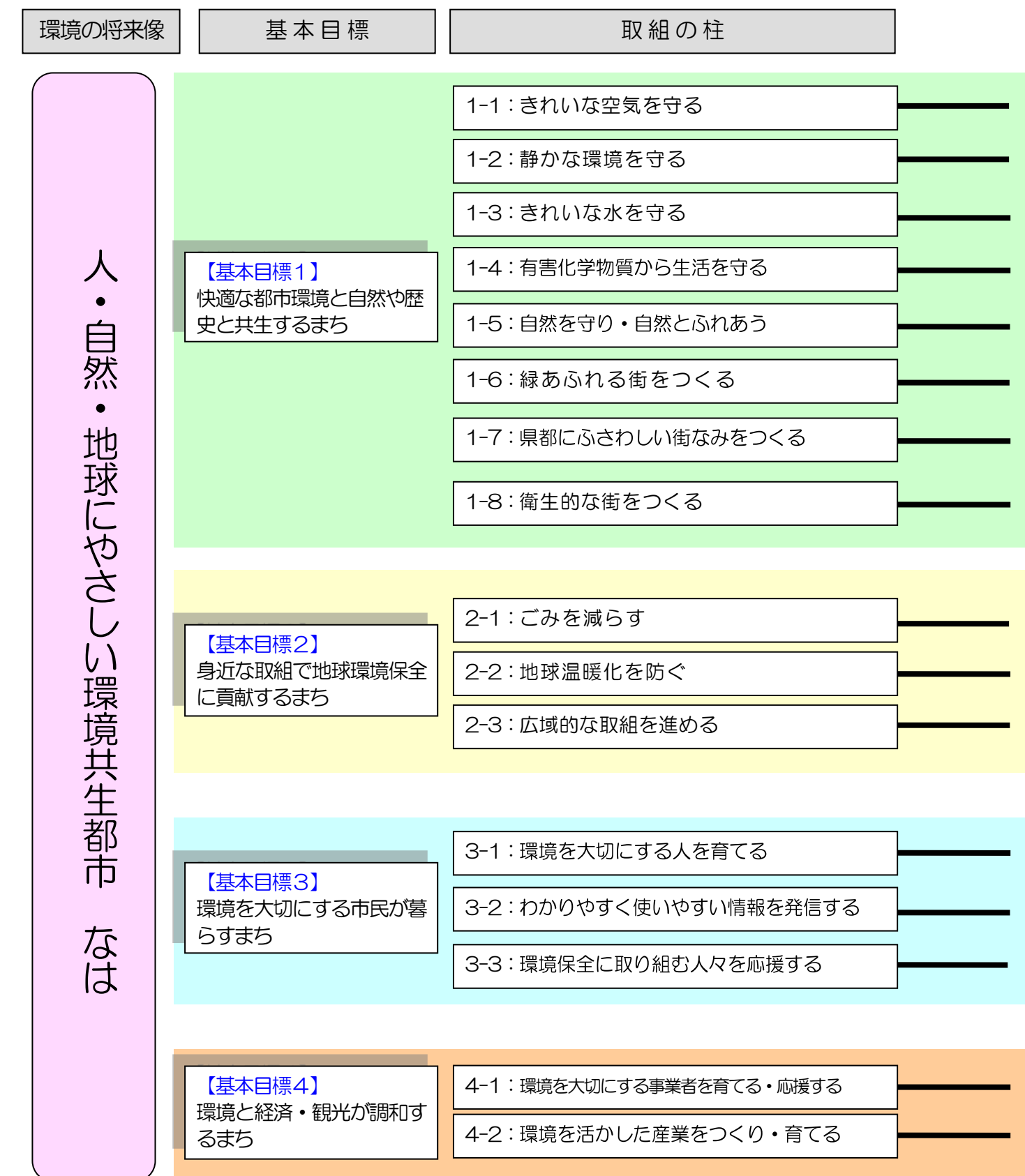
環境と経済・観光が調和するまち

「観光産業をはじめとした産業・経済と環境の好循環の視点」の目標です。

環境マネジメントシステムの導入や環境共生型観光産業、那覇市発の環境商品の開発・販売、資源循環ビジネスの推進など、本市の環境を活かした観光産業振興や経済振興が持続的に展開する那覇市を目指します。

(4) 取組の体系

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、以下の体系に沿って“市・市民・事業者が協働で取り組む”取組を進めていきます。



取組の展開

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 大気環境の調査・監視

① 自動車対策の推進 ② 固定発生源対策の推進 ③ 航空機対策の推進

① 健全な水質と水循環の確保 ② 水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

① ダイオキシン類対策の推進 ② 有害大気物質等対策の推進 ③ 土壌汚染対策の推進

① 自然環境の保全 ② 生物多様性の保全 ③ 自然とふれあう場づくり

① 緑の保全と創出 ② 身近な緑の充実

① 観光都市にふさわしい景観づくり ② 歴史・文化の保全・活用

① 衛生的な街づくり ② 動物と共生する街づくり ③ 墓地の環境整備

① ごみの排出抑制・循環的利用の促進 ② 不法投棄の防止と街の美化の推進

① 温室効果ガスの抑制 ② 新エネルギーの導入 ③ 省エネルギーの推進

① 国、県、周辺市町村との連携・協力

① 学校教育における環境教育の推進 ② 家庭や地域における環境学習の推進

① 利用しやすい環境情報の整備・発信

① 環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

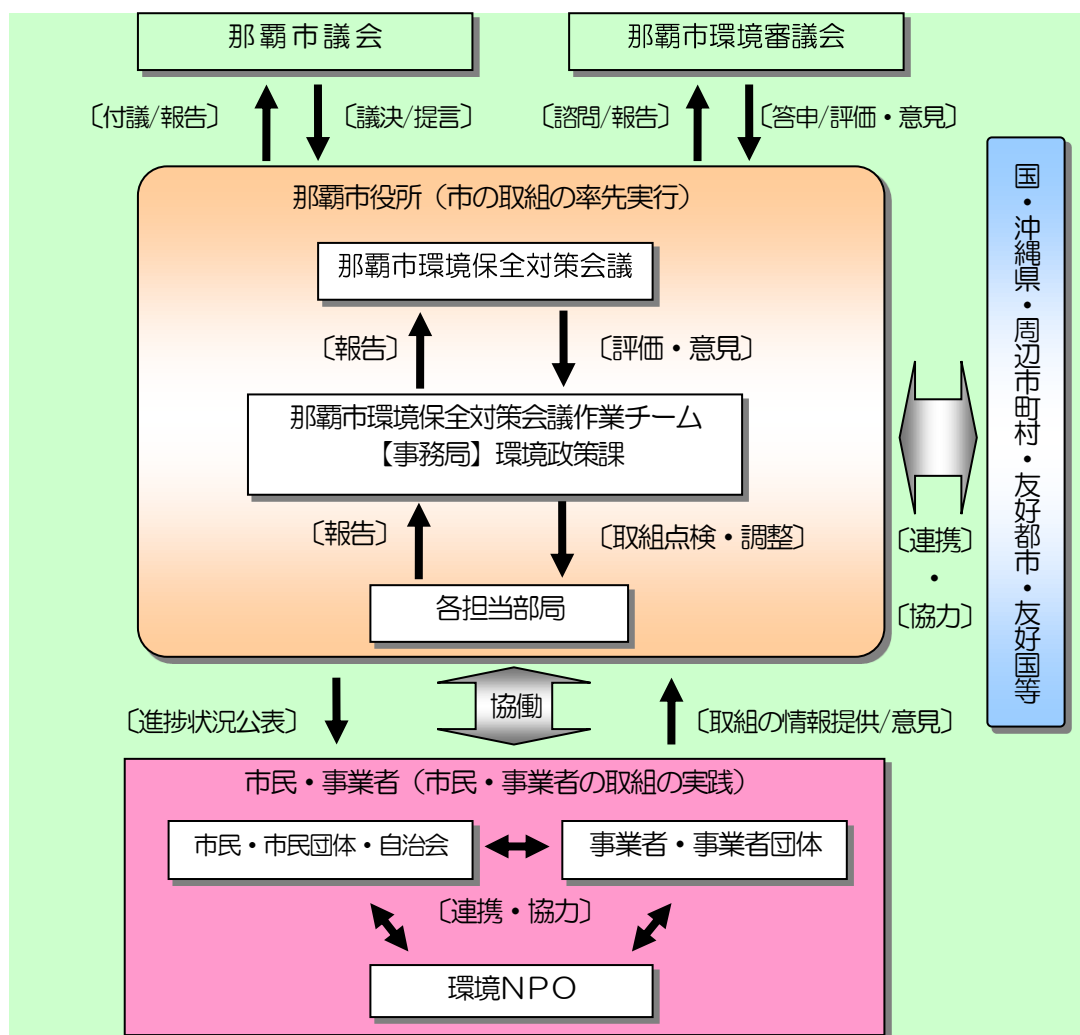
① 事業所における環境教育の推進 ② 環境に配慮した取組に対する支援

① 環境関連産業の育成 ② 環境共生型観光の育成

(5) 計画の推進体制

① 計画の推進体制

本計画の推進は以下のような体制で進めます。



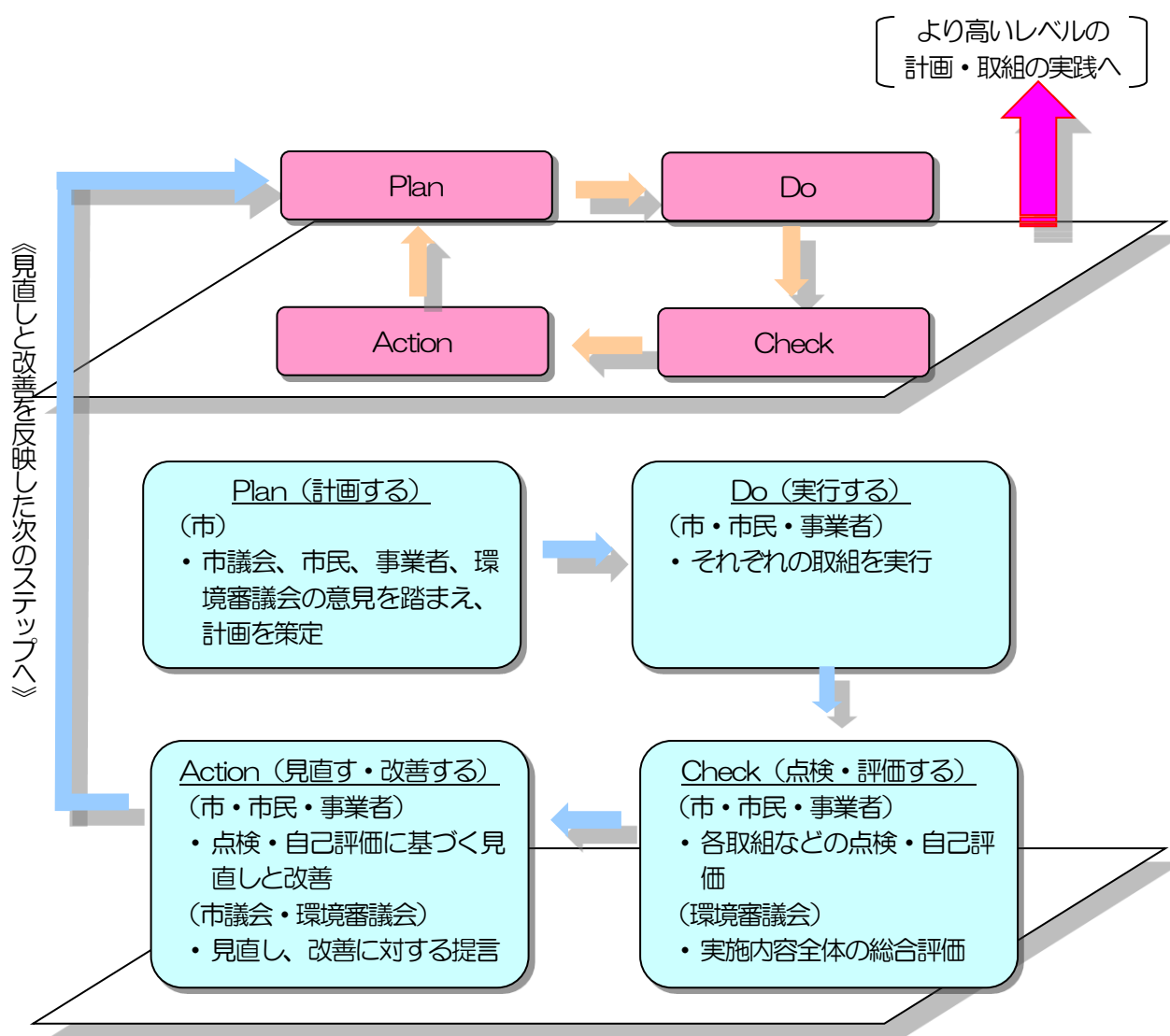
名 称	役 割
那覇市議会	◇第2次那覇市環境基本計画は、那覇市議会基本条例(平成24年12月28日制定(条例第78号))第14条に定める議決事件の追加に該当する基本計画となっています。 ◇計画の策定及び見直しに参画します。
那覇市環境審議会	◇那覇市環境基本条例に基づき設置される、市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、那覇市以外の関係行政機関の職員などから構成される組織です。 ◇専門的かつ広域的な視点から計画の進捗状況や成果を評価し、計画の見直しや市への提言などを行います。
那覇市環境保全対策会議	◇庁内関係部局で構成される組織で、副市長、部長級で組織される「対策会議」と、環境部長、副部長級で組織される「対策会議幹事会」があります。 ◇実行部隊である作業チームからの報告を受け、評価・意見を返すとともに、各担当部局の関連計画・事業の進捗状況などに応じて、全庁的な調整を行います。
那覇市環境保全対策会議作業チーム	◇庁内関係部局の担当で組織される、「那覇市環境保全対策会議」の実行部隊です。 ◇各担当部局間の調整を図り、市の取組を総合的に推進・管理します。また、庁内関係部局が実施する施策や事業についての自己評価を「那覇市環境保全対策会議」に報告し、次年度の市の取組に反映させます。

② 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、環境管理の基本的な考え方である「PDCA サイクル」を用いて行います。

「PDCA サイクル」とは、「①Plan（計画する）」→「②Do（計画に基づき実行する）」→「③Check（進捗状況や取組効果を点検・評価する）」→「④Action（評価結果を踏まえて計画や取組を見直す・改善する）」の 4 つのステップを繰り返し行い、本計画や計画に基づく取組の継続的な改善と向上を行う進捗管理の仕組みです。

本計画では、「Do（実行する）」はもちろんですが、その結果を「Check（点検・評価する）」し、さらなる取組に結びつける「Action（見直す・改善する）」を重視して、計画の実効性を高めていきます。



2 進捗管理（平成28年度進捗状況）

（1）平成28年度の実績及び評価一覧

平成28年度実績に関する評価は、以下のとおりとなっています。全26項目の評価を行いました。

第2次那覇市環境基本計画の数値目標の評価基準

- ★★★★ <達成> 中間年度の目標値を達成。または、毎年度100%達成すべき項目で目標を達成した場合。
 ★★★☆ <順調> 中間年度における目標値に近づいている状況となっている場合。
 ★★☆☆ <概ね順調> 中間年度における目標値に概ね近づいている状況となっている場合。または、毎年度100%達成すべき項目で目標を達成していないが100%に近い数値実績となっている場合。
 ★☆☆☆ <停滞> 中間年度における目標値に近づく状況となっていない場合。または、毎年度100%達成すべき項目で、100%からはかけ値に留まっている場合。

基本目標	取組の柱	指標	担当課	現状 (原則H24年度)
【基本目標1】 快適な都市環境と自然 歴史と共生するまち	1-1 きれいな空気を守る	大気環境基準（一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の達成率	環境保全課	100% (H24年度)
	1-2 静かな環境を守る	自動車騒音環境基準（面的評価区間）の達成率	環境保全課	99.9% (H24年度)
	1-3 きれいな水を守る	河川の水質が改善している箇所の割合 (BOD値5mg/L以下)	環境保全課	85.1% (H24年度)
		類型指定されている海域水質環境基準の達成率 (COD値2mg/L以下)	環境保全課	100% (H24年度)
		下水道普及率	下水道課	97.4% (H26年1月)
		水洗化率	料金サービス課	95.0% (H26年1月)
	1-4 有害化学物質から生活を守る	環境中のダイオキシン類濃度の環境基準の達成率	環境保全課	100% (H24年度)
		有害大気汚染物質の環境基準の達成率	環境保全課	100% (H24年度)
	1-5 自然を守り自然とふれあ	市主催の自然観察会の開催数	環境保全課	40回 (H24年度)
	1-6 緑あふれる街をつくる	緑被率（市面積に対する割合）	花とみどり課	19.9% (H24年度)
		公園緑地面積	花とみどり課	190.4ha (H24年度)
		市道街路樹の植栽本数	道路建設課	12,500 (H24年度)
	1-7 県都にふさわしい街なみをつくる	都市景観資源の指定件数	都市計画課	56件 (H25年度)
	1-8 衛生的な街をつくる	畜犬登録数	環境衛生課	10,717 (H24年度)
		畜犬登録数に対する狂犬病予防接種率	環境衛生課	59.8% (H24年度)



H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	最新実績 (原則H28年度)	中間目標	目標	備考	H28年度の評価
				(H30年度)	(H35年度)		
100% (H25年度)	100% (H26年度)	100% (H27年度)	100% (H28年度)	100%	100%	4物質について、すべて環境基準を達成しました。	★★★★ (達成)
99.9% (H25年度)	97.1% (H26年度)	99.4% (H27年度)	99.9% (H28年度)	100%	100%	7,471戸のうち環境基準を達成できなかったのは7戸です。しかし、要請限度未満でした。	★★★★ (順調)
74.1% (H25年度)	88.9% (H26年度)	85.2% (H27年度)	92.6% (H28年度)	90%	95%	27地点中、25地点達成しました。なお、類型指定されている地点のみでの達成率は96%となりました。(全25地点中、24地点達成)	★★★★ (達成)
50% (H25年度)	50% (H26年度)	33.3% (H27年度)	50% (H28年度)	100%	100%	6地点中、3地点達成。超過地点の値はそれぞれ22、22、24でした。	★★★☆☆ (概ね順調) (原因と対策はP20記載)
97.5% (H26年3月)	97.7% (H26年度)	98.0% (H27年度)	98.1% (H28年度)	97.9%	98.1%		★★★★ (達成)
95.0% (H26年3月)	95.2% (H26年度)	95.3% (H27年度)	95.5% (H28年度)	95.9%	96.8%		★★★★ (順調)
100% (H25年度)	100% (H26年度)	100% (H27年度)	100% (H28年度)	100%	100%		★★★★ (達成)
100% (H25年度)	100% (H26年度)	100% (H27年度)	100% (H28年度)	100%	100%		★★★★ (達成)
44回 (H25年度)	47回 (H26年度)	47回 (H27年度)	51回 (H28年度)	45回	50回		★★★★ (達成)
20.0% (H25年度)	20.0% (H26年度)	20.0% (H27年度)	20.0% (H28年度)	20.2%	20.4%		★★★★ (順調)
191.0ha (H25年度)	193.7ha (H26年度)	196.6ha (H27年度)	197.1ha (H28年度)	209.3ha	222.9ha		★★★★ (順調)
12,970本 (H25年度)	13,172本 (H26年度)	13,406本 (H27年度)	13,429本 (H28年度)	13,300本	13,500本		★★★★ (達成)
56件 (H25年度)	56件 (H26年度)	57件 (H27年度)	59件 (H28年度)	71件	86件		★★★☆☆ (概ね順調) (原因と対策はP20記載)
10,891頭 (H25年度)	10,784頭 (H26年度)	10,458頭 (H27年度)	10,051頭 (H28年度)	11,250頭	11,500頭		★★★☆☆ (停滞) (原因と対策はP20記載)
54.5% (H25年度)	52.9% (H26年度)	54.6% (H27年度)	55.4% (H28年度)	62%	65%		★★★☆☆ (概ね順調) (原因と対策はP20記載)

基本目標	取組の柱	指標	担当課	現状 (原則H24年度)
【基本目標2】 身近な取組で地球環境保 全に貢献するまち	2-1 ごみを減らす	1人1日あたりごみ排出量	廃棄物対策課	761g (H24年度)
		資源化(リサイクル)率	廃棄物対策課	19.4% (H24年度)
	2-2 地球温暖化を防ぐ	温室効果ガスの排出量(CO ₂ 換算)	環境政策課	2,265千トン (H22年度)
		公共交通利用者数(モノレール利用者数、乗合バス (市内線)利用者数)	都市計画課	1,894万人/年 (H18年度)
		那覇市地球温暖化対策協議会の会員数(法人・団体)	環境政策課	43法人・団体 (H24年度)
【基本目標3】 環境を大切にする市民が 暮らすまち	3-1 環境を大切にする人を育て る	環境学習等の開催教室数	廃棄物対策課 環境政策課 環境保全課 花とみどり課 生涯学習課	627教室 (H24年度)
		環境推進員の登録人数	環境政策課 ｸﾘｰﾝ推進課 環境衛生課	44人 (H24年度)
	3-2 わかりやすく使いやすい情 報を発信する	環境保全活動団体等の市公式ホームページへの登録数	環境政策課	0件 (H24年度)
	3-3 環境保全に取り組む人々を 応援する	道路ボランティアの参加団体数	道路管理課	78団体 (H24年度)
		公園ボランティアの参加団体数	公園管理課	213団体 (H24年度)
【基本目標4】 環境と経済・観光が調和 するまち	4-2 環境を活かした産業をつく り・育てる	環境配慮型観光事業者登録数 (インセンティブ事業の対象事業者数)	環境政策課	0件 (H24年度)



H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	最新実績 (原則H28年度)	中間目標	目標	備考	H28年度の評価
				(H30年度)	(H35年度)		
753g (H25年度)	761g (H26年度)	760g (H27年度)	771g (H28年度)	720g	713g		☆☆☆☆ (停滞) (原因と対策はP21記載)
24.4% (H25年度)	22.5% (H26年度)	22.4% (H27年度)	22.1% (H28年度)	25%	25%		☆☆☆☆ (停滞) (原因と対策はP21記載)
2,233千トン (H23年度)	2,203千トン (H24年度)	2,217千トン (H25年度)	2,185千トン (H26年度)	2,201千トン (基準年度値)	2,091千トン (5%削減)		★★★★ (達成)
1,994万人/年 (H25年度) モノレール： 1,490万人 バス：504万人	2,016.3万人/年 (H26年度) モノレール： 1,505.6万人 バス：510.7万人	2,039.7万人/年 (H27年度) モノレール： 1,615.7万人 バス：424.0万人	(H28年度) モノレール： 1,732.4万人 (H27年度) バス：424.0万人	2,447万人/年	2,842万人/年	H28年度のバス利用者数については、 事業者において集計作業中であるため、 直近の値を記入しています。	★★★★ (順調)
49法人・団体 (H25年度)	56法人・団体 (H26年度)	56法人・団体 (H27年度)	58法人・団体 (H28年度)	54法人・団体	65法人・団体		★★★★ (達成)
629教室 (H25年度)	696教室 (H26年度)	719教室 (H27年度)	847教室 (H28年度)	640教室	660教室		★★★★ (達成)
49人 (H25年度)	53人 (H26年度)	57人 (H27年度)	56人 (H28年度)	60人	70人		★★★★ (順調)
0件 (H25年度)	0件 (H26年度)	0件 (H27年度)	0件 (H28年度)	5件	10件		☆☆☆☆ (停滞) (原因と対策はP21記載)
89団体 (H25年度)	96団体 (H26年度)	102団体 (H27年度)	110団体 (H28年度)	120団体	155団体		★★★★ (順調)
226団体 (H25年度)	228団体 (H26年度)	237団体 (H27年度)	243団体 (H28年度)	273団体	323団体		☆☆☆☆ (概ね順調) (原因と対策はP21記載)
0件 (H25年度)	0件 (H26年度)	0件 (H27年度)	0件 (H28年度)	創設	中間目標年度に 設定		新目標のため実績なし



(2) 「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策一覧

平成28年度の評価において、「概ね順調」及び「停滞」している数値目標項目の原因と対策については以下のとおりです。

数値目標項目	悪化した現状分析(その理由等)	改善に向けた今後の対応策	担当課
【1-3 きれいな水を守る】 類型指定されている 海域水質環境基準の達成率 (COD値2mg/L以下)	平成28年度調査において、基準値A類型(COD2.0mg/L)を達成していないのは、3地点あり、前年度と比べると1地点減っています。 今回、水質基準を超過した3地点とも、河口域に近いことから、そのことによる土砂の流入のし易さや軍港付近において浚渫のためのボーリング調査をした影響などが出ているものと考えられます。 ※化学的酸素要求量(COD) 海域及び湖沼の有機物や無機物による汚濁の目安になります。	今回、基準値A類型(COD2.0mg/L)を超過している箇所は1地点減って、3地点となりましたが、その内2地点については、今年度より、那覇軍港側での浚渫が実施されるため、一時的に水質の悪化が懸念されます。なお、浚渫後は、水質が改善することが見込まれます。 市としても、市内全域の生活排水対策等に一層努め、海域水質環境基準の達成を目指します。	環境保全課
【1-7 県都にふさわしい街なみをつくる】 都市景観資源の指定件数	公共及び企業等が所有する景観資源候補については、比較的景観資源指定の同意を得やすいが、個人所有の景観資源候補は、維持管理義務及び現状変更等を行う場合の報告等の義務が指定の条件となることから、景観資源指定の同意を得られないことがあります。 景観資源候補のうち、同意を断られたものや所有者の特定ができないものなど景観資源の指定が困難な候補が多く残ることから、年々指定件数を増やすことが難しくなっています。	個人が所有する景観資源については、景観資源の維持管理等に対する支援策の検討及び所有者へ都市景観に対する意識啓発を図り、景観資源の指定に繋がります。	都市計画課
【1-8 衛生的な街をつくる】 畜犬登録数	犬の登録頭数(畜犬登録数)は全国的に減少傾向にあり、本市においても平成19年度(11,234頭)をピークに減少しています。本市の平成28年度の登録頭数(10,051頭)は、平成27年度(10,458頭)より407頭減少しました。しかし、未登録の犬も存在するものと思われます。 犬の登録は狂犬病予防法で定められており、狂犬病の予防及び蔓延の防止を目的としたものです。 狂犬病が半世紀以上、国内で発生していないことや小型犬の室内飼育が増え、狂犬病予防接種の必要性と同様、犬の登録についてもその認識が低下してきていることが要因と思われます。	狂犬病は発症すると致死率がほぼ100%という重大な感染症であること、狂犬病の予防、蔓延の防止を目的とする犬の登録と狂犬病予防注射の接種は飼い主の義務であることを動物愛護週間などのイベントや、広報紙等を通して周知を図ります。	環境衛生課
【1-8 衛生的な街をつくる】 畜犬登録数に対する 狂犬病予防接種率	狂犬病予防注射の接種率は全国的に低下傾向にあり、本市においてもその傾向にあります。 接種率の低下については、狂犬病が半世紀以上国内で発生していないことから狂犬病への関心が薄れてきていることや、小型犬の室内飼育が増え「屋外に出さないから狂犬病予防接種は必要ない」と考える飼い主が多くなっている、犬の寿命が延び高齢犬が増え接種に精神的に抵抗感を感じる飼い主が増えてきたことが要因と考えられます。	狂犬病予防注射の必要性を動物愛護週間などのイベントや、広報紙等を通して周知を図ります。 狂犬病予防注射未接種又は、転出した飼い主に対する通知文の送付を行い狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。	環境衛生課

数値目標項目	悪化した現状分析(その理由等)	改善に向けた今後の対応策	担当課
【2-1 ごみを減らす】 1人1日あたりごみ排出量	本市のごみ量の現状は、家庭系ごみについては、人口及び世帯数が増加しているなか、1人1日あたりのごみ排出量は横ばいで推移していることから、実質的には減少しており、ごみ減量・資源化への取組の効果が表れているものと分析しております。 一方、事業系ごみは主に燃やすごみが増加しており、ごみの総排出量全体では微増となりました。 事業系ごみ増加の要因としては、観光客の増加による経済活動の活性化があげられます。	家庭系ごみについては、引き続き4Rの啓発を推進するとともに資源化物の持ち去り防止策の強化、拠点回収事業の奨励等の施策を通して、更なる資源化の促進を図ります。 事業系ごみについては、事業所に対する訪問調査等により分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、事業活動に伴い発生する生ごみや草・木については、収集運搬許可業者の拡充を図り、飼料化・堆肥化、チップ化等資源化を促進することにより事業系ごみの減量を推進します。	廃棄物対策課
【2-1 ごみを減らす】 資源化(リサイクル)率	本市の資源化物回収量は、家庭系の資源化物(拠点回収事業により回収されるものを含む)は増加傾向にあるものの、那覇・南風原クリーンセンターで生成され土木用資材として再生利用されるスラグは需要が減少し、資源化物回収量全体は減少していることから、資源化率も前年度と比較して微減となりました。	家庭系ごみについては、引き続き4Rの啓発を推進するとともに資源化物の持ち去り防止策の強化、拠点回収事業の奨励等の施策を通して、更なる資源化の促進を図ります。 事業系ごみについては、事業所に対する訪問調査等により分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、事業活動に伴い発生する生ごみや草・木については、収集運搬許可業者の拡充を図り、飼料化・堆肥化、チップ化等資源化を促進することにより事業系ごみの減量を推進します。	廃棄物対策課
【3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する】 環境保全活動団体等の公式ホームページの登録数	沖縄県で認証を受けた那覇市内にある環境関連NPO団体は51団体(平成29年3月11日現在)あります。環境NPO等の公式ホームページについては、外部からの不正アクセスの影響で閲覧制限があるため、団体の公式ホームページの内容の十分な検証ができず、現在登録していない状況です。	環境教育に関連したNPO団体の公式ホームページへのリンクや登録制度等、関連部署との連携して取組みを図ります。	環境政策課
【3-3 環境保全に取り組む人々を応援する】 公園ボランティアの参加団体数	平成28年度は新規団体が5件増加しました。 公園ボランティアの参加団体は一般、企業、自治会の3つに分けられ、団体のほとんどが自治会です。自治会の団体では構成員の高齢化に伴い、公園ボランティアの継続が厳しい状況です。	今後も継続して新規団体の参加に向けてボランティア活動の周知、募集に努めます。 また、現在参加している団体からの意見を新規団体の活動に取り入れるなどの取組み、ボランティアを継続してもらうため、活動頻度の見直しや活動の一時休止などの取組みを講じます。	公園管理課

(3) 平成 28 年度の市の取組一覧

「那覇市が目指す環境の将来像」の実現に向けて、市の取組の全 146 項目についての実績は以下のとおりです。

【基本目標 1】 快適な都市環境と自然や歴史と共生するまち

1-1 きれいな空気を守る

①自動車対策の推進

◆事業者と協力してバスやモノレールなどの使いやすさを向上します

取組 No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
1	総合公共交通の推進事業 沖縄都市モノレール利用促進事業 【都市計画課】	【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」の効果を促進するため、公共交通の利用が不便とされる真和志地域において、地域内公共交通(乗合タクシー)を導入し、その効果を検証しました。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスのバス停(バスベイ)を設置し、赤嶺駅において、P&R(パーク&ライド)駐車場の需要調査を行いました。	委託: 2件 通年	【継続実施】 【総合公共交通の推進事業】 ・公共交通の利便性の向上と利用促進を図るため、事業者や関係機関と連携し、モデル性の高い基幹的公共交通の導入可能性を検討します。 【継続実施】 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・モノレールの利用促進を図るため、てだこ浦西駅周辺において、駐車施設の活用方法の検討を行うとともに、経塚駅P&R駐車場需要調査を行います。	【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」の実現に向けたバスレーンの導入において、関係機関との連携が課題です。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・バスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。
	沖縄都市モノレール延長事業 バス停上屋整備事業 【道路建設課】	・沖縄都市モノレール延長事業: 都市計画道路 石嶺線において、平成31年春の開業を目指し、モノレール道の整備を行います。 ・バス停上屋整備事業: 観光都市としてのグレードアップを図るため、観光客等が沖縄の強烈な日差しや風雨を避け、快適に公共交通機関を利用できるようにバス停上屋の整備を行います。	モノレール関連工事: 3件 バス停上屋工事: 1件	【継続実施】 H29年度工事予定 モノレール関連工事: 3件	・石嶺線: モノレール工事や占有者の工事と随時調整を行いながら整備を進めていきます。
	モノレール自由通路及び交通広場の管理 【道路管理課】	・市が管理するモノレール自由通路及び交通広場を適正に管理し、利用者の快適性及び安全性の確保を図りました。	3駅及び自由通路、8交通広場	【継続実施】 3駅及び自由通路、8交通広場の維持修繕等	・運行会社である沖縄都市モノレール株式会社との連携強化を図るとともに、インフラ施設の計画修繕に必要な予算の確保を図っていく必要があります。

◆徒歩や自転車を利用しやすい環境を整備します

取組 No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
2	総合公共交通の推進事業 戦略的交通まちづくり推進事業 【都市計画課】	・「なはモビリティウィーク&カーフリーデー」のなかで、なはまちなかウォーク、自転車安全運転講習等を実施し、徒歩や自転車による移動の楽しさを体験できる取組みを行いました。	年1回 (開催日9/16 ~9/22)	【継続実施】 ・市民の意識啓発を行うため、COOL CHOICE(クールチョイス)の取り組みと連携し、モビリティウィーク&カーフリーデーを実施します。 ・歩行者と自転車の分離による安全で快適な歩行空間の確保及び自転車ネットワークの構築と自転車通行空間を位置付ける自転車ネットワーク計画(案)を作成します。	・継続的な効果を発揮する取組みを検討します。 ・自転車ネットワーク計画を策定する上では、路線毎の整備形態や方針について、関係機関との調整が課題です。
	街路整備事業 【道路建設課】	・透水性舗装のコーラル色歩道の整備を行います。	透水性舗装: 110m コーラル舗装: 90m	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業: 11件	・供用中の道路が多いため、工事を行う際は歩行者・交通車両の安全に留意します。
	道路施設の管理 【道路管理課】	・歩道等の維持管理を適正に行い、歩行者や自転車利用者の快適性及び安全性の確保を図りました。	市管理歩道 総延長: 116km	【継続実施】 路面や道路付属施設等の維持修繕、並びに街路樹の剪定等	・年中繁茂する草木を適切に維持管理するための予算を確保していく必要があります。

◆公共交通や自転車等の利用を呼びかけます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
3	総合公共交通の推進事業 戦略的交通まちづくり推進事業 沖縄都市モノレール利用促進事業 【都市計画課】	【総合公共交通の推進事業】【戦略的交通まちづくり推進事業】 (前出 取組No.2) ・車に頼りがちな生活を見直し、公共交通や自転車、徒歩といった多様な移動手段を選択することで、都市環境の改善を促し、まちに人中心の賑わいを創りだそうというイベント「なはモビリティウィーク&カーフリーデー」を実施しました。その中でモノレールやバスに関するブースを出展し、公共交通の利用を呼び掛け、なはまちなかウォーク、自転車安全運転講習等を実施しました。 (前出 取組No.1) 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスのバス停(バスベイ)を設置し、赤嶺駅において、P&R(パーク&ライド)駐車場の需要調査を行いました。	年1回(開催日 9/16～9/22) 通年	【継続実施】 ・市民の意識啓発を行うため、COOL CHOICE(クールチョイス)の取り組みと連携し、モビリティウィーク&カーフリーデーを実施します。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・モノレールの利用促進を図るため、てだこ浦西駅周辺において、駐車施設の活用方法の検討を行うとともに、経塚駅P&R駐車場需要調査を行います。	【総合公共交通の推進事業】【戦略的交通まちづくり推進事業】 ・継続的な効果を発揮する取組を検討します。 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・バスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するにあたり、関係機関との調整が課題です。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・「モビリティ&カーフリーデー」において、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、二酸化炭素重量、温度測定などを実施し、市民や企業へ省エネ、エネルギーの大切さ等、地球温暖化対策に関する啓発(公共交通利用等も含む)を実施しました。 ・その他6件のイベントの際に公共交通等の利用促進を呼びかけました。	年7回	【継続実施】 COOL CHOICE(クールチョイス)のイベントを予定しており、その中でも公共交通等の利用に関する普及啓発を継続して行います。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	「健康なは21」普及啓発事業としてのイベント「なは健康フェア」(ひやみかち健康ウォーキング同時開催) 他、保健所等で実施する各種研修会、講座 等 【健康増進課】	・市民のみなさんが元気で健康に生活できるよう、健康づくりについてみんなで考え、一緒に取り組んでいくためのイベント開催しました。 ・保健所において行われる各種研修会や講座を開催しました。 ※上記実施において、公共交通利用の呼びかけを行いました。	平成28年11月に開催した「なは健康フェア」のチラシ・ポスターに「ご来場は公共交通機関をご利用ください」と明記。公共交通機関の利用を促しました。 参加者:約3,000人	【継続実施】 ◆保健所施設利用者への取組 ・会議やイベント等で保健所来所者に対しては公共交通の利用を呼びかけます(案内通知)。	・公共交通の利用の呼びかけに対する効果の検証が課題です。

◆公用車のエコカー導入を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
4	EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業 【環境政策課】	・平成25年度に購入したエコカー18台(EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業)を環境部公用車として活用し、地球温暖化対策推進を図るとともに、車体にエコカーのラッピング表示をすることにより、地球温暖化対策推進に関する啓発を実施しました。また、平成28年3月に日産から無償貸与を受けたEV車を活用し、業務推進及びイベントでの展示等を通して役立てています。	無償貸与1台	【継続実施】 公用車の調達時には、エコカーを調達することを推進します。	・長距離の移動もできるように、充電器のさらなる普及が必要です。

◆市の職員に対して自家用車以外の通勤を奨励します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
5	那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	・エコオフィス計画の中で自転車・徒歩による通勤を、目標達成に向けた取組として奨励しています。	通年	【継続実施】 第4期実行計画期間(H28～H32年度)	・今後も取組の奨励を継続していきます。



②固定発生源対策の推進

◆ごみ焼却施設や火葬場の適正な維持管理を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
6	ごみ処理施設の適正運営管理 【廃棄物対策課】	・那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガスを測定し、公表を行いました。 ・大気汚染防止法第16条および同法施行規則第15条等に基づいて測定しています。 ・測定頻度は焼却炉(1. 2. 3号)は2カ月を越えない作業期間ごとに1回以上測定し、灰溶融炉(1. 2号)は年1回測定しています。 ・数値等実績は平成28年度の最終の測定時のものです。 ・排出基準値および法令等規制値は以下のとおりです。 ばいじん濃度 0.01g/m ³ 以下(排出基準値)、0.04g/m ³ 以下(法令等規制値) 硫黄酸化物濃度 20ppm以下(排出基準値)、430ppm以下(法令等規制値) 塩化水素濃度 50ppm以下(排出基準値)、700mg/m ³ (法令等規制値) 窒素酸化物濃度 50ppm以下(排出基準値)、250ppm(法令等規制値) ・数値等実績の測定値は、焼却炉1～3号は煙突中間部で測定した数値です。灰溶融炉1、2号炉は触媒反応塔出口で測定した数値です。	焼却炉1号 (H29.3.3測定) ばいじん濃度: 0.0014g/m ³ 硫黄酸化物濃度: 1ppm 塩化水素濃度: 21mg/m ³ 窒素酸化物濃度: 42ppm 焼却炉2号 (H29.3.13測定) ばいじん濃度: 0.0019g/m ³ 硫黄酸化物濃度: 4ppm 塩化水素濃度: 45mg/m ³ 窒素酸化物濃度: 36ppm 焼却炉3号 (H29.2.1測定) ばいじん濃度: 0.0015g/m ³ 硫黄酸化物濃度: 3ppm 塩化水素濃度: 42mg/m ³ 窒素酸化物濃度: 45ppm 灰溶融炉1号 (H28.6.9測定) ばいじん濃度: 0.0034g/m ³ 硫黄酸化物濃度: <4ppm 塩化水素濃度: 25mg/m ³ 窒素酸化物濃度: 20ppm 灰溶融炉2号 (H29.1.6測定) ばいじん濃度: 0.0031g/m ³ 硫黄酸化物濃度: <4ppm 塩化水素濃度: 13mg/m ³ 窒素酸化物濃度: 31ppm	【継続実施】 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガスを測定し、公表を行います。	・今後の処理施設の基幹改造を見据えて、適正処理ができるように測定を行います。
	いなんせ斎苑維持管理事業 【環境保全課】	・告別室2室、収骨室2室、待合室4室、炉前ホール、エントランスホール、事務室、炉室8炉(主燃炉・再燃炉設備)、集じん設備(排ガス処理設備)、炉制御室(監視設備)、霊安室(冷蔵設備)を備えた大気環境保全に配慮した施設で、1体あたり2時間弱の火葬により、1日に16体の火葬能力があります。(8炉のうち6炉が常時稼働しています。)	平成28年度 火葬内訳【那覇市】 死体: 2,366 件 改葬: 115件 肢体: 26件 戦没者遺骨: 0件	【継続実施】 いなんせ斎苑の適正な維持管理を行います。	・炉の改修工事は終了していますが、今後も適切なメンテナンスに努める必要があります。

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
7	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・特定施設台帳の整理及び現場確認を行っています。(沖縄県から引き継いだ台帳234件)	仮台帳作成: (166件/255件)	【継続実施】 台帳の整備を行います。	・台帳の情報が古いため、事業場や施設の実態調査に時間を要しています。

◆野焼き・自家焼却禁止の指導を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
8	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より、野焼き・自家焼却の苦情があった場合(事業者以外)、現場に赴き野焼き・自家焼却を行った者に対し、野焼きすることは禁止されているとの指導を行っています。	10件/年	【継続実施】 適正な公害苦情処理を行います。	・野焼きには、廃棄物の焼却や火災などの問題が出てくるため、関連する課との協力体制が必要です。

③大気環境の調査・監視

◆大気汚染物質(PM2.5を含む)の常時監視を実施し、その情報を公開します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
9	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・一般環境大気測定局(那覇市保健所3階)、自動車排気ガス測定局(琉球銀行松尾支店3階)を沖縄県から譲渡を受け、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダントの常時監視測定を行っています。測定値は、市ホームページや大型ビジョン等で公開しています。	光化学オキシダントのみ環境基準を達成できなかった。6時から20時までの間に、1時間でも基準値を超過した日は16日/年ありました。	【継続実施】 微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの常時監視を行います。	・沖縄県から譲渡を受けた大気汚染物質測定機が老朽化しているため、計画的に買換えを行う必要があります。

◆PM2.5や光化学オキシダントの警報等発令時には、関係部署との連携により健康被害の軽減を図ります

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
10	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・沖縄県から光化学オキシダントの警報、注意報、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起等が発令された場合、庁内連絡網において関係部署に周知するとともに、住民に対して、防災行政無線等で予防対策や望ましい行動基準について周知を行います。	0件/年 (注意報及び注意喚起情報の発令なし)	【継続実施】 適正な情報の周知を行います。	・警報等発令時にはスムーズに関係部署、住民に周知できる体制を整えているが、濃度が上がり注意喚起の可能性がある場合には、関係各課に事前情報を提供し、実効性を確保する必要があります。

◆事業場から発生する悪臭については、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
11	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より事業場等から発生する悪臭の苦情があった場合、現地調査を行い対策等の助言及び指導をしています。	35件/年 (悪臭原因者内訳事業場: 11件 事業場以外: 24件)	【継続実施】 適正な公害苦情処理を行います。	・悪臭の原因として特定されたものの多くが浄化槽関係であるため、広報誌等も活用して浄化槽の適正管理を啓発し、悪臭苦情の減少に努めています。

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体制を充実させます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
12	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・微小粒子状物質(PM2.5)の測定が沖縄市の1局のみであったが、新たに、那覇市、名護市、宮古島市、石垣市において測定機が設置され、観測体制が強化されました。	沖縄県の微小粒子状物質(PM2.5)の測定機の数1機→5機(平成25年度)	【継続実施】 常時監視を行います。	・本島3市の測定局の内、1局でも暫定指針の濃度を超えた場合は本島全域に注意喚起が発令されることになっています。

1-2 静かな環境を守る

①自動車対策の推進

◆低騒音排水性舗装の使用など自動車騒音防止対策を検討します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
13	街路整備事業 道路整備事業 【道路建設課】	・道路の整備により円滑な交通を行い自動車騒音防止対策を行います。	工事:33件	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業:11件 道路事業:10件	・供用中の道路が多いため、工事を行う際は歩行者・交通車両の安全に留意します。

◆用途地域の見直しにあわせて騒音・振動規制区域の見直しを行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
14	騒音・振動規制法に基づく規制区域の見直し 【環境保全課】	・用途地域の見直しがなかったため、規制区域の見直しは行っていません。	用途地域の見直し無し	【継続実施】 必要に応じた見直しを行います。	・今後、都市計画法に基づく用途地域の変更がある場合は規制区域の見直しを行っていきます。

◆自動車騒音の常時監視・測定を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
15	自動車騒音常時監視業務 【環境保全課】	・那覇市内の主要幹線道路における自動車騒音の測定を行いました。(面的評価を行った区間 8区間(延長10.3km)で7,471戸)	99.91%(環境基準達成率)	【継続実施】 自動車騒音の常時監視・測定を行います。	・昨年度で5箇年計画が終了しているため、今年度今後5箇年の計画を策定する予定です。

②固定発生源対策の推進

◆工場、事業所等の固定発生源への指導を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
16	騒音・振動規制法 【環境保全課】	・工場、事業所等の現場確認を実施します。	現場確認:生コンクリート製造工場等の施設2件	【継続実施】 適正な指導を行います。	・苦情相談等を踏まえ調査を行い、指導等を行います。

◆公共事業を実施する際の騒音・振動対策を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
17	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 那覇市伝統工芸ブランド確立事業 防災拠点施設発電設備整備事業 【新規】 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 地下壕対策事業 【建築工事課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を使用するよう請負者に指導しました。	工事: 【完了】26件 【継続】20件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 【新規】 文化芸術発信拠点施設整備事業(パレット) 緑ヶ丘公園内集会所設置事業 安謝出張所改修事業 那覇市IT創造館基盤整備事業 那覇市ITインキュバート施設基盤整備事業 なはし創業・就職スタートアップサロン(仮)運営事業 自治会活動育成事業 那覇市保健所改修事業	・現在、公共建設工事における低騒音・低振動型機械の使用については一般的となっており、今後も引き続き指導を継続します。

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
17	公園整備事業 【花とみどり課】	・公共工事に使用する建設機器について、低騒音型や低振動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事：10件	【継続実施】 工事予定：11件	・確実に遵守されており、特に問題はありませ ん。引き続き現場監督員 等による現場確認を徹 底し進めます。
	地下壕対策事業(特殊地下壕含 む) 【建設企画課】	・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するた め、危険度の高い壕の埋め戻しを行います。工事にあつ ては、騒音・振動対策を推進します。	2箇所の埋め 戻し等完了	【継続実施】 1箇所の埋め戻し等を予定で す。	・現在、確実に順守され ており課題は特にありま せん。 引き続き、現場監督員 等による現場確認を徹 底し、継続して進めま す。
	街路整備事業 道路新設改良事業他 【道路建設課】	・騒音・振動対策型の機械を使用するよう指導します。	工事：33件	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業：11件 道路事業：10件	・写真撮影・現場立会に よる使用機械の確認を 随時行います。
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	・工事で使用する機械・車両等は、低騒音・低振動型機械を 使用するよう請負者に指導しました。	工事：6件	【継続実施】 引き続き請負者に指導を行いま す。	・実施状況を確認しま す。
	伊江殿内庭園保存整備事業 【文化財課】	・伊江殿内庭園保存整備事業において、指定地東側にある 急傾斜地の安全対策工事を行いました。	急傾斜地安全 対策工事：1 件	【継続実施】 東側急傾斜地安全対策工事を 予定しています。	・工事で発生する建設副 産物について、可能な限 り再利用することが課題 です。
	公共事業を実施する際の騒音・振 動対策の推進 【配水管課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、振 動・騒音の対策をし施工しました。	工事：1件	【継続実施】 上水道施設維持管理工事1件 予定	・工事施工計画書の中 に、低騒音、低振動の建 設機械使用を記載する よう請負業者へ指導しま す。
	公共工事を実施する際の騒音・振 動対策の推進 【水道工務課】	公共工事による環境への影響を抑制するため、低騒音・低 振動機械の使用を推進しました。	工事：7件	【継続実施】 水道事業20件予定	・作業内容に適した規格 (排気量)の機械を使用 します。 ・走行速度を落とす等、 生活環境が保全される ように努めます。
	公共工事を実施する際の騒音、 振動への配慮 【下水道課】	・公共工事による環境への影響を抑制するため、施行にお いて騒音・振動に配慮しました。	工事：18件	【継続実施】 公共下水道事業13件予定	・工事施行の際は担当 自ら現場での確認を行う ことを徹底します。
	●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事 業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事 業 ・学校施設耐震化事業(開南小学 校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(仲井真小 学校耐震改修) ・真和志小学校屋内運動場建設 事業 ・城南小学校プール建設事業 ・小学校施設環境整備事業(冷房 設置) ・小学校施設老朽化抑制事業(塩 害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事 業 ・中学校施設環境整備事業(冷房 設置) ・中学校施設老朽化抑制事業(塩 害防止・長寿命化) ・学校施設耐震化事業(那覇中学 校耐震改修) ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園舎建設事業 ・上間幼稚園舎建設事業 ・那覇市民体育館イベント誘致機 能強化事業 ・真和志幼稚園舎建設事業 ・城南幼稚園舎建設事業 【施設課】	・公共工事に使用する建設機器について、低騒音型や低振 動型の建設機器を使用するよう環境配慮仕様書に基づき、 設計段階及び施工段階で確認します。	工事：55件	【新規】 ●小学校 ・高良小学校校舎建設事業 ・学校耐震化事業(松島小学校 耐震改修) ・学校耐震化事業(壺屋小学校 耐震改修) ・石嶺小学校校舎建設工事 ●中学校 ・学校施設耐震化事業(首里中 学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(古蔵中 学校耐震改修) ・金城中学校空調設備更新事業 ●その他(幼稚園等) ・新文化芸術発信拠点整備事業 (旧久茂地小学校解体) ・奥武山野球場大屋根鉄骨部補 修事業 【継続実施】 ●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事 業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事 業 ・小学校施設環境整備事業(冷 房設置) ・小学校施設老朽化抑制事業 (塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事 業 ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園舎建設事業 ・上間幼稚園舎建設事業	・敷地境界付近の工事では、 騒音に対し防音シー トの設置検討や振動に よって隣接建物に影響 が無いように機械の選 定を設計段階から十分 に検討します。

◆近隣生活騒音や建築工事等に伴う騒音に対する調査や指導を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
18	公害苦情処理業務 【環境保全課】	・市民より、近隣生活騒音及び建築工事に伴う騒音などの苦情があった場合、現場確認し、騒音状況の調査や指導を行いました。	57件/年	【継続実施】 適正な公害苦情処理を行います。	・工事着工前に、公害防止指導申請書を提出させる等により、建築工事に伴う騒音等の防止に努めていきます。

③航空機対策の推進

◆空港及び基地から発生する騒音の実態把握を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
19	航空機騒音状況の把握 【環境保全課】	・沖縄県作成の「平成27年度航空機騒音測定結果」により、那覇市内の測定局(2局)における平成27年度の騒音測定結果を収集しました。 両局とも環境基準値以下となっています。 (①那覇浄化センター局、②具志局)	①Lden54dB (環境基準値 Lden62dB) ②Lden55dB (環境基準値 Lden57dB)	【継続実施】 空港及基地から発生する騒音の実態把握を行います。	・常時測定2局の測定結果・情報の収集を継続します。 ・航空自衛隊の改編や第2滑走路建設など、航空機騒音の変動が見込まれるので、測定局増設の必要性を検討します。
	軍用機の騒音測定結果の把握 【平和交流・男女参画課】	・平成28年9月に公表された沖縄県環境生活部環境保全課作成の「平成27年度航空機騒音測定結果概要(那覇空港)」の報告書から、那覇市内の測定局における軍用機の騒音測定結果の数値を把握しました。 (①那覇浄化センター局、②具志局)	平成27年度 平均Lden ()内は環境基準値 ①那覇浄化センター 54(62) ②具志 55(57)	【継続実施】 引き続き、沖縄県の測定結果の動向を把握する。	・定期的な情報収集に努めます。

◆沖縄県や周辺市町村と連携し、国へ騒音低減の取組を要請します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
20	航空機騒音状況への対応 【環境保全課】	・沖縄県知事が平成28年9月、那覇空港を管理している国土交通省大阪航空局長及び共用している航空自衛隊那覇基地司令宛て、航空機騒音の軽減について要請を行いました。	1回/年	【継続実施】 必要に応じ適切な要請を行います。	・継続して沖縄県と連携し、那覇空港周辺の航空機騒音の実態を把握します。
	自衛隊・米軍機の騒音に対する苦情・要望等への対応 【平和交流・男女参画課】	・市民からの苦情・要望等を受けた時は、その内容を記録し、自衛隊・米軍機が原因の場合は、沖縄防衛局及び自衛隊等関係機関へ連絡します。 ・騒音が生ずるオスプレイ(MV22)については、那覇市上空が進入路となっています。そこで、現在、オスプレイが配備されている普天間飛行場の早期県外移設や航空機騒音等の軽減を求めるため、本市が加盟する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請行動(平成28年12月22日)に市長が直接参加し、「普天間飛行場の早期返還」及び「住宅地上空の飛行の回避」について、内閣総理大臣はじめ、関係閣僚あてに要請しました。	・連絡件数: 28件 ・要請行動: 平成28年12月22日の沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請行動に市長が参加	【継続実施】 苦情や要望を受けた場合は、関係機関へ速やかに連絡するようにする。また、関係機関との連携を密に行います。	・市民からの苦情・要望については、良く話を伺い、的確に防衛局等へ伝達します。

1-3 きれいな水を守る

①健全な水質と水環境の確保

◆水質に関する環境調査を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
21	那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務 【環境保全課】	・市測定計画に基づき、河川12地点(他に県測定計画15地点あり)、海域6地点、地下水1地点について水質測定を行いました。 ・波之上ビーチの水質測定を開設前(4月～5月)と開設中(7月～8月)に行いました。	・環境基準が設定されている河川10地点中、9地点が環境基準(BOD)を達成しました。海域:6地点中3地点が環境基準(COD)を超過しました。 ・地下水について砒素、ほう素で環境基準の超過がありました。 ・水浴場は開設前はAA判定、開設中はA判定でした。	【継続実施】 観測態勢の充実を図ります。	・今後も継続して河川などの水質調査を行い、公共用水域の水質の常時監視と水関係の状況把握に努めます。

◆沖縄県や周辺市町村と連携して観測体勢を充実させます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
22	那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務 【環境保全課】	①(前出 取組No21) 河川について、県測定計画に基づく15地点について、中核市以降に伴い本市が年間4～12回水質調査を行いました。 ②国場川水系について、5市町村で合同水質調査を実施しています。同日に全地点で採水を行い、結果から河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。	①すべての県測定地点で環境基準を達成しました。 ②夏季(8月)及び冬季(2月)の2回合同水質調査を行いました。	【継続実施】 観測態勢の充実を図ります。	・今後も継続して水質調査を行い、公共用水域の水質の常時監視と水関係の状況把握に努めます。

◆公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
23	公共下水道の整備普及の推進 【下水道課】	・下水道未共用区域の整備推進を図り、更に共用区間における未接続箇所の下水道取付工事を行いました。	下水道普及率:98.1%	【継続実施】 公共下水道事業(未普及)6件予定	・未共用箇所の大部分が私道地権者からの布設承諾取得が困難なため、汚水事業概成との課題となっています。
	公共下水道接続普及促進 【料金サービス課】	・下水道接続普及活動 市内を4地区に分け、毎年1地区に接続依頼文書を送付、戸別訪問(1日10～15件)で普及活動を実施しました。 ・補助事業 障がい者世帯に対する補助:上限25万円(5件)を実施しました。 生活扶助世帯に対する補助:工事費全額(2件)を実施しました。 低地帯建物に対する補助:上限30万円(0件)を実施しました。 低所得者世帯に対する補助 年間所得100万円以下の世帯に対する補助及び貸付:上限15万円(0件)と年間所得50万円以下の世帯に対する補助及び貸付:上限30万円(5件)を実施しました。 低所得者世帯に対する貸付事業:上限10万円(0件)を実施しました。 ・貸付事業 戸建住宅40万円、共同住宅100万円以内・貸付事業(9件)を実施しました。	・水洗化率:95.5% ・浄化槽及びくみ取り便所等改造実績:99件	【継続実施】 ・公共下水道接続普及促進 ・下水道接続効果促進事業(補助金事業・貸付事業) 補助制度については、前年度と同様に障がい者世帯・生活扶助世帯・低地帯建物に対する補助、低所得世帯に対する水洗便所設置費等補助。また、貸付制度には「低所得世帯に対する水洗便所設置費等資金貸付」を含む貸付事業を行い、水洗化率向上を図ります。	・平日の戸別訪問時に、不在であった世帯に対する休日訪問普及活動を実施します。 ・不動産管理会社が管理する賃貸建物を対象に、同管理会社を訪問し、接続依頼文書を用いて建物所有者への助言を促すなど、普及活動を行います。
	生活排水対策推進事業 【環境保全課】	・沖縄県環境整備協会の法定検査した結果、不適正等の判定があった浄化槽管理者に対し、文書等で適正管理の指導をしました。	32件/年	【継続実施】 浄化槽の適正管理の指導を行います。	・年1回検査を義務付けられている浄化槽の法定検査の受検率の向上に努めています。

◆道路整備における透水性舗装の整備を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
24	街路整備事業 【道路建設課】	・透水性舗装の歩道を整備します。	透水性舗装:110m	【継続実施】 H29年度工事予定街路事業:11件	・供用中の道路が多いため、工事を行う際は歩行者・交通車両の安全に留意します。

◆保水機能や浄化機能を重視した緑地や公園の整備を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
25	公園整備事業 【花とみどり課】	・保水機能や浄化機能等を考慮した緑地や公園整備を行います。	0件	【継続実施】 今年度は対象工事はありません。	・新設園路への透水性舗装の導入促進には経済性をクリアする必要があります。

◆公共施設における雨水や再生水の利用を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
26	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、雨水利用設備を設置しました。	工事: 【完了】2件 【継続】1件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業	・施設の永年利用のため、維持管理が重要となります。現時点で主に散水と利用しているが、その他の目的で利用できないか今後検討が必要となります。
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公園施設であるトイレ等に貯留槽の設置や再生水の利用推進を図ります。	0件	【継続実施】 今年度は対象工事はありません。	・公園内の施設としてはトイレ施設が主になり、再生水の利用促進には、予算等が課題です。 ・再生水の供給エリアが限定されています。
	公園維持管理 【公園管理課】	・雨水及び再生水利用施設の維持管理を行います。	新都心公園 他10公園	【継続実施】 継続して維持管理を行います。	・設置から10年以上が経過しているため、設備の経年劣化等に注意して管理を行います。
	公共施設における再生水の利用の推進 【下水道課】	・那覇浄化センターで下水を高度処理し、新たな水源として有効利用することを目的として、再生水利用下水道事業区域内にある公共施設へ再生水の利用を推進しました。	工事: 0件	【継続事業】 再生水利用下水道事業1件予定	・PRや啓発活動の充実を図ります。
	●小学校 ・上間小学校校舎建設事業 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ●その他(幼稚園等) ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・設計段階では、雨水利用設備を積極的に導入することを検討します。また、施工段階では設計時の内容を鑑み、整備します。	工事: 7件	【新規】 ●小学校 ・高良小学校校舎建設事業 ・石嶺小学校校舎建設工事 【継続実施】 ●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業	・雨水を利用して運動場に散水するために、大口径の水栓とその水量に対応したポンプ等を検討します。

◆水を汚さないために家庭や事業所で実践できる取組を普及啓発します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
27	水を汚さないための取組について普及啓発 【下水道課】	・工事前の住民説明会にて、下水道供用開始後、速やかに家庭内汚水等を公共下水道への接続推進に関する啓発を実施しました。	下水道接続率: 95.5%	【継続事業】 普及啓発に取り組みます。	・工事完了後においても速やかに管理移管を行い、公共下水道の供用開始を行います。
	・事業場排水水質分析調査 【料金サーピス課】	・公共用水域の水質の確保並びに公共下水道施設の機能を保全するため、市内の事業場排水の水質分析を実施し監視指導を行いました。	・事業場80カ所の水質分析調査を実施 ・検体数: 676体 ・改善指導: 34件	【継続実施】 事業場排水水質分析調査 事業場排水80カ所の採水及び水質分析(検体数: 675体)を実施予定です。	・事業場排水水質分析調査では、調査・指導できる事業場の数が限られているので、多くの市民や事業場に、排出できる汚水の水質基準等について理解が得られるよう、広報誌等を通して水を汚さないための方法の啓発を行います。

◆市民や事業者に対して節水に対する広報活動を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
28	那覇市水資源有効利用推進 【環境保全課】	・建築確認申請時に添付を求める水資源有効利用・節水計画書を提出する市民や事業者に対し、節水及び雨水の有効利用の必要性について、助言などを行っています。	提出件数: 556件/年	【継続実施】 計画書の提出を求めます。	・平成29年度から雨水や井戸水の補助対象を広げており、これまで上限出来なかった事業者に対しても助言や広報活動を実施していきます。
	広報誌「なはの水」(市内全戸配布)及び上下水道局ホームページでの広報活動。 【上下水道局総務課】	・平成28年10月に発行した広報誌「なはの水」タブロイド版及び平成29年2月に発行した広報誌「なはの水」パンフレット版で、節水を呼びかける標語を掲載しています。また、上下水道局ホームページにて「節水コーナー」のページを掲載しています。 http://www.water.naha.okinawa.jp/water/sessui/aboutsessui.html	発行部数: 144,550部(10月)、 144,200部(2月) 発行回数: 2回(10月・2月)	(平常時) 広報誌「なはの水」及び上下水道局ホームページにて広報活動を行います。 (渇水時) 本庁・三支所などにて懸垂幕を掲揚するとともにパトロール車にて節水の呼びかけを行います。また、大口使用者に対しては節水啓蒙ポスターを配布し、掲示依頼を行います。	・多くの市民に節水に対する理解が得られるよう、広報誌等による継続的な広報活動を実施します。
	那覇市水道事業ビジョンを策定 【上下水道局企画経営課】	平成28年3月に策定した本ビジョンにおいて具体的に施策として示されている環境負荷軽減対策を平成33年度まで実施していきます。	製本実績なし。	【継続実施】 局ホームページに掲載し、水道利用者へ毎年度継続して周知を図っています。	・本ビジョンはPDCAサイクルによりフォローアップを実施することとしているため、検証、評価を行う必要があります。

◆市民や事業者に対して雨水利用の啓発を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
29	水資源有効利用推進事業 【環境保全課】	・本市内にある住居や事業所に、雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置又は修繕した者に対し、予算の範囲内で、その経費の一部を補助(設置費用の2分の1補助で限度額は4万円)しており、広報誌などで募集等を実施しています。	補助件数:21件/年	【継続実施】 当該補助を実施します。	・平成29年度から対象を店舗や事業所等にも拡大しており、今後も利用件数の推移を見ながら、制度の改革に努めていき、雨水等の利用の啓発に努めます。
	「那覇市住生活月間」パネル展 【建設企画課】	・「住生活月間」(毎年10月)において、関係課と連携し、本市の住宅関連施策についてパネル展示(本庁舎1階展示コーナー)やパンフレット配布等を通じ、市民向け情報提供しています。	毎年10月実施	【継続実施】 今年度も10月下旬(1週間程度)に本庁舎1階展示コーナーにてパネル展を開催予定です。	・ホームページ等による周知を積極的に行う必要があります。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.26) ・雨水利用や再生水利用の促進に努めます。	0件	【継続実施】 今年度は対象工事はありません。	・雨水及び再生水の利用促進には、施設整備や管理の経済性が課題です。 ・再生水の供給エリアが限定されています。

◆井戸・湧水の有効活用を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
30	井戸・湧水の有効活用推進 【環境保全課】	・渇水時や災害時の生活用水として有効活用として検討します。	平成24・25年度実施の市内湧水井戸水質調査報告書の検証	【継続実施】 検討します。	・関係課等に情報提供を行い必要に応じ意見交換を行います。

②水辺環境の保全と水とふれあう場づくり

◆多様な生物の生息・生育環境となっている干潟や海岸、河岸等の水辺環境を保全します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
31	①環境啓発事業 ②漫湖水鳥センター管理運営事業 【環境保全課】	①干潟の重要性を理解するために、湧水めぐり、大嶺海岸観察会を実施しました。 ②漫湖水鳥センターにおいて、水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全の理解を深めるために様々な活動(自然観察会や特別企画展等)を行いました。	①湧水めぐり1回(25人)、大嶺海岸観察会1回(30人) ②27回/年(442人)	【継続実施】 水辺環境を保全します。	工事などの影響により、大嶺海岸や漫湖の生物の生育状況などが変わってきているため、その原因や状況把握に努め、水辺環境の保全に繋げていきます。

◆赤土放出の情報収集とパトロールを推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
32	沖縄県赤土流出防止条例に基づく事業現場のパトロール 【環境保全課】	・那覇市内における1,000㎡以上の土地の造成及び建設現場からの赤土等の流出を防止します。	市民から赤土等の流出に関する通報はありませんでした。	【継続実施】 赤土流出の情報収集とパトロールを行います。	・事業現場の確認については、同条例に基づく届け出を受けて沖縄県南部保健所がパトロールをしています。 ・地域住民から赤土流出の通報があった場合は、パトロールを行い、県に報告することとしています。

◆市民や事業者と協働して水辺環境の保全活動(美化運動等)を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
33	漫湖チュラカーギー作戦32(漫湖南岸大清掃) 【環境保全課】	・漫湖へ再び一万羽の渡り鳥が飛来することを目標に、漫湖及びその周辺で清掃イベント(ごみ拾い及びマングローブの稚樹抜き)を行いました。	回収した混合ごみの量: 2,350kg 参加者: 268人	【継続実施】 漫湖の保全活動を推進します。	・ラムサール条約登録湿地である漫湖の保全と利活用を図るためチュラカーギー作戦の広報を強化し参加者の拡大に努め、漫湖の環境保全を実施します。

◆市民参加型の水辺、海辺の生き物調査を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
34	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.31) ・ホテル観察会を2回、大嶺海岸観察会を1回実施しました。	参加者: ホテル観察会2回(75人)、大嶺海岸観察会1回(30人)	【継続実施】 講座を実施します。	・環境啓発事業の観察会としての実施であり、調査とは言い難いものですが、これを契機に、参加した方が個々に水辺を見ることがあれば、結果として、調査するものの数が増えることになると考えています。

1-4 有害化学物質から生活を守る

①ダイオキシン類対策の推進

◆環境中のダイオキシン類の常時監視と情報の公開を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
35	ダイオキシン類監視事業 【環境保全課】	ダイオキシン測定(大気4回、水質・底質2カ所1回、地下水質・土壌1回)を実施しました。	測定を実施した全ての測定値で環境基準を達成しました。	【継続実施】 ダイオキシン類の監視・測定を行います。	・測定を実施した全ての測定値で環境基準を達成しており、特に問題はありません。

◆那覇・南風原クリーンセンターにおけるダイオキシン類の排出を抑制します

取組 No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
36	ごみ処理施設の適正運営管理 【廃棄物対策課】	・那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ N以下になるようにごみを焼却し、濃度の測定し、公表を行いました。 ・測定頻度は年1回です。 ・排出基準値および法令等規制値 0.1ng-TEQ/m ³ N以下(0℃、1気圧における1m ³ あたり0.1ng(ナノグラム:10億分の1g)以下 TEQ:毒性等価量(Toxic Equivalents の略) ・数値等実績の測定値は、焼却炉1～3号および灰溶融炉1、2号ともに触媒反応塔出口で測定した数値です。	焼却炉1号 (H28.11.18測定) 0.00010ng-TEQ/m ³ N 焼却炉2号 (H28.6.17測定) 0.0000011ng-TEQ/m ³ N 焼却炉3号 (H28.7.4測定) 0.0000061ng-TEQ/m ³ N 灰溶融1号炉 (H28.6.9測定) 0.000017ng-TEQ/m ³ N 灰溶融2号炉 (H29.1.6測定) 0.0000075ng-TEQ/m ³ N	【継続実施】 那覇・南風原クリーンセンターから排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ N以下になるようにごみを焼却し、濃度の測定し、公表を行います。	・今後の処理施設の基幹改造を見据えて、適正処理ができるように測定を行います。

②有害大気物質等対策の推進

◆有害大気物質の常時監視と情報の公開を行います

取組 No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
37	大気汚染防止対策事業 【環境保全課】	・継続的に摂取することで、人の健康を損ねるおそれがある有害大気汚染物質について、那覇市保健所(21物質)と琉球銀行松尾支店(6物質)の2か所で測定を実施しました。	環境基準が定められている4物質及び指針値が定められている9物質については全て環境基準値又は指針値を達成しました。	【継続実施】 継続し有害大気物質(21物質)の測定を行います。	・測定値が環境基準や指針値を達成しているか監視していく必要があります。

◆アスベスト飛散防止対策を行います

取組 No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
38	大気汚染防止対策事業(中核市事業経費) 【環境保全課】	特定粉じん(アスベスト)排出等作業実施届のあった現場に立ち入りし、作業手順や飛散防止の養生が適切に実施されているかについて検査・確認を行い、不適切なケースの場合は指導を行い、作業の変更・追加を指導しました。	12件/年	【継続実施】 アスベスト飛散防止対策を行います。	・平成28年度の沖縄県生活環境保全条例の改正に伴い、非飛散性アスベストの排出作業の届出(沖縄県へ)も必要になったことから、解体等作業実施者へ適切な指導・啓発を実施します。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、アスベスト飛散防止対策を行いました。	工事: 【完了】1件 【継続】0件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 自治会活動育成事業	・既設建物の解体・改修工事の件数が増えることによりアスベスト除去も増える傾向にあります。特定建築材料の除去方法によっては、飛散防止のための養生費用が高くなる懸念があります。
	アスベスト(石綿)対策 【建築指導課】	・アスベスト(石綿)に関する情報を収集し、関係機関と協力し、アスベスト飛散防止対策を行います。	平成28年度相談対応:1件 関係機関への連絡通知:53件	【継続実施】 相談のあるホテルのアスベスト除去について引き続き相談対応する。 アスベスト含有の届出については関係機関へ連絡通知を行います。	・市民に対して今なお相当数使用されていると思われるアスベスト含有建材に関する取り扱いについて情報提供や周知・啓蒙を引き続き行う必要があります。

③土壌汚染対策の推進

◆有害化学物質による土壌汚染や地下水汚染の状況について、調査を実施し、情報の公開を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
39	土壌汚染対策事業 【環境保全課】	・土壌汚染や地下水汚染が判明した場合に、周囲に健康被害が及ぶおそれがあれば調査を実施し、必要に応じて情報の公開を行います。平成28年度においては、地下水汚染の恐れがある地区にある10件の井戸を調査し、3件で特定有害物質の確認がされました。	10件/年	【継続実施】 土壌汚染等が判明した場合は、関係法令に基づき必要な調査を行い情報公開を行います。	・飲用に係る地下水はありませんが、地下水の汚染状況を確認したうえで、汚染が確認された井戸の地下水利用者に対しては、使用に係る指導を行い、汚染井戸の周辺住民に対しては、情報の公開を行い、注意を喚起します。 なお、当該地下水の調査は、水質汚濁防止法に基づき、周辺調査として実施され、公開されるものとなっています。

◆土壌汚染対策法に基づく「有害物質使用特定施設」が廃止された場合は、事業者に対して、土壌汚染調査を指導します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
40	土壌汚染対策事業 【環境保全課】	・土壌汚染対策法第3条などに基づき、調査を実施した事業者から提出された土壌汚染状況調査結果により、当該事業敷地のうち基準超過した区域について同法に基づく区域指定を行います。	0件/年	【継続実施】 汚染の恐れがある場合は、土壌汚染調査を指導します。	・開発行為に伴う土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出は、20件前後と安定しています。

◆汚染された土壌の適正処理について事業者に対して指導します

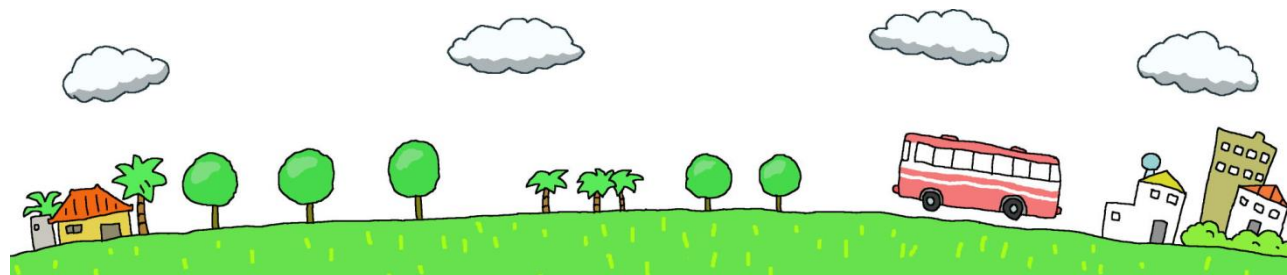
取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
41	土壌汚染対策事業 【環境保全課】	・土壌汚染対策法に基づく区域指定を受けた土地の所有者等に対し、土壌汚染対策法第16条第1項に基づき、除去した汚染土壌を同法の許可を受けた処理施設に適切に運搬するよう指導を行います。	0件/年	【継続実施】 汚染土壌の適正処理を指導します。	・許可を受けた汚染土壌処理業者を利用するよう指導します。

1-5 自然を守り・自然とふれあう

①自然環境の保全

◆都市部の貴重な自然環境を形成する緑地や樹木を保全します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
42	環境啓発事業 【環境保全課】	・市民に対して都市部の貴重な自然環境保全の理解を深めるために、末吉公園で植物観察や巨樹・巨木調査等を実施しました。	1回/年	【継続実施】 緑地や樹木等を保全します。	・参加者の拡大に努めるとともに、保全の必要な緑地や樹木等の把握をする必要があります。



◆那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
43	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【建設企画課】	(前出 取組No.17) ・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等を行います。工事にあたっては、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従い、低騒音、低振動の機器を使用するよう配慮します。	2箇所の埋め戻し等完了	【継続実施】 1箇所の埋め戻し等を予定です。	・現在、確実に順守されており課題は特にありません。 引き続き、現場監督員等による現場確認を徹底し、継続して進めます。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 那覇市伝統工芸ブランド確立事業 防災拠点施設発電設備整備事業 【新規】 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 地下壕対策事業 【建築工事課】	・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう請負者に指導しました。	工事: 【完了】27件 【継続】24件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 【新規】 文化芸術発信拠点施設整備事業(パレット) 緑ヶ丘公園内集会所設置事業 安謝出張所改修事業 那覇市IT創造館基盤整備事業 那覇市ITインキュバート施設基盤整備事業 なはし創業・就職スタートアップサロン(仮)運営事業 自治会活動育成事業 那覇市保健所改修事業	・環境配慮マニュアルについての指導は十分に浸透してきています。配慮への意識を継続できるように、今後も引き続き指導を継続します。
	街路事業 歴史散歩道事業 道路事業 交通安全施設整備事業 バス停上屋 交流オアシス整備事業 【道路建設課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに基づく環境配慮事項を遵守します。	工事:33件	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業:11件 道路事業:10件 歴史散歩道事業:1件 交通安全施設整備事業:4件 交流オアシス整備事業:2件	・工事期間中の実施状況の確認を随時行います。
	道路施設の維持修繕等 【道路管理課】	・道路施設の維持修繕等にあたっては、「那覇市公共工事等環境配慮マニュアル」に沿って、環境に配慮した工事等を行いました。	道路修繕工事:67件	【継続実施】 道路修繕工事	・引き続き、修繕工事業者との連携強化を図ります。
	市営住宅ストック総合改善事業 【市営住宅課】	(前出 取組No.17) ・工事において、環境配慮マニュアルに従った公共工事を行うよう請負者に指導しました。	工事6件	【継続実施】 引続き請負者に指導を行います。	・実施状況を確認します。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17) ・那覇市公共工事環境配慮マニュアルを活用し、公共工事請負業者に対し環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:10件	【継続実施】 工事予定:11件 委託予定:2件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。
	公園整備事業 【公園管理課】	・那覇市公共工事等環境配慮マニュアルを活用し、公共工事請負業者に対し環境配慮仕様書で配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	4件	【継続実施】 継続して環境配慮マニュアルを活用し、工事を適正に行えるよう努めます。	・各項目に留意し、環境への配慮をより徹底して行います。
	伊江殿内庭園保存整備事業 【文化財課】	・伊江殿内庭園保存整備事業において、指定地東側にある急傾斜地の安全対策工事を行いました。	急傾斜地安全対策工事:1件	【継続実施】 東側急傾斜地安全対策工事を予定しています。	・維持管理を行いながら、文化財の保護・整備について検討する必要があります。
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事の実施 【配水管理課】	・上水道施設(配水管、給水管等)の維持管理工事の際、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従って施工しました。(前出 取組No.17)	工事:1件	【継続実施】 上水道施設維持管理工事1件予定	工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに沿って施工するよう施工計画書等へ記載することを請負業者へ指導します。
	那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施 【水道工務課】	(前出 取組No.17) ・自然環境保全のため、那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに従った公共工事等を実施しました。	工事:7件	【継続実施】 水道事業20件予定	・工事の際は那覇市公共工事等環境配慮マニュアルに沿って施工することとなっていますが、未だ指導が必要な業者もあり、今後も継続して環境配慮への意識づけが必要です。

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
43	●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・学校施設耐震化事業(開南小学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(仲井真小学校耐震改修) ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・小学校施設環境整備事業(冷房設置) ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・中学校施設環境整備事業(冷房設置) ・中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ・学校施設耐震化事業(那覇中学校耐震改修) ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・那覇市民体育館イベント誘致機能強化事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事において、環境配慮マニュアルに則った施工を実施するよう受注者に指導しました。 ・委託においては、環境配慮マニュアルに則った設計を検討するよう受注者に指導しました。	工事:55件	【新規】 ●小学校 ・高良小学校校舎建設事業 ・学校耐震化事業(松島小学校耐震改修) ・学校耐震化事業(壺屋小学校耐震改修) ・石嶺小学校校舎建設工事 ●中学校 ・学校施設耐震化事業(首里中学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(古蔵中学校耐震改修) ・金城中学校空調設備更新事業 ●その他(幼稚園等) ・新文化芸術発信拠点整備事業(旧久茂地小学校解体) ・奥武山野球場大屋根鉄骨部補修事業 【継続実施】 ●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・小学校施設環境整備事業(冷房設置) ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業	・設計段階より環境配慮マニュアルに沿った施工方法を検討しておく必要があります。
	公共工事環境配慮マニュアル 【環境保全課】	・公共工事(小規模工事を除く。)を行う部署から環境ISO事務局に提出された環境配慮仕様書及び環境配慮チェック表の確認を行いました。	123件/年	【継続実施】 提出される当該マニュアルを確認します。	・工事を実施する事業者等に対し、当該マニュアルの利活用を促します。

◆天然記念物を保全します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
44	文化財維持管理 【文化財課】	・国指定天然記念物「首里金城の大アカギ」の定期的な確認を行いました。	年に6回程度	【継続実施】 樹木の調査業務委託を予定しています。	・樹齢200年を経過する樹木を、適切に保護していくには、定期的な樹勢回復処置が必要です。

②生物多様性の保全

◆生き物の生息・生育状況を把握し、必要に応じて保全対策を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
45	環境啓発事業 【環境保全課】	①末吉公園で巨樹巨木調査・どんぐりプロジェクト・トンボウォッチ等の環境啓発事業を実施しました。(環境啓発事業受託者の提案事業) ②絶滅危惧種であるキバナノヒメユリについて、関係部署(公民館・文化財課)との調整を行い、貴重種の保全に努めています。	①3回(39人)/年 ②2回/年	【継続実施】 生き物の生育状況等の把握などを実施します	・環境啓発事業の一環として実施しており、将来の調査に携わる人材の養成も考慮すれば、より深い事業内容が求められ、今後検討していく必要があります。

◆環境省などと協力して特定外来生物による生態系の破壊を防止します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
46	環境啓発事業 【環境保全課】	環境省作成による特定外来種、要注意外来種の広報パンフレットを市民などに配布しており、特定外来生物「ボタンウキクサ」、緊急対策外来生物「アメリカハマグルマ」についても、文書等で広報を行いました。また、沖縄県自然保護課に対し、「グリーンアノール」「タイワンスジオ」の発見情報の提供も行いました。	全庁掲示板、自治会連絡会165カ所で配布、小中学校88カ所配布	【継続実施】自治会、学校等への啓発の外、環境啓発事業の委託事業でも、外来種等に係る広報を実施する。	・市内の住宅や事業所のみならず、当市の管理する施設においても緊急対策外来種の植栽が見られるため、周知及び駆除等が必要となっています。

◆公園、緑地等を整備して生態系ネットワークの保全や創出を図ります

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
47	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17.43) ・環境配慮仕様書で動植物への配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件 委託:10件	【継続実施】工事予定:11件 委託予定:2件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底進めます。

③自然とふれあう場づくり

◆自然観察会や体験教室、市民参加型環境学習を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
48	環境啓発事業 【環境保全課】	・自然観察会や体験教室等様々な市民参加型環境学習を実施しました。	51回(一般参加者2,625人)	【継続実施】啓発事業を実施します。	・参加者の拡大や参加した市民のニーズの把握に努めます。

◆学校や公共施設にビオトープを整備します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
49	公園整備事業 【花とみどり課】	・平成28年度においての整備はありませんでした。	0件	【継続実施】都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要となるため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めて行います。	・今後は整備をしていく上では、整備後の維持管理の取組み方が課題です。
	なし。 【施設課】	・平成28年度において、整備はありませんでした。	0件	【新規】 ・なし 【継続実施】 ・なし	・ビオトープを整備した後、水が干上がったり、雑草で水面が覆われて、限られた生物しか生息できない状況になってしまうことがあるため、学校と協力しながら管理する必要があります。
	環境啓発事業 【環境保全課】	環境保全課が関わったビオトープ整備はありませんでした。	0件	【継続実施】関係機関との連携を図ります。	・ビオトープ整備についての相談などがあれば、環境保全の立場から、外来生物などの繁殖などが無いように、育成生物などに係るアドバイスを行う必要があります。

◆観光客に対するエコツーリズムを促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
50	波の上ビーチ、漫湖等、本市のエコツーリズムの状況に関する情報収集 【観光課】	・波の上ビーチ等におけるエコツーリズム状況に関する情報収集を行いました。 波の上みそら公園ダイビング・シュノーケリングエリアにおいては現在利用者向けに新たな環境保全活動事業を展開していくための準備を行っているとの確認を行いました。	1回	【継続実施】先進事例などの調査を行います。	・本市の特性に合致した取組についての検討、関係部署や関係団体などとの連携が必要です。

1-6 緑あふれる街をつくる

①緑の保全と創出

◆周辺環境に配慮した公園緑地を整備します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
51	公園整備事業 【花とみどり課】	・地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要となるため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	協働のまちづくり 【公園管理課】	・自治会による公園管理業務の委託推進や公園清掃ボランティアの育成を行います。	・自治会委託：18団体 ・企業ボランティア：63社 ・公園愛護会：162団体 計 243団体	【縮小実施】 2件増の年間目標を達成出来るよう取り組みます。	・登録した後、退会する団体があるので、継続してもらえるような環境づくりを工夫する必要があります。

◆市民農園を提供します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
52	市民農園事業 【商工農水課】	・1区画約9㎡規模の耕作地を提供し、野菜の栽培収穫をとおして、農業への関心と緑地の保全を展開しています。	60区画(66世帯) 中途解約・中途利用者有	【継続実施】 60区画(60世帯)	・中途解約時の報告がない場合があるので、現場確認及び連絡を密にする。

◆道路や公共施設の緑化を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
53	公園整備事業 【花とみどり課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行い、草花苗などを無料で配布しています。	33,080鉢	【継続実施】 今年度は、約30,000鉢の花苗を配布予定	・対象となる道路周辺の市民やボランティア団体等への周知を図る必要があります。
	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	・街路樹の植栽を推進します。	街路樹植栽：23本	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業：11件 道路事業：10件	・歩道幅等や成長速度を考慮した樹木の選定を行います。
	亜熱帯庭園都市の道路美化事業 【道路管理課】	・都市および地域における骨格的な緑の軸として、街路樹の緑化や美化を推進し、都市の景観形成の向上を図りました。	植栽面積：2,596㎡ 街路樹の剪定：538本	【継続実施】 植栽工事及び街路樹の剪定	・街路樹の剪定については、路線ごとに適切な時期に実施できるよう計画的執行を図っていく必要があります。
	●小学校 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ●その他(幼稚園等) ・真和志幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・屋上又は壁面緑化を推進しました。	工事：3件 (壁面緑化面積 計 176㎡)	【継続実施】 ●中学校 鏡原中学校校舎建設事業	・学校の屋上には人の立ち入りが少ない学校が多いため、屋上緑化の整備は学校と十分な調整のうえ管理への理解を得て、管理しやすい設備を検討します。
	本庁舎植栽の適正管理 【管財課】	・本庁舎における緑の保全と創出を展開し、緑あふれるまちづくりを目指します。	日常の管理3人程度(委託業者)	【継続実施】 H28年度補植育成結果(発育の良い植物の選定)に基づき、本庁舎の生育環境に適していると考えられる植物を、試験的に順次補植していき、緑豊かな庁舎を目指します。	・台風や高層階の強風による被害等を減減させることが課題です。

②身近な緑の充実

◆緑地協定による民有地の緑化を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
54	公園整備事業 【花とみどり課】	・平成28年度においての実績はありませんでした。	0件	【継続実施】 地区計画や建築協定を所管する都市計画課や建築指導課と連携し、民有地における緑化推進を研究します。	・民有地所有者の協力体制の構築が必要です。

◆緑化に対する広報活動を強化します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
55	公園整備事業 【花とみどり課】	・花いっぱい推進運動を市民運動として広めるため、那覇市のホームページで周知を行っている。また、業務委託での主要道路沿いの方へ周知のためのビラ配りを行っています。	対象道路沿いの住宅に対してビラ配布	【継続実施】 毎年年度初めにはホームページ更新し市民への周知を行います。	・対象となる道路周辺の市民やボランティア団体等への周知を図る必要があります。
	屋上・壁面緑化推進事業 【環境政策課】	・ごみゼロイベントや環境月間パネル展等で緑化に関する情報を発信し、普及啓発を行いました。	通年		

◆敷地や建物の緑化に関する技術指導や支援を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
56	公園整備事業 【花とみどり課】	・ベランダ緑化において、ブーゲンビリアの育て方講習会を開催し、ブーゲンビリアの苗を無料で配布しています。	132鉢	【継続実施】 毎年年度初めにはホームページ更新し市民への周知を行います。	・平成28年度にて事業終了。今後新たな事業展開を検討します。
	緑のカーテン推進事業 【環境政策課】	・緑のカーテン講習会を開催しました。	緑のカーテン緑化講習会：4回／参加者数78名		

1-7 県都にふさわしい街なみをつくる

①観光都市にふさわしい景観づくり

◆景観計画等にもとづき観光拠点などの景観形成を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
57	那覇市景観計画の推進 【都市計画課】	・平成24年4月の景観計画施行に伴い、市における届出業務を開始。景観計画区域内行為届出書により、那覇市景観計画に基づいて建築物および工作物の行為について各類型別エリアに沿った良好な景観形成を促進します。	景観計画区域内行為届出書(景観法第16条第1項2項)及び通知書(景観法第16条第5項)の合計323件	【継続実施】 引き続き景観区域内行為届出書により、良好な景観形成の促進を行います。	・設計者や届出者との事前調整を円滑に進めるため、平成28年度に建築物や屋外広告物を対象としたデザインマニュアルを作成したが、今後は公共を対象としたデザインマニュアルを整備する必要があります。

◆景観資源の指定を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
58	都市景観資源の指定 【都市計画課】	・那覇市都市景観条例第26条第1項の規定に基づき、都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建造物・樹木を景観資源として指定します。	59件 平成9年～平成28年度末累計	【継続実施】 公共所有のみでなく、民間所有の景観資源候補も指定に繋がられるよう取り組んでいます。	・景観資源指定を受けた樹木等の維持管理に対し支援策等を設けることを検討する必要があります。

◆道路や公共施設等の整備にあたっては周辺景観との調和を図ります

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
59	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・各事業にて整備を行う道路施設は、周辺環境との調和を図りながら整備を行います。	薄層舗装 ・車道:97m 石張舗装 ・車道:281m	【継続実施】 H29年度工事予定 歴史散歩道事業:1件	・景観・デザインについて、地元住民や自治会等の意見のとりまとめが課題です。
	街路樹維持管理 【道路管理課】	・道路施設の維持修繕等にあたっては、良好な景観の形成に対する配慮を行いました。	街路樹の剪定:731本 道路の除草:16,986㎡	【継続実施】 街路樹の剪定等	・計画的な剪定及び除草が行えるよう検討していく必要があります。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・道路や公共施設等の整備にあたっては、関係課と調整しながら施行しました。	工事: 【完了】8件 【継続】6件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 緑ヶ丘公園内集会所設置事業	・関係課との調整により、工事の手戻りや大幅な変更がないように、十分な調整を行っていきます。 ・デザイン性と機能性を追求するなかで、両者の要求事項に齟齬が生じる事があります。
	公園整備事業 【花とみどり課】	・(前出 取組No.51)関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要となるため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・学校施設耐震化事業(開南小学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(仲井真小学校耐震改修) ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ・学校施設耐震化事業(那覇中学校耐震改修) ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・那覇市民体育館イベント誘致機能強化事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・塗料選定時の色彩検討、緑化の推進により、周辺環境と調和を図りながら整備しました。	工事:53件	【新規】 ●小学校 ・高良小学校校舎建設事業 ・学校耐震化事業(松島小学校耐震改修) ・学校耐震化事業(壺屋小学校耐震改修) ・石嶺小学校校舎建設工事 ●中学校 ・学校施設耐震化事業(首里中学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(古蔵中学校耐震改修) ・金城中学校空調設備更新事業 ●その他(幼稚園等) ・新文化芸術発信拠点整備事業(旧久茂地小学校解体) ・奥武山野球場大屋根鉄骨部補修事業 【継続実施】 ●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・小学校施設環境整備事業(冷房設置) ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業	・学校の高木の枝葉が越境する事例が多いため、周辺地域のとの調和を図りながら、樹木の選定や植栽の位置を検討します。
	モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業 農連市場地区防災街区整備事業 【市街地整備課】	・再開発事業地区における道路や公共施設等の整備にあたっては、都市デザイン室等との調整を踏まえ、周辺景観との調和を図るため、事業施行者へ指導を行います。	工事の進捗に合わせて随時、デザイン室調整(農連、旭橋各1回)	【継続実施】 ・建築工事、道路工事の実施	・関係課及び関係機関との連携協力が必要です。

◆観光都市にふさわしい屋外広告物となるよう指導します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
60	那覇市屋外広告物適正化推進計画、那覇市公共サイン計画の推進 【都市計画課】	・平成25年に作成した「那覇市屋外広告物適正化計画」及び「那覇市公共サイン計画」を推進します。	屋外広告物許可申請件数(那覇市屋外広告物条例第11条、第19条、第20条)197件	【継続実施】 平成25年に作成した「那覇市屋外広告物適正化計画」に基づき、申請率の向上に向け、未申請広告物と未継続広告物に対し許可申請の案内通知の送付を行います。	・那覇市屋外広告物条例に違反する広告物に対し指導を行うため、違反広告物の指導に関する要領を作成する必要があります。

②歴史・文化の保全・活用

◆歴史的な街なみや資源を保全し、適切に活用します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
61	首里金城町石畳道保存修理工事 【文化財課】	・県指定文化財である、「首里金城町石畳道」の石が欠損・陥没した部分の修復を行い、文化財として保全すると共に、観光資源としても活用を図りました。	石積修復工事:1件	【継続実施】 石畳道の石積修復工事を予定しています。	・維持管理を行いながら、文化財の保護・整備について検討する必要があります。

◆指定文化財の保存整備を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
62	新垣家住宅保存整備事業 【文化財課】	・国指定重要文化財の保存整備に伴い、指定地内防災施設工事を行いました。	防災施設工事:1件	【継続実施】 防災施設工事場所の試掘調査を予定しています。	・文化財の保存と整備工事とバランスを考慮しながら事業を進めることが課題です。

◆歴史的・文化的な資源やその資源と一体となる景観の保全・修景・活用を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
63	首里金城町まちづくり推進協議会の運営 【都市計画課】	・首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課など複数の課にまたがる工事を執り行っている。本課は、その全体のとりまとめとして全体会や地域との意見交換会を実施します。	首里金城町まちづくり推進協議会開催件数:1回	【継続実施】 首里金城町では、細街路整備事業に伴い、道路建設課、下水道課、文化財課等複数の関係課による工事等が実施または計画されています。その全体のとりまとめとして会議や地域との意見交換会の窓口となり、良好な景観形成を推進します。	・事業課の業務進捗に合わせて推進連絡会の開催時期、回数を検討する必要があります。
	・歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	薄層舗装 ・車道:97m 石張舗装 ・車道:281m	【継続実施】 H29年度工事予定 歴史散歩道事業:1件	・景観・デザインについて、地元住民や自治会等の意見のとりまとめが課題です。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.51.59) ・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要となるため、今後、それらに適合し配置計画で設置が可能な公園において整備を進めます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	玉陵・識名園管理事業 識名園保存修理事業 伊江殿内別邸庭園 【文化財課】	・世界遺産であり、国指定文化財である両施設の保護、公開、活用のための維持管理を行いました。 ・識名園保存修理事業では、御殿屋根補修工事、心字池の水質改善業務を実施しました。	・維持管理業務→通年で実施 ・石工工事1件 ・池水質改善業務(5月～1月)	【継続実施】 識名園保存修理事業において、敷地内石積補修工事、池の水質改善業務を行います。	文化財施設の公開を行いながら、文化財の保護・整備の計画を進めることが課題です。

◆開発事業等に対して、歴史的・文化的な資源や背景への配慮について指導します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
64	埋蔵文化財試掘調査 【文化財課】	・市内の各種開発に伴い、文化財の有無を確認する申請を受けると共に、必要な場所に関しては、試掘調査等を行い文化財に対して配慮を図る啓発を行いました。	試掘調査数：10ヶ所	【継続実施】 市内の各種開発に伴い、文化財の有無の確認、試掘調査等を行う予定です。	・建物の開発を行う建築主、設計者等に対し、文化財の配慮について理解してもらうことが課題です。

◆公共施設の整備にあたっては歴史的な街なみ景観との調和を図ります

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
65	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・公共施設等の整備にあたっては、関係課と調整しながら施行しました。	工事： 【完了】8件 【継続】6件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業	・関係課との調整により、工事の手戻りや大幅な変更がないように、十分な調整を行います。 ・デザイン性と機能性を追求するなかで、両者の要求事項に齟齬が生じる事があります。
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	薄層舗装 ・車道：97m 石張舗装 ・車道：281m	【継続実施】 H29年度工事予定 歴史散歩道事業：1件	・景観・デザインについて、地元住民や自治会等の意見のとりまとめが課題です。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.51.59.63) ・関係機関との調整や地域住民の意見を広く取り入れるため、ワークショップやアンケート調査などを行っています。	0件	【継続実施】 都市公園の設置施設は、ワークショップ等により地域や利用者のニーズ・意向を確認して整備を行います。また、整備後の公園管理者の管理方針等も重要となるため、今後、それらに適合し配置計画で設置可能な公園において整備を進めます。	・公共施設を新設するにあたり地域住民への周知を図る必要があります。
	【小学校】 城西小学校屋内運動場建設事業 【その他(幼稚園等)】 城西幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・歴史的景観との調和に配慮した設計を行いました。	工事：1件	【継続実施】 ●小学校 城西小学校屋内運動場建設事業 ●その他(幼稚園等) 城西幼稚園園舎建設事業	・対象となる城西小学校は首里城に隣接しているため、引き続き、歴史的景観を損なわないよう配慮しながら、整備します。

◆赤瓦や石垣等、本市の風土を特徴づける素材を活用した住宅建設に対する支援を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
66	景観形成推進事業 【都市計画課】	・龍潭通り沿線地区(平成14年12月～)、首里金城地区(平成6年4月～)、壺屋地区(平成14年4月～)の3地区において、歴史的景観に配慮して、赤瓦や琉球石灰岩を活用した建物に対し、景観助成金を交付しています。	修景物件数：7件 助成金合計5,356,000円	【継続実施】 地区内の申請物件に対し助成金交付を行う予定。平成29年度実施計画では14件を予定しています。	・歴史的景観を保全するために地域の方々や設計者には、景観整備基準の理解を深めて頂く必要があります。

◆地域の歴史・文化資源に関する情報を整備します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
67	歴史資料編集・普及事業 【文化財課】	・那覇市内106ヶ所に設置した「旧跡・歴史的地名標示板」を周辺環境に配慮し、適切な維持管理を行いました。	設置箇所：市内106ヶ所	【継続実施】 定期的に状況を確認し、適切な維持管理を行います。	・維持管理のため、定期的に設置状況を確認する必要があります。
	歴史散歩道整備事業 【道路建設課】	・観光都市としての景観・美観の創出・継承のため、歴史的な由来のある散歩道を調査選定し、路面改良、道路緑化・美化を行います。	薄層舗装 ・車道：97m 石張舗装 ・車道：281m	【継続実施】 H29年度工事予定 歴史散歩道事業：1件	・景観・デザインについて、地元住民や自治会等の意見のとりまとめが課題です。

1-8 衛生的な街をつくる

①衛生的な街づくり

◆ハブ対策を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
68	ハブ・衛生害虫等対策事業 【環境衛生課】	・ハブ咬症防止の啓発、目撃情報に基づくハブ捕獲器設置による捕獲、ハブ咬症者への医療費の一部扶助、棲みかとなる石垣の穴埋めのための原材料の支給を行いました。また、ハブ咬症防止のパネル展・出前講座を実施しました。なお、これまで直営で行ってきたハブ対策事業をH27年7月からハブ・衛生害虫等対策事業として外部委託しました。	啓発パネル展:5回 目撃等相談件数:68件 捕獲器設置:115件 ハブ捕獲:89匹 原材料支給:5件	【継続実施】 ・ハブによる咬症事故防止の啓発を目的に、小中学校等を対象にパネル展を開催し、ハブの目撃等のある地域については捕獲器の設置等を継続して実施します。	・観光客へのハブ咬症防止に関する周知も重要となっています。

◆野良犬、野良猫対策を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
69	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・狂犬病予防法、那覇市飼い犬条例に基づく徘徊犬の捕獲、動物愛護管理法に基づく所有者不明犬猫の引取り、犬猫適正飼養の啓発、観光地周辺に生息する所有者のいない猫の不妊去勢手術を行いました。	徘徊犬捕獲:33頭 所有者不明犬猫の引取り:犬 64頭、猫123匹 所有者のいない猫の不妊去勢手術:101匹	【継続実施】 ・犬猫の適正飼養を関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術を手法を変え継続して実施し、猫の繁殖による環境悪化の抑制を図ります。	・猫は1回の出産で複数の子猫を産み、1年に2～4回の出産が可能です。メスは生後4～12ヶ月で繁殖できるようになるため、地域での過剰な繁殖が課題です。

◆あき地の適正管理を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
70	あき地の所有者又は管理者への適正管理の指導 【環境衛生課】	・草が繁茂するなど管理が十分でないあき地の所有者又は管理者に対し適正管理の指導を行いました。	相談受付:179件 解決:162件 継続:17件	【継続実施】 ・管理されていないあき地の所有者等へ指導を行い、生活環境の保全に努めます。	・登記簿等でも所有者の追跡ができないあき地への対応が課題です。

◆ゴキブリなどの衛生害虫の駆除を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
71	ハブ・衛生害虫等対策事業 【環境衛生課】	・ねずみやゴキブリなどの衛生害虫の駆除に関する助言・指導、噴霧器の貸出し、重点薬剤散布箇所への薬剤散布、環境に配慮した衛生害虫の発生防止及び防除法の普及啓発を行いました。なお、これまで直営で行ってきたハブ対策事業をH27年7月からハブ・衛生害虫等対策事業として外部委託しました。	相談件数:277件 噴霧器の貸出し:45件 重点薬剤散布箇所への薬剤散布:36箇所(延べ75回)	【継続実施】 ・自治会等へ噴霧器の貸出しや薬剤を支給し、衛生害虫の発生防止及び防除法の普及啓発を継続して実施します。	・平常時からの感染症媒介蚊対策を普及啓発し、感染症予防に取り組む必要があります。

②動物と共生する街づくり

◆市民や関係団体と連携し、畜犬登録の推進やペットの正しい飼い方に関する啓発を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
72	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・狂犬病予防集合注射、沖縄県獣医師会への鑑札・済票交付の委託、動物愛護週間関連イベント及び市の広報誌を活用して犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進しました。また、犬のしつけ教室、動物ふれあい教室、小学生を対象とした動物愛護学習会等をおして適正飼養の普及啓発を行いました。	集合注射実施:20会場 犬のしつけ教室:1回 動物ふれあい教室:1回 動物愛護学習会:31校 なは動物愛護フェスタ:1回 適正飼養パネル展:1回	【継続実施】 ・4月から6月にかけて集合注射を実施します。 ・夏休みを利用した小学生向けの動物愛護学習会を実施します。 ・各種イベント等を実施し動物愛護、適正飼養の普及啓発に努めます。	・不妊去勢手術、猫の室内飼育等が十分普及していないことが課題です。



◆犬、猫の殺処分率の減少に向けた取り組みを推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
73	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・終生飼養の原則に反する安易な引取依頼に対する指導・啓発や収容犬猫を返還するための所有者情報の収集、並びに犬猫の譲渡事業を実施しました。	返還率：犬57.3% 猫0% 譲渡数：犬30頭 猫30匹	【継続実施】 ・収容犬猫の返還強化を図り、飼い主の判明しない犬猫にはできるだけ生存の機会を与えるため、譲渡の推進に努めます。	・収容数の減少を図るため、適正飼養・終生飼養・繁殖制限の普及啓発が重要です。

◆動物愛護管理行政の拠点となる施設を整備し、動物愛護事業を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
74	建設用地取得に向けた調査、研究 【環境衛生課】	・建設用地の取得に向けての調査を行いました。 ・施設整備に関する環境部の基本構想(案)及び基本計画(案)をブラッシュアップしました。	基本構想(案)・基本計画(案)の修正(案)の策定	【継続実施】 ・動物愛護管理施設の整備計画を継続して推進します。	・市内での建設用地の確保が課題です。

③墓地の環境整備

◆市民共同墓の適正管理を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
75	識名霊園の適切な管理・運営 【環境保全課】	・南納骨堂の使用期限を越えて納骨壇を占有している者又はその親族、関係人に対しては、郵送による使用更新の通知や電話連絡により更新手続きを促すとともに市民共同墓の合葬室使用を案内しました。また、納骨壇に直接、貼り紙をしたり、通知や戸別訪問により更新手続き又は遺骨の引取り折衝を行いました。今年度は、無縁化した遺骨を「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等に関する要綱」第8条第1項第2号により、市民共同墓合葬室へ埋蔵します。	南納骨堂中庭に移動した84件中、前年度でできなかった56件のうち居住者の判明した者や通知、訪問を繰返し実施した結果、7件の改葬手続き、7件の引取り拒否がありました。これまでの引取り拒否16件、調査困難の33件は市民共同墓合葬室へ埋蔵します。	【継続実施】 南納骨堂不法占有状態のお骨は引き続き区画整理課仮安置所へ改葬します。	・死亡や転出等により、承継者又はその親族や関係人の追跡が困難になってきているケース、「自分とは無関係」と引取りを拒否するケースが増えており、それに対応するため平成27年度に「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等に関する要綱」を制定し、平成29年度は同要綱に基づき、那覇市民共同墓合葬室へ埋蔵します。

◆市民共同墓を活用し、無縁墓地や空き墓の適正な管理を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
76	公営墓地一般管理業務 【環境保全課】	・市民共同墓の施設概要 合葬室約20,000体の焼骨埋蔵可能、合葬用納骨室2,612壇、短期収蔵納骨室1,812壇、参拝室2室、屋外参拝所7ヶ所、トイレ1ヶ所、管理事務所が設置され、識名霊園管理事務非常勤職員1人、委託先のシルバー人材センター職員2人が常駐し、年中無休で施設の適正管理に努めます。	使用許可件数：362件 【合葬用納骨室21件、短期収蔵納骨室129件、合葬室212件(直葬162件、生前予約50件)】	【継続実施】 南納骨堂使用者へ施設閉鎖の通知を行うと同時に広報誌、インターネット等で随時募集の掲載を行います。	・核家族化、少子化に伴う墳墓管理が困難となる状況を見据えて、市民共同墓の案内、情報提供(広報活動)に努めます。 ・平成33年5月の南納骨堂閉鎖に伴うお骨の改葬先として、市民共同墓を案内します。

【基本目標2】 身近な取組で地球環境保全に貢献するまち

2-1 ごみを減らす

①ごみの排出抑制・循環的利用の促進

◆4Rの普及啓発を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
77	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を促進するため、次のような4Rの普及啓発事業を行いました。 ・4R推進コンクール(ポスター、標語) ・環境絵日記コンクール ・4R啓発を目的としたごみゼロキャンペーンの実施 ・分別表、分別マニュアル、ホームページ等での広報	ごみゼロイベント: 平成28年5月28日実施 4R・環境絵日記コンクール: 平成28年12月1日表彰式実施	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を促進するため、次のような4Rの普及啓発事業を行います。 ・4R推進コンクール(ポスター、標語) ・環境絵日記コンクール ・4R啓発を目的としたごみゼロキャンペーンの実施 ・分別表、分別マニュアル、ホームページ等での広報	・雑紙の分別徹底を推進するため、拠点回収への相乗効果を期待し、小学校での家庭から出る雑紙回収を推進します。
	再生工房事業に協力します 【クリーン推進課】	・那覇市再生工房事業(廃棄物対策課所管)について、再生可能と判断した家具等の収集・運搬業務をサポートします。	全市域中、市が直接収集する市域の収集運搬【平成28年度実績:持ち込み126個(うち販売94個)】	【継続実施】 再生工房事業の受託者と連携し、再生可能と判断される家具等を積極的に収集・運搬するとともに、そごみ受付時に家具等を出される市民に対し、再生工房事業に資する可能性等について説明します。	・市が直接収集する地域以外での取り組みが課題です。
	イベント事業における4R普及推進 【商工農水課】	・イベント事業において事業者等に啓発を実施しました。	主催事業にて4Rを啓発し、補助事業においては実施主体に啓発を依頼しました。	【継続実施】 ・イベント事業において、事業者等に啓発を行います。	・引き続き4Rを啓発していきます。
	環境ISO14001 【観光課】	・イベント主催団体に対し市の方針を伝達しています。環境目的・目標実施計画管理票及び環境配慮イベントチェックシート作成により検証しています。	5回 (各イベント開催時)	【継続実施】 使い捨て製品及び過剰包装の製造・販売・使用の自粛を促します。 配付物等などの印刷物の枚数適正化を図ります。	・イベント主催団体や関係業者だけでなく、来場者への環境に対する呼びかけも必要です。

◆クリーンサポーターと連携して市民のリサイクル活動を支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
78	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図ります。	定員40名 平成28年度は40名を委嘱。	【継続実施】 新規に2自治会を加え、環境推進員(クリーンサポーター)36名を委嘱し、ごみの分別指導、研修会及び環境イベント等を通して、ごみの減量資源化等を図ります。	・参加自治会数や1自治会当たりの人数の見直しが必要です。

◆徹底したごみの分別を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
79	ごみ減量・資源化推進事業 家庭ごみ有料化事業 【廃棄物対策課】	ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るため次の事業を実施しました。 ・広報啓発の充実 ごみ分別表の全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報 ・大規模事業所等への訪問し、ごみの減量・資源化の助言や指導 ・家庭ごみ有料化制度の導入し、ごみ処理費用に対する意識啓発を行い、受益者負担の公平性を確保することにより、ごみの減量・資源化を促進	大規模事業所訪問件数：231件(再訪問なし、小学校西地区19校も含む) 減量化計画書提出率95.3%(213件中203件)※年度当初の数値で、訪問当日までには全て提出済	【継続実施】 ごみの分別を促進し、減量及び資源化の推進を図るため次の事業を実施します。 ・広報啓発の充実 ごみ分別表の全戸配布、分別マニュアルの配布、市外からの転入者へ転入者パックの配布、ホームページや広報紙「市民の友」での広報 ・大規模事業所等への訪問し、ごみの減量・資源化の助言や指導 ・家庭ごみ有料化制度の導入し、ごみ処理費用に対する意識啓発を行い、受益者負担の公平性を確保することにより、ごみの減量・資源化を促進(資源化物拠点回収事業はクリーン推進課へ移管しました)	・雑紙の分別徹底を推進します。また、機密書類の溶解処理による資源化を推進します。 ・事業系生ごみについて、生ごみ限定許可業者との契約を推進し、資源化の推進を図ります。 ・3010運動を推進します。
	ごみ減量・資源化推進事業 ごみ収集事業 【クリーン推進課】	・資源化物の無断持ち去り行為への巡回指導を行い、悪質な持ち去り行為者に対し、勧告・命令・過料処分を実施し、積極的に廃棄物の減量、資源化物の推進促進を図りました。 ・資源化物拠点回収事業を廃棄物対策課より引き続き、資源化物の持ち去り行為の抑制及び廃棄物の減量、資源化物の促進を図りました。 ・門口収集を堅持し、徹底したごみの分別排出を推進します。	・指導は、293人、445件、過料は5人、9件処分実施。 ・拠点回収登録団体36団体 門口推進：282件	【継続実施】 ・資源化物の持ち去り行為者を指導・処分し廃棄物の減量、資源化物の促進を図ります。 ・罰則規定の強化 ・拠点回収登録団体を奨励し廃棄物の減量、資源化物の促進を図ります。 【継続実施】 ・前年度並みの門口新設を見込み、ごみの分別排出指導を行います。	・現行の過料額(1万円)では、持ち去り行為への抑止効果が薄く、過料処分額の引き上げを検討する。 ・拠点回収登録団体の増加が鈍化してきている。 ・増加する外国人に対して正しい分別排出指導を行います。

◆生ごみや雑紙の資源化を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
80	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類を減量するため、次の事業を実施しました。 ・家庭用生ごみ処理機器購入支援制度 ・広報啓発(雑紙の分別、生ごみのひと絞り：分別表、チラシ、ホームページ) ・事業系生ごみの資源化を促進するため、生ごみ限定収集運搬体制の確立 ・大規模事業所等へ訪問し、生ごみの資源化業者の紹介	生ごみ処理機器購入支援助成件数：70件 限定許可業者数：6社	【継続実施】 可燃ごみの組成成分の上位である、生ごみと紙類を減量するため、次の事業を実施します。 ・家庭用生ごみ処理機器購入支援制度 ・広報啓発(雑紙の分別、生ごみのひと絞り：分別表、チラシ、ホームページ) ・事業系生ごみの資源化を促進するため、生ごみ限定収集運搬体制の確立 ・大規模事業所等へ訪問し、生ごみの資源化業者の紹介	・事業系生ごみについて、生ごみ限定許可業者との契約を推進し、資源化の推進を図ります。

◆アシスト収集によって高齢者や障がい者のごみ出しを支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
81	アシスト収集事業 【クリーン推進課】	・独居・高齢者等で、ごみ出しに支障のある世帯に対し、関係機関の申請を受け調整をしながら、クリーン推進課職員がごみ出しのアシストを行います。	毎週1回収集：235件 粗大・多量ごみ：75件	【継続実施】 引き続き週1回の収集、粗大ごみ・多量ごみの収集を行う。 福祉部・社協・包括支援センター、介護事業所への周知を積極的に行います。	・関係課及び関係機関との連携協力が必要です。

◆使い捨て製品及び過剰包装の製造・販売・使用の自粛を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
82	ごみ減量・資源化推進事業 エコマル那覇プラザ棟啓発推進事業 【廃棄物対策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。 ・広報啓発(分別表、分別マニュアル、ホームページ等での広報) ・食器貸出し事業 ・着物・衣装等レンタル	食器貸出団体数: 67団体 着物・衣装レンタル: 313件	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行います。 ・広報啓発(分別表、分別マニュアル、ホームページ等での広報) ・食器貸出し事業 ・着物・衣装等レンタル	・発生抑制、排出抑制を促進するため周知広報を図ります。

◆詰め替え商品の購入やマイバッグ運動を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
83	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行いました。 ・広報啓発(雑誌の分別、生ごみのひと絞り: 分別表、チラシ、ホームページ) ・マイバック運動の推進	分別表の配布 枚数: 169,910枚 早見表の配布 部数: 11,993部	【継続実施】 循環型社会を目指し、発生抑制及び排出抑制を推進するため、4Rの啓発を行います。 ・広報啓発(雑誌の分別、生ごみのひと絞り: 分別表、チラシ、ホームページ) ・マイバック運動の推進	・発生抑制、排出抑制を促進するため周知広報を図ります。

◆事業系一般廃棄物排出事業者や収集運搬許可業者に対して適正処理を指導します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
84	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	(前出 取組No.79) ・大規模事業所等へ訪問して、ごみの排出状況の確認をし、助言や指導を行いました。 ・ごみ処理施設でごみの搬入検査を実施し、不適物がある場合は許可業者及び排出事業者へ指導を行いました。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者への指導監督を行いました。 ・保健所の食品衛生講習会での廃棄物の適正処理についての広報をしました。	大規模事業所訪問件数: 231件(再訪問なし、小学校西地区19校も含む) 搬入検査: 8回 保健所での広報: 52回	【継続実施】 ・大規模事業所等へ訪問して、ごみの排出状況の確認をし、助言や指導を行います。(前出 取組No.79) ・ごみ処理施設でごみの搬入検査を実施し、不適物がある場合は許可業者及び排出事業者へ指導を行います。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者への指導監督を行います。 ・保健所の食品衛生講習会において廃棄物の適正処理についての広報をします。	・観光客数が毎年10%程度増加しており、事業系ごみが増加傾向にあります。

◆産業廃棄物排出業者・処理業者に対して適正処理を指導します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
85	産業廃棄物適正処理促進事業 【廃棄物対策課】	・産業廃棄物の適正処理を促進するため那覇市が許可している産業廃棄物処理業者及び那覇市内の産業廃棄物排出事業者への立入検査等を実施しました。	立入検査等実施件数 1.産業廃棄物処理業者: 6事業者 2.産業廃棄物排出事業者(建築解体現場を除く): 224事業所	【継続実施】 ・産業廃棄物の適正処理を促進するため、那覇市が許可している産業廃棄物処理業者及び那覇市内の産業廃棄物排出事業者への立入検査等を実施します。	・産業廃棄物処理について、認識が不足している事業者への周知啓発を行います。

◆廃自動車の適正処理・再資源化を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
86	産業廃棄物適正処理促進事業 【廃棄物対策課】	・適正処理を促進するため那覇市にて登録や許可している自動車リサイクル関係事業者への立入検査等を実施しました。	立入検査等実施件数 自動車リサイクル関係事業者: 1事業者	【継続実施】 ・適正処理を促進するため、那覇市にて登録や許可している自動車リサイクル関係事業者への立入検査等を実施します。	・未登録の自動車リサイクル関係について、認識が不足している事業者への周知啓発を行います。

◆建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
87	建設リサイクル法に基づく届出等の指導 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく届出書の審査及び現場パトロール等により、建設廃棄物の適正処理・再資源化を促進します。	平成28年度届出件数：390件	【継続実施】 5月と10月に現場パトロールを実施。	・解体工事においては、分別解体、再資源化の実施はほぼ定着していると考えられるが、新築・増築工事において、建設リサイクル法の無届けが数件確認されるので、更なる周知徹底を図る必要があります。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 那覇市伝統工芸ブランド確立事業 防災拠点施設発電設備整備事業 【新規】 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 地下壕対策事業 【建築工事課】	・工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう請負者を指導しました。	工事： 【完了】27件 【継続】24件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 【新規】 文化芸術発信拠点施設整備事業(パレット) 緑ヶ丘公園内集会所設置事業 安謝出張所改修事業 那覇市IT創造館基盤整備事業 那覇市ITインキュバート施設基盤整備事業 なはし創業・就職スタートアップサロン(仮)運営事業 自治会活動育成事業 那覇市保健所改修事業	・建設資材の再資源化のため、分別解体の徹底、指導を進めます。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17.43.47) ・適正処理や再資源化について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事：10件	【継続実施】 工事予定：11件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。
	建設廃棄物の適正処理・再資源化推進事業 【廃棄物対策課】	・建築物解体事業場(787事業場)において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、分別解体・再資源化の指導を行いました。	立入検査等実施件数：787事業場1,670件	【継続実施】 ・建築物解体事業場において、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、分別解体・再資源化の指導を行います。	・建設リサイクルについて、認識が不足している事業者への周知啓発を行います。

◆公共施設等の長寿命化対策を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
88	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・公共施設等の工事においては、コンクリート造を標準として施行しました。	工事： 【完了】5件 【継続】1件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 緑ヶ丘公園内集会所設置事業	・資材価格、労務単価の高騰により、工事価格が上昇することが懸念されます。
	市営住宅建替事業 【建設企画課】	・市営住宅の建替えにおいて、躯体の耐久性と間取りの可変性を備えた長寿命建築物の建設に努めます。	平成28年度319戸建替完了(建替総戸数2,654戸)	【継続実施】 石嶺、宇栄原、大名市営住宅の建替事業を進めていきます。	・建替事業を進める中で、建設戸数の平準化を図る必要があります。
	モノレール・インフラ部修繕事業 【道路管理課】	・今後、経年劣化に伴って修繕管理(点検・修繕等)の増大が見込まれることから、モノレール長寿命化修繕計画に基づき、施設の延命を図る目的で修繕事業を継続で実施しました。	橋梁50橋、モノレール・インフラ部等を点検	【継続実施】 橋梁、モノレール・インフラ部の点検業務等	・修繕作業における、沖縄都市モノレール株式会社との連携強化を努めます。
	都市公園安全・安心対策事業 【公園管理課】	・公園施設長寿命化計画で策定した公園施設の補修・撤去・更新を行います。	6公園	【継続実施】 今年度については2公園を予定しています。	・今後、長寿命化計画の見直しを行う必要があります。
	●小学校 小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) 【施設課】	・既設学校校舎、体育館外壁に劣化防止のため塗装を施しました。	工事：4件(学校施設2校)	【継続実施】 小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	・外壁塗装、屋上防水を施し建物の老朽化を抑えるため、各建物にあった材料や施工方法を検討しより長く効果が得られるに施行します。

◆公共施設等を解体する時は、再資源化等の適正処理を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
89	建設リサイクル法に基づく通知等の指導 【建築指導課】	・建設リサイクル法に基づく通知書の審査及び現場パトロール等により、公共施設の建設廃棄物の適正処理・再資源化を推進します。	平成28年度 通知件数: 187件	【継続実施】 5月と10月に現場パトロールを実施。	・公共工事における建設現場の分別解体工事や再資源化への取り組み、アスベスト除去工事の対策方法等についてその模範的な施工方法を教材として解体工事施工者や建設工事施工者の研修等に活用されるよう検討します。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・解体工事において、建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適正にされるよう請負者を指導しました。	工事: 【完了】2件 【継続】0件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 緑ヶ丘公園内集会所設置事業 安謝出張所改修事業 那覇市IT創造館基盤整備事業 那覇市ITインキュバート施設 基盤整備事業 なはし創業・就職スタートアップ サロン(仮)運営事業 自治会活動育成事業 那覇市保健所改修事業	・建設資材の再資源化のため、分別解体の徹底、指導を進めます。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.17.43.47.87) ・再資源化等の適正処理について、再生資源利用計画書などを作成させ、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事: 10件	【継続実施】 工事予定: 11件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。
	●小学校 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ●中学校 ・真和志中学校校舎建設事業 【施設課】	・建設リサイクル法等の関係法令に基づき、再資源化及び分別を実施しました。	工事: 1件	【新規】 ●小学校 ・高良小学校校舎建設事業 ●その他(幼稚園等) ・新文化芸術発信拠点整備事業 【継続実施】 ・真和志中学校校舎建設事業	・解体する建物には、アスベストの含有するレベル3のボード等があるか十分に調査し、改定された沖縄県生活環境保全条例を順守しながら施行します。

◆民間住宅の長寿命化対策を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
90	住宅関連情報の発信 【建設企画課】	・那覇市ホームページにおいて、スケルトンインフィル住宅についての情報提供による民間住宅への普及促進を図ります。	課ホームページにて制度の紹介	【継続実施】 必要に応じ、随時ホームページの更新をします。	・耐久性の高い住宅の整備に向け、広く市民への周知を図る必要があります。

◆道路や公共施設の整備では再生材等の利用を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
91	歴史散歩道整備事業 バス停上屋整備事業 街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	(前出 取組No.13.17.43) ・再生資源利用計画書にて、再生材等の利用促進を指導しています。	工事: 33件	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業: 11件 道路事業: 10件 歴史散歩道事業: 1件	・工事期間中の実施状況の確認を随時行います。また、工事完了時に書類にて確認します。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 地下壕対策事業 【建築工事課】	・工事において、積極的に再生材等を利用するよう請負者を指導しました。	工事: 【完了】15件 【継続】7件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【新規】 緑ヶ丘公園内集会所設置事業	・再生材については、通常より価格が高い場合があり、請負者としては利用しづらい状況があります。
	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【建設企画課】	(前出 取組No.17、43) ・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻等を行います。使用材料には再生材の利用を推進します。	2箇所の埋め戻し等完了	【継続実施】 1箇所の埋め戻し等を予定します。	・現在、確実に順守されており課題は特にありません。引き続き、現場監督員等による現場確認を徹底し、継続して進めます。

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
91	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.13.17.43.47.87.89) ・再生資材などの利用について、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件	【継続実施】 工事予定:11件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。
	【小学校】 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・学校耐震化事業(仲井真小学校耐震改修) 【中学校】 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・学校施設耐震化事業(那覇中学校耐震改修) 【その他(幼稚園等)】 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事において、積極的に再生材等を使用するよう請負者に指導しました。	工事: 9件(建築)	●新規 【小学校】 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・石嶺小学校校舎建設事業 ・高良小学校校舎建設事業 ・学校耐震化事業(松島小学校耐震改修) ・学校耐震化事業(壺屋小学校耐震改修) 【中学校】 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・学校施設耐震化事業(首里中学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(古蔵中学校耐震改修) 【その他(幼稚園等)】 ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ●継続 【小学校】 ・大名小学校屋内運動場建設事業	・路盤材は再生クラッシャーを利用して工事を進めているが、生産が追いつかず県内に再生材が不足する場合がある、工程に合わせて早期の発注を業者に促す等、可能な限り再生材を利用します。

◆PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
92	PCB・アスベスト廃棄物等の適正処理推進事業 【廃棄物対策課】	・建築物解体事業場(442事業場)において排出されたアスベスト廃棄物の適正処理、PCB保管事業者等(200事業所)のPCB廃棄物の適正保管について、指導・助言を行いました。	立入検査等実施件数 1.アスベスト含有建築物解体現場:442事業者 2.PCB保管事業者等:200事業所	【継続実施】 ・建築物解体事業場において排出されたアスベスト廃棄物の適正処理、PCB保管事業者等のPCB廃棄物の適正保管・処分期間について、指導・助言を行います。	・PCB保管・使用やアスベストについての認識が不足しているため、未届けの事業者が見られます。適切な保管・処理等の周知啓発を行います。

②不法投棄防止と街の美化の推進

◆不法投棄防止に関する啓発活動を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
93	産業廃棄物不法投棄防止パトロールの実施 【廃棄物対策課】	・平成28年度はクリーン推進課のみでパトロールを実施し、合同でのパトロールは実施しませんでした。	実績なし	【継続実施】 クリーン推進課(一般廃棄物担当課)と合同で、市内の不法投棄監視パトロールを実施します。	・パトロールの対象地域を検討します。
	市内不法投棄の恐れのある場所1か所の花壇・プランター設置事業を行いました 【クリーン推進課】	花壇市内1か所設置。霊園周辺に看板・プランター設置。	沖映通り1か所に花壇を継続設置。識名霊園周辺に看板・プランター設置。	【継続実施】 ・沖映通り1箇所に花壇を継続設置。識名霊園周辺に看板・プランター設置。(清明祭・盆時期)	・国際通りに隣接した場所であり観光推進と道路美化の観点から観光課又は道路管理者との連携を強化したい。

◆クリーンサポーターの育成を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
94	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	(前出 取組No.78) ・地域の生活環境の向上及び清掃事業の円滑な運営を図るため、地域と行政のパイプ役として、環境推進員(クリーンサポーター)を委嘱し、ごみの減量資源化等の促進を図ります。	研修会を年1回開催。	【継続実施】 施設見学等を含めた研修会を年1回開催し、ごみの減量資源化等の理解を図ります。	・常勤の仕事を持っていない方が委嘱対象となる場合が多く、構成員の高齢化が課題です。

◆クリーンサポーターや地域住民と協力して不法投棄防止パトロール等を強化・推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
95	環境推進員(クリーンサポーター)事業 【クリーン推進課】	(前出 取組No.78、94) ・上記事業のほか、各自治会敷地内(市営団地等)の不法投棄防止を監視します。	8自治会、40名で実施。	【継続実施】 環境推進員(クリーンサポーター)と連携し、ごみ分別指導や不法投棄防止監視活動をサポートします。	・安全確保のため、2人以上での活動を基本としています。
	那覇市連絡事務委託及び受託自治会補助事業 【まちづくり協働推進課】	・自治会に対して、美化活動や不法投棄防止パトロール等の強化・推進の協力を依頼しています。	158自治会	【継続実施】 引き続き、美化活動や不法投棄防止パトロール等の強化・推進の協力を進めていきます。	・自治会員の高齢化が課題です。

◆不法投棄がなされた土地の所有者に指導や助言を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
96	不法投棄場所の土地所有者への指導・助言の実施 【廃棄物対策課】	・平成28年度においては、産業廃棄物の不法投棄は発生しませんでした。	該当なし	【継続実施】 ・今年度も産業廃棄物の不法投棄が発生しないよう、事業所への周知啓発を行います。	・不法投棄の起きにくい環境を維持します。
	不法投棄等防止対策 【クリーン推進課】	・不法投棄の場所への看板・プラントの貸与・設置をし、パトロールや警告シール等の監視・指導を行っています。	【継続実施】 ・清明祭・盆の不法投棄の多い識名霊園を中心に看板・プラント設置、日曜日広報活動、ホームページ・市民の友掲載等の広報活動やパトロールを積極的に行いました。 ・不法投棄の陳情712件の処理。排出者指導172件、管理者責任指導139件。警告ビラ660枚・看板14枚・プラント7台の設置等を実施しました。	【新規】 ・監視カメラの設置等を予定。 ・清明祭・盆の不法投棄の多い識名霊園を中心に看板・プラント設置、ホームページ・市民の友掲載等の広報活動やパトロールを積極的に行います。	・敷地の管理者責任について説明・指導を徹底します。 ・他機関(警察・道路管理者等)との連携強化。

◆市民を対象とした美化清掃イベントを推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
97	ごみゼロイベント等への参加協力 【クリーン推進課】	・4R運動を基調とした取り組みを、市民へ広く広報・啓発します。	市収集業務担当職員及び収集業務委託事業社(3事業社)がイベント参加しました。	【継続実施】 本年度も廃棄物対策課を中心にイベントに参加します。	・広報の強化を図ります。
	校区まちづくり協議会支援事業	【事業実施団体】 ・与儀小学校区まちづくり協議会 ・石嶺小学校区まちづくり協議会 ・銘苅小学校区まちづくり協議会 ・若狭小学校区まちづくり協議会 ・曙小学校区まちづくり協議会 ・仲井真小学校区まちづくり協議会 【平成28年度実績】 ・与儀小…与儀地域一斉清掃(年4回) 与儀小PTA作業(同協議会の環境美化部会を中心に実施・年3回) ・石嶺小…花植え作業(花いっぱい運動)(年17回実施) ・銘苅小…新都心ゴミ拾いクリーンデー(年6回) ・若狭小…フラワーボット事業(年1回) ・曙小…朝のクリーン活動ほか(年4回) ・仲井真小…国場川クリーンアップ作戦(年1回) 地域花いっぱい運動(年1回)	5小学校区まちづくり協議会 (活動内容は、左記のとおり)	【継続実施】 各小学校区まちづくり協議会ごとに、地域の特性を生かした美化清掃イベントを推進します。	・地域住民や各団体等、参加者が増えるよう、広く周知するなどの広報が必要です。
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	【事業実施団体】 那覇市協働によるまちづくり推進協議会 【平成28年度実績】 ・CGG活動(金城公園周辺地域清掃)	那覇市協働によるまちづくり推進協議会 (活動内容は、左記のとおり)	【継続実施】 市内の小学校等を対象に、ごみ問題をはじめとする環境問題に関心を持ってもらうためのきっかけとして、環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」を実施していきます。	・市内全地域(小学校)での講座開催を目標としていますが、時間を要するため、協働大使以外にも地域の方々(PTA保護者や自治会)でも講座を実施できるような仕組みを考えていく必要があります。 ・幼稚園児を対象とした講座の実施を検討しています。
	市民憲章推進協議会運営補助金 【市民生活安全課】	・補助金の交付先である那覇市民憲章推進協議会が県のCGG運動連動事業として年末美化清掃を実施。金城公園を中心として金城、赤嶺地域の中小高校生や企業、自治会、ボランティア団体が参加し、ごみ拾いを中心に清掃活動を行いました。	約400名が参加しました。	【継続実施】 ・平成29年度は清掃活動場所の変更を予定しています。	・特に課題は無いが、清掃活動地域をカバーできる人数の確保をする必要があります。

◆イベント開催時の美化清掃活動を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
98	環境ISO14001 【観光課】	(前出 取組No.77) ・イベント主催団体に対し市の方針を伝達しています。環境目的・目標実施計画管理票及び環境配慮イベントチェックシート作成により検証しています。	5回 (各イベント開催時)	【継続実施】 ゴミの量の数値化やゴミステーションを設置し、ゴミ分別の徹底を呼び掛けます。	・イベント主催団体や関係業者だけでなく、来場者への環境に対する呼びかけも必要です。

2-2 地球温暖化を防ぐ

①温室効果ガスの排出抑制

◆事業者と連携して公共交通の利用環境の向上と充実を図ります

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
99	総合公共交通の推進事業 沖縄都市モノレール利用促進事業 【都市計画課】	(前出 取組No.1) 【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」の効果を促進するため、公共交通の利用が不便とされる真和志地域において、地域内公共交通(乗合タクシー)を導入し、その効果を検証しました。	委託: 2件	【継続実施】 【総合公共交通の推進事業】 ・公共交通の利便性の向上と利用促進を図るため、事業者や関係機関と連携し、モデル性の高い基幹的公共交通の導入可能性を検討します。	【総合公共交通の推進事業】 ・「モデル性の高い基幹的公共交通」の実現に向けたバスレーンの導入において、関係機関との連携が課題です。
		(前出 取組No.1) 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・沖縄都市モノレール需要喚起アクションプログラムに基づき、首里駅-琉球大学間を運行する快速バスのバス停(バスベイ)を設置し、赤嶺駅において、P&R(パーク&ライド)駐車場の需要調査を行いました。	通年	【継続実施】 【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・モノレールの利用促進を図るため、てだこ浦西駅周辺において、駐車施設の活用方法の検討を行うとともに、経塚駅P&R駐車場需要調査を行います。	【沖縄都市モノレール利用促進事業】 ・バスとの乗継割引や二輪車駐車場の整備など、新たな需要掘り起こしのための施策を実施するに当たり、関係機関との調整が課題です。

◆慢性的な交通渋滞を緩和するため、体系的な道路網を整備します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
100	亜熱帯庭園都市形成推進調査(道路) 【都市計画課】	・首里大中小町内細部街路について、生活環境や道路の改善、密集市街地改善などのまちづくりに資する都市基盤の基礎調査を行い、長期未着手道路の変更にに向けた検討を行いました。	委託: 1件	【継続実施】 ・首里大中小町内細部街路について、生活環境や道路の改善、密集市街地改善などのまちづくりに資する都市基盤の基礎調査を行い、長期未着手道路の変更にに向けた検討を行います。	・道路基盤等の整備の遅れている地域に、新たなまちづくりと連動させた道路の整備を推進するため、事業課等の関係機関との連携が必要です。
	街路整備事業 道路新設改良事業 【道路建設課】	(前出 取組No.13.17.43.91) ・国・県道等の幹線道路を補完する地域内の補助幹線道路の整備を行います。	工事: 33件	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業: 11件 道路事業: 10件	・供用中の道路が多いため、工事を行う際は歩行者・交通車両の安全に留意します。

◆自転車、徒歩による移動を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
101	総合公共交通の推進事業 戦略的交通まちづくり推進事業 【都市計画課】	(前出 取組No.2) ・「なはモビリティウィーク&カーフリーデー」のなかで、なはまちなかウォーク、自転車安全運転講習等を実施し、徒歩や自転車による移動の楽しさを体験できる取組みを行いました。	年1回(開催日 9/16～9/22)	【継続実施】 ・市民の意識啓発を行うため、COOL CHOICE(クールチョイス)の取り組みと連携し、モビリティウィーク&カーフリーデーを実施します。 ・歩行者と自転車の分離による安全で快適な歩行空間の確保及び自転車ネットワークの構築と自転車通行空間を位置付ける自転車ネットワーク計画(案)を作成します。	・継続的な効果を発揮する取組みを検討します。 ・自転車ネットワーク計画を策定する上では、路線毎の整備形態や方針について、関係機関との調整が課題です。
	温暖化対策啓発事業	(前出 取組No.3) ・「モビリティ&カーフリーデー」において、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、二酸化炭素重量、温度測定などを実施し、市民や企業へ省エネ、エネルギーの大切さ等、地球温暖化対策に関する啓発(自転車、徒歩による移動等も含む)を実施しました。その他6件のイベントの際に温室効果ガスの排出抑制の啓発を行いました。	年7回	【継続実施】 COOL CHOICE(クールチョイス)運動の一環で行うイベントを予定しており、その中でも更に普及啓発を継続して行います。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	那覇市エコオフィス計画推進事業 【環境政策課】	(前出 取組No.5) ・エコオフィス計画の中で自転車・徒歩による通勤を、目標達成に向けた取組として奨励しています。	通年	【継続実施】 第4期実行計画期間(平成28～平成32年度)	・今後も取組の奨励を継続します。
	那覇市健康増進計画「健康なは21(第2次)」 【健康増進課】	・基本的な方針の「1.健康づくりを進める生活習慣の改善と環境づくり」における取り組み項目「(2)身体活動・運動」において、徒歩通勤やウォーキングを推進している。(環境的には、歩くことを勧めることにより、近距離での車の使用を減らし、温室効果ガスの排出抑制につながります)	随時	【継続実施】 「健康なは21(第2次)」において「身体活動・運動」の推進を図ります。	・歩きやすい、自転車でも移動しやすい道路の整備や運動しやすい公園の整備が必要。 ・公共交通の利用の呼びかけに対する効果の検証が課題です。



◆公共工事における温室効果ガスの排出を抑制します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
102	街路整備事業 交通安全施設整備事業 道路整備事業 交流オアシス整備事業 バス停上屋整備事業 歴史散歩道事業 【道路建設課】	・排出ガス対策型の機械を使用するよう指導します。	工事: 33件	【継続実施】 H29年度工事予定 街路事業: 11件 歴史散歩道事業: 1件 道路事業: 10件 交通安全施設整備事業: 4件 交流オアシス整備事業: 2件	・写真撮影・現場立会による使用機械の確認を随時行います。

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
102	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 那覇市伝統工芸ブランド確立事業 防災拠点施設発電設備整備事業 【新規】 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 地下壕対策事業 【建設工事課】	・工事において、工事で使用する機械・車両等は、排出ガス対策型機械を使用するよう請負者を指導しました。 ・工事において、屋上緑化または壁面緑化を施行しました。	工事: 【完了】 25件 【継続】 20件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 災害中央ボランティアセンター拠点施設整備事業 (那覇市総合福祉センター) 【新規】 文化芸術発信拠点施設整備事業(パレット) 緑ヶ丘公園内集会所設置事業 安謝出張所改修事業 那覇市IT創造館基盤整備事業 那覇市ITインキュバート施設基盤整備事業 なはし創業・就職スタートアップサロン(仮)運営事業 自治会活動育成事業 那覇市保健所改修事業	・屋上緑化については、竣工後の維持・保全を念頭において計画が必要です。(漏水対策)
	地下壕対策事業(特殊地下壕含む) 【建設企画課】	(前出 取組No.17、43、91) ・地下壕の陥没、崩壊等による災害を未然に防止するため、危険度の高い壕の埋め戻しを行います。工事にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮します。	2箇所埋め戻し等完了	【継続実施】 1箇所の埋め戻し等を予定します。	・現在、確実に順守されており課題は特にありません。引き続き、現場監督員等による現場確認を徹底し、継続して進めます。
	公園整備事業 【花とみどり課】	(前出 取組No.13.17.43.47.87.89.91) ・温室効果ガスについて、排出ガス対策機械の使用など、環境配慮仕様書で環境配慮を促し、環境配慮チェック表でチェックしています。	工事:10件	【継続実施】 工事予定:11件	・確実に遵守されており、特に問題はありません。引き続き現場監督員等による現場確認を徹底し進めます。
	●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・学校施設耐震化事業(開南小学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(仲井真小学校耐震改修) ・真和志小学校屋内運動場建設事業 ・城南小学校プール建設事業 ・小学校施設環境整備事業(冷房設置) ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ・中学校施設環境整備事業(冷房設置) ・中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ・学校施設耐震化事業(那覇中学校耐震改修) ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業 ・那覇市民体育館イベント誘致機能強化事業 ・真和志幼稚園園舎建設事業 ・城南幼稚園園舎建設事業 【施設課】	・工事で使用する機械・車両等について、低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械を使用するよう請負者に指導しました。	工事:55件	【新規】 ●小学校 ・高良小学校校舎建設事業 ・学校耐震化事業(松島小学校耐震改修) ・学校耐震化事業(壺屋小学校耐震改修) ・石嶺小学校校舎建設工事 ●中学校 ・学校施設耐震化事業(首里中学校耐震改修) ・学校施設耐震化事業(古蔵中学校耐震改修) ・金城中学校空調設備更新事業 ●その他(幼稚園等) ・新文化芸術発信拠点整備事業(旧久茂地小学校解体) ・奥武山野球場大屋根鉄骨部補修事業 【継続実施】 ●小学校 ・城西小学校屋内運動場建設事業 ・上間小学校校舎建設事業 ・大名小学校屋内運動場建設事業 ・小学校施設環境整備事業(冷房設置) ・小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化) ●中学校 ・鏡原中学校校舎建設事業 ・真和志中学校校舎建設事業 ・城北中学校屋内運動場建設事業 ●その他(幼稚園等) ・城西幼稚園園舎建設事業 ・上間幼稚園園舎建設事業	・重機を使用する際に、工程や現場状況を踏まえて効率よく無駄のないように配置して、極力排ガスの放出を抑えるようにします。

◆農水産物の地産地消を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
103	農業振興 【商工農水課】	・市内の農地は非常に狭隘で、減少傾向にあるが、JAとも連携して、新規就農者の確保等もめざし、地産地消の継続促進を図ります。 ・那覇農産物フェアでの野菜の即売会や、ワッター野菜がジョートーサー事業での市内農業・農家のPR事業を実施しました。	農産物フェア：平成28年4月16日 ワッター野菜ジョートーサー事業：平成29年1月～3月	【継続実施】 農産物フェアH30年3月開催予定	・これまでテンブス館前広場を会場としていたが、会場変更の意見があるので、開催場所を検討する。

◆市民、事業者に対して「エコライフ」の実践を呼びかけます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
104	温暖化対策啓発事業 COOL CHOICE(クールチョイス)事業 【環境政策課】	(前出 取組No.3) ・「モビリティ&カーフリーデー」、「しきなつまつり」、温DOWN化ファミリー大作戦、環境出前講座(高良小学校・さつき小学校)等の温暖化対策啓発事業で「エコライフ」の実践の呼びかけを行いました。 ・「省エネエコライフ」の実現に向けた地球温暖化対策カレンダーの作成及び配布を行いました。 ・地球温暖化対策として国が掲げる「賢い選択」を促す取組としてCOOL CHOICE(クールチョイス)を推進します。平成29年2月8日に那覇市は「COOL CHOICE(クールチョイス)」宣言を行いました。	・温暖化対策啓発事業：年7回 ・カレンダー発行部数：9,000部 ・温DOWN化ファミリー大作戦：エコ宣言18世帯、エコファミリー認定12世帯	【継続実施】 カレンダー作成及び配布については、大変人気があります。市民の要望に応えH27年分から印刷部数を増加しました。発行部数：9,000部 【新規】 地球温暖化対策として国が掲げる「賢い選択」を広く市民に周知するため、イベントを実施します。(年4回予定)	・啓発効果の検証方法や、ただ配布するのではなく、エコ宣言などの周知について工夫が課題です。 ・運動の趣旨をいかに多くの市民へ周知できるか広報手段を検討していきます。

◆イベント主催団体に「カーボン・オフセット」の取組を奨励します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
105	既存イベントの「カーボンオフセット」の状況について情報収集 【観光課】	・既存イベントにおいてカーボンオフセットの実施はありませんが、イベント実施団体に対し幹事会等で「カーボンオフセット」の説明を行い、取組の推奨をしています。	5回 (各イベント開催時)	【継続実施】 先進事例などの調査を行います。	・主催団体である各実行委員会等において、カーボンオフセットを実施するための費用の捻出は難しいと思われます。

◆低炭素住宅の普及を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
106	住宅関連情報の発信 【建設企画課】	・地球温暖化防止を促進するため、低炭素建築物認定制度の周知を図ります。	常時	【継続実施】 ホームページによる周知に合わせて、住生活月間のパネル展においても制度についての情報発信を行います。	・地球温暖化防止に向け、広く市民へ制度の周知を図る必要があります。

②新エネルギーの導入

◆市民や事業者の太陽光・太陽熱システム等の導入を促進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
107	住宅用省エネ設備導入促進助成事業 【環境政策課】	・那覇市内の自らが居住する住宅に、太陽熱利用システム・エコキュートを導入する申請者に対し補助金の交付を行いました。	交付実績(年) ・太陽熱：10件 ・エコキュート：4件	【継続実施】 太陽熱利用システムとエコキュート設置費の一部補助を継続します。	・太陽光発電システム補助は沖縄電力の接続保留問題により、新規の申請が見込めなくなっているため平成26年度をもって終了しました。省エネ設備の対象を検討します。

◆公共施設に太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等を積極的に導入します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
108	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 防災拠点施設発電設備整備事業 【建築工事課】	・工事において、太陽光発電システムを設置しました。	工事: 【完了】1件 【継続】1件	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業	・再生エネルギーは沖縄電力の電力系統に接続する必要がありますが、電力系統接続の条件が更新されたため、条件整備も含めた検討を要します。
	公園整備事業 【花とみどり課】	・ソーラーパネルを活用した公園施設の整備を図ります。 平成28年度においての施設整備はありませんでした。	0件	【継続実施】 今年度は対象工事はありません。	・ソーラーシステムを採用した照明器具は初期費用・保守費用ともに高額であるため、技術開発、普及等により一層の低廉化が望まれます。
	学校施設施設への太陽光発電システム等の導入推進 【施設課】	・温室効果ガスの削減、環境教育の観点から、学校施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進することにより、環境負荷の低減を図ります。	なし	【新規】 なし 【継続実施】 なし	・再生エネルギーは沖縄電力の電力系統に接続する必要がありますが、電力系統接続の条件が更新されたため、条件整備も含めた検討を要します。
	公共施設への太陽光発電システム、コージェネレーションシステム等の導入推進 【環境政策課】	・温室効果ガスの削減及び防災の観点から、公共施設における再生可能エネルギー設備等の導入を推進することにより環境負荷の低減を図りました。 ・県から通知された、沖縄県の避難場所や防災拠点となる公共施設等へ、太陽光等の再生エネルギーを利用した街路灯等設置に関する補助金について、全庁掲示板や文書システム等を利用して、広く周知しました。	国・県等の補助金に関する通知の周知	【継続実施】 今年度も、国・県等から補助金の通知があった場合や、情報収集をした場合に、全庁掲示板や文書システム等を利用、または直接連絡して、全庁に広く周知します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また、関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆企業、大学等と協働して新エネルギー等の導入を検討します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
109	コージェネレーション協議会への参加と先進地視察 【環境政策課】	・沖縄コージェネ協議会へ参加しました。	協議会：年3回	【継続実施】 今年度は協議会は3回の予定です。	・行政としての役割を確立することが課題です。

◆新エネルギー機器の情報提供等、新エネルギーの導入に関する普及啓発を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
110	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・省エネ設備の導入促進のため、ポスター及びチラシを作成しました。	チラシ：2,880部	【継続実施】 事業内容について広報活動を継続します。	・市民に広く周知されるために工夫が必要です。

◆天然ガス資源の利活用を検討します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
111	天然ガス資源有効利活用調査研究事業 【環境政策課】	・平成27年度に調査した水溶性天然ガスを地産地消エネルギーとして、奥武山公園の現存施設における利活用方法の検討を行いました。平成28年度は、沖縄県の方で、新たに、「Jリーグ規格サッカースタジアム建設計画が浮上したため、「Jリーグ企画スタジアム整備基本計画策定検討委員会」の動向を注視しています。	年3回	【継続実施】 沖縄県の検討委員会の動向を踏まえ、必要により関係部署と調整します。	・関連部署と連携して取組を進めることが課題です。

③省エネルギーの推進

◆公共施設等の省エネ化を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
112	市営住宅建替事業 【建設企画課】	(前出 取組No.88に関連) ・市営住宅建替事業において、環境に配慮した整備を推進します。	平成28年度 319戸建替完了(建替総戸数2,654戸)	【継続実施】 石嶺、宇栄原、大名市営住宅の建替事業を進めています。	・建替事業を進める中で、建設戸数の平準化を図る必要があります。
	【継続実施】 宇栄原市営住宅建替事業 石嶺市営住宅建替事業 大名市営住宅建替事業 【建築工事課】	・工事において、施設の照明の一部をLEDにしました。	工事: 【完了】4件 【継続】4件	【新規】 文化芸術発信拠点施設整備事業(ハレット)	・白熱灯・蛍光灯等器具より高いため、工事価格が上昇することが懸念されます。
	ESCO事業を活用した学校施設の省エネルギー化の推進 【施設課】	・耐用年数を過ぎた大型空調機等をESCO事業者が更新することにより、設備投資・維持管理に関する包括的サービスの提供を受け、省エネの保証を図ります。	なし	【継続実施】 学校施設でのESCO事業は対効果のシミュレーションの結果困難と判断、一般的な更新により空調機等の省エネ化を検討します。	・学校施設においては、既設セントラル方式の空調から個別空調方式の採用を検討します。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	関係課と連携し、専門業者によるエネルギー診断サポートを利用し、本庁舎のエネルギー使用状況を把握した。また、支援サービスの利用検討を行いました。	通年	【継続実施】 省エネに資する商品やサービスについて活用のため調査と情報提供を行います。	・関係課と連携して取組を進めることが課題です。
	公園整備事業 【花とみどり課】	・公園内にタイマー式の照明灯を設置(常夜灯との区別)しました。	0件	【継続実施】 今年度は対象工事はありません。	・照明の夜間点灯時間の間引きは防犯上の制約となるため、市民の安心及び安全確保のため適正な照度確保が求められます。
	本庁舎での省エネ化を推進する。 【管財課】	・昼食時には市執務室内の電気の省灯を促す放送を行い職員へ節電への意識づけを行います。 ・長時間離席する場合はパソコンモニターの電源を消すことを勧めます。	毎日	【継続実施】 平成26年10月1日施行の「那覇市本庁舎内空調機使用要領」に基づき空調機の適正使用に努め省エネ化を推進していきます。	・電力使用量等の削減を図ります。

◆市民、事業者に対して省エネに関する普及啓発を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
113	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・「モビリティ&カーフリーデー」、「しきなっ子まつり」において、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、二酸化炭素重量、温度測定などを実施し、市民や企業へ省エネ、エネルギーの大切さ等、地球温暖化対策に関する啓発を実施しました。 ・環境出前講座(さつき小学校)を実施し、環境教育の一環として、風力発電、火力発電、自転車発電など、体験することにより、エネルギーの大切さ、地球温暖化等について啓発を行いました。 ・地球温暖化対策カレンダーの作成及び配布を行い「省エネエコライフ」の実践を呼びかけました。 ・温DOWN化ファミリー大作戦:カレンダー巻末ハガキを利用し、光熱水費のチェック・エコアイデア等の報告をもらい、エコファミリーの認定表彰やオキカ及びLED電球の副賞贈呈を行うことにより、市民のさらなるエコライフの実現に向け啓発を行いました。	・温暖化対策啓発事業: 年7回 ・カレンダー発行部数: 9,000部 ・温DOWN化ファミリー大作戦:エコ宣言18世帯、エコファミリー認定12世帯	【継続実施】 COOL CHOICE(クールチョイス)のイベントを予定しておりその中でも更に普及啓発を継続して行います。 【継続実施】 第4期実行計画期間(平成28～平成32年度)	・啓発効果の検証方法や、事業周知について工夫が課題です。

◆保安灯の省電力取替に対する補助を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
114	保安灯設置等事業補助金 【市民生活安全課】	・保安灯を設置・維持管理する団体に対し、省電力型保安灯の新設、修繕、取替に要する経費への補助を行いました。	申請数 96件 計304灯 うち、LED302灯 LED利用率96%(2灯は既存保安灯の修繕)	【継続実施】 保安灯管理団体の省電力保安灯の導入及び切替の補助を引き続き支援していきます。	・特に課題は無く、多くの保安灯維持管理団体が補助金制度を活用し、省電力を推進しています。

2-3 広域的な取組を進める

①国、県、周辺市町村との連携・協力

◆資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて沖縄県、周辺市町村と連携して取り組みます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
115	おきなわアジェンダ21県民会議 【環境政策課】	・地球温暖化問題という広域的な課題に対応するために事業者団体、市民団体、学識経験者、行政機関で構成される、「おきなわアジェンダ21県民会議」へ本市も参画しています。 ・本会議は、「NPO等環境ボランティア活動支援事業」等により、市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行いました。	149団体	【継続実施】 市民や環境保全活動団体の活動に対する各種支援を行います。	・参加団体と引き続き協力・連携していきます。

◆地球環境保全に関する市民レベルでの国際協力や交流促進を支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
116	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・市内で開催される講演会やシンポジウム等に関し、会員やエコライフサポーターと情報を共有しながら、情報収集を行っています。	随時	【継続実施】 ・海外の優秀な人材と接点を持つため、情報収集をします。	・関係団体と連携して取組を進めることが課題です。
	ラムサールシンポジウム2016への参加 【環境保全課】	・鳥取県中海、宍道湖にて、ラムサール条約登録湿地での活動についての発表大会。当市は漫湖及び、沖縄県5カ所のラムサール条約湿地についての報告を行いました。	セッション1湿地を取り巻く環境発表10カ所、セッション2、地域へどう役立てるか10カ所、セッション3人々の活動、10カ所	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に合わせて、翌年の締約国会議についての「ラムサール条約国内推進会議」(関係省庁、都道府県、市町村会議及びNGOの代表が参画)の参加予定です。	・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の監事市として役員を継続しラムサール条約の普及に努めます。
	JICA草の根技術協力事業 【廃棄物対策課】	・ホイアン市(ベトナム)に対して、リサイクル運動市民の会と共に廃棄物処理に関する技術的な協力を行いました。	第3期「ホイアン市エコシティ実現プロジェクト」として、環境・観光ビジネス交流セミナーを実施。市長表敬訪問を実施。	【継続実施】 ・ホイアン市(ベトナム)に対して、リサイクル運動市民の会と共に廃棄物処理に関する技術的な協力を行います。	・第3期プロジェクトは事業者を対象にしているもので、許可業者等との連携について情報提供を行うことも検討します。

◆地球環境保全に関する国際会議等の開催を支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
117	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・市内で開催される講演会やシンポジウム等に関し、会員やエコライフサポーターと情報を共有しながら、情報収集を行っています。	随時	【継続実施】 ・海外の優秀な人材と接点を持つため、情報収集をします。	・関係団体と連携して取組を進めることが課題です。

◆ラムサール条約に関する国際協力や豊見城市、沖縄県、環境省と連携して漫湖の保全を図ります

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
118	漫湖水鳥・湿地センター管理運営事業 【環境保全課】	・野生生物の保護と湿地の保全に対する理解を深めるために様々な事業をおこなっている、漫湖水鳥センターの管理運営は、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県、那覇市、豊見城の4機関で構成する「漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会」で行っています。	センターのイベント実施事業総数:27回/年(442人)	【継続実施】 協議会と協力しながら、センターの確実な事業実施を目指します。	・漫湖の保全を実施するためには、今後も、協力して、事業を実施する必要があります。

【基本目標3】 環境を大切にする市民が暮らし

3-1 環境を大切にする人を育てる

①学校教育における環境教育の推進

◆環境教育の視点を踏まえた、全体計画、年間指導計画を作成します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
119	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・学校の実態に応じた全体計画・年間指導計画の作成・見直しを推奨します。	全体計画・年間指導計画の作成(小学校93%・中学校94%)	【継続実施】 学校の実態に応じた全体計画・年間指導計画の作成・見直しを推奨します。	・各学校に応じた年間指導計画を推奨します
	年次報告書の作成 【環境政策課】	・第2次那覇市環境基本計画(平成26年度～平成35年度)を策定したことにより「PDCAサイクル」(Plan 実行する・Do 実行する・Check 点検、評価する・Actin 見直す、改善する)を用いた進捗管理を行います。	年1回	【継続実施】 年次報告書をホームページにて公開しています。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆副読本を活用して環境学習を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
120	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	・市内小学校の全3年生に配付し、3・4社会科の学習で活用しています。「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中からでるごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を進めています。	市内小学校全3・4年生児童が活用	【継続実施】 市内小学校の全3年生に配付し、3・4社会科の学習において活用し、「健康なくらしとまちづくり」では自分のくらしの中から出るごみについて、より身近な施設や資料を利用しながら環境に関する学習を推奨します。最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・環境保全について学習したことを学校や家庭で実践していくことを推奨します。
	環境学習 【環境政策課】	・副読本として環境学習に活用できるように「那覇市の環境」を発行及びホームページで公開しています。	年1回	【継続実施】 那覇市の環境の現状や環境施策について冊子の発行やホームページで公開します。	・環境学習を行う小・中学生に対して、理解を深めていけるよう掲載方法等工夫が必要です。また、関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆教職員を対象とする環境教育研修を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
121	教育課題実践研修事業(理科授業実践講座) 【教育研究所】	教育課題実践研修事業において、講座の中で環境教育の内容に触れました。(理科授業実践講座)	開催件数:1回 受講人数:9人	【継続実施】 講座(「理科授業実践講座」)の中で環境教育についての内容に触れています。	本市の特性、変化していく環境についても留意し、取り組んでいきます。
	環境教育研修 【環境政策課】	・環境出前講座を小学生と一緒に体験することにより、環境に関する情報提供を行います。	環境出前講座:2校	【継続実施】 学校で行う出前講座で、環境に関する情報提供を行います。	・環境との関わりについて、環境教育を積極的に展開していくことが必要です。また、関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆「緑のカーテン事業」などの緑化事業を通じた体験型環境活動を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
122	学校における環境教育の推奨 【学校教育課】	・環境教育推進校の表彰を行います。	環境教育推進校表彰:8校	【継続実施】 環境教育推進校の表彰を行います。	・未表彰への学校へ推奨します。
	出前講座 【環境政策課】	(前出 取組No.56) ・緑のカーテン出前講座を開催しました。	緑化センター、識名児童館、首里公民館、小禄南公民館 年間合計4回	【継続実施】 出前講座等での広報を行います。	・優秀な講師の確保が必要です。

◆環境学習プログラムやごみ処理施設の見学による環境学習を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
123	ごみ減量・資源化推進業務 エコマール那覇プラザ棟啓発推進業務 【廃棄物対策課】	・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理を題材に、ごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施しました。 ・那覇・南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟、プラザ棟の施設見学を開催しました。	買い物ゲーム： 全50クラス、 1488人 施設見学： 120件、 5,420人	【継続実施】 ・小学校4年生を対象に、日常の家庭生活における料理を題材に、ごみの減量・資源化を体験するプログラムである「買い物ゲーム」を実施します。 ・那覇・南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟、プラザ棟の施設見学を開催します。	・現在は、主に小学校向けのプログラムとなっているので、一般向けのプログラムも検討します。
	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	(前出 取組No.120) ・市内小学校の全3年生児童に配付し、3・4年生の社会科学習に活用しています。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」P102～119では、本市のごみ処理の流れや廃棄物を資源として再利用することなどを学習しています。その中で、ごみ処理施設の見学を推奨しています。	市内小学校全3・4年生児童が活用	【継続実施】 ・市内小学校の全3年生児童に配付し、3・4年生の社会科学習に活用しています。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」P102～119では、本市のごみ処理の流れや廃棄物を資源として再利用することなどを学習しています。その中で、ごみ処理施設の見学を推奨します。 最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・環境保全について学習したことを学校や家庭で実施していくことを推進します。

②家庭や地域における環境学習の推進

◆環境推進員の育成と活用を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
124	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組3.101.104.113) ・各種イベント、出前講座へのエコライフサポーター派遣協力等を実施しました。 ・モビリティ&カーフリーデー・しきなっ子まつり・環境出前講座(高良小学校・さつき小学校)・緑のカーテン出前講座・サポーター自主企画等を実施しました。	委嘱人数: 12人 年9回	【継続実施】 今年度のエコライフサポーター委嘱人数は12名です。COOL CHOICE(クールチョイス)関連など、できるだけ多くのイベントに参加する予定です。	・エコライフサポーターが活動しやすい方法等の工夫が必要です。
	環境推進員(クリーンサポーター)育成・活用 【クリーン推進課】	・研修開催及び環境イベントへの積極的な参加を求めます。	ごみゼロイベントキャンペーンへの参加	【継続実施】 研修開催及び環境イベントへの案内を実施し、環境推進員(クリーンサポーター)の積極的な参加を求めます。	・クリーンサポーターのスキルアップと広報の強化を図ります。
	犬猫適正飼養推進事業 【環境衛生課】	・適正飼養等動物愛護を推進するため、動物愛護サポーターを活用しました。	委嘱人数6人 ・狂犬病予防集合注射会場において飼い主へ犬の適正飼養に関する助言 ・希望する市民に対する犬猫の飼い方に関する助言	【継続実施】 ・動物愛護に見識のある方を募集し、動物愛護サポーターとして犬猫の飼い主へ適正飼養の助言等を継続して実施します。	・飼い主に対しペットの適正飼養の助言等を行うため、動物愛護に高い見識をもつ者の確保が必要です。

◆学校等と連携して家庭における環境学習を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
125	副読本「わたしたちの那覇市」の活用 【学校教育課】	(前出 取組No.120.123) ・市内小学校の全3年生児童に配布。3・4年生の社会科学習に活用しています。4年生の単元「健康なくらしとまちづくり」P104・105では、家から出るごみを調べ、家庭ごみの正しい分け方・出し方を学習しています。	市内小学校全3・4年生児童が活用	【継続実施】 最新データへの変更など修正箇所を点検しています。	・副読本の電子化を検討します。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.113) ・各種イベント、環境出前講座へのエコライフサポーターの派遣協力等を実施することにより、環境推進員の育成及び家庭や地域における環境教育の推進に貢献しました。【しきなっ子まつり、環境出前講座(さつき小学校)】 ・市内の小学4年生(児童全員)と小・中学校の各クラスを対象に、地球温暖化対策カレンダーの配布を通じて、学校や家庭における環境に配慮した行動に対する意識啓発を図りました。	・温暖化対策啓発事業: 年2回 ・カレンダー配布部数: 約4,500部	【継続実施】 今年度も「しきなっ子祭り」への参加を予定しています。また、依頼に応じて、小学校への環境出前講座も行う予定です。	・広報の効果の検証方法や、事業周知について、教育委員会や学校と連携を図る必要があります。

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
125	環境啓発事業 【環境保全課】	・市内に残された自然環境への理解を深め、その大切さを考えてもらう機会とするため、環境学習に関する出前講座を行いました。	出前講座 ・27回開催/年 ・参加人数 1,598人	【継続実施】 啓発事業を実施します。	・出前講座の需要が高いため、次年度以降の実施回数について増やすことを検討します。

◆未就学児童への環境活動・環境体験を推進します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
126	緑のカーテン 【こども政策課】	・市立幼稚園・認定こども園、市内児童館にて「緑のカーテン」を維持管理しています。	市立幼稚園: 29園 市立認定こども園: 3園 市内児童館: 8館	【継続実施】 緑のカーテン事業を継続実施します。	・設置した緑のカーテン基材を今後も各園・館が活用し続けられるよう、研修会等で定期的に説明を行う必要があります。
	自然物遊び 草花や野菜の栽培 小動物の飼育 清掃活動 【こどもみらい課】	・戸外に出ることで、自然の変化に興味や関心を持たせます。 ・栽培物の成長に関心を持たせ、収穫の喜びを味わわせます。 ・身近な自然現象や動植物に触れさせることで、興味や関心を持たせます。 ・保育所周辺の環境をきれいに保つために、ごみ拾いなど清掃活動を行います。	保育所: 7施設 定量的に把握できる実績の数値は「特になし」	【継続実施】 保育所: 7施設	・園外活動を伴うことがあるので、安全面への配慮が必要になります。

◆公民館活動等を活用した環境学習体制(講師の派遣等)を整備します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
127	市民講座 成人講座 高齢者学級 親子ふれあい教室 家庭教育学級 プラネタリウム関連事業 地域連携事業 【生涯学習課】	・各種学級・講座等を開設し、地域住民の教養・知識・技能を高め、学習を通して生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供する。	講座数: 52回 参加人数: 3,111人	【継続実施】 ・環境学習に繋がる講座を実施する	・自然環境の保護・保全啓発につながる講座企画を継続していきます。
	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.125) ・市内に残された自然環境への理解を深め、その大切さを考えてもらう機会とするため、環境学習に関する出前講座を行いました。	出前講座 ・27回開催/年 ・参加人数 1,598人	【継続実施】 啓発事業を実施します。	・出前講座の需要が高いため、次年度以降の実施回数などについて、検討が必要です。
	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.56) ・緑のカーテン出前講座を開催しました。	緑化センター、識名児童館、首里公民館、小祿南公民館 年間合計4回	【継続実施】 出前講座等での広報を行います。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	・当協議会の環境専門部会が中心となり、主に市内の小学校等を対象に、環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」を実施しました。本講座をきっかけに、次世代を担う子ども達がごみ問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、家庭や地域でも自主的に環境活動に取り組むことの機会として、学校、地域、行政と連携して実施しています。 【事業実施団体】 那覇市協働によるまちづくり推進協議会 【平成28年度実績】 環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」(年3回 30人)	那覇市協働によるまちづくり推進協議会(活動内容は、左記のとおり)	【継続実施】 市内の小学校等を対象に、ごみ問題をはじめとする環境問題に関心を持ってもらうためのきっかけとして、環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」を実施していきます。	・市内全地域(小学校)での講座開催を目標としていますが、時間を要するため、協働大使以外にも地域の方々(PTA保護者や自治会)でも講座を実施できるような仕組みを考えていく必要があります。 ・幼稚園児を対象とした講座の実施を検討しています。

◆こどもエコクラブの活動を支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
128	こどもエコクラブ推進事業 【環境保全課】	身近な自然環境を知る自然観察活動等を実施することで、市内のこどもエコクラブの環境学習・活動を支援しました。 平成28年度末現在の登録団体数5クラブ(265人)	4回(198人) / 年	【継続実施】 こどもエコクラブの活動を支援します。	・こどもエコクラブの登録団体の拡大に努めます。

◆エコマール那覇プラザ棟での環境学習講座を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
129	エコマール那覇プラザ棟啓発推進業務 【廃棄物対策課】	環境関連講習会・講演会の実施しました。 ・古布活用リサイクル講座(藍染、草木染、裂き折り、バック・小物づくりなど) ・生ごみ減量と処理講座(発生抑制、水分減量、処理機器の実演など)	講座・イベント: 94回、1,185人	【継続実施】 環境関連講習会・講演会の実施します。 ・古布活用リサイクル講座(藍染、草木染、裂き折り、バック・小物づくりなど) ・生ごみ減量と処理講座(発生抑制、水分減量、処理機器の実演など)	・講座内容については、市民の要望等も考慮しながら検討します。

3-2 わかりやすく使いやすい情報を発信する

①利用しやすい環境情報の整備・発信

◆わかりやすい「那覇市の環境(環境白書)」を市の公式ホームページで公開します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
130	広報活動 【環境政策課】	(前出 取組No.120) ・「那覇市の環境」を発行、那覇市のホームページに掲載しました。	年1回	【継続実施】 那覇市の環境の現状や環境施策について冊子の発行やホームページで公開します。	・「那覇市の環境」について、理解を深めていけるよう掲載方法等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆市民や事業者、環境保全活動団体等の活動の市の公式ホームページでの広報します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
131	広報活動 【環境政策課】	・那覇市のホームページを通して温暖化対策協議会からの情報を提供しています。	随時	【継続実施】 環境に関する情報発信について、ホームページだけでなく、提供の方法を検討します。	・環境に関するわかりやすく正しい情報を発信していくことが必要です。

◆環境保全に関する NPO や活動団体、環境推進員等の情報を提供します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
132	広報活動 【環境政策課】	(前出 取組No.131) ・アジェンダ21や温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	【継続実施】 環境に関する情報発信について、ホームページだけでなく、提供の方法を検討します。	・環境に関するわかりやすく正しい情報を発信していくことが必要です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	市民などから、環境保全に係るボランティアなどをしたい等との要望があれば、把握しているNPO等を紹介したり、必要な情報を提供しています。	【継続実施】 必要な情報提供を行います。	【継続実施】 ・今後も市主催の観察会や出前講座等の場で講師及び環境推進員の周知に努めます。	・NPO団体などや市民に必要とされる環境保全に係る情報の収集を実施していく必要があります。

3-3 環境保全に取り組む人々を応援する

①環境保全の取組への参加の促進と取組に対する支援

◆環境関連イベントなどを積極的に広報します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等 数量)		
133	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.113.124.125) ・各環境関連イベントなどの実施にあたり、チラシの作成・配布、市民の友、市ホームページ、民間無料広告や紙面等を活用し、積極的に広報活動に取り組みました。(モビリティ&カーフリーデー、しきなっ子まつり、緑のカーテン講習会(4回)、環境月間パネル展、地球温暖化防止月間パネル展)	年13回	【継続実施】 各種イベントでの広報を行います。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.31.33) ・第20回国場川水あしび、ホテル観察会及び湧水めぐり等の環境啓発事業について、ホームページ、市民の友等を活用し広報を行いました。	一般参加者 2,625人/年	【継続実施】 積極的な広報に努めます。	・今後も公報等を活用し、参加促進に努めます。

◆市民や環境保全活動団体の活動に対して各種支援を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
134	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	(前出 取組No.113.124.125) ・識名小学校PTAが主催する「しきなっ子まつり」は、ごみの減量・リサイクル・地球温暖化対策など環境保全に積極的に取り組む地域まつりで、地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展、手回し発電機、エコクッキングなどを、琉球大学と共同出展することで、環境保全に取り組む市民を支援しました。	年1回	【継続実施】 今年度も「しきなっ子祭り」への参加を予定しています。	・啓発効果の検証方法が課題です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	(前出 取組No.33) ①漫湖自然環境保全連絡協議会と共催で漫湖チュラカーギ作戦31を開催しました。 ②安謝川をきれいにする住民の会と協力して安謝川の清掃を行いました。(1回/月)	①268人/年 ②10回(162人)	【継続実施】 市民や環境保全活動団体の活動を支援します。	・NPO団体の支援の在り方及び方法について検討が必要です。

◆優れた活動に対する表彰制度の創出や運用を行います

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
135	温暖化対策啓発事業 【環境政策課】	・地球温暖化対策カレンダー「省エネエコライフ」を作成し、巻末で元気・ガス・水道の家計簿とエコ宣言の応募を募り、応募があった方を表彰と、OKICAカードを贈呈しました。	OKICAカード 贈呈:30人	【継続実施】 今年度も同程度の人数を表彰する予定です。	・表彰やプレゼントを通して環境に配慮した取り組みの実践の輪をさらに広めるための広報が必要です。

◆市民や環境保全活動団体などの取組を公表する機会を提供します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
136	環境活動事業促進 【環境政策課】	(前出 取組No.131.132) ・アジェンダ21温暖化対策協議会を通して環境情報を提供しています。	随時	【継続実施】 環境に関する情報発信について、ホームページだけでなく、提供の方法を検討します。	・環境に関するわかりやすく正しい情報を発信していくことが必要です。
	那覇市協働によるまちづくり推進協議会補助金 【まちづくり協働推進課】	(前出 取組No.127) ・当協議会の環境専門部会が中心となり、主に市内の小中学校等を対象に、環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」を実施しました。本講座をきっかけに、次世代を担う子ども達がごみ問題をはじめとする環境問題に関心を持ち、家庭や地域でも自主的に環境活動に取り組むことの機会として、学校、地域、行政と連携して実施しています。 【事業実施団体】 那覇市協働によるまちづくり推進協議会 【平成28年度実績】 環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」(年3回 30人)	那覇市協働によるまちづくり推進協議会(活動内容は、左記のとおり)	【継続実施】 市内の小中学校等を対象に、ごみ問題をはじめとする環境問題に関心を持ってもらうためのきっかけとして、環境出前講座「生ごみをギュッとしばって」を実施していきます。	・市内全地域(小学校)での講座開催を目標としていますが、時間を要するため、協働大使以外にも地域の方々(PTA保護者や自治会)でも講座を実施できるような仕組みを考えていく必要があります。 ・幼稚園児を対象とした講座の実施を検討しています。

◆道路ボランティアへの支援を行うとともに、道路ボランティアに対する積極的な参加・協力を呼びかけます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
137	道路ボランティア制度 【道路管理課】	・本市の協働のまちづくりの一環として、道路の美化活動を自主的に行う団体を支援するため、道路ボランティア制度を推進しました。	8団体(新規管理協定締結)	【継続実施】 活動状況の紹介など啓発活動	・全締結団体の活動状況把握 ・更なる道路ボランティア協定締結に向けた活動上記2点に努めます。

◆公園ボランティア(自治会、愛護会、企業)への支援を行うとともに、自治会、愛護会、企業等に対して公園ボランティアへの積極的な参加・協力を呼びかけます

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
138	公園ボランティアの育成 【公園管理課】	(前出取組No.51) ・公園ボランティアを育成し、公園ボランティアによる緑化美化活動及び助成制度(目標5件増)の積極的な活用を推進します。	・愛護会 5団体増 ・企業ボランティア0社 ・自治会 1団体増	【縮小実施】 2件増の年間目標を達成出来るよう取り組みます。	・登録した後、退会する団体があるので、継続してもらえよう環境づくりを工夫する必要があります。

【基本目標4】 環境と経済・観光が調和するまち

4-1 環境を大切にすること業者を育てる・応援する

①事業所における環境教育の推進

◆事業者を対象とした環境関連講習会や出前講座を開催します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
139	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・地球にやさしい運転技術を習得することで、自動車からの二酸化炭素排出量を抑制し、温室効果ガス削減に寄与することを目的に、那覇市地球温暖化対策協議会会員企業向けに、エコドライブ講習会(座学と実技)を実施しました。(株式会社沖縄浄環技建、興南施設管理株式会社)	・エコドライブ講習会2回 ・渋滞学セミナー	【継続実施】 エコドライブ講習会開催2回を予定。	・受講者の効果の検証が必要です。
	浄化槽適正維持管理 【環境保全課】	・浄化槽設置者に対して、設置手続きや、適切な設置工事・維持管理について理解して頂くために月1回(第3木曜日)、浄化槽設置者講習会を開催しています。	受講者 10人/年	【継続実施】 浄化槽設置者講習会を開催します。	・浄化槽の適正管理、法定検査等の義務について周知を図ります。
	ごみ減量・資源化推進事業 【廃棄物対策課】	・一般廃棄物許可業者を対象に分別等説明会を行いました。	2回	【継続実施】 許可業者の法人化促進及び資質向上のため、許可業者向け勉強会として「一般廃棄物実務管理者講習会」を開催します。	・許可制度の安定のため許可業者の質の向上を図ります。(資格要件の追加を検討)
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	テーマに応じた人員派遣及び紹介を行います。	実績なし	【継続実施】 事業所担当課(廃棄物対策課)と連携した対応を行います。	・一般家庭系ごみ収集担当課であるため、事業所系担当課からの依頼に応じる対応となります。

◆様々な環境テーマに即した専門家等の人材を紹介します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
140	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成することを目的に、エコアクション21認証取得支援のための専門講師を派遣しました。 (前出 取組No.139) ・那覇市地球温暖化対策協議会企業会員向けエコドライブ講習会を開催にあたり、技術指導員として専門講師を派遣しました。	・認証取得支援プログラム:開催年4回、参加企業11社、人材派遣者数:40人 ・エコドライブ講習会:開催年2回、参加企業2社、人材派遣者数1人	【継続実施】 認証取得支援プログラム開催4回、エコドライブ講習会開催2回を予定しています。	・受講者の効果の検証が必要です。
	環境啓発事業 【環境保全課】	・事業所から環境教育に関する講師の依頼があった場合、環境テーマに即した専門家を紹介いたします。	受講者 9人/年 JICA研修への職員派遣	【継続実施】 専門家の紹介を行います。	・市内緑地や漫湖のマンガロープの管理等、環境啓発事業について、事業所からの依頼に応じ情報提供等の対応をします。
	廃棄物に関する専門家の紹介 【廃棄物対策課】	・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を行いました。	実績なし	【継続実施】 ・事業所より廃棄物処理に関する専門家の紹介の要望があった場合に紹介を行います。	・事業者に環境への関心を持ってもらうために、要望に合った専門家を照会できるような情報の収集を行います。
	事業者への環境教育 【クリーン推進課】	テーマに応じた人員派遣及び紹介を行います。	実績なし	【継続実施】 事業所担当課(廃棄物対策課)と連携した対応を行います。	・一般家庭系ごみ収集担当課であるため、事業所系担当課からの依頼に応じる対応となります。

②環境に配慮した取組に対する支援

◆環境マネジメントシステム(エコアクション21等)に関する説明会等を開催し、導入を支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
141	那覇市地球温暖化対策協議会 (環境政策課内に事務局を設置・運営) 【環境政策課】	・環境経営システムにより環境に配慮した事業を行う市内事業者を育成し、市内の温室効果ガス削減に寄与することを目的に、エコアクション21の認証取得のための、申請及び実務的な書類の作成等の勉強会を行いました。(認証取得支援プログラム)	・認証取得支援プログラム:開催年4回、参加企業:11社	【継続実施】 認証取得支援プログラム開催4回を予定しています。	・参加企業の募集方法の工夫が必要です。

◆優れた活動に対する表彰制度を創出し、運用します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
142	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成26年度からの取組ですが、実績はありません。国や県が行っている表彰制度等の情報収集を行いました。	随時	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・温暖化対策協議会の活動の中で検討します。

◆環境に配慮した商品、サービス等の提供事業者の情報を提供します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
143	環境活動事業促進 【環境政策課】	・環境関連イベント等を活用し、事業者の取組を紹介しています。	随時	【継続実施】 環境に配慮した商品、サービス等の情報提供等、検討します。	・環境に関するわかりやすく正しい情報を発信していく必要があります。

4-2 環境を活かした産業をつくり・育てる

①環境関連産業の育成

◆先進的な取組をする環境関連企業を支援します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
144	環境活動事業促進 【環境政策課】	・温暖化対策協議会において、環境関連企業を紹介しています。	随時	【継続実施】 協議会のホームページをリニューアルし、企業の環境への取り組みをPRできるよう整備します。	・本市の特性に合致した取組を行う環境関連企業を支援する等、工夫が必要です。また関連部署と連携して取組を進める必要があります。
	なは産業支援センター運営事業 【商工農水課】	・本事業は、情報通信産業の振興及び発展に資する企業並びに国際物流関連産業、ものづくり産業、エネルギー産業又は観光関連産業等の集積及び市場開拓に資する企業を支援するとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的に創業期の企業を一定期間入居させ支援します。	平成27年4月1日開所	【継続実施】 ・ゼオライトによる環境浄化を商材とする企業1社が入居しています。	・他の産業分野に比べ、企業の収益を上げるまでに期間が必要なため、戦略的、安定的な支援を要します。

②環境共生型観光の育成

◆観光事業者向けの環境配慮指針を策定します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
145	環境活動事業促進 【環境政策課】	・平成30年度に環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録に向けて調査、検討を行います。	随時	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また観光客の増加に伴い、配慮する環境対策について関連部署と連携して取組を進める必要があります。

◆環境に配慮した観光事業者へのインセンティブ事業を実施します

取組No.	H28年度の実績・取組に関する項目			H29年度の取組	今後の展開上の課題等
	施策・事業名	施策・事業の概要	数値等実績 (人数、件数等数量)		
146	環境活動事業促進 【環境政策課】	(前出 取組No.145) ・平成30年度より環境配慮型観光事業者(インセンティブ事業の対象事業者)の登録に向けて調査、検討を行います。	随時	【継続実施】 先進事例の調査を実施します。	・本市の特性に合致した取組を作る等、工夫が必要です。また観光客の増加に伴い、配慮する環境対策について関連部署と連携して取組を進める必要があります。

第3章 地球温暖化対策の推進

1	概 要	68
2	主な実施事業	69
	(1) 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業	
	①事業概要	
	②目的	
	③効果	
	④実績	
	(2) 地球温暖化対策カレンダー(一般家庭向け)	
	①作成のコンセプト	
	②実績	
	(3) 環境推進員 (エコライフサポーター)	
	①事業概要	
	②平成 28 年度実績	
	(4) 温暖化対策啓発講座	
	(5) 緑のカーテン推進事業	
	①目的・概要	
	②効果	
	(6) 那覇市地球温暖化対策協議会	
3	市域の温室効果ガス排出量について.....	71
	(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移	
	(2) 二酸化炭素部門別排出量について	
	(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量	
4	那覇市エコオフィス計画の推進.....	74
	(1) 計画策定の目的	
	(2) 基本方針	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の対象範囲	
	(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標	
	(6) 那覇市エコオフィス計画の実績	

1 概 要

本市では、2002(平成 14)年 3 月、未来に向かって持続的に発展するため、資源循環型社会を目指すゼロエミッション社会の構築が必要であると考え、市民のライフスタイルを転換し、産業構造を再構築して新たな那覇市の社会システムづくりを目指すことを目的とした「那覇市ゼロエミッション基本構想」を策定しました。

2002(平成 14)年 4 月には、行政の温室効果ガス削減目標を定めた「那覇市エコオフィス計画」を策定しました。

2004(平成 16)年 3 月には、環境に対する基本的な考え方や施策の方向、市・事業者・市民等の役割を明確にし、様々な環境保全施策を推進する根拠となる「那覇市環境基本条例」を制定しました。

2005(平成 17)年 2 月には、新エネルギーの導入推進のため、「那覇市地域新エネルギービジョン」を策定し、2010 年度の新エネルギー導入目標を設定しました。

2007(平成 19)年 3 月には、「那覇市環境基本計画」を改定し、環境教育と地球温暖化対策を重点施策としました。

2008(平成 20)年 3 月には、地球温暖化対策の行動指針となる「那覇市地球環境保全行動計画」を策定した。この 2 つの計画を『那覇市地球温暖化対策地域推進計画』と位置づけました。

2010(平成 22)年 3 月には、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(平成 21 年 6 月)に基づき、那覇市地球温暖化対策アクションプランを策定し温室効果ガスの大幅削減を目指し、2009(平成 21)年度から 2013(平成 25)年度までの 5 年以内に具体化する取組内容を定めました。

2014(平成 26)年 6 月には、第 2 次那覇市環境基本計画を策定し、その中で温室効果ガスを 2023(平成 35)年度までに、2000(平成 12)年度比で 5%削減する目標を設定しました。

平成 25 年 4 月に中核市となったことをうけ、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき、その区域における温室効果ガス排出量の抑制等を行うための、より具体的かつ実効的な施策に関する計画として、「那覇市地球温暖化対策アクションプラン」及び「那覇市地域新エネルギービジョン」を取り込み・統合し「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

2 主な実施事業

(1) 那覇市住宅用省エネ設備導入促進助成事業

① 事業概要

那覇市内の自らが居住する住宅において、住宅用太陽熱利用システムを設置する方には設置費用の10分の1又は5万円のいずれかの少ない額、エコキュートを設置する方には設置費用の10分の1又は10万円のいずれかの少ない額の補助を行っております。

② 目的

市内への太陽熱利用システム及びエコキュートの導入促進を目的としています。

③ 効果

化石燃料代替エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図ります。

④ 実績

表 3-1 各年度における交付件数

年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
太陽光発電システム	交付	141件	109件	23件	—	—
太陽熱利用システム	交付	7件	0件	3件	3件	4件
エコキュート	交付	—	—	—	10件	10件

太陽光発電システム設置者に対する補助金の交付に関しては、平成26年度途中に表面化した沖縄電力への接続保留という外部要因により今後も大きな状況改善が望めないため、平成27年度からは太陽熱利用システム、エコキュートを対象設備としてそれぞれ5件以上の助成を目標に実施しております。

(2) 地球温暖化対策カレンダー(一般家庭向け)

① 作成のコンセプト

普段家庭で取組めるような省エネ行動を紹介した内容です。

カレンダー機能や光熱水費の書き込み欄のほか、温暖化豆知識を盛り込み、壁掛け形式として冷蔵庫や台所の壁に貼れる形状にすることによって、日常生活の中で、地球温暖化対策について常に意識をしてもらい、省エネエコライフを実践してもらうことを目的としています。

② 実績

ア 冊子名 「地球温暖化対策カレンダー～省エネエコライフ～」

イ 発行部数

年度	H24	H25	H26	H27	H28
発行部数	8,000	8,200	9,000	9,000	9,000

(3) 環境推進員（エコライフサポーター）

① 事業概要

エコライフサポーターは、環境保全活動や日常生活における省エネ活動について、豊かな知識や経験と熱意を有して実践活動する者から選任されます。自ら率先して環境に配慮して行動し、市の実施する講座や自治会、公民館活動等において、市民や事業者に地球温暖化の現状や対策についての啓発、情報提供等の活動を行いました。

② 平成 28 年度実績

ア 委嘱人数 12 人

イ 活動実績

表 3-2 環境推進員（エコライフサポーター）の年間活動実績

	講座及び行事名	事業内容等
5 月	委嘱式及び分会	エコライフサポーターへ委嘱状を交付
	定例会	6 月のごみゼロイベントへの出展内容など。
6 月	ごみゼロイベント	ごみゼロイベントでのブース出展。地球温暖化の仕組み・現状・対策・省エネに関するパネル展示、緑のカーテンプランター、パーゴラ緑化モデルの展示。
7 月	であい橋で会いましょう 環境を考えるイベント	地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展による省エネ意識啓発など。
9 月	しきなっ子まつり	地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展。エコクッキング、手回し発電機等による省エネ意識啓発など。
9 月	モビリティ&カーフリーデー	地球温暖化の仕組み・影響・対策に関するクイズやパネル出展による省エネ意識啓発など。
3 月	最終定例会	活動報告、次年度の活動内容など。

(4) 温暖化対策啓発講座

市民・事業者において、「那覇市地球環境保全行動計画」を実践してもらうために、意識啓発講座をエコライフサポーターや那覇市地球温暖化対策協議会等と連携して実施しました。

【平成 28 年度実績】 講座開催数 14 回（受講人数 1,081 人）

(5) 緑のカーテン推進事業

① 目的・概要

地球温暖化対策及びヒートアイランド現象の緩和、都市景観の向上を目的とした、建築物緑化を推進する事業です。市民が適正に緑のカーテンを作成できるよう緑化講習会（緑のカーテン設置の実技や維持管理等の座学）を開講しました。

表 3-3 緑のカーテン推進事業緑化講習会

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
講習回数	4回	3回	3回	4回
参加者数	100名	75名	74名	66名

② 効果

- 室内温度の上昇を抑えることによる、電気量の削減
- 二酸化炭素の吸収源対策及び電気使用量抑制による二酸化炭素削減
- 地域における、みどりの創出、コミュニケーションの活性化等

(6) 那覇市地球温暖化対策協議会

平成 20 年 7 月に、地球温暖化の防止を目的に市民・事業者・行政等の協働により、那覇市域における総合的な地球温暖化対策の推進するために設立されました。（根拠法：地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条）

事業として、事業所へのエコアクション 21 等環境マネジメントシステムの認証取得支援、省エネルギーの推進、エコドライブ講習会を実施しました。

【平成 28 年度実績】

- 総会及び幹事会の開催
- エコアクション 21 認証取得支援事業（取得支援プログラムの参加 11 事業者）
- エコドライブ講習会 座学・実技の開催（計 1 回、受講者数 6 名）
- 地球温暖化対策出前講座 さつき小学校 6 年生を対象として、実験形式の出前講座を実施。
- その他（市のイベントへの出展、会員への情報発信等）

3 市域の温室効果ガス排出量について

(1) 温室効果ガス種類別排出量の推移

那覇市における温室効果ガスの総排出量は、平成 26 年（2014 年度）で約 2,185 千トン（二酸化炭素換算）となっており、その約 94.4%を二酸化炭素が占めています。

那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における平成 12 年（2000 年度）（基準年度）の排出量と比較すると約 0.7%減少、前年度比で約 3.8%減少となっています。

表 3-4 温室効果ガス種別別排出量の推移

排出量(千 t-CO₂)

区分 \ 年度	基準 2000	2010	2011	2012	2013	2014
	H12	H22	H23	H24	H25	H26
二酸化炭素 (CO ₂)	2,120	2,257	2,238	2,180	2,162	2,063
メタン (CH ₄)	51	13	10	10	10	9
一酸化二窒素 (N ₂ O)	12	12	11	10	10	10
代替フロン類	18	60	70	80	90	102
合 計	2,201	2,343	2,329	2,282	2,271	2,185
2000 年度比	100.0%	106.4%	105.8%	103.7%	103.2%	99.3%
前年度からの伸び率 (%)	—	—	-0.6%	-2.0%	-0.5%	-3.8%

(注 1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合があります。

(2) 二酸化炭素部門別排出量について

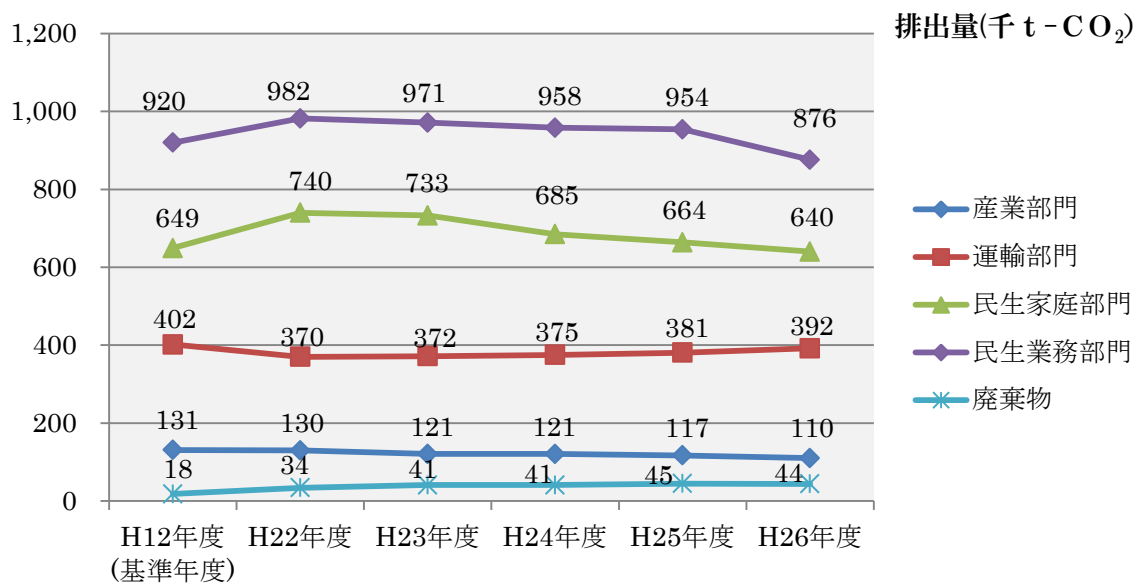
2014（平成 26）年度における構成比（部門別）をみると、民生業務部門の排出量（876 千 t）が最も大きく、次に民生家庭部門の排出量（640 千 t）、運輸部門の排出量（392 千 t）となっている。（図 3-5 を参照）

表 3-5 二酸化炭素部門別排出量の推移

排出量(千 t-CO₂)

部門 \ 年度	基準 2000	2010	2011	2012	2013	2014
	H12	H22	H23	H24	H25	H26
産業	130.98	130.39	121.24	120.52	116.74	110.19
運輸	402.29	370.15	371.50	375.20	381.14	392.36
民生家庭	648.55	739.85	732.91	685.00	664.47	640.20
民生業務	919.73	982.23	970.97	958.25	954.08	876.42
廃棄物	18.30	33.90	41.02	41.49	45.09	43.54
合計	2,119.85	2,256.52	2,237.66	2,180.46	2,161.51	2,062.71
2000 年度比	100.0%	106.4%	105.6%	102.9%	102.0%	97.3%
前年度からの伸び率 (%)	—	—	-0.8%	-2.6%	-0.9%	-4.6%

(注 1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。



(3) 二酸化炭素の燃料種別排出量

那覇市における二酸化炭素の燃料種別排出量（平成 26 年度（2014 年度））を見ると、最も割合の大きいのが電力で、全体の 63.5%を占めています。次いで、全体の 10.2%を占めるガソリンとなっています。

基準年度（平成 12 年度（2000 年度））からの推移を見ると、構成比の高い電力が一度は増加しているものの、平成 26 年度においては基準年度を下回っています。

表 3-6 二酸化炭素の燃料種別排出量の推移

排出量(千 t - CO₂)

燃料種別	基準 2000 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	
	H12 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
						排出量	構成比
電力	1,345	1,517	1,529	1,506	1,439	1,310	63.5%
ガソリン	216	222	228	231	214	215	10.4%
灯油	111	74	72	63	70	68	3.3%
軽油	84	57	53	54	78	92	4.5%
重油類	216	167	162	142	162	173	8.4%
LPG	81	50	48	53	48	89	4.3%
都市ガス	49	64	66	68	68	69	3.3%
エネルギー 未区分	18	42	34	41	41	43	2.1%
合計	2,120	2,193	2,193	2,158	2,120	2,062	100%

(注 1) 小数点一位未満で四捨五入しているため、各欄の合計は一致しない場合がある。また、エネルギー起源以外の二酸化炭素排出量は廃棄物の燃焼によるものである。

4 那覇市エコオフィス計画の推進

(1) 計画策定の目的

地球温暖化問題の重要性や危機感が広まっている現在において、地球環境を保全していくためには、那覇市役所が一事業者として、エネルギー使用量等の削減や環境にやさしい製品の利用を促進するなど、率先して環境に配慮した行動を実行する必要があります。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（平成28年5月27日改正）で、地方公共団体へすべての事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定を義務付けています。【地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付ける】

以上のことから那覇市エコオフィス計画を策定し、地球環境保全対策の推進を図ります。

(2) 基本方針

- ① 本市が行なうすべての事務・事業において計画を推進し、環境負荷の低減に努めます。
- ② 職員が計画を率先して推進することにより、市民・事業者の意識高揚を図ります。
- ③ 可能な限り目標を明確にし、そのための具体的な取組を推進します。
- ④ ISO14001の規格に基づいた本市の環境マネジメントシステムを活用し、確実な進行管理を行いません。
- ⑤ 計画、取組状況及び点検結果については、外部へ公表します。

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度～平成32年度までの5年間とします。

(4) 計画の対象範囲

市長事務部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
教育委員会、上下水道局、消防局

(5) 温室効果ガス総排出量等の削減目標

表3-7 年度ごと温室効果ガス総排出量の目安

(単位：t-CO₂)

	基準値	温室効果ガス総排出量目安（削減目標値）				
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総排出量	30,008	29,708	29,411	29,117	28,826	28,538
目標値		-1%	-1%	-1%	-1%	-1%

表3-8 各エネルギー使用量等削減目標値

取 組 項 目		削 減 目 標
温室効果ガスの算定基礎項目	電気使用量	計画期間（平成 28～32 年度）の各年度、前年度比 1 %以上削減することを目指します。
	ガソリン使用量	
	軽油使用量	
	都市ガス使用量	
	L P ガス使用量	
	灯油使用量	
	A 重油使用量	
その他の資源等	水使用量	
	紙使用量	
	ごみ排出量	

(6) 那覇市エコオフィス計画の実績

平成28年度の温室効果ガス排出量等の実績は、表3-9のとおりです。

温室効果ガスの削減目標を達成したのは上下水道局のみでした。全体としては電気・都市ガスの使用量増加によって、前年度比 1 %の削減目標に対して1.8%増となっています。

夜間や休日における臨時の窓口開設等によって、照明設備・エアコンの使用時間が増加しているものと思われます。

表3-9 平成28年度 エコオフィス活動実績

項 目		温室効果ガス (t-CO2)	温室効果ガス算定基礎項目							その他の資源等		
部 局 名			電気 (kwh)	ガソリン(ℓ)	軽油(ℓ)	都市ガス(m ³)	L P ガス(kg)	灯油(ℓ)	A 重油(ℓ)	水(m ³)	紙(枚)	ごみ(kg)
市長部局	H28年度	8,558	9,301,175	47,259	42,685	340,255	3,757	11,180	11,750	144,109	37,045	407,822
	H27年度	8,465	8,987,689	47,113	48,294	222,199	4,555	14,894	13,000	149,692	36,458	358,041
	増減率	1.1%	3.5%	0.3%	-11.6%	53.1%	-17.5%	-24.9%	-9.6%	-3.7%	1.6%	13.9%
教育委員会	H28年度	19,072	20,876,021	14,926	3,333	466,314	19,586	139,235	287,107	460,305	60,438	559,186
	H27年度	18,504	19,537,473	17,196	3,206	361,912	21,765	137,918	291,400	480,874	61,140	544,501
	増減率	3.1%	6.9%	-13.2%	4.0%	28.8%	-10.0%	1.0%	-1.5%	-4.3%	-1.1%	2.7%
上下水道局	H28年度	1,679	2,048,754	14,008	449	450	-	-	139	2,172	2,342	6,195
	H27年度	1,853	2,223,022	14,960	280	428	-	-	266	2,914	2,329	8,376
	増減率	-9.4%	-7.8%	-6.4%	60.2%	5.1%	-	-	-47.7%	-25.5%	0.6%	-26.0%
消防局	H28年度	1,227	1,130,847	70,617	37,229	23,429	473	-	-	8,433	1,316	30,093
	H27年度	1,185	1,093,847	69,493	35,072	10,184	511	-	-	7,441	1,458	26,940
	増減率	3.5%	3.4%	1.6%	6.1%	130.1%	-7.4%	-	-	13.3%	-9.7%	11.7%
合計	H28年度	30,536	33,356,797	146,810	83,696	830,448	23,816	150,415	298,996	615,019	101,141	1,003,296
	H27年度	30,008	31,842,031	148,762	86,852	594,723	26,831	152,812	304,666	640,921	101,385	937,858
	増減率	1.8%	4.8%	-1.3%	-3.6%	39.6%	-11.2%	-1.6%	-1.9%	-4.0%	-0.2%	7.0%

※消防局の緊急車両（消防車等）で使用する「ガソリン」「軽油」に関しては計画の趣旨に添わないと判断し、削減目標の対象外とする。

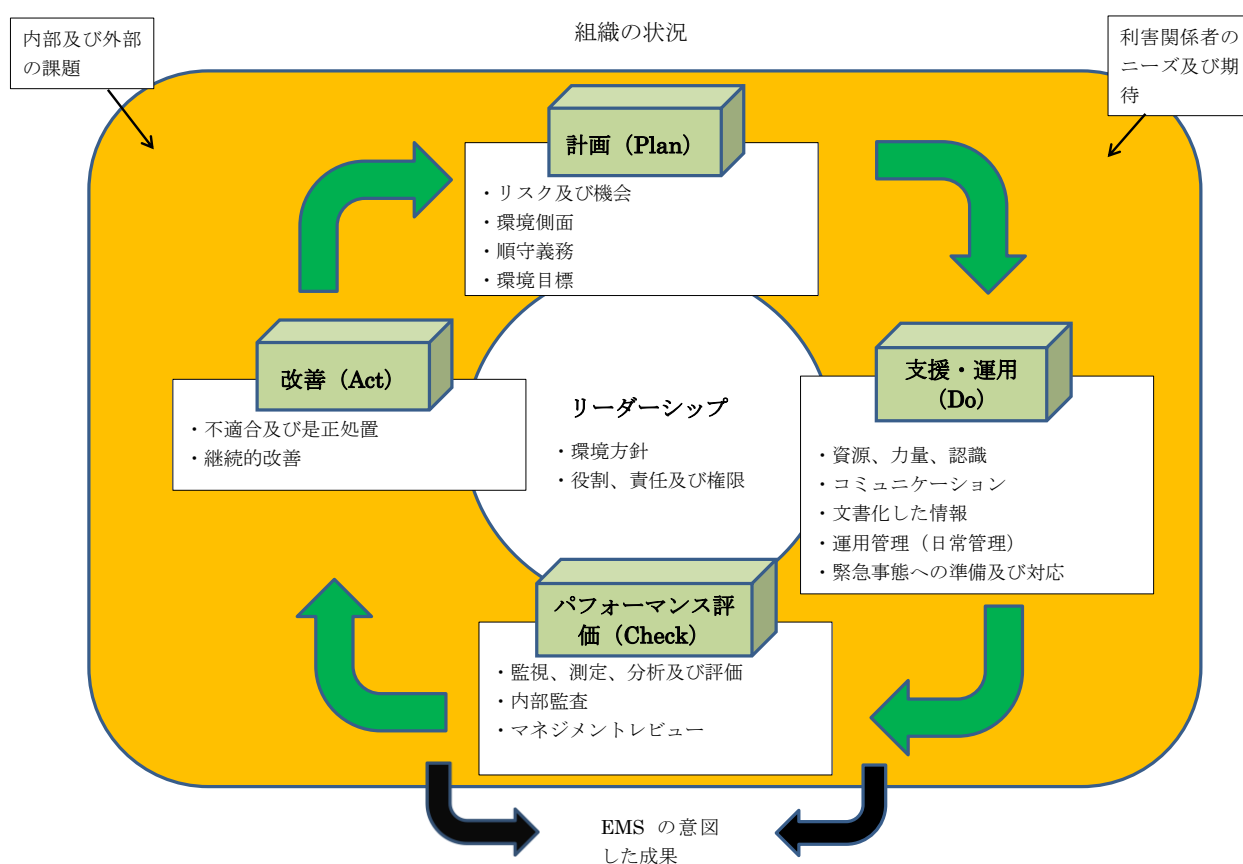
第4章 環境マネジメントシステム

1	那覇市環境マネジメントシステムについて……………	78
---	--------------------------	----

1 那覇市環境マネジメントシステムについて

本市の環境の将来像である「人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは」を実現するための計画として「那覇市環境基本計画」や「那覇市エコオフィス計画」等を策定しています。それらを有効に運用管理するために、国際規格 I S O14001に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、研修や日常点検活動によって職員の自覚を高め、運用状況の自己チェックのため内部監査を実施し環境に配慮した行動を実行しています。また、審査登録機関による第三者評価を活用し、その有効性の確認を年1回行っています。

平成28年度に実施した定期審査では、総務部総務課他26部署の審査を実施しました。その結果、3件の軽微な不適合の指摘がありましたが、適切に是正され I S O14001の認証継続が認められました。



第5章 自然環境の保全

1	環境保全の啓発	80
(1)	環境啓発事業	
①	第22回国場川水あしび	
②	漫湖チュラカーギ作戦32	
③	こどもエコクラブ	
(2)	環境学習会	
①	大嶺海岸観察会	
②	ホテル観察会	
③	湧水めぐり	
④	新都心沖縄の杜観察会	
2	環境保全対策事業	83
(1)	水資源有効利用推進事業	
①	水資源有効利用・節水計画書	
②	雨水施設等設置費補助金交付事業	
(2)	安謝川上流浄化対策	
(3)	メジロ捕獲許可及び飼養登録事務	
3	広域的事業	84
(1)	国場川水系環境保全推進協議会	
4	自然保護	84
(1)	鳥獣保護区の設定	
①	漫湖地区	
②	末吉地区	

1 環境保全の啓発

市民・事業者・行政の自然環境保全に関する意識を高めるために、自然環境に関する各種の啓発事業や学習会を市民等に対し行っています。

(1) 環境啓発事業

① 第22回国場川水あしび

実施：平成28年11月26日 漫湖水鳥・湿地センター 参加者：325人 ごみ回収量：1,340kg

国場川水系（国場川、長堂川、鏡波川、袋廻川）の各河川は水鳥が数多く飛来し、特にその河口の漫湖はラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録（平成11年5月15日）された貴重な湿地となっています。

その豊かな自然環境は市民の憩いの場所となっており、生態系の保全や水質浄化の必要性等を訴えるために、清掃ボランティアと共に、漫湖周辺のごみ拾い、自然体験型ゲーム、漫湖の生き物等の展示を行っています。



【第22回 国場川水あしび】

② 漫湖チュラカーギ作戦32 漫湖水鳥・湿地センター 平成28年6月18日 参加者268人 （※NPO団体の漫湖自然環境保全連絡協議会との共催により実施）

「漫湖チュラカーギ作戦32」では、漫湖の大清掃を行い、約2,300kgのごみを回収することができました。

漫湖チュラカーギ作戦を通して、漫湖をもっと知ってもらう機会となりました。

③ こどもエコクラブ

こどもエコクラブは幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。自然観察会や食育の勉強会などを通して、子どもたちが人と自然環境の関わりについて理解し、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環に加わっていくことを目的としています。

平成28年度は、5団体約265人の児童が登録し環境活動を行っています。

【こどもエコクラブ活性化事業】

市内の既存のこどもエコクラブ及び新たにエコクラブを結成しようとする団体に対して、自らの団体が行う活動のヒントとなる気づきの機会を提供し、市内こどもエコクラブ活動の活性化を図ることを目的に、身近な自然と出会う様々な体験型活動を開催・提供しています。

平成28年度は、「ごみ拾い活動（たばるエコクラブ）」「えひめA i 作り、具志干潟生き物観察会（はなぞのエコクラブ）」を行いました。

※「えひめA i」とは・・・酵母・乳酸菌・納豆菌を主体に糖蜜・水を用いて発酵させた酵素を含む発酵培養液で動物、人には無害の環境にやさしい複合微生物です。

【こどもエコクラブなは大会】 那覇市総合福祉センター 平成29年3月11日 参加者82人

こどもエコクラブ間の交流・親睦を図り、活動の活性化を目的として毎年開催しています。クラブ間の交流・親睦を図り、活動の活性化を図ることを目的に開催した。大会の午前中は各クラブの活動発表を行い、午後はトンボ、蝶、クワガタの昆虫切り絵講座を行った。



【こどもエコクラブなは大会】

(2) 環境学習会

① 大嶺海岸観察会（那覇空港海側） 平成29年3月12日 参加者30人

那覇空港のすぐ沖合に広がる大嶺海岸は、那覇市に残された自然海岸であり、干潮時には広大な礁池（イノー）が姿をあらわします。そこにはサンゴ礁原、藻場や干潟等の多様な環境があり、いろいろな生き物も生息しています。このような場所は沖縄本島中南部のあちらこちらに広がっていましたが、今では埋め立てにより、ほとんど姿を消してしまっています。なお、大嶺海岸においても、近年の空港拡張工事等により、一部海岸域が残るのみとなっています。

この残された自然とのふれあいを通して人と海などとのつながりについて、改めて考える機会としてもらうため、市民等を対象とした観察会を行っています。



【大嶺海岸で生物観察】

② ホタル観察会 末吉公園 平成28年5月12日、5月26日 参加者75人

那覇市においては、都市化が進みホタルが見られる場所も少なくなっていますが、末吉公園にはオキナワスジボタルやクロイワボタルなどの陸生のホタルが生息しています。

ホタルの生態や生息に適した環境を那覇市自然観察指導員と共に観察し、どのように自然環境を保護、保全していく必要があるのかについて、参加者に学んでもらっています。

③ 湧水めぐり「首里カーマーン」 首里地区 平成28年11月19日 参加者25人

都市化、緑地の減少等で市域における地下水の保水力は低下しており、かつて人々と身近な存在であった井戸や湧水を取り巻く環境も大きく変化してきています。先人の知恵を学び、水環境の保全について考える機会として、市民を対象に首里地区の湧水めぐりを行っています。

☆☆ 湧水めぐりルート ☆☆

集合場所

首里城公園レストセンター入口前の広場

→①真珠道→②内金城嶽

→③上ヌ東門ガー・下ヌ東門ガー

→④新垣ヌカー→⑤潮汲川→⑥金城大樋川

→⑦仲乃川→⑧禰覇川

→⑨寒水川樋川→解散



【首里カーマーン（寒水川樋川）】

④ 新都心沖縄の杜観察会 天久公園 平成28年12月17日 参加者15人

都市化の進行が著しい那覇新都心、その中に「沖縄の杜」があります。古くからの地層が残るその杜には、市街地にも関わらず貴重な自然が残っており、様々な動植物が見られます。そこで、普段あまり入ることができない沖縄の杜で、様々な動植物を観察することで、身近に残された自然環境の大切さを認識する機会とするため、市民を対象に観察会を実施しています。



【新都心沖縄の杜観察会】

2 環境保全対策事業

(1) 水資源有効利用推進事業

総合的な水資源の有効利用と節水、その他の施策を推進し、快適な都市づくりに寄与するために、「那覇市水資源有効利用推進要綱」を平成11年2月10日に施行しました（一部は平成12年4月1日施行）。

① 水資源有効利用・節水計画書

平成12年度には、市内にて建築物を設置する際に、設置者に「水資源有効利用・節水計画書」の市への提出を義務付け、水資源に対する意識啓発に取り組んでいます。さらに、平成12年度に策定した「那覇市水環境保全推進計画」の中に水資源有効利用推進策を盛り込みました。

表5-1 平成28年度水資源有効利用・節水計画書の内訳

水資源有効利用・節水計画書提出 (うち水資源有効利用を予定しているのは141件です。)	556件
雨水タンク設置予定	13件
井戸水利用予定	5件
再生水利用予定	1件
地下浸透設備（浸透マス等）設置予定	122件
計	141件

② 雨水施設等設置費補助金交付事業

本市では水資源の有効利用を目的に、平成14年度から市内に住居を有する者で、当該住居に雨水施設等（雨水貯留施設、雨水浸透施設、井戸水利用施設）を設置した者に対して設置に要した費用の1/2（限度額4万円）を補助しています。

表5-2 雨水施設等設置補助状況

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件 数	20 (3)	14 (3)	20 (11)	12 (7)	8 (4)	21 (12)

※（ ）内は井戸水利用施設の件数

(2) 安謝川上流浄化対策

安謝川の水質を浄化し、潤いある水辺空間を創出するため、平成5年から、「安謝川をきれいにする住民の会」等と協力し、事業を実施しています。

付近住民や学童クラブなどへも呼びかけ、毎月第2土曜日に清掃活動を実施しています。



【安謝川クリーン作戦】

(3) メジロ捕獲許可及び飼養登録事務

鳥獣保護行政における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、愛がん飼養を目的として、メジロ（「1世帯1羽」に限定）に係る捕獲許可及び飼養登録に関する事務を平成21年度から沖縄県（自然保護課）より権限委譲を受けています。

平成23年9月、国の定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改定され、愛玩目的での鳥獣の捕獲は原則許可しないこととなりました。また、同指針に基づき、沖縄県において「第11次鳥獣保護事業計画」が策定され、「愛玩のための飼養の目的での捕獲は原則許可しない」こととなりました。特別措置期間も終了しており、今後、捕獲許可は認めないこととなっています。

表5-3 メジロ飼養登録状況〔平成28年度〕

交付件数	種 別	交付件数(①)	手数料(②)	計(①×②)
	更 新	20 件	3,400 円	68,000 円
	再交付	0 件	3,400 円	0 円
	合 計	20 件		68,000 円

3 広域的事業

(1) 国場川水系環境保全推進協議会

国場川水系は、国場川、長堂川そして饒波川からなり、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町、さらに那覇市の7つの市や町に流域を持ち、那覇港海域に注ぎ込んでいます。

国場川水系環境保全推進協議会は、これら7つの自治体で構成し、国場川水系にかかる環境保全対策を連携して推進し、水環境の回復を図るために組織されています。

〔事業内容〕

平成28年 6月28日 平成28年度国場川水系環境保全推進協議会総会
11月26日 第22回 国場川水あしび開催（主催：国場川水あしび実行委員会）

4 自然保護

(1) 鳥獣保護区の設定

① 漫湖地区

漫湖は全国でも有数の渡り鳥の集団渡来地であり、鳥獣の保護繁殖を図るため、昭和52年に国設鳥獣保護区の設定を受けました。漫湖は、シギ、チドリ類やクロツラヘラサギ等の野鳥を観察することができ、市民が自然とふれあう貴重な場所となっています。

平成9年からは、水鳥の保護に特に重要な水域であるとして、漫湖の水面部分が国設鳥獣保護区特別保護地区に設定されており、平成19年には、保護期間が平成39年までの20年間に更新されました。

また、平成11年5月15日には、漫湖の水鳥生息地としての重要性が世界的に認められ、水面部分の国設鳥獣保護区特別保護地区（58ha）がラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録されました。

表5-4 国設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
集団渡来地	漫 湖	174ha	H19. 11. 1 H39. 10. 31	58ha	H19. 11. 1 H39. 10. 31



漫 湖

② 末吉地区

末吉の森は、都市における生活環境改善のために都市公園として整備されており、同時に、野生生物の保護管理を目的として、県設鳥獣保護区及び県設鳥獣保護区特別保護地区にも設定されており、平成18年には、保護期間が平成38年までの20年間に更新されています。

同地区では、タカ科のツミの繁殖、ウグイス科のヤブサメの越冬が観察されるなど、小規模ながらも市街地に残された森林環境として重要な役割を果たしています。

表5-5 県設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
誘致地区	末 吉	19ha	H18. 9. 26 H38. 9. 25	19ha	H18. 9. 26 H38. 9. 25

第6章 水 質

1	公共用水域等の水質保全対策事業……………	88
	(1) 事業概要	
	(2) 測定の実施概況	
	(3) 実施結果の概要	
	①河川	
	②海域	
	③底質	
	④水浴場	
	⑤地下水	
	⑥汚染井戸周辺地区調査	
	(4) 測定結果等	
	①測定地点	
	②環境基準等	
	③主な用語の解説	
	④測定結果	
	⑤水質の経年変化	
	⑥国場川水系合同河川水質調査結果	
2	水質汚濁防止法に基づく規制……………	116
	(1) 工場・事業場対策	
3	土壌汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況…	117
4	浄化槽の設置及び維持管理……………	119
	(1) 浄化槽とは	
	(2) 市内における設置基数(平成28年度末時点)	
	(3) 平成28年度の届出件数	
	(4) 浄化槽法に基づく三大義務	
	①保守点検	
	②清掃	
	③法定検査	
	(5) 浄化槽設置者講習会	

1 公共用水域等の水質保全対策事業

(1) 事業概要

市は、水質の現況と経年変化を把握し、公共用水域における良好な水質の維持等に役立てることを目的として、公共用水域及び地下水の水質測定を平成 25 年度より実施しています。

調査を実施している河川を水系別に区分すると、本市の中心部を東西に流れている安里川水系を中心にして、北側に安謝川水系と南側に国場川水系、それに国道 58 号に沿った形態の久茂地川水系とにおおよそ区分され、小祿地区には、河川が無く排水路のみがあります。

平成 25 年度以降毎年、市内 4 河川と 2 水路の 27 地点で、年 4～12 回の水質調査を実施しており、水質の汚濁状況を示す指標となる BOD(生物化学的酸素要求量)は、28 年度は 26 地点が 10 mg/L 以下で、水質汚濁に係る環境基準の E 類型の基準を満たしています。基準を満たしていない 1 地点は、安里川・鳥堀橋で、調査地点で最も水がきれいな場所は、安謝川・花見橋付近となっています。なお、環境基準 C 類型の基準値 5 mg/L 以下を満たす採水地点は 25 地点で、基準を満たしていない地点は、安里川・鳥堀橋と小祿地区の排水路具志川です。

市内海域(那覇港海域)についても、平成 25 年度以降毎年、6 地点で年 6～12 回水質調査を実施しており、平成 28 年度の調査結果は、水質の汚濁状況を示す指標となる COD(化学的酸素要求量)が 3 地点(①那覇港沖、②那覇新港入口、③自謝加瀬東)で、2 mg/L 以下で、水質汚濁に係る環境基準の A 類型の基準を満たしています。基準を満たしていない地点は、3 地点(①那覇港入口、②那覇港内、③泊港内)となっています。

また、市内の主要水浴場(波之上ビーチ)が水浴に適した水質であるかどうか、遊泳期間前と遊泳期間中に水質調査を実施しており、環境省の「水浴場水質判定基準」に基づいて判定したところ、平成 28 年度は、遊泳期間前「水質 AA(適)」・遊泳期間中「水質 A(適)」でした。

地下水調査においては、調査地点(那覇西高校)において、^ひ砒素・^ふほう素が環境基準を超過しており、その使用者に対しては、使用に係る指導を行いました。また、当初計画には入っていませんでしたが、汚染のおそれがあるということで、小祿地区において、汚染井戸周辺地区調査を実施した結果、10 地点中 2 地点の井戸で^ひ砒素の環境基準超過が判明し、使用に係る指導を行いました。

なお、市内河川などの汚染状況は年ごとの変動はあるものの、概ね良くなってきています。只、未だ一部の地点で水質の環境基準を達成しない地点があり、その要因としては、主に一般家庭からの生活排水などが考えられます。

公共用水域の水質汚濁対策として、本市は、平成 4 年 9 月に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定を受け、平成 7 年 2 月に「那覇市水環境保全基本計画」を策定し、対策を講じてきました。その後、平成 13 年 2 月には同計画を改定し、水資源有効利用の推進について内容を拡充し、今日の社会情勢の変化に対応してきました。

「水質浄化の推進」のために、平成 8 年度からは、合併浄化槽設置費の一部を補助する制

度を開始し、平成 26 年度に補助制度を終了しました。その他、国場川水系環境保全推進協議会（那覇市ほか 6 市町村で構成）を含む諸団体や N P O などと共催で「国場川水あしび」・「漫湖チュラカーギ作戦」等のイベントを開催し、「安謝川をきれいにする住民の会」の河川浄化に係る活動を支援しています。市街地に残された自然・水辺環境の保全等のためには、市民・県民に、河川の水質浄化を図ることが重要であることを認識してもらう啓発事業の実施が重要です。

(2) 測定の実施概況

那覇市公共用水域及び地下水等の水質測定は、平成 28 年度は、平成 28 年 4 月 27 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に実施しました。

測定は、地点別測定計画に基づき、定められた地点及び回数、検体の採水、分析を行っています。

分析、採水方法は、平成 28 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（沖縄県）に掲げる方法により、採水時には、採水日時、天候、気温、水温、色相、臭気、透視度（海域：透明度）、採取水深（海域：全水深も含む）についても記録しています。

なお、採水地点の一部である国場川については、河川域の合同調査を目的として、南部福祉保健所と調整して、同じ日に実施しています。

河川は、県測定計画で、国場川 3 地点・久茂地川 3 地点・安里川 5 地点・安謝川 4 地点の採水地点があり、生活環境項目や健康項目、ふっ素・ほう素、全亜鉛、底質項目（2 地点のみ）を測定しています。独自に策定した市測定計画では、安謝川 2 地点・安里川 4 地点・久茂地川 2 地点・国場川 2 地点・その他 2 地点で採水し、生活環境項目のみ測定を実施しています。

海域は、那覇港の 6 地点で採水し、生活環境項目や全窒素・全リン、健康項目、全亜鉛、底質項目（1 地点のみ）の測定を実施しています。

水浴場は、波の上ビーチで採水し、ふん便性大腸菌群数や化学的酸素要求量、水素イオン濃度の測定を遊泳期間前と遊泳期間中に実施しています。

地下水採水は、平成 28 年度は、那覇市小禄地区（那覇西高校）で実施し、pH、EC 他環境基準 28 項目の測定を実施しています。

なお、平成 28 年度は、緊急的に、小禄地区における 10 地点の井戸で、砒素及びホウ素に関する汚染井戸周辺地区調査を実施しました。

(3) 実施結果の概要

①河川

●県測定計画

生活環境項目においては、2 地点（四条橋、昭和橋）において、pH の環境基準を超過しました。1 地点（久茂地橋）において、D O の環境基準を超過しました。健康項目においては、全ての地点で環境基準を満たしていました。

●市測定計画

生活環境項目においては、2 地点（夫婦橋、十貫瀬橋上流）において、D O の環境

基準を超過しました。また、1地点（鳥堀橋）において、BOD の環境基準を超過しました。

②海域

生活環境項目においては、5地点（那覇港沖、那覇港内、那覇新港入口、泊港内、自謝加瀬東）において、D₀ の環境基準を超過しました。3地点（那覇港入口、那覇港内、泊港内）において、COD 及び大腸菌群数の環境基準を超過しました。健康項目においては、全ての地点で環境基準を満たしていました。

③底質

河川2地点、海域1地点において調査を行いました。全ての地点で環境基準を満たしていました。

④水浴場

波の上の水浴場において、遊泳期間前は、「水質 AA」であり昨年より良好でした。遊泳期間中は、ふん便性大腸菌群数が「水質 AA」の区分範囲を超えて「水質 A」の区分でした。

⑤地下水

那覇西高校の地下水においては、砒素^{ひそ}0.129mg/L、ほう素^{ほうそ}1.99mg/L で、環境基準を超過しました。管理者に対し、地下水使用や公共水域への排水指導を実施し、地下水の使用を中止することになりました。

⑥汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査では、調査井戸2地点で、砒素^{ひそ}の環境基準を超過しており、最大値は0.013mg/Lでした。管理者に対し、地下水使用の指導を実施しました。

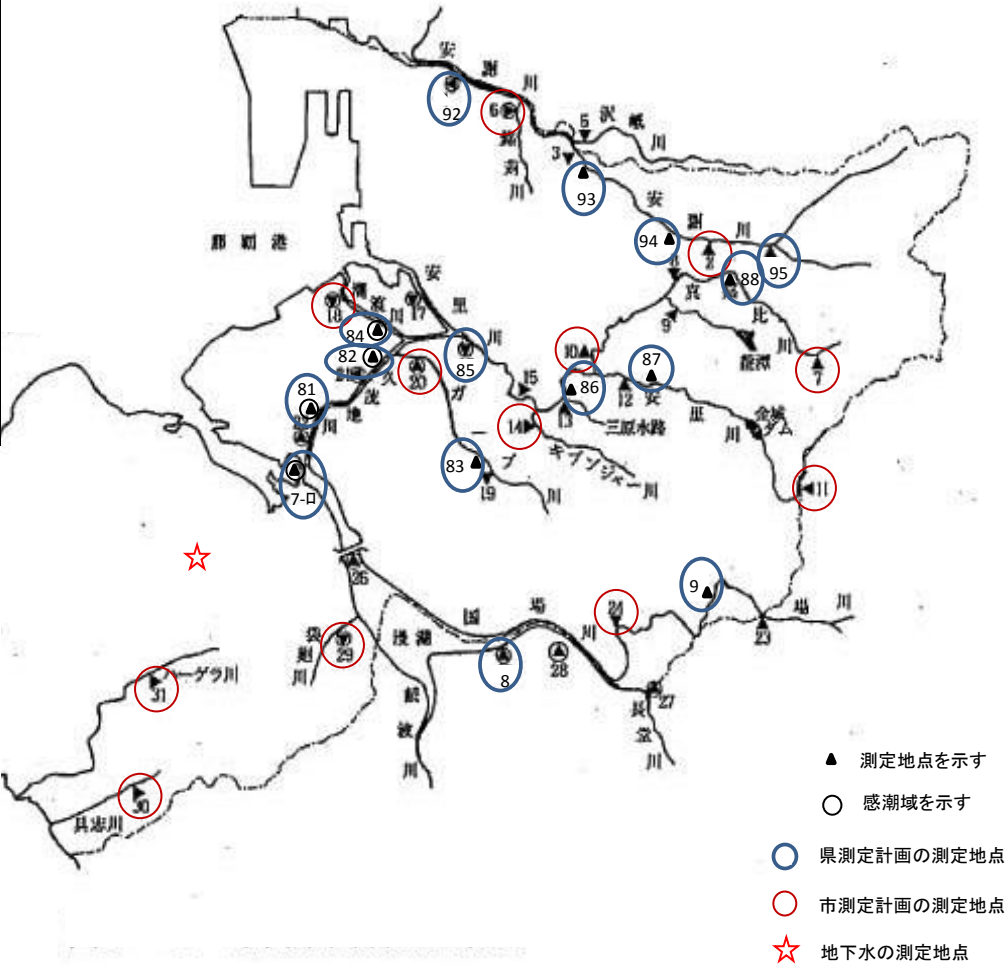
(4) 測定結果等

①測定地点

計画	河川名	県 地点 番号	類型	地点名
県測定計画 ○	国場川	7-口	C	那覇大橋 ●
		8	E	真玉橋 ●
		9	(E)	一日橋
	久茂地川	81	C	泉崎橋 ●
		82	(C)	久茂地橋 ●
		83	(C)	四条橋
	安里川	84	(D)	中之橋 ●
		85	D	安里新橋(注1) ●
		86	(D)	大道練兵橋
		87	(D)	寒川橋
		88	(D)	宝口樋川下流10m(注2)
	安謝川	92	C	安謝橋 ●
		93	(C)	宇久増橋(注3)
		94	(C)	末吉新橋
		95	(C)	昭和橋

(注1)旧称:蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称:儀保橋、(注3)旧称:内間橋、●:感潮域

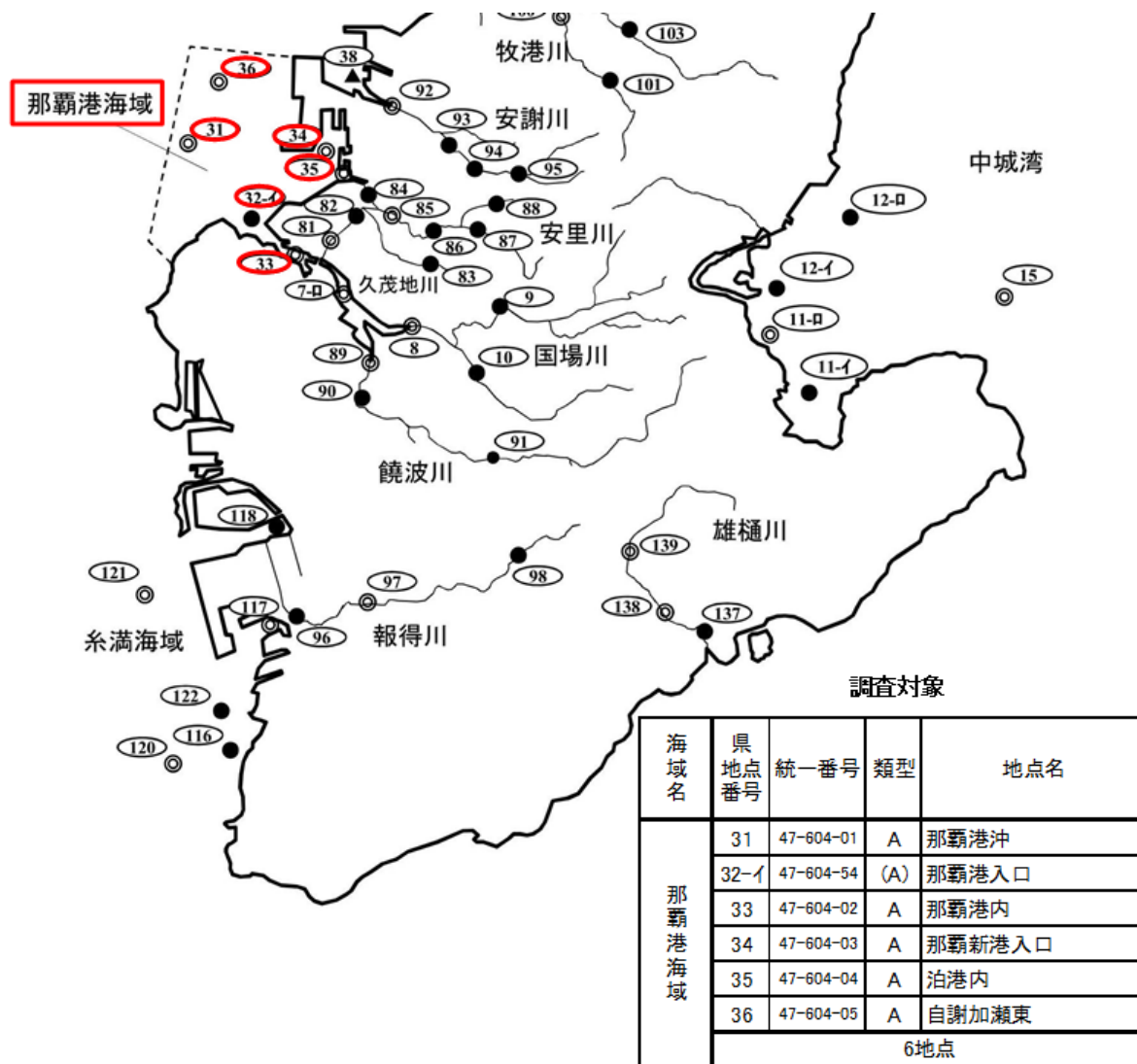
計画	河川名	市 地点 番号	類型	地点名
市測定計画 ○	安謝川	2	C	花見橋
		6	C	環状2号線上の橋
	安里川	7	D	鳥堀橋
		10	D	茶湯崎橋
		11	D	ナーゲラ橋
		14	D	開眼橋
	久茂地川	18	C	夫婦橋 ●
		20	C	十貫瀬橋上流 ●
	国場川	24	E	新国場橋 ●
		29	C	袋廻川 ●
	その他	30	—	具志川
		31	—	ハーゲラ川
	地下水 ☆			小禄地区(那覇西高校)



河川及び地下水の測定地点図

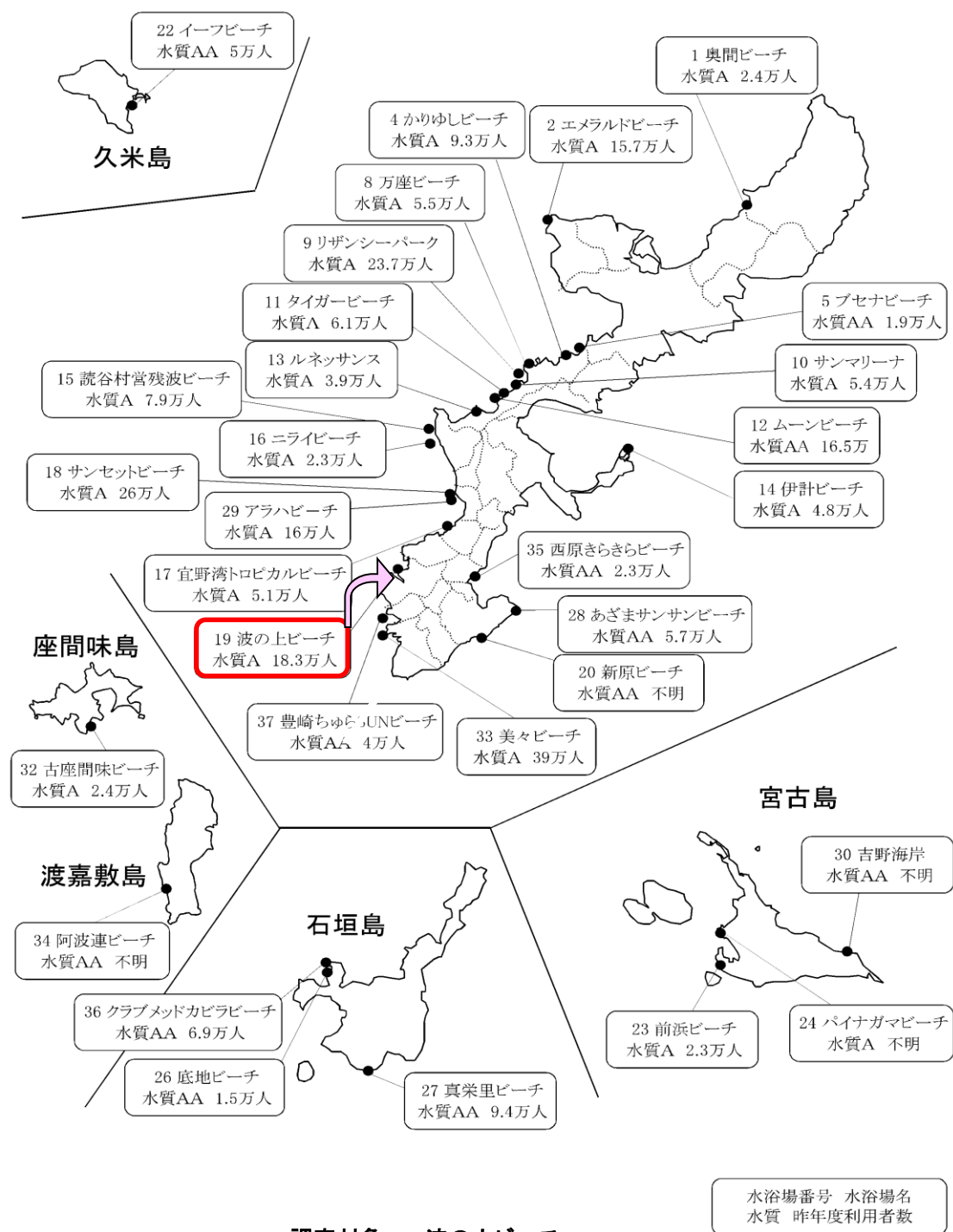
沖縄本島南部

- ◎ 環境基準点
- 補助測定点
- ▲ 参考測定点(類型未指定)



海域の測定地点図

平成28年度水浴シーズン中水質調査結果



主要海水浴場の測定地点図

(資料：沖縄県 環境部 環境保全課より)

②環境基準等

別表 水質汚濁に係る環境基準

項 目		基準値	分 析 方 法
生活環境項目	水素イオン濃度	水質汚濁にかかる環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)の別表2生活環境の保全に関する環境基準に掲げる基準値…<別添>を参照。	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	溶存酸素量		規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
	生物化学的酸素要求量		規格21に定める方法
	化学的酸素要求量		規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)
	浮遊物質質量		昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	大腸菌群数		告示別表2に掲げる最確数による定量法
	n-ヘキサン抽出物		告示付表12に掲げる方法
	全窒素		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法
	全磷		規格46.3に定める方法
	全亜鉛		規格53に定める方法
健康項目	カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
	六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
	砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下	告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006mg/L以下	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
	ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表7に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを行う。別表2において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準(告示別表2)

1 河川

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及び E以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)1

- 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級: ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級水産生物用
水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級水産生物用
水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(産卵場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及び C以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される
- 水産2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 水産3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して、底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち水生生物の産卵場（養殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

水浴場水質判定基準

(別紙)

1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

CODの測定は日本工業規格K0102の17に定める方法(酸性法)による。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

(1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。

(2) 油膜が認められたもの。

別表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目		基準値	分 析 方 法
地 下 水 項 目	カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
	全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
	六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
	砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005mg/L以下	告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	検出されないこと	告示付表2に掲げる方法
	PCB	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準 別表の付表に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.006mg/L以下	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.003mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
	ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表7に掲げる方法

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

③主な用語の解説

◎水素イオン濃度 (pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7 を中性とし、7 より小さければ酸性、大きければアルカリ性となります。

◎生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の好気性微生物（バクテリア等）が、水中に含まれる有機物を分解する時に消費する酸素量を表しています。従って、水中に含まれる汚濁有機物の量が多いほど、多量の酸素を消費することになるため、河川における有機物汚濁の目安となっています。

5mg/L ----- 魚類の生息、河川の自浄限界

10mg/L ----- 悪臭の発生限界、環境保全上の基準

◎化学的酸素要求量 (COD)

海水などに含まれる有機物などを酸化する時に消費される酸化剤（過マンガン酸カリウム等）の量を、酸素の量に換算したものです。数値が高いほど水中の有機物などの量が多いということを示します。湖沼や海域では、プランクトン等の呼吸作用や塩分の影響を受けることから、COD のほうが BOD よりも水質汚濁の状況を示すのに適していると考えられています。

◎溶存酸素 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量を表しています。水中の酸素溶解量を左右するのは水温、気圧などですが、有機物による汚染度の高い水は、微生物により消費される酸素の量が多くなるため、溶存している酸素の量は少なくなっています。なお、きれいな水ほど酸素は多く含まれているので、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには、水中の酸素が過飽和状態になります。酸素が十分に水中に存在することが、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものとなっているため、水中生物の生息状況に係る目安となっています。

2mg/L ----- 国場川を除く本市内河川の環境基準

5mg/L ----- コイ、フナ等の生息限界

(溶存酸素の飽和量)

0℃ -----14.15mg/L

20℃ -----8.84mg/L

10℃ -----10.92mg/L

25℃ -----8.11mg/L

30℃ -----9.76mg/L

30℃ -----7.53mg/L

※ 塩分の影響を受けるところではさらに低くなる。

◎浮遊物質 (SS)

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称です。採水した一定量の水を所定のろ紙でこし、乾燥してその重量を量ることとされており、数値 (mg/L) が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

◎大腸菌群数

一種ではなくいくつかの属、種が含まれた一群の菌の総称で、過去には糞便汚染の指標とされていました。多量に細菌が存在する場合は、原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられています。単位はMPN（最確数）で表されます。

◎ノルマルヘキサン抽出物質（n-ヘキサン）

油分の試験方法の一つであるヘキサン抽出物質試験において、抽出・測定される物質です。主に油状物質で、グリース・ワックス・アルコール・農薬・染料なども抽出されます。

④測定結果

○河川測定結果（県測定計画）

表 6-1 生活環境項目（河川）

（備考）m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、x：環境基準に値しない日数、y：総観測日

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	類型	※1 達成期間	調査区分	採取水深	pH				DO(mg/L)				BOD(mg/L)										SS(mg/L)					大腸菌群数(MPN/100mL)						
								最小値	最大値	m	n	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	日間平均値							最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値
																					最小値	最大値	x	y	平均値	中央値	75%値										
国場川(1)	7-口	那覇大橋	47-004-01	C	口	年間	0.1	7.9	8.1	0	12	5.4	8.2	0	12	6.8	0.5	2.8	0	12	0.5	2.8	0	12	1.6	1.7	2.0	15	44	0	12	31	7.9E+02	4.9E+04	-	12	1.4E+04
国場川(2)	8	真玉橋	47-005-01	E	ハ	年間	0.1	7.7	8.0	0	12	4.5	9.0	0	12	5.9	1.2	5.3	0	12	1.2	5.3	0	12	2.9	2.8	3.4	11	40	0	12	26	4.9E+03	2.3E+05	-	12	4.7E+04
	9	一日橋	47-005-51	(E)	ハ	年間	0.1	7.9	8.4	0	6	6.3	11.3	0	6	6.8	1.8	3.8	0	6	1.8	3.8	0	6	2.5	2.4	2.9	6	14	0	6	10	1.3E+04	2.2E+05	-	6	9.2E+04
久茂地川	81	泉崎橋	47-024-01	C	イ	年間	0.1	7.9	8.0	0	6	3.7	6.6	0	6	5.7	<0.5	1.2	0	6	<0.5	1.2	0	6	0.8	0.8	1.1	9	29	0	6	16	2.3E+03	2.2E+04	-	6	8.7E+03
	82	久茂地橋	47-024-51	(C)	イ	年間	0.1	7.8	7.9	0	4	4.0	6.8	1	4	5.3	<0.5	1.4	0	4	<0.5	1.4	0	4	1.0	1.0	1.1	5	9	0	4	6	4.9E+03	2.3E+05	-	4	7.0E+04
	83	四条橋	47-024-52	(C)	イ	年間	0.1	8.2	9.2	4	6	11.4	18.4	0	6	14.5	<0.5	3.7	0	6	<0.5	3.7	0	6	2.2	2.1	2.7	1	5	0	6	2	1.1E+04	1.3E+05	-	6	4.5E+04
安里川	84	中之橋	47-025-51	(D)	イ	年間	0.1	7.8	8.0	0	4	5.2	7.0	0	4	6.3	<0.5	1.3	0	4	<0.5	1.3	0	4	0.9	0.8	1.1	3	7	0	4	4	2.3E+03	2.2E+05	-	4	1.0E+05
	85	安里新橋 ^(注1)	47-025-01	D	イ	年間	0.1	7.9	8.1	0	6	5.7	8.6	0	6	7.2	0.5	1.3	0	6	0.5	1.3	0	6	1.0	1.1	1.2	2	9	0	6	5	1.3E+04	1.3E+05	-	6	6.7E+04
	86	大道練兵橋	47-025-52	(D)	イ	年間	0.1	7.9	8.3	0	6	6.5	10.5	0	6	7.9	0.5	1.9	0	6	0.5	1.9	0	6	1.2	1.1	1.7	1	2	0	6	2	7.9E+03	1.1E+05	-	6	3.9E+04
	87	寒川橋	47-025-53	(D)	イ	年間	0.1	8.0	8.2	0	4	7.9	9.1	0	4	8.6	0.5	2.0	0	4	0.5	2.0	0	4	1.4	1.6	1.7	1	3	0	4	2	2.3E+04	4.6E+04	-	4	3.4E+04
	88	宝口樋川下流10m ^(注2)	47-025-54	(D)	イ	年間	0.1	7.9	8.4	0	6	7.7	8.6	0	6	8.0	<0.5	3.0	0	6	<0.5	3.0	0	6	1.5	1.5	2.1	1	5	0	6	2	3.1E+04	2.3E+05	-	6	8.6E+04
安謝川	92	安謝橋	47-026-01	C	イ	年間	0.1	7.7	8.0	0	6	5.5	9.3	0	6	7.2	<0.5	1.9	0	6	<0.5	1.9	0	6	1.1	1.0	1.6	3	11	0	6	6	7.9E+02	7.9E+04	-	6	2.0E+04
	93	宇久増橋 ^(注3)	47-026-51	(C)	イ	年間	0.1	7.6	8.4	0	6	5.7	9.6	0	6	7.7	1.2	3.6	0	6	1.2	3.6	0	6	2.1	1.8	2.7	4	9	0	6	5	1.1E+04	4.9E+05	-	6	1.5E+05
	94	末吉新橋	47-026-52	(C)	イ	年間	0.1	8.2	8.3	0	4	8.3	10.8	0	4	9.4	<0.5	1.1	0	4	<0.5	1.1	0	4	0.7	0.7	0.7	1	3	0	4	2	4.6E+03	4.9E+04	-	4	2.7E+04
	95	昭和橋	47-026-53	(C)	イ	年間	0.1	7.9	8.7	1	6	6.1	12.5	0	6	8.1	0.7	1.8	0	6	0.7	1.8	0	6	1.3	1.3	1.7	<1	5	0	6	3	7.9E+03	7.9E+04	-	6	3.2E+04

(注1)旧称：蔡温橋下流200mの橋、(注2)旧称：儀保橋、(注3)旧称：内間橋

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」：直ちに達成 「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成 「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

※平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

表 6-2 健康項目及び全亜鉛（河川）

分類		河川名		国場川			久茂地川		安里川		安謝川	
		統一地点番号		4700401	4700501	4700551	4702401	4702452	4702501	4702552	4702601	4702651
		県地点番号		7-口	8	9	81	83	85	86	92	93
		採水日		8/3	8/3	8/3	8/4	8/18	8/4	8/4	8/4	8/4
健康項目	項目名	環境基準値	単位									
	カドミウム	0.003	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1	<0.1		<0.1		<0.1		<0.1	
	鉛	0.01	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	六価クロム	0.05	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	
	砒素	0.01	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	総水銀	0.005	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
	ジクロロメタン	0.02	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	四塩化炭素	0.002	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	チウラム	0.006	mg/L	<0.0006	<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006	
	シマジン	0.003	mg/L	<0.0003	<0.0003		<0.0003		<0.0003		<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02	mg/L	<0.001	<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	
	ベンゼン	0.01	mg/L	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
	セレン	0.01	mg/L	<0.002	<0.002		<0.002		<0.002		<0.002	
	硝酸性窒素	-	mg/L	0.43	0.64		0.21		1.41		0.46	
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	0.053	0.113		0.016		0.041		0.068	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L	0.49	0.76		0.23		1.45		0.53	
	ふっ素	0.8	mg/L			0.12		0.06		0.07		0.10
	ほう素	1	mg/L			0.14		0.23		0.05		0.04
	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	<0.005	<0.005		<0.005		<0.005		<0.005	
その他	電気伝導度	-	μ S/cm									
	全亜鉛	-	mg/L			0.012						

○河川測定結果（市測定計画）

表 6-3 生活環境項目（河川）

（備考）m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、x：環境基準に値しない日数、y：総観測日

水域名	市 番 号	地点名	地点統一 番号	類 型	※1 達成 期間	調 査 区 分	採 取 水 深	pH				DO(mg/L)				BOD(mg/L)										SS(mg/L)					大腸菌群数(MPN/100mL)						
								最小 値	最大 値	m	n	最小 値	最大 値	m	n	平均 値	最小 値	最大 値	m	n	日間平均値							最小 値	最大 値	m	n	平均 値	最小 値	最大 値	m	n	平均 値
																					最小 値	最大 値	x	y	平均 値	中央 値	75 % 値										
安謝川	2	花見橋	—	C	イ	年間	0.1	8.3	8.4	0	4	7.7	9.8	0	4	8.6	<0.5	0.7	0	4	<0.5	0.7	0	4	0.6	<0.5	<0.5	1	7	0	4	4	1.3E+04	1.7E+04	—	4	1.4E+04
	6	環状2号線上の橋	—	C	イ	年間	0.1	8.0	8.4	0	4	7.4	11.5	0	4	9.4	<0.5	1.7	0	4	<0.5	1.7	0	4	1.0	0.9	1.3	1	7	0	4	3	7.0E+03	7.9E+04	—	4	3.6E+04
安里川	7	鳥堀橋	—	D	イ	年間	0.1	7.6	8.0	0	4	3.1	6.0	0	4	5.1	4.8	16.0	2	4	4.8	16.0	2	4	10.1	9.8	14.2	3	5	0	4	4	3.3E+04	2.3E+05	—	4	1.1E+05
	10	茶湯崎橋	—	D	イ	年間	0.1	7.7	8.0	0	4	6.9	8.0	0	4	7.4	0.6	1.5	0	4	0.6	1.5	0	4	1.1	1.2	1.5	<1	2	0	4	1	1.7E+04	7.9E+04	—	4	4.1E+04
	11	ナーグラ橋	—	D	イ	年間	0.1	7.8	8.1	0	4	4.6	7.6	0	4	6.2	<0.5	1.7	0	4	<0.5	1.7	0	4	1.3	1.5	1.6	2	6	0	4	3	2.3E+04	4.9E+04	—	4	3.2E+04
	14	開眼橋	—	D	イ	年間	0.1	7.9	8.4	0	4	6.0	8.5	0	4	7.5	0.6	2.8	0	4	0.6	2.8	0	4	1.8	1.8	1.9	<1	1	0	4	1	2.3E+04	1.1E+05	—	4	6.5E+04
久茂地川	18	夫婦橋	—	C	イ	年間	0.1	7.9	8.0	0	4	4.6	7.6	2	4	5.9	<0.5	1.0	0	4	<0.5	1.0	0	4	0.8	0.8	0.9	4	6	0	4	5	4.9E+03	2.3E+05	—	4	7.9E+04
	20	十貫瀬橋上流	—	C	イ	年間	0.1	7.7	7.8	0	4	3.7	6.2	2	4	5.1	<0.5	1.8	0	4	<0.5	1.8	0	4	1.0	0.9	1.0	3	10	0	4	6	3.3E+04	1.7E+05	—	4	9.2E+04
国場川(2)	24	新国場橋	—	E	ハ	年間	0.1	7.8	8.1	0	4	5.0	11.8	0	4	7.8	1.4	7.5	0	4	1.4	7.5	0	4	3.8	3.1	3.8	18	72	0	4	47	4.9E+03	7.9E+04	—	4	3.6E+04
国場川(1)	29	袋廻川	—	C	ロ	年間	0.1	7.9	8.1	0	4	5.8	8.7	0	4	7.3	<0.5	1.5	0	4	<0.5	1.5	0	4	1.1	1.2	1.3	2	5	0	4	4	7.9E+03	1.7E+05	—	4	5.8E+04
その他	30	具志川	—	—	—	年間	0.1	7.6	7.9	—	4	3.5	7.0	—	4	5.3	2.1	12.7	—	4	2.1	12.7	—	4	6.6	5.7	7.6	1	5	—	4	3	4.9E+04	4.9E+05	—	4	2.7E+05
	31	ハーグラ川	—	—	—	年間	0.1	7.5	8.0	—	4	5.0	7.8	—	4	6.4	2.4	4.8	—	4	2.4	4.8	—	4	3.6	3.6	4.2	1	2	—	4	2	4.9E+04	4.9E+05	—	4	2.7E+05

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

※平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

○海域測定結果

表 6-4 生活環境項目（海域）

（備考）m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、x：環境基準に値しない日数、y：総観測日

水域名	県 番 号	地点名	地点統一 番号	類型	※1 達成期 間	調 査 区 分	採取水 深	pH				DO(mg/L)				COD(mg/L)										大腸菌群数(MPN/100mL)					n-ヘキサン抽出物質 油分等(mg/L)						
								最小 値	最大 値	m	n	最小 値	最大 値	m	n	最小 値	最大 値	m	n	日間平均値							最小 値	最大 値	m	n	平均 値	最小 値	最大 値	m	n	平均 値	
																				最小 値	最大 値	x	y	平均 値	中央 値	75 % 値											
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	A	□	年間	0.1	8.1	8.3	0	6	7.2	7.8	3	6	7.5	1.7	2.0	0	6	1.7	2.0	0	6	1.8	1.9	1.9	2.3E+01	1.7E+02	0	6	5.5E+01	<0.5	<0.5	0	6	<0.5
	32-イ	那覇港入口	47-604-54	(A)	□	年間	0.1	7.9	8.2	0	6	7.5	7.9	0	6	7.8	1.7	2.5	2	6	1.7	2.5	2	6	2.0	1.9	2.2	7.9E+01	3.3E+03	1	6	8.2E+02	<0.5	<0.5	0	6	<0.5
	33	那覇港内	47-604-02	A	□	年間	0.1	8.0	8.2	0	12	5.0	8.4	8	12	7.2	1.9	3.2	7	12	1.9	3.2	7	12	2.2	2.1	2.4	3.3E+01	7.9E+03	3	12	1.4E+03	<0.5	<0.5	0	12	<0.5
	34	那覇新港入口	47-604-03	A	□	年間	0.1	8.1	8.3	0	12	6.9	8.3	4	12	7.7	1.6	2.4	2	12	1.6	2.4	2	12	1.9	1.8	1.9	2.0E+00	7.9E+02	0	12	1.2E+02	<0.5	<0.5	0	12	<0.5
	35	泊港内	47-604-04	A	□	年間	0.1	8.0	8.2	0	12	6.5	7.8	7	12	7.2	1.7	2.5	5	12	1.7	2.5	5	12	2.1	2.0	2.2	2.3E+01	4.6E+03	3	12	9.8E+02	<0.5	<0.5	0	12	<0.5
	36	自謝加瀬東	47-604-05	A	□	年間	0.1	8.2	8.3	0	6	7.1	8.1	3	6	7.6	1.7	2.0	0	6	1.7	2.0	0	6	1.9	1.9	2.0	1.3E+01	4.9E+02	0	6	1.1E+02	<0.5	<0.5	0	6	<0.5

※1 水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについては(環水管126号 昭和60年6月12日)「イ」:直ちに達成「ロ」:5年以内で可及的速やかに達成「ハ」:5年を超える期間で可及的速やかに達成

※平均値、中央値及び75%値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

表 6-5 生活環境項目（全窒素、全リン）

（備考）m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数、x：環境基準に値しない日数、y：総観測日。採取水深全層は全ての採取位置の検体の平均

水域名	県番号	地点名	地点統一番号	調査区分	採取水深 (m)	全窒素(mg/L)									全磷(mg/L)									
						最小値	最大値	m	n	日間平均値					最小値	最大値	m	n	日間平均値					
										最小値	最大値	x	y	平均値					最小値	最大値	x	y	平均値	
那覇港海域	31	那覇港沖	47-604-01	年間	0.1	0.07	0.12	—	2	0.07	0.12	—	2	0.10	0.011	0.013	—	2	0.011	0.013	—	2	0.012	
	32-イ	那覇港入口	47-604-54	年間	0.1	0.65	1.54	—	2	0.65	1.54	—	2	1.10	0.046	0.064	—	2	0.046	0.064	—	2	0.055	
	33	那覇港内	47-604-02	年間	0.1	0.29	0.35	—	2	0.29	0.35	—	2	0.32	0.032	0.044	—	2	0.032	0.044	—	2	0.038	
	34	那覇新港入口	47-604-03	年間	0.1	0.13	0.17	—	2	0.13	0.17	—	2	0.15	0.012	0.013	—	2	0.012	0.013	—	2	0.013	
	35	泊港内	47-604-04	年間	0.1	0.19	0.81	—	2	0.19	0.81	—	2	0.50	0.030	0.091	—	2	0.030	0.091	—	2	0.061	
	36	自謝加瀬東	47-604-05	年間	0.1	0.09	0.15	—	2	0.09	0.15	—	2	0.12	0.009	0.014	—	2	0.009	0.014	—	2	0.012	

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

表 6-6 健康項目及び全亜鉛（海域）

		河川名		那覇港内
		統一地点番号		4760402
		県地点番号		33
		採水日		8/22
分類	項目名	環境基準値	単位	-
健康項目	カドミウム	0.003	mg/L	<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1
	鉛	0.01	mg/L	<0.002
	六価クロム	0.05	mg/L	<0.005
	砒素	0.01	mg/L	<0.002
	総水銀	0.005	mg/L	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	mg/L	<0.0002
	四塩化炭素	0.002	mg/L	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L	<0.0002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	<0.0002
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	<0.0002
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	<0.0002
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L	<0.0002
	チウラム	0.006	mg/L	<0.0006
	シマジン	0.003	mg/L	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02	mg/L	<0.001
	ベンゼン	0.01	mg/L	<0.0002
	セレン	0.01	mg/L	<0.002
	硝酸性窒素	-	mg/L	0.08
	亜硝酸性窒素	-	mg/L	0.007
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L	0.08
	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	<0.005
その他	全亜鉛	-	mg/L	0.007

○底質測定結果

表 6-7 底質（河川）

(※)シアンと六価クロムは交互に測定。平成28年度は六価クロム。

河川名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン ^(※) (mg/kg)	六価クロム ^(※) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
国場川	那覇大橋	4700401	H28.10.17	38.4	8.3	8.9	0.16	28.1	－	<2	16.7	0.06	<0.01	0.03
安里川	安里新橋	4702501	H28.10.17	40.2	9.8	25.5	0.49	47.3	－	<2	9.20	0.25	<0.01	0.02
暫定除去基準値(mg/kg)				－	－	－	－	－	－	－	－	25	－	10

表 6-8 底質（海域）

(※)シアンと六価クロムは交互に測定。平成28年度は六価クロム。

水域名	地点名	地点統一番号	採取年月日	乾燥減量 (%)	強熱減量 (%)	COD (mg/g)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	シアン ^(※) (mg/kg)	六価クロム ^(※) (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
那覇港 海域	那覇港内	4760402	H28.8.22	45.1	10.4	17.0	0.22	27.2	－	<2	10.3	0.09	<0.01	<0.01
暫定除去基準値(mg/kg)				－	－	－	－	－	－	－	－	25	－	10

○水浴場測定結果

表 6-9 主要海水浴場水質測定結果

番号	(ふりがな) 水浴場名	遊泳期間前											遊泳期間中														
		調査 月 日	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)			油 膜 の 有 無	判定		調査 月 日	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)			COD			透明度			油 膜 の 有 無	判定	
			最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		平成28年	平成27年		最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値		平成28年	平成27年
1	なみ うえ 波の上	4/26 4/27	<2	<2	<2	1.8	1.9	1.9	>1	>1	>1	なし	水質AA	水質A	8/15 8/16	<2	110	30	1.7	1.9	1.8	>1	>1	>1	なし	水質A	水質AA

※平均値を求めるに当たり、定量下限値未満の数値については、定量下限値の数値として取扱い、計算した。

○地下水水質測定結果

表 6-10 地下水水質測定結果

調査担当機関名		採水：一般財団法人 沖縄県環境科学センター 分析：一般財団法人 沖縄県環境科学センター	
調査区分		① 概況(新) 2. 概況(再) 3. モニタリン 4. 周辺	
市 町 村 名		那覇市	
地 区 名		小禄地区	
井戸名又は井戸番号		那覇西高校	
井戸の諸元	井戸深度(m)	-	
	浅井戸深井戸の別	-	
	用途	庭園等の散水	
採水年月日		平成28年10月28日	
水温(℃)		27.0	
		基準値	結果
健康項目	カドミウム (mg/L)	0.003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	検出されないこと	<0.1
	鉛 (mg/L)	0.01	<0.002
	六価クロム (mg/L)	0.05	<0.005
	砒素 (mg/L)	0.01	0.129
	総水銀 (mg/L)	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	<0.0005
	PCB (mg/L)	検出されないこと	<0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	0.02	<0.0002
	四塩化炭素 (mg/L)	0.002	<0.0002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	0.002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004	<0.0002
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1	<0.0002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04	<0.0002
	1,1,1-トリクロロエタン(MC) (mg/L)	1	<0.0002
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006	<0.0002
	トリクロロエチレン(TCE) (mg/L)	0.03	<0.0002
	テトラクロロエチレン(PCE) (mg/L)	0.01	<0.0002
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002	<0.0002
	チウラム (mg/L)	0.006	<0.0006
	シマジン (mg/L)	0.003	<0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	0.02	<0.001
	ベンゼン (mg/L)	0.01	<0.0002
	セレン (mg/L)	0.01	<0.002
	硝酸性窒素 (mg/L)	-	1.31
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10	1.32
	ふっ素 (mg/L)	0.8	0.76
	ほう素 (mg/L)	1	1.99
	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05	<0.005
その他	pH	-	8.7
	電気伝導率(EC) (mS/m)	-	129
	透視度 (度)	-	>30
	色相	-	茶褐色(中)
	臭気	-	無し

○汚染井戸周辺地区調査結果

表 6-11 地下水水質測定結果

分析項目		単位	調査地点										基準値	定量 下限値
			小禄金 城公園	1	2	7	13	21	26	35	44	45		
ひそ 砒素	分析値	mg/L	N. D.	0.011	N. D.	0.013	N. D.	0.002	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.01 以下	0.002
	基準値の適合	-	適合	不適合	適合	不適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	-	-
ほう素	分析値	mg/L	0.03	0.06	0.03	0.21	0.04	0.04	0.03	0.03	0.06	0.03	1 以下	0.02
	基準値の適合	-	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	-	-

(注) N. D. は定量下限値未満を示す。

⑤水質の経年変化

○河川の経年変化（県測定計画）

表 6-12 水質の環境基準達成状況（数値の上段は BOD75%、下段は平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類型	基準 値	地点名	年度									
						H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	国場川(1)	7-口	C	5	那覇大橋	2.2	2.0	1.4	1.5	2.1	1.9	2.0	2.1	2.4	2.0
						1.9	2.0	1.1	1.3	1.9	1.6	1.8	1.5	1.8	1.6
	国場川(2)	8	E	10	真玉橋	5.2	5.7	3.5	4.7	2.8	3.8	5.2	3.5	4.2	3.4
						4.7	5.6	3.3	3.5	2.5	2.9	4.4	3.8	3.4	2.9
		9	(E)	10	一日橋	13.0	13.0	12.0	9.5	7.2	4.8	6.4	6.4	3.2	2.9
2	久茂地川	81	C	5	泉崎橋	2.7	1.6	1.4	1.4	1.1	1.9	1.4	1.2	0.6	1.1
						2.2	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.0	0.6	0.8
		82	(C)	5	久茂地橋	1.9	1.4	2.0	1.6	1.3	1.2	1.2	0.8	1.0	1.1
						1.7	1.2	1.5	1.4	1.2	1.2	1.3	0.9	1.0	1.0
		83	(C)	5	四条橋	9.2	3.5	3.0	3.1	3.2	2.9	3.6	2.4	2.6	2.7
3	安里川	84	(D)	8	中之橋	2.3	2.0	1.5	1.2	1.0	1.5	1.1	0.9	0.7	1.1
						1.9	2.0	1.4	1.2	0.9	1.2	1.0	0.9	0.8	0.9
		85	D	8	安里新橋 ^(注1)	3.1	3.0	1.6	2.6	1.4	2.3	3.1	1.4	1.0	1.2
						2.8	2.4	1.4	2.2	1.1	1.8	1.9	1.1	0.9	1.0
		86	(D)	8	大道練兵橋	8.1	6.8	1.9	1.8	1.8	1.7	2.4	1.7	1.8	1.7
						5.8	4.5	2.2	1.6	1.4	1.7	2.1	1.5	1.3	1.2
		87	(D)	8	寒川橋	2.4	2.4	1.8	1.4	2.6	1.2	1.1	1.4	1.3	1.7
4	安謝川	92	C	5	安謝橋	2.1	1.6	1.9	2.7	1.6	2.5	1.1	1.0	1.0	1.6
						1.9	1.6	1.6	1.6	1.1	1.5	0.9	0.9	0.8	1.1
		93	(C)	5	宇久増橋 ^(注3)	7.4	4.8	2.9	2.8	3.7	1.3	2.4	1.9	1.5	2.7
						4.9	3.7	2.4	2.4	2.5	1.5	2.1	1.7	1.2	2.1
		94	(C)	5	末吉新橋	1.2	2.1	0.8	0.9	0.9	0.9	<0.5	0.5	0.8	0.7
						1.2	1.5	0.8	0.8	1.0	0.9	0.5	0.5	0.7	0.7
		95	(C)	5	昭和橋	5.0	7.2	3.2	1.6	1.5	1.4	1.8	1.7	1.9	1.7
						3.8	4.4	2.3	1.6	1.3	1.2	1.7	1.4	1.3	1.3

* 類型欄の () なしは環境基準点、() 付は補助点

* 赤太字は、環境基準不適合

* 下線の水域は、平成 16 年度に上位類型へ見直しを行った水域

(注 1) 旧称：蔡温橋下流 200m の橋、(注 2) 旧称：儀保橋、(注 3) 旧称：内間橋

○河川の経年変化（市測定計画）

表 6-13 水質の環境基準達成状況（数値の上段はBOD75%、下段は平均値：単位 mg/L）

河川 No	環境基準 類型指定 水域名	市 地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	安謝川	2	C	5	花見橋	0.9	0.7	0.6	0.7	1.3	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
						0.7	0.6	0.5	0.6	0.9	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.6
		6	C	5	環状2号線上の橋	1.3	3.0	1.6	4.5	1.7	0.8	1.7	1.2	0.6	1.3
						1.1	1.4	1.3	3.4	1.3	0.7	1.4	1.6	0.9	1.0
2	安里川	7	D	8	鳥堀橋	164	397	451	213	370	59.6	36.6	11.7	111	14.2
						164	227	295	138	157	71.3	34.6	43.8	62.8	10.1
		10	D	8	茶湯崎橋	9.5	8.9	4.7	4.0	11.4	2.5	2.8	1.4	1.0	1.5
						6.6	5.4	4.6	3.8	5.1	2.9	4.7	1.4	1.3	1.1
		11	D	8	ナーゲラ橋	4.0	6.2	28.9	7.8	3.6	1.1	4.1	2.6	2.3	1.6
						2.3	3.0	11.5	4.0	3.0	1.1	3.0	2.3	3.7	1.3
		14	D	8	開眼橋	15.4	8.5	4.6	7.4	3.4	2.5	2.3	2.8	4.2	1.9
						8.0	5.1	3.2	5.1	2.9	2.0	1.9	3.0	3.4	1.8
3	久茂地川	18	C	5	夫婦橋	1.3	1.5	1.2	1.7	1.0	0.6	1.7	1.2	1.1	0.9
						1.0	1.2	0.9	1.4	0.8	0.9	1.5	1.1	1.0	0.8
		20	C	5	十貫瀬橋上流	3.0	3.5	2.4	3.4	2.9	2.4	1.9	1.2	1.4	1.0
						2.9	2.5	1.9	3.0	1.8	1.9	3.1	1.1	1.8	1.0
4	国場川(2)	24	E	10	新国場橋	16.3	11.0	6.2	7.7	3.5	4.7	7.6	3.5	6.4	3.8
						9.6	6.2	4.0	4.0	2.5	4.3	6.8	3.3	5.3	3.8
	国場川(1)	29	C	5	袋廻川	5.8	3.0	2.3	2.8	2.3	1.8	1.6	1.8	1.5	1.3
						3.6	2.6	2.0	2.0	1.7	1.7	1.5	1.3	1.6	1.1
5	その他	30	—	—	具志川	21.7	19.9	19.8	19.4	46.1	12.5	18.4	8.5	9.3	7.6
						21.2	17.9	16.7	17.9	23.2	13.2	18.0	9.1	8.5	6.6
		31	—	—	ハーゲラ川	16.7	14.4	10.3	17.9	10.2	7.5	11.5	4.5	6.9	4.2
						8.2	13.3	9.5	8.6	14.8	7.5	6.4	9.5	3.9	3.6

* 赤字は、環境基準不適合

○海域の経年変化

表 6-14 水質の環境基準達成状況（数値の上段は BOD75%、下段は平均値：単位 mg/L）

海域 No.	環境基準 類型指定 水域名	地点 番号	類 型	基 準 値	地点名	年度									
						H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1	那覇港海域	31	A	2	那覇港沖	1.8	0.6	0.6	1.2	0.6	1.2	1.8	1.9	1.9	1.9
						1.2	0.7	0.6	0.8	0.7	1.0	1.6	1.8	1.8	1.8
		32-イ	(A)	2	那覇港入口	1.4	2.4	2.0	2.4	1.2	2.0	2.4	2.3	2.2	2.2
						1.5	1.8	1.8	1.9	1.0	1.6	2.1	2.2	2.1	2.0
		33	A	2	那覇港内	3.2	1.2	2.0	3.2	1.2	1.4	3.3	2.3	2.2	2.4
						2.6	1.1	1.6	2.2	1.0	1.3	2.9	2.1	2.0	2.2
		34	A	2	那覇新港入口	1.6	0.8	0.8	1.2	0.6	0.8	1.8	1.9	1.9	1.9
						1.6	0.8	0.7	0.9	0.6	0.7	1.7	1.9	1.9	1.9
		35	A	2	泊港内	1.8	2.0	1.6	1.6	0.7	1.2	2.5	2.3	2.2	2.2
						1.2	1.4	1.2	1.4	0.6	1.6	2.3	2.1	2.1	2.1
		36	A	2	自謝加瀬東	2.4	0.6	0.8	0.8	<0.5	0.8	1.9	1.9	2.1	2.0
						1.3	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	1.9	1.9	2.0	1.9

* 類型欄の()なしは環境基準点、()付きは補助点

* 赤太字は、環境基準不適合

⑥ 国場川水系合同河川水質調査結果

○調査目的

国場川水系(国場川、宮平川、手登根川、長堂川、饒波川)の環境保全対策を広域的に展開していくことを目的に、年2回5市町(夏季：21地点 冬季：15地点)合同で実施する水質調査である。同日に全地点で採水を行い、分析の結果から河川の汚濁状況や経年変化の把握に努めています。

国場川 運玉森に端を発し、長さ約 11.2km、流域面積 43.06km²の2級河川で那覇港に注いでいます。

・明治橋～真玉橋：C 類型 ・真玉橋～一日橋：E 類型

宮平川 南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。

手登根川 南城市を源流域とする準用河川で国場川の支流です。

長堂川 南城市字仲間付近に端を発し、南風原町、豊見城市の境を流れる長さ約 6.2 km流域面積 7.39 km²の2級河川です。上・中流の川沿いにある畜舎群からのたれ流しで最も汚れた川です。

・真玉橋～琉糖橋：E 類型

饒波川 南城市大里南風原を源として、八重瀬町、豊見城市を流下して、国場川(漫湖)に合流する長さ約 11 km、流域面積 13.4 km²の2級河川です。

・全域：D 類型

○調査方法

調査方法は、環境庁水質保全局環水管第 30 号(昭和 46 年 9 月 30 日付)で告示されている「水質調査方法」に準拠して行いました。

○調査時期

- ・夏季 平成 28 年 8 月 3 日
- ・冬季 平成 29 年 2 月 14 日

○調査地点

5 市町(21 地点)：那覇市、南城市、南風原町、豊見城市、八重瀬町
調査地点を表 6-15 及び図 6-1 に示します。

表 6-15 国場川水系合同水質調査

No.	番号	河川名	調査地点	市町村	実施	No.	番号	河川名	調査地点	市町村	実施
1	K-1	国場川	那覇大橋●	那覇市	○	15	K-15	長堂川	武川良橋下流200m	南風原町	○
2	K-2	国場川	真玉橋●	那覇市	○	16	K-16	饒波川	石火矢橋●	豊見城市	○
3	K-3	国場川	人道橋	那覇市		17	K-16'	饒波川	高入端橋※●	豊見城市	○
4	K-4	国場川	新国場橋●	那覇市	○	18	K-17	饒波川	川崎橋※	豊見城市	○
5	K-5	国場川	下茂橋	那覇市		19	K-18	饒波川	饒波橋	豊見城市	○
6	K-5'	国場川	一日橋	那覇市	○	20	K-19	饒波川	溝原橋		
7	K-6	国場川	大子橋	南風原町	○	21	K-20	饒波川	宜次橋	八重瀬町	○
8	K-7	国場川	前田橋	南風原町	○	22	K-21	饒波川	友寄橋	八重瀬町	○
9	K-8	国場川	池田弘下流			23	K-22	饒波川	水川橋	南城市	
10	K-9	宮平川	池原橋	南風原町	○	24	K-23	饒波川	稻嶺橋	南城市	
11	K-10	宮平川	宮平川	南城市	○	25	K-24	饒波川	仲程橋下流50m	南城市	○
12	K-11	手登根川	福原橋	南城市	○	26	K-25	饒波川	衛生環境研究所前	南城市	○
13	K-12	長堂川	琉糖橋	那覇市		27	K-26	長堂川	新垣橋	南風原町	○
14	K-13	長堂川	山垣橋※●	豊見城市	○	28	-	国場川	安里又川上流	南風原町	○
15	K-14	長堂川	名幸橋	南風原町		調査実施地点数					21

※ 山垣橋:旧地点名:南部農林高等学校裏の橋、高入端橋:旧地点名:高安橋、川崎橋:旧地点名:饒波部落内の橋
調査地点の●は感潮域を示す。

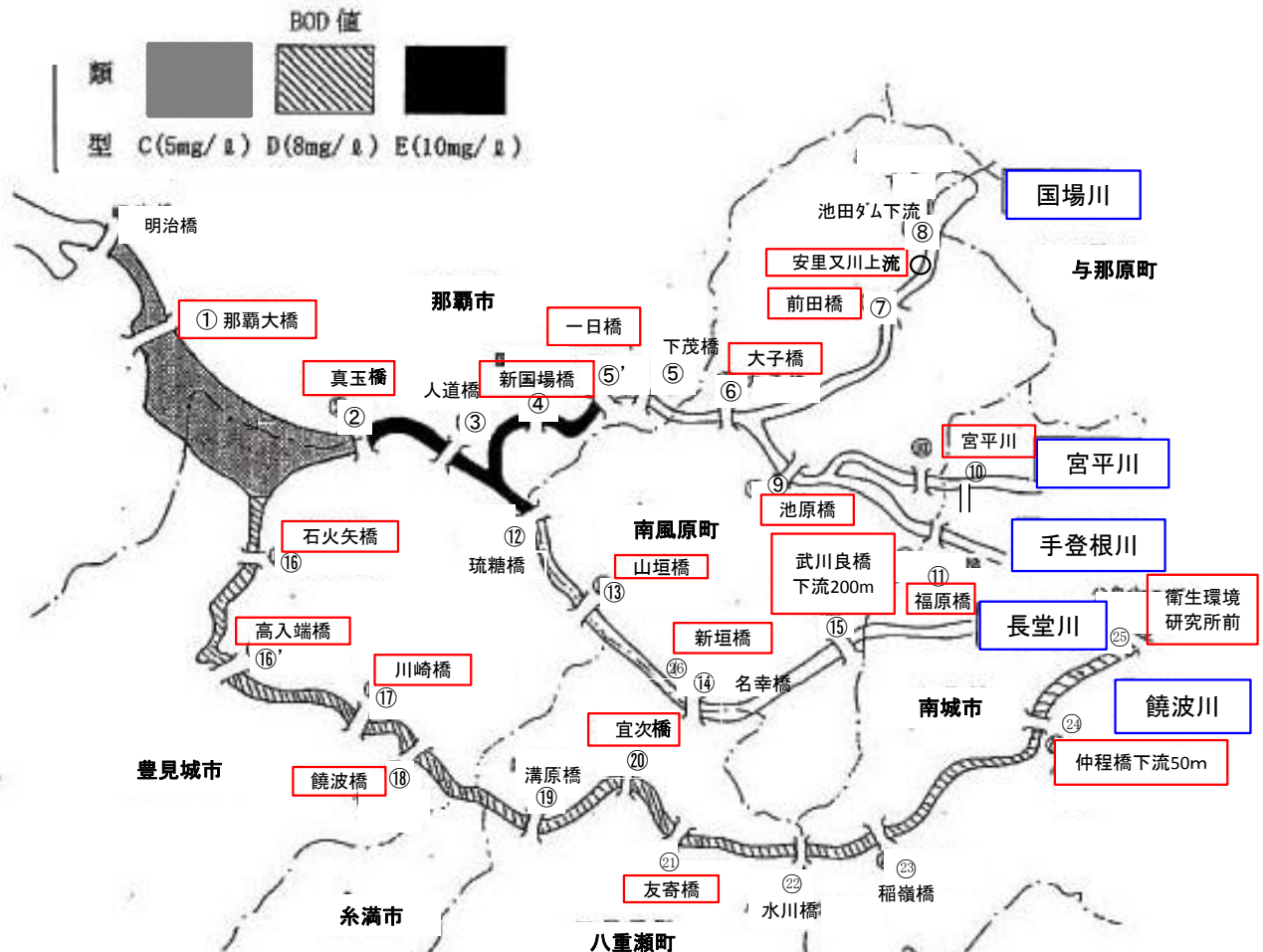


図 6-1 調査地点図

表 6-16 那覇市内域の調査結果

項目	調査時期	夏季	冬季
	調査地点	K-4	K-4
	河川名	国場川	国場川
採水年月日		H28. 8. 3	H29. 2. 14
採水時刻		11:15	14:38
天候 (前日／当日)		晴/晴	晴/晴
気温 (℃)		32. 0	21. 0
水温 (℃)		32. 0	18. 5
外観・水色		淡黄色	淡黄色
透視度 (度)		18	22
臭気		無臭	無臭
p H		7. 9	8. 1
B O D (mg/L)		2. 3	7. 5
C O D _{Mn} (mg/L)		—	—
S S (mg/L)		27	18
D O (mg/L)		7. 0	11. 8
大腸菌群数 (MPN/100mL)		$4. 9 \times 10^4$	$4. 9 \times 10^3$
T－N (mg/L)		—	—
T－P (mg/L)		—	—
M B A S (mg/L)		—	—
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)		—	—
C l ⁻ (mg/L)		—	—
流量 (m ³ /日)		—	—
BOD負荷量 (kg/日)		—	—
備考		新国場橋	新国場橋

表 6-17 5 か年水質経年変化 (BOD) 夏季・冬季平均値

(mg/L)

調査番号・地点名			年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
国場川	K-4	新国場橋		4.6	7.7	4.2	5.4	4.9

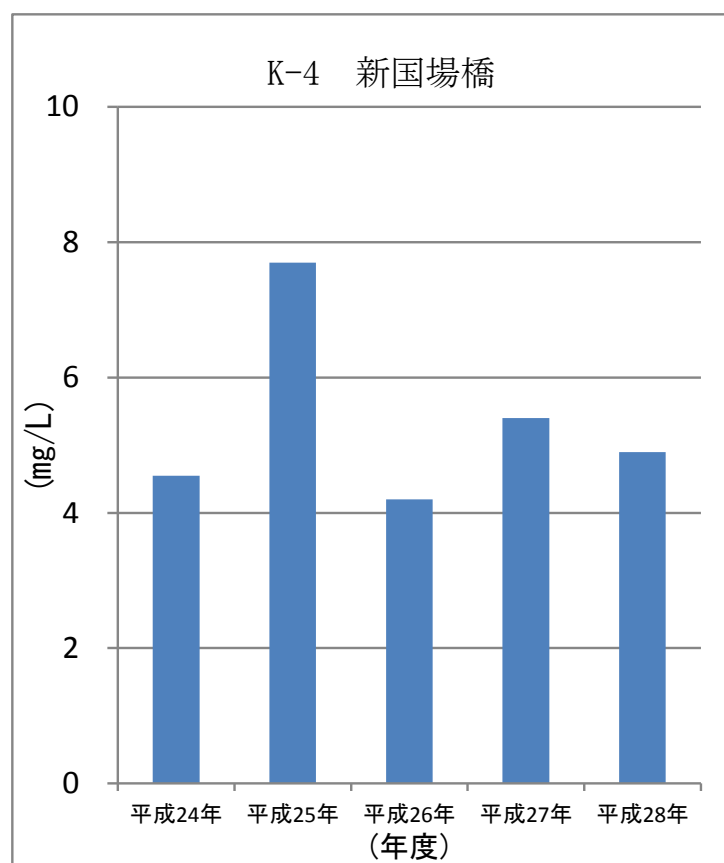


図 6-2 水質経年変化図 BOD (mg/l)

2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

河川や海域等の水質を良好に維持するために、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）では、特定有害物質を使用又は貯蔵等する施設を設置する工場及び事業場（特定事業場）が、公共用水域に汚水等を排出する場合、事前の届出を義務付けています。

水質汚濁防止法にかかる特定事業場からの排水水については、全国一律に排水基準が設定されていますが、一部の地域では同法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律の排水基準より基準が強化された「上乘せ排水基準」が定められています。那覇市においては、国場川水域又は那覇港海域へ繋がる公共用水域に汚水等を排出する場合は、上乘せ排水基準が適用されることになります。

また、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月 1 日に施行され、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

なお、平成 28 年度中の特定施設の届出件数は下記の通りとなっています。

表 6-18 特定施設の届出件数（平成 28 年度）

	第5条				第7条	第6条			第10条		第11条
	第1項	第2項	第3項		届出	第1項	第2項	第3項	氏名等変更届	使用廃止届	届出
	届出	届出	有害物質使用特定施設の届出	有害物質貯蔵指定施設の届出		届出	届出	届出			
件数	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

3 土壌汚染対策法に基づく届出及び区域指定の状況

特定有害物質に汚染（表6-19に示す特定有害物質の指定基準に不適合な土壌）された土地に対し、掘削するなどの工事を実施すること（土地の形質変更）は、汚染土壌の飛散や汚染土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された汚染土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものです。

そのため、土壌汚染対策法では、上記のリスクを軽減させるため、同法第3条にて特定有害物質を使用する施設（有害物質使用特定施設）を廃止した事業者に対し、廃止してから120日以内に当該土地の土壌汚染状況調査の結果を市に報告させることになっています。

また、同法第4条に基づき、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（一定規模以上の土地の形質変更）を行う者に対しても、届出を工事着手の30日前までに提出させ、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、市は土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとなっています。なお、一定規模以上の土地の形質変更の届け出は、平成28年度は21件でした。

さらに同法第3条及び第4条などの届け出の要件に該当しない場合でも、事業者が自主的に行った土壌汚染状況調査の結果を同法第14条に基づき市に報告することすることができます。

上記の調査結果の報告を受け、法に基づき、市は当該土地の汚染状況が、表6-19の基準に適合しない場合は、当該土地を有害物質に汚染されている区域として指定することができます。汚染されているものとして指定される区域は、同法第6条に基づく要措置区域と第11条に基づく形質変更時要届出区域に区分され、後者は、周辺住民への健康被害のおそれはないものとなっています。なお、本市の指定状況は、表6-20のとおりです。

表6-19 特定有害物質の指定基準

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種	四塩化炭素	0.002以下	—
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	—
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	—
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
	クロロエチレン	0.002 以下	—
第二種	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
第三種	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下
	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機リン化合物	検出されないこと	—

表 6-20 汚染されている区域の指定状況

	種 別	所在地	指定日	解除日	指定に係る物質
1	形質変更時要届出区域	港町 3-2-1 の一部	平成 26 年 6 月 16 日	平成 26 年 9 月 16 日	ベンゼン 鉛及びその化合物
2	形質変更時要届出区域	古波 蔵 4-11-1 の一部	平成 27 年 1 月 15 日	平成 27 年 7 月 1 日 一部解除	砒素 ^{ひそ} 及びその化合物
3	形質変更時要届出区域	泉崎 1 丁目 20 番 6 地内	平成 27 年 8 月 17 日	平成 27 年 12 月 1 日	鉛及びその化合物

4 浄化槽の設置及び維持管理

(1) 浄化槽とは

浄化槽は、台所・トイレ・風呂場など各家庭等から出る生活排水等を、それぞれの建物単位で浄化処理し、法で定めた水質基準を維持した排水を河川や海域などへ排出するための施設となっています。

浄化槽には、トイレの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」というものがありますが、新規の設置が禁止されており、現在は、生活排水全般を処理する「合併処理浄化槽」の設置のみが認められています。市内において新たに浄化槽を設置できるのは、下水道がまだ整備されていない下水道の接続が困難な地域の方となります。

なお、平成25年度の中核市移行に伴い、県から浄化槽法に基づく事務の権限移譲を受けたのを機に、市では同法の実施取り扱い方法を定めた「那覇市浄化槽取扱要綱」を策定し、浄化槽管理者に対する適切な浄化槽の設置や維持管理の指導に努めおりますが、浄化槽設置及び廃止の届け出が、適切に実施されない案件が存在するため、浄化槽管理台帳の登録件数が実態と乖離しており、市ではこれを浄化槽の指導に係る課題と認識し、是正のために、実態調査等を行ったうえで、台帳整理を進めております。

(2) 市内における設置基数（平成28年度末時点）

合併処理浄化槽	419基
単独処理浄化槽	4,626基

(3) 平成28年度の届出件数

設置届	18件(内2件 変更届)
廃止届	11件

(4) 浄化槽法に基づく三大義務

浄化槽法に基づき、浄化槽管理者には保守点検、清掃、法定検査の3つの義務が課されています。なお、これらの義務は、法で定めた水質基準を維持した排水を実施するために必要であり、実施しない管理者に対しては、罰則が定められています。

① 保守点検（メンテナンス）

浄化槽本体の点検、調整、修理、消毒剤の補充などを、年に法律で定められた回数以上実施しなければなりません。保守点検自体の実施は、浄化槽管理者が県知事の登録を受けた業者に委託して実施してもらいます。

② 清掃（汚泥の引き抜き）

浄化槽本体に溜まった汚泥の引き抜き清掃を、年に最低でも1回は実施しなければなりません。清掃は、浄化槽管理者が市長の許可を受けた業者に委託して実施してもらいます。

③ 法定検査

浄化槽を設置した3ヶ月後以降1年以内に、はじめての検査（法第7条に基づく検査）を実施（受検）し、その後は定期検査（法第11条に基づく検査）を毎年1回受検する必要があります。法定検査は、沖縄県知事が指定する公益社団法人沖縄県環境整備協会しか実施することができません。

検査は、当該環境整備協会に対し、依頼書により浄化槽管理者が依頼することで、実施することができます。なお、平成28年度の定期検査の受検率は、約1.7%でした。

(5) 浄化槽設置者講習会

新たに浄化槽を設置する方を対象に、浄化槽に関する設置の手続きや、施工及び維持管理等について理解して頂くために、浄化槽設置者講習会を月に1回実施しています。平成28年度は、合計10人の受講者がありました。受講済み証は、設置届出書への添付をお願いしています。

第7章 騒音・振動・悪臭

1	騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況 …	122
	(1) 騒音規制法に基づく届出状況	
	(2) 振動規制法に基づく届出状況	
2	騒音・振動苦情の状況	124
	(1) 騒音に係る苦情	
	(2) 振動に係る苦情	
3	自動車交通騒音	127
	(1) 自動車による交通騒音	
4	航空機騒音	128
	(1) 那覇空港の沿革	
	(2) 那覇空港の施設の概要	
	(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域	
	①「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定	
	②環境基準の設定	
	(4) 環境対策	
5	悪臭	135
	(1) 悪臭とは	
	(2) 悪臭防止法による規制	
	①規制対象	
	②規制地域	
	(3) 臭気指数規制基準	
	(4) 悪臭に関する苦情	

1 騒音規制法・振動規制法に基づく届出の状況

工場、建設作業現場及び交通機関などから発生する騒音は、睡眠や会話などの生活環境を損なう「好ましくない音」「無い方がいい音」として規制されています。他にも、飲食店などの営業に伴う深夜騒音、拡声機を使って行われる商業宣伝放送も身近な騒音とされています。しかし航空機などのような特別な場合を除くと、騒音の伝達距離は短く、音源から数百メートルを超えることはまれです。

公害として問題になる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤の振動が発生し、建物を振動させ、物的損害を与える、あるいは市民の日常生活に影響を与えることにより問題とされる振動をいいます。公害振動の伝達距離は例外的なものを除くと振動源から数100m以内、多くの場合は10～20m程度でその大きさは地震でいうと地表において、おおよそ微震(震度Ⅰ)から弱震(震度Ⅲ)の範囲にあります。

(1) 騒音規制法に基づく届出状況

騒音規制法では、規制地域内において工場や事業場内に特定施設を設置等する場合や特定の建設作業を行う場合は、事前に届出が必要となります。

表7-1 特定施設の届出件数

特定施設の種類	平成28年度分	累計届出数
1.金 属 加 工 機 械	0	34
2.空 気 圧 縮 機 等	1	632
3.土 石 用 破 砕 機 等	0	0
4.機 械	0	0
5.建設用資材製造機械	0	3
6.穀 物 用 製 粉 機	0	0
7.木 材 加 工 機 械	0	6
8.抄 紙 機	0	0
9.印 刷 機 械	0	7
10.合成樹脂用射出形成機	0	0
11. 鋳 型 製 造 機	0	0
計	1	682

表7-2 特定建設作業実施届出件数（平成28年度）

作 業 の 種 類	届 出 件 数
1. くい打機等を使用する作業	10
2. びょう打機を使用する作業	0
3. さく岩機を使用する作業	84
4. 空気圧縮機を使用する作業	2
5. コンクリートプラント等設けて行う作業	0
6. バックホを使用する作業	0
7. トラクターシャベルを使用する作業	0
8. フルドーザーを使用する作業	0
合 計	96

(2) 振動規制法に基づく届出状況

振動規制法では、規制地域内において工場や事業場内に特定施設を設置等する場合や特定の建設作業を行う場合は、事前に届出が必要となります。

表7-3 特定施設の届出件数

特定施設の種類の	平成28年度分	累計届出数
1. 金 属 加 工 機 械	0	0
2. 圧 縮 機	0	19
3. 破 砕 機 等	0	0
4. 織 物	0	0
5. コンクリートブロックマシン等	0	0
6. 木 材 加 工 機 械	0	0
7. 印 刷 機 械	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0
9. 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機	0	0
10. 鋳 型 造 形 機	0	0
計	0	19

表7-4 特定建設作業実施届出件数（平成28年度）

作 業 の 種 類	届 出 件 数
1. くい打機等を使用する作業	21
2. 鋼球を使用する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	64
合 計	85

2 騒音・振動苦情の状況

(1) 騒音に係る苦情

騒音に係る苦情は、建設作業に伴う騒音についての相談が多くなっています。建築作業については、「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」により、建築着工前に事前協議を行い公害防止に努めています。

表7-5 騒音苦情受付件数（平成28年度）

発 生 源		件 数
工 場 ・ 事 業 場	特 定 工 場 等	1
	そ の 他	4
建 設 作 業	特 定 建 設 作 業	4
	そ の 他	17
自 動 車		0
航 空 機	民 間 機	3
営 業	深 夜 営 業	6
	そ の 他	1
拡 声 機		1
家 庭 生 活		6
アイドリング・空ぶかし		0
そ の 他		13
合 計		56

(2) 振動に係る苦情

振動に関する苦情は、建設作業に伴う振動についての相談となっています。建築作業については、「那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱」により、建築着工前に事前協議を行い公害防止に努めています。

表7-6 振動苦情受付件数（平成28年度）

発 生 源		件 数
工 場 ・ 事 業 場	特 定 工 場 等	0
	そ の 他	0
建 設 作 業	特 定 建 設 作 業	0
	そ の 他	0
道 路 交 通		0
そ の 他		0
合 計		0

表7-7 騒音の大きさの例

音量 (デシベル)	
120	・飛行機のエンジンの近く
110	・自動車の警笛(前方2m) ・リベット打ち
100	・電車が通る時のガードの下
90	・大声による独唱 ・騒々しい工場の中
80	・地下鉄の車内 ・国電の車内
70	・電話のベル ・騒々しい事務所の中 ・騒々しい街頭
60	・静かな乗用車 ・普通の会話
50	・静かな事務所
40	・市内の深夜 ・図書館 ・静かな住宅地の昼
30	・郊外の深夜 ・ささやき声
20	・木の葉のふれ合う音 ・置き時計の秒針の音(前方1m)

※「新日本法規発行騒音規制法の解説（三訂）編集環境庁大気保全（騒音の基礎知識）」より

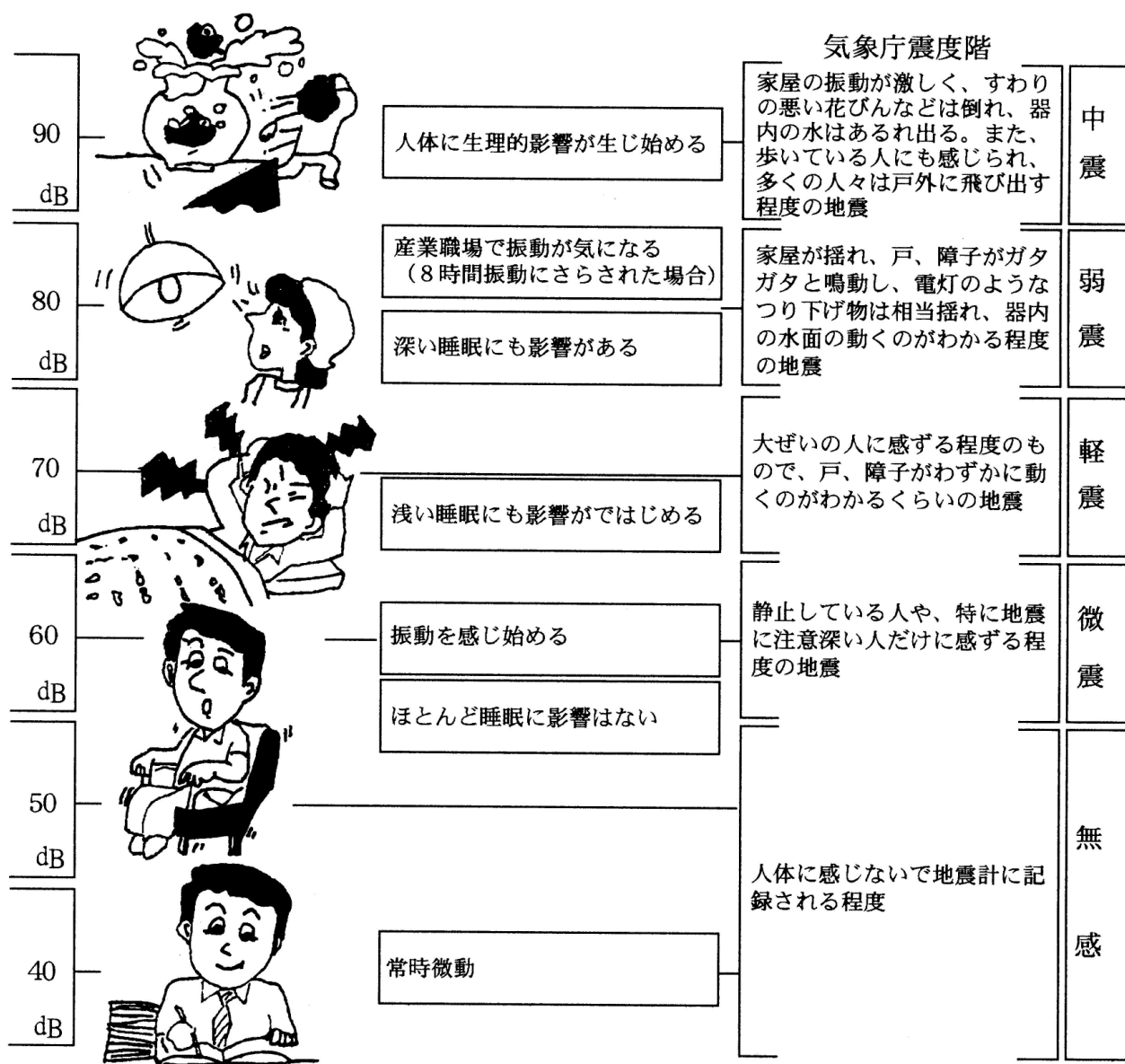


図7-1 振動による影響

[dB (デシベル) とは]

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。

公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表します。

3 自動車交通騒音

(1) 自動車による交通騒音

都市騒音の中でも大きな騒音源となっているのが自動車による交通騒音です。自動車が日常生活に欠かすことのできない交通手段となっている現在、多かれ少なかれその影響は市民生活にも及びます。

市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っています。平成28年度は、幹線道路8区間（延長10.3km）に面する地域について、7,471戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準（人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準）の達成状況の評価を行いました。7,471戸のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成したのは7,464戸（99.91%）でした。

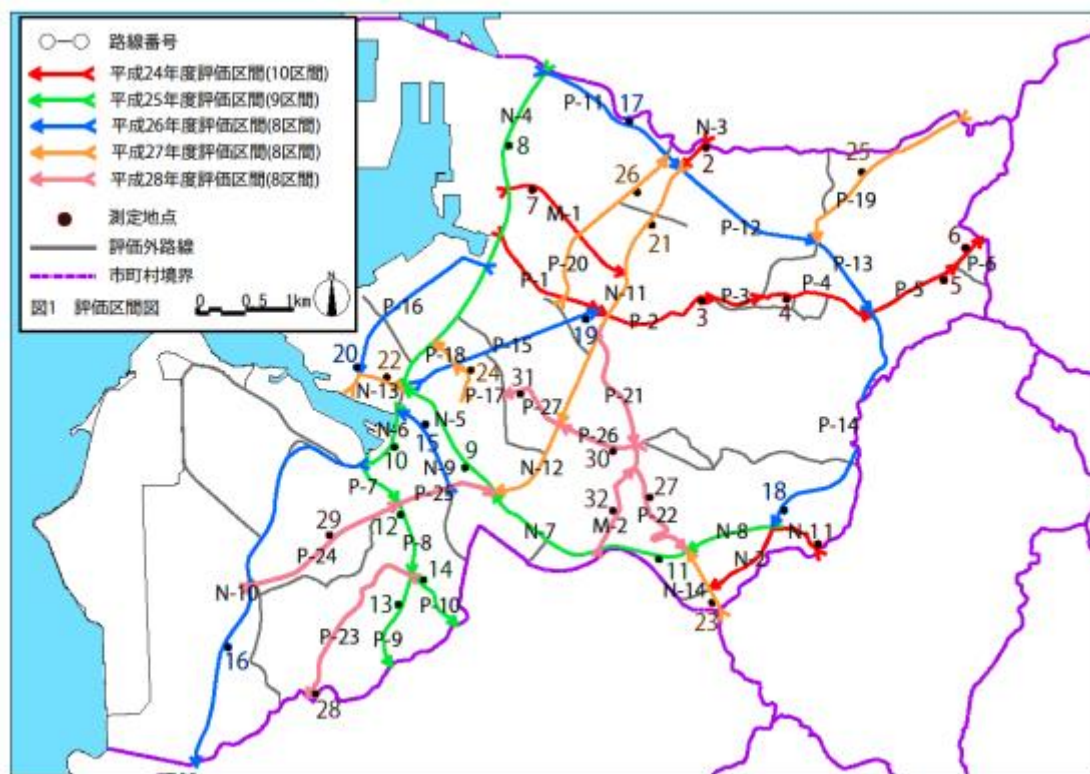


図7-2 自動車交通騒音評価区間図

4 航空機騒音

(1) 那覇空港の沿革

那覇空港は那覇市の中心から西南西6kmの位置にあつて、昭和8年旧日本軍により小禄飛行場として建設されましたが、昭和11年、当時の逓信省航空局が内地～台湾間に民間定期航空を就航させるため、約4万坪を買収拡張し、その後、那覇飛行場として使用していました。

昭和16年、太平洋戦争が勃発し、翌年には海軍が管轄し、海軍小禄飛行場と改称され、昭和19年頃からは軍専用飛行場の色が濃くなりました。

昭和20年6月、米軍の沖縄占領とともに飛行場もその管理下におかれ、その施設も大々的に拡張されて今日の姿となりました。

昭和23年に至り、米軍施政権のもとに、外国民間定期航空が乗り入れを始めましたが、我が国の民間航空は昭和29年から国際線定期として運行を始めました。

昭和47年5月15日、沖縄県の本土復帰に伴い飛行場は長い間の米軍管理の手を離れ運輸省所管の第二種航空空港に指定（運輸省告示236号）され、名称も那覇空港と改められました。一方、米軍施設の一部が自衛隊に引き継がれ、自衛隊機の編隊飛行、離着陸訓練等と県内離島線、国内線、国際線がひしめく特異な空港となっています。

平成28年1月31日には、那覇空港を共用している航空自衛隊那覇基地の戦闘機部隊改編による2個飛行隊化に伴い、軍用機が増加配備されています。

航空機騒音の測定については、沖縄県が固定局5局で航空機騒音常時監視オンラインシステムを取り入れ、航空機騒音の常時監視を実施しています。（No.5. 豊崎局が、平成28年2月15日に新設、測定が開始されています。）

(2) 那覇空港の施設の概要

※国土交通省大阪航空局ホームページ参照

- ① 所在地 沖縄県那覇市安次嶺531番地の3
- ② 標 高 3.3m
- ③ 面 積 327.8ha
- ④ 滑走路 長さ 3,000m 幅 45m
- ⑤ 運 用 24時間

(3) 那覇空港周辺の騒音対策区域

①「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく指定

ア 昭和50年6月17日「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令」により特定飛行場に指定。

イ 昭和52年9月28日告示（運輸省第484号）にて、那覇空港周辺の騒音対策区域として、第1種区域を指定。（図7-3 図中の既存区域）

ウ 平成27年5月1日告示（国土交通省第623号）にて、第1種区域を追加指定。（図7-3 図中の新規拡大区域）

表7-8 特定飛行場周辺の騒音対策区域の区分

区分	基準値	騒音対策
第1種区域	Lden62dB以上 (WECPNL75以上)	(住宅の騒音防止工事助成対象区域)
第2種区域	Lden73dB以上 (WECPNL90以上)	(移転の補償等対象区域)
第3種区域	Lden76dB以上 (WECPNL95以上)	(緑地帯その他の緩衝地帯整備対象区域)

(注) Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

航空機騒音の評価指標となる騒音値及びその算定方法として、平成25年4月1日より、従来採用されていた評価単位「WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）」から変更されました。従来より精緻に、より実態に即した航空機騒音の評価が可能です。

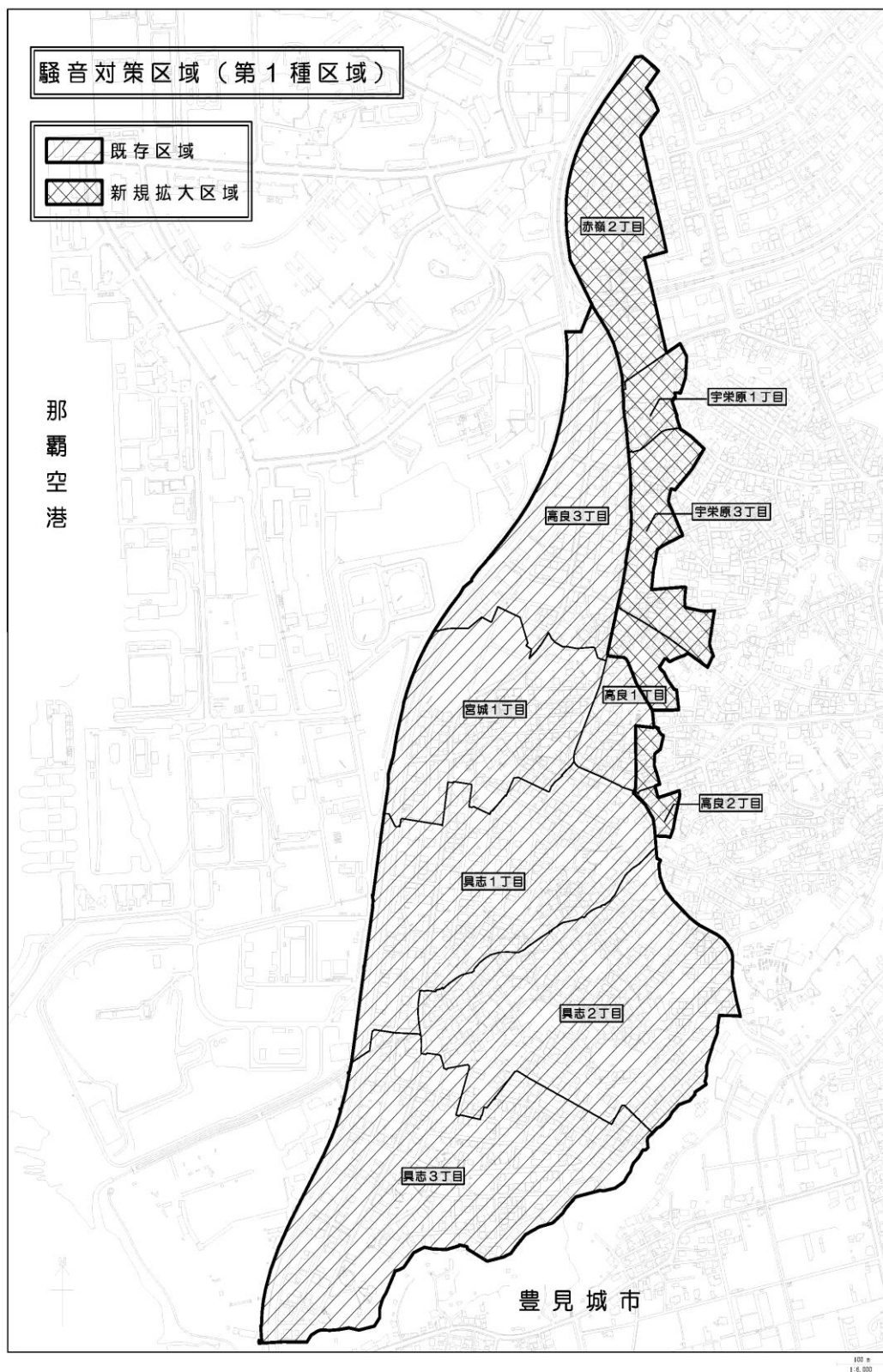


図7-3 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」
に基づく第1種区域図

② 環境基準の設定

沖縄県が昭和58年3月28日に航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定を行い、同空港周辺の監視測定調査を実施しています。

表7-9 航空機騒音に係る環境基準の地域類型について

地域類型	環境基準値（注1）	あてはまる地域（注2）
I	57dB以下	・第1種、第2種低層住居専用地域及び 第1種、第2種中高層住居専用地域 ・都市計画区域で用途地域の定められていない地域
II	62dB以下	・第1種、第2種及び準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域並びに工業地域

（注1）環境省告示平成19年環告第114号（平成25年4月1日施行）により、Ldenへ変更。

（注2）あてはまる地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域です。

表7-10 平成28年度 月毎の航空機騒音測定結果（速報値）

測定局名	環境基準 (Lden)dB	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	旧環境基準 (WECPNL)												
那覇浄化 センター	62	55	53	54	53	54	52	55	55	54	55	55	55
	75	70	68	68	68	70	68	71	71	70	71	71	70
具 志	57	57	56	58	57	55	55	55	55	55	55	57	57
	70	73	72	74	73	71	72	72	71	71	71	73	72

備考 沖縄県が設置している測定局について、速報値を掲載しています。

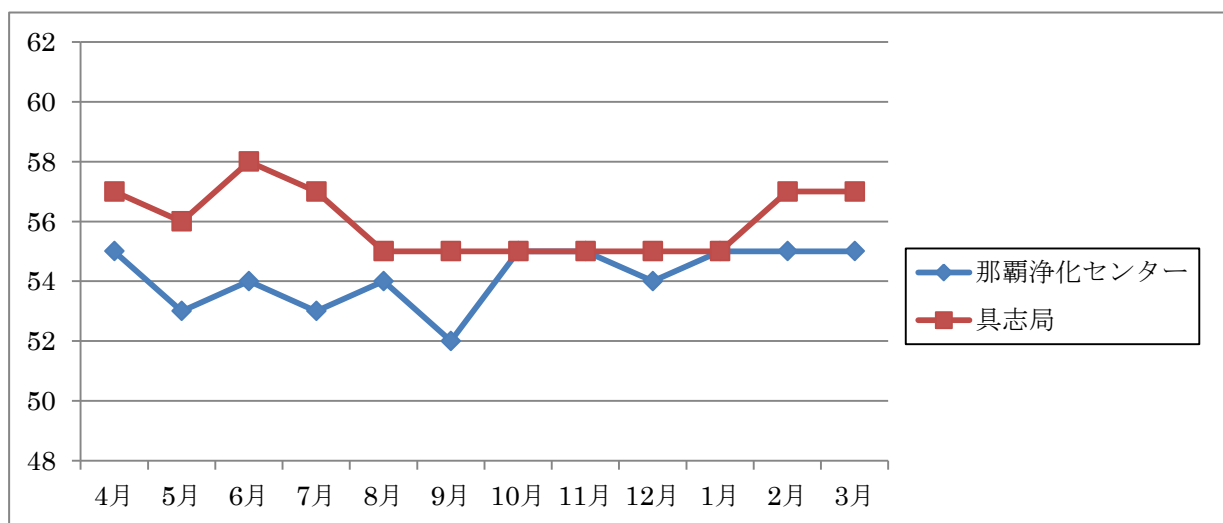




図 7-4 環境基準地域類型及び県の航空機騒音測定地点

備考 平成 28 年度の航空機騒音測定結果を示しています。

表 7-11 航空機騒音測定結果の概要

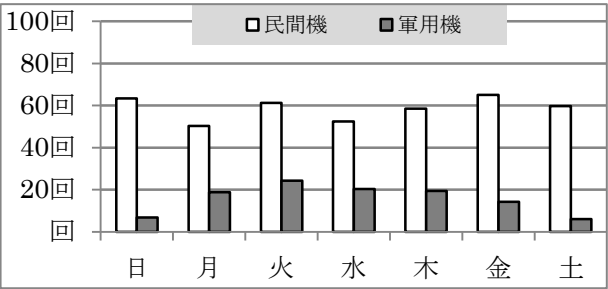
測定地点		環境基準値		測定期間内 平均 Lden (dB)	測定期間内 平均 WECPNL	1日あたりの 騒音発生回数	最大ピーク レベル (dB)	平均ピーク レベル (dB)	測定期間内 平均 Lnight (dB)	1日あたりの騒音 継続累積時間	測定期間	測定日数
No.	測定局名	類型	Lden (dB)									
1	那覇浄化センター	II	62	54 (54)	70 (69)	74.3 (68.6)	101.3 (101.1)	75.5 (75.3)	41 (41)	24 分 28 秒	H28/4/1 ~ H29/3/31	365
2	具志	I	57	56 (55)	72 (71)	117.3 (114.1)	102.2 (100.2)	76.1 (75.1)	42 (42)	55 分 36 秒		

※ 平成 25 年 4 月 1 日より、航空機騒音に係る環境基準の評価指標が WECPNL から Lden に変更となっている。
※ 測定期間内平均 WECPNL、1 日あたりの騒音発生回数、最大ピークレベル及び平均ピークレベルの () 内は平成 27 年度の値を示す。

表 7-12 民間機・軍用機の曜日別平均騒音発生回数

No.	測定局名	種別	日	月	火	水	木	金	土	平均
1	那覇浄化センター	民間機	63.4	50.3	61.3	52.5	58.5	65.0	59.8	58.7
		軍用機	6.9	18.9	24.3	20.4	19.4	14.3	6.1	15.6
2	具志	民間機	99.1	80.9	71.8	88.2	82.5	80.5	94.2	85.3
		軍用機	13.9	38.4	44.1	42.1	40.6	31.1	13.9	32.0

那覇浄化センター 【表 7-12 No.1 グラフ】



具志 【表 7-12 No.2 グラフ】

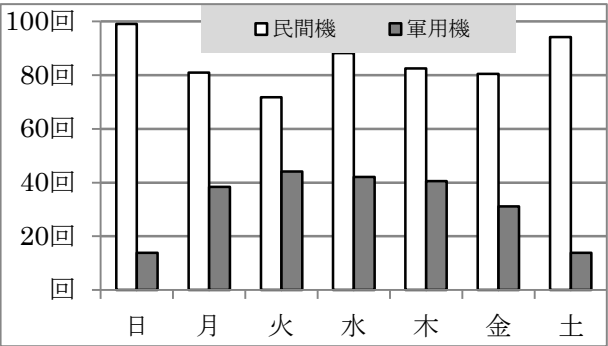


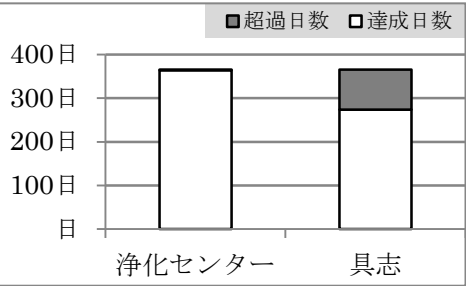
表 7-13 時間帯別月平均騒音発生回数

測定地点／時間帯		N1 (0 時～7 時)		N2 (7 時～19 時)		N3 (19 時～22 時)		N4 (22 時～24 時)		終日
No.	測定局名	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数	比率	回数
1	那覇浄化センター	113.8	5.0%	1,737.0	76.8%	388.4	17.2%	21.4	0.9%	2,260.7
2	具志	166.6	4.7%	2,894.5	81.1%	468.2	13.1%	38.8	1.1%	3,568.1

表 7-14 環境基準超過日数の割合

	浄化センター	具志
測定日数	365	365
達成日数	364	274
超過日数	1	91
超過率(%)	0.3	24.9

【表 7-14 グラフ】



(4) 環境対策

住宅騒音防止対策事業

那覇空港は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）に基づく同法施行令（昭和42年9月7日政令第284号）により、昭和50年6月17日、「特定飛行場」の指定を受けました。

昭和52年9月28日告示（運輸省第484号）にて、那覇空港に係る騒音対策区域の「第1種区域」として、宮城一丁目、具志一丁目、二丁目及び三丁目並びに高良一丁目及び三丁目の一部（およそ県道231号線より空港側）が指定されました。（図7-3 図中の既存区域）

これに伴い、昭和52年9月28日以前の建築家屋を対象とする住宅騒音防止対策事業（国庫補助）を、昭和52年度から実施しています。

また、平成3年からは、昭和57年3月30日以前の建築家屋（告示日後住宅）も対象となり、事業が拡大しました。

更に、平成27年5月1日告示（国土交通省第623号）にて、「第1種区域」として、赤嶺二丁目、宇栄原一丁目及び三丁目並びに高良一丁目及び二丁目の一部が追加指定され、事業対象区域が拡大しています。（図7-3 図中の新規拡大区域）

住宅騒音防止工事のうち、防音工事については、一定額までは全額が国の補助、一定額を超える部分は限度額の範囲内で国が50%、市が50%を負担し、限度額を超える部分は住民が負担する助成制度となっています。平成28年度は336件、昭和52年からの累計で1,851件の助成を行いました。

一方、平成元年からは、「防音工事」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事①）の助成が始まり、平成3年からは、告示日後住宅においても更新工事①の助成を行っています。

また、平成11年度からは、「更新工事①」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事②）の助成を行い、更に平成22年度からは、「更新工事②」実施後10年以上経過し、その機能が低下している冷房機等の取替工事（更新工事③）の助成も行っています。

平成28年度は、更新工事①16台、更新工事②37台、更新工事③5台、合計58台の助成を行いました。

5 悪臭

(1) 悪臭とは

悪臭とは、不快で生活環境を損なうおそれのある臭いの総称です。悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境の保全や健康の保護につながります。

(2) 悪臭防止法による規制

昭和53年3月、沖縄県では悪臭防止法による規制地域の指定、及び規制基準の設定がなされました。那覇市における規制方法は、従来、アンモニアや硫化水素など特定の22悪臭物質ごとの濃度で規制する「特定悪臭物質規制」を採用していましたが、様々な物質の臭いが混ざり合った複合臭にも対応可能な「臭気指数規制」を平成18年4月から導入しています。

① 規制対象

悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。工場だけでなく、飲食店、事務所なども対象です。

事業者は、敷地境界線上・気体排出口・排水水における規制基準を守らなければなりません。

② 規制地域

工場、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域を、用途地域ごとに区域分けし規制地域として指定しています。（表7-15）

表7-15 用途地域ごとの規制地域区域分け

A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域
B区域	準工業地域、工業地域

(3) 臭気指数規制基準

〔臭気指数とは〕

気体又は水の悪臭の程度を示す値であり、人の嗅覚に基づき、臭気が感知できなくなるまで希釈した場合における、希釈の倍数から求めた値です。

この方法は、においそのものを人の嗅覚で測定するため、周辺住民の悪臭に対する被害感（感覚）と一致しやすいというメリットがあります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

悪臭防止法に基づく規制基準は表7-16 のとおりとなっています。

表7-16 各区域における臭気指数規制基準

	敷地境界線上	排出水
A区域	15	31
B区域	18	34

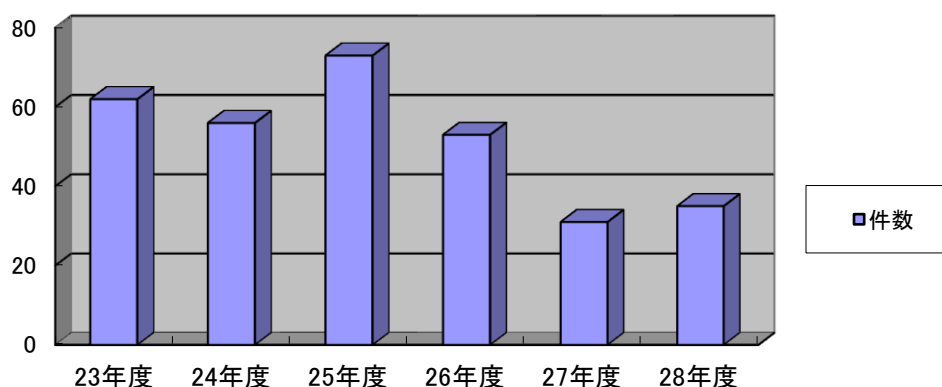
(4) 悪臭に関する苦情

最近の悪臭苦情の傾向をみると、従来大部分を占めていた畜産農業や製造工場からの苦情が減少している一方で、一般家庭の日常生活における排水や飲食店などサービス業からの、いわゆる都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が急激に増加しています。悪臭苦情の対象が多様化し、幅広い業種で対応が求められているのです。

また、野外焼却による悪臭の苦情も毎年発生しています。野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「那覇市公害防止条例」において禁止されている為、廃棄物対策課と協力して禁止の普及啓発を行っています。

表7-17 悪臭に関する苦情の件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	62	56	73	53	31	35



第8章 大 気

1 概 要	138
2 測定結果	138
(1) 二酸化硫黄	
(2) 二酸化窒素	
(3) 浮遊粒子状物質	
(4) 一酸化炭素	
(5) 光化学オキシダント	
(6) 微小粒子状物質	
(7) 有害大気汚染物質	

1 概 要

那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）に大気汚染常時監視測定局を設置し、大気汚染に係る環境基準の定められている二酸化硫黄や二酸化窒素等の物質を測定しています。平成28年度は、光化学オキシダントのみ環境基準を達成できませんでした。（表8-6）

また、有害大気汚染物質21物質についても、那覇市保健所と琉銀松尾支店（国際通り）で調査をしています。環境基準又は指針値が定められている13物質は、すべて基準値を達成しました。

（表8-8及び8-9）

表8-1 大気測定局の測定項目

	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局
測定局名称	那 覇	松 尾
所在地	那 覇 市 保 健 所	琉 銀 松 尾 支 店
測定項目		
二 酸 化 硫 黄	○	-
二 酸 化 窒 素	○	○
一 酸 化 炭 素	○	○
オ キ シ ダ ント	▲	-
浮 遊 粒 子 状 物 質	○	-
微 小 粒 子 状 物 質	○	-

○：環境基準達成 ▲：環境基準非達成 -：未測定

※両局とも平成9年度に県が開局。平成25年度に那覇市へ移管。

2 測定結果

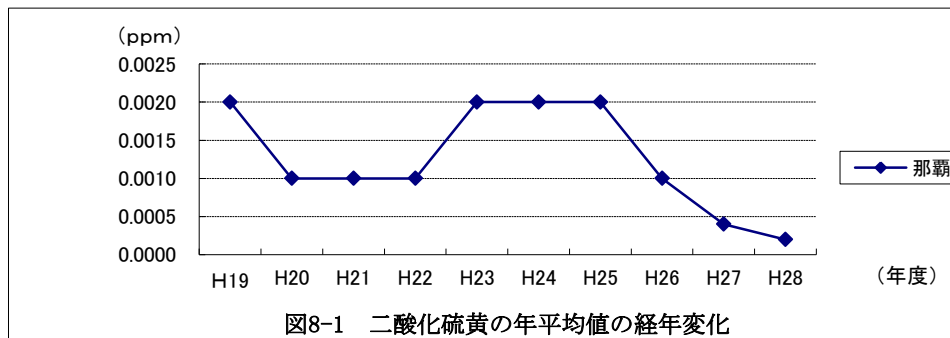
（1）二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含有する燃料（主として重油）の燃焼に伴って発生する代表的な大気汚染物質です。

平成28年度の測定結果は、長期的評価による大気の汚染に係る環境基準（0.04ppm以下）を達成しています。

表8-2 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	（時間）	（ppm）	（ppm）	（適否）
那 覇	8,613	0.0002	0.001	適



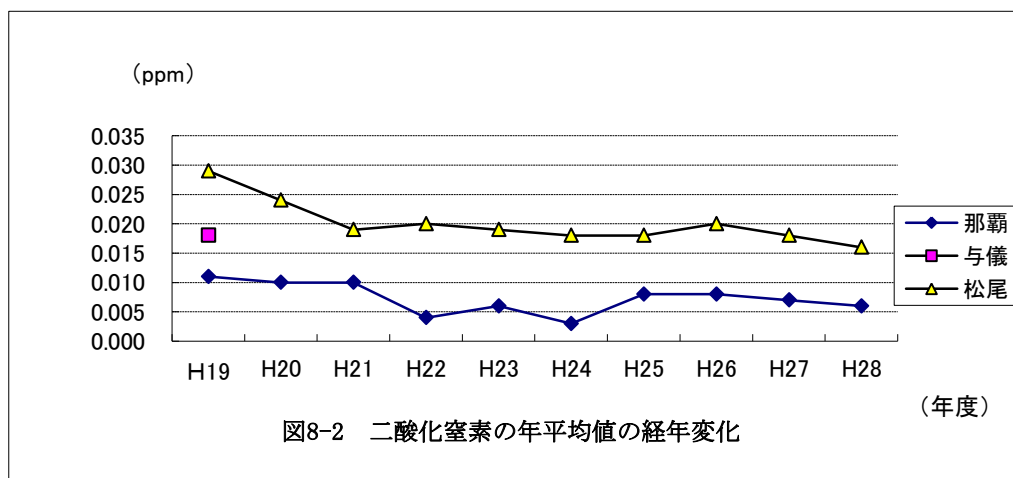
(2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、物質の燃焼に伴って必然的に発生し、高濃度の場合、呼吸器に喘息性の症状を起こします。また炭化水素、特に不飽和炭化水素の共存下で紫外線により光化学反応を起こすため、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

平成28年度の測定結果は、那覇、松尾の両局とも長期的評価による大気汚染に係る環境基準(0.04～0.06ppm又はそれ以下)を達成しています。

表8-3 二酸化窒素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の年間 98%値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 覇	7,855	0.006	0.013	適
松 尾	8,577	0.016	0.035	適



(注) 与儀局は、平成20年4月に廃止

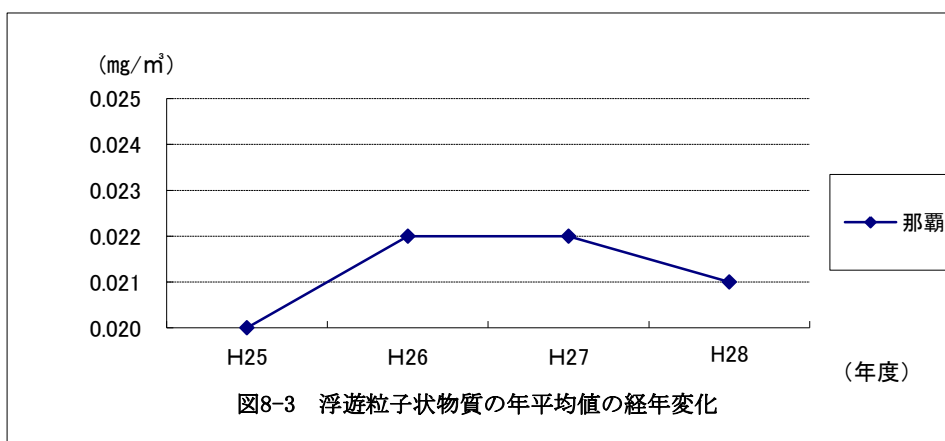
(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、浮遊する粒子状の物質うち、粒径10マイクロメートル以下の物質で、呼吸によって容易に肺胞や気道に入り込み、沈着して各種の呼吸器系疾患の原因となります。

平成28年度の測定結果は、長期的評価による大気汚染に係る環境基準（ $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）を達成しています。

表8-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(適否)
那 覇	8,655	0.021	0.043	適



(注)平成21年度から平成24年度は測定機器故障のためデータなし。

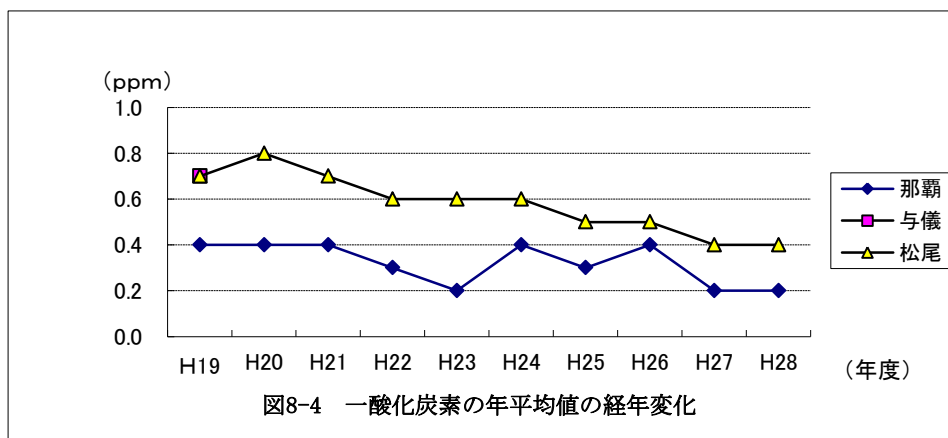
(4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、不完全燃焼により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素輸送を阻害します。

平成28年度の測定結果は、那覇、松尾の両局とも長期的評価による大気汚染に係る環境基準（10ppm以下）を達成しています。

表8-5 一酸化炭素測定結果

測定局	測定時間	年平均値	日平均値の2%除外値	長期的評価の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 覇	7,932	0.2	0.5	適
松 尾	5,557	0.4	0.8	適



(注) 与儀局は、平成20年4月に廃止

(5) 光化学オキシダント

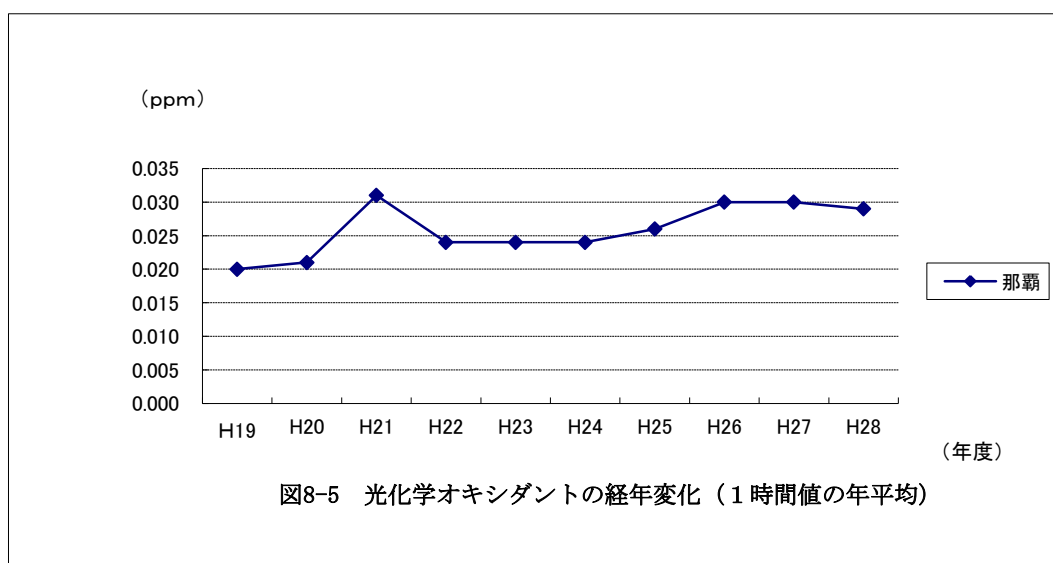
光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの総称です。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。

平成28年度の測定結果は、環境基準（1時間値0.06ppm以下）を達成できませんでした。

なお、環境基準の超過は大陸からのオゾンの移流による影響が考えられています。

表8-6 光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間の測定時間	昼間 1 時間値の年平均	昼間 1 時間値の最高値	環境基準の適否
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適否)
那 覇	5,392	0.029	0.085	否



(6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さい物質です。肺の奥まで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されています。

平成26年2月に測定機を那覇局に設置しました。

平成28年度は、環境基準（1年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ1日平均 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成しています。

表8-7 微小粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	長期的評価の適否
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(適否)
那 覇	322	8.6	24.1	適

(7) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものです。環境基準が定められているベンゼン等4物質については、表8-8のとおり環境基準を達成していました。また、指針値が定められているアクリロニトリル等9物質も表8-9のとおり指針値に適合していました。

ホルムアルデヒド等8物質については、表8-10のとおりすべて全国平均値を下回る数値となっていました。

表8-8 環境基準が定められているベンゼン等4物質の測定結果（年平均値）

測定地点 測定項目	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	環 境 基 準 値
ベンゼン	0.70	0.73	3
トリクロロエチレン	0.031	—	200
テトラクロロエチレン	0.015	—	200
ジクロロメタン	0.45	—	150

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

※ —：未測定

表8-9 指針値が定められているアクリロニトリル等9物質の測定結果（年平均値）

測定項目 \ 測定地点	単位	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	指 針 値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.076	—	2
塩化ビニルモノマー		0.0062	—	10
クロロホルム		0.11	—	18
1,2-ジクロロエタン		0.092	—	1.6
1,3-ブタジエン		0.062	0.068	2.5
水銀及びその化合物	ng/m^3	0.83	—	40
ニッケル化合物		0.64	—	25
ヒ素及びその化合物		0.33	—	6
マンガン及びその化合物		2.7	—	140

表8-10 ホルムアルデヒド等8物質の測定結果（年平均値）

測定項目 \ 測定地点	単位	那覇市保健所	琉銀松尾支店 (国際通り)	全国平均値 (平成26年度)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0	2.2	2.6
アセトアルデヒド		1.1	1.6	2.1
酸化エチレン		0.049	—	0.083
塩化メチル		1.3	—	1.5
トルエン		4.1	4.3	7.4
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.0041	—	0.020
クロム及びその化合物		0.51	—	5.3
ベンゾ〔a〕ピレン		0.014	0.017	0.18

第9章 ダイオキシン類

1 概 要	146
2 測定結果	146

1 概 要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、量は極めてわずかです。

現在の日本の通常の環境汚染レベルでは、ダイオキシン類によってガンになる可能性は低いものと考えられています。

平成28年度の測定結果は、全て環境基準を達成しています。（表9-1）

2 測定結果

大気および水質（河川、海域）の測定は、毎年同じ場所で継続的に実施しています。地下水及び土壌の測定は、市内を4区分（那覇、首里、真和志、小禄）し、ローリング方式で実施しています。平成28年度の対象地区は小禄地区でした。

表9-1 ダイオキシン類測定結果

測定項目			測定場所	測定回数	検出濃度範囲	環境基準値（単位）
大気	一般環境		那覇市保健所	4	0.0058～0.030	0.6（pg-TEQ/ m ³ ）
水質	河川	水質	国場川真玉橋	1	0.51	1（pg-TEQ/L）
		底質		1	4.6	150（pg-TEQ/ g）
	海域	水質	那覇港海域泊港	1	0.066	1（pg-TEQ/L）
		底質		1	16	150（pg-TEQ/ g）
	地下水		那覇西高等学校	1	0.029	1（pg-TEQ/L）
土壌	一般環境	1		1.4	1,000（pg-TEQ/ g）	

第10章 公害苦情・公害防止

1	公害苦情・陳情	148
	(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数	
2	建築等に伴う公害防止指導状況	149
	(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について	
	①協議及び指導を行う趣旨	
	②協議及び指導内容	
	③事前協議の必要な建築物	
	④提出書類	
	⑤実施年月日	
	⑥主管課	

1 公害苦情・陳情

(1) 公害苦情・陳情の新規受理件数

平成 28 年度の公害苦情・陳情受理件数は 148 件で、昨年に比べて 16 件増加しています。内訳は下記のとおりです。

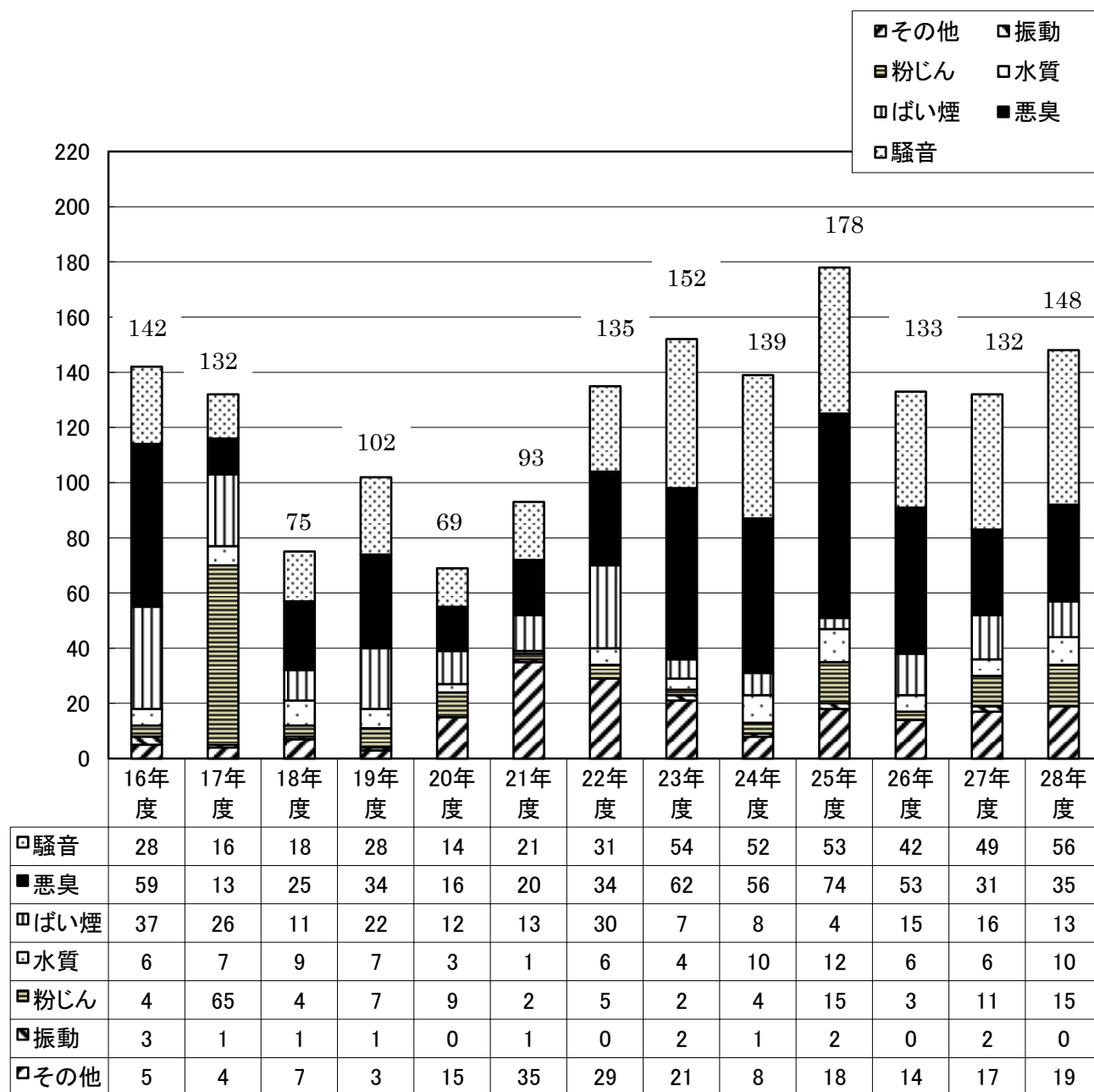


図10 - 1 年度/種類別公害苦情・陳情新規受理件数

2 建築等に伴う公害防止指導状況

(1) 建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）について

① 協議及び指導を行う趣旨

公害を防止するにあたり最も大切な事は、公害（紛争）が発生しないよう未然にどのように公害を防止するかということです。この制度では建築工事について、建築着工前つまり計画段階において、その建築物等の工事中又は完成後公害が発生する恐れがないかどうか、市と建築主（又は設計者等）が力を合わせて問題点を協議し、必要に応じて、市の助言、指導を受けることで公害防止に努めています。

② 協議及び指導内容

ア 工事の方法 イ 機械の設置の方法 ウ 公害防止及び低減方法
エ 公害規則や届出方法

③ 事前協議の必要な建築物

ア 建築基準法第6条第1項に定める確認申請に該当する一般の建築物

（例）工場、事業所、店舗、興業場、倉庫、遊技場、共同住宅、車庫、公衆浴場、百貨店、旅館
など（専用住宅、車庫付専用住宅を除く。）

イ 建築基準法第18条第2項に定める計画通知に該当する公共工事に伴う建築物

（例）学校、体育館、病院など。

※当分の間、ア及びイの建築物の範囲とする。

④ 提出書類

ア 建築等に伴う公害防止指導申請書（第1号様式） イ 建築場所付近の見取図（第2号様式）
ウ 公害防止対策指導書（第3号様式）正1部・副2部 エ 指導事項遵守誓約書（第4号様式）

⑤ 実施年月日 昭和61年8月1日

⑥ 主 管 課 那覇市環境部環境保全課 TEL 098-951-3229

表 10－1 平成 28 年度建築に伴う公害防止指導受付状況

建築物等の用途 用途地域	住居専用地域	上記以外	合 計
長屋	27	4	31
住宅兼店舗	3	2	5
住宅兼事務所	1	1	2
共同住宅	147	42	189
共同住宅兼店舗	10	14	24
共同住宅兼事務所	1	0	1
店舗	17	12	29
事務所	2	9	11
事務所兼店舗	0	2	2
車庫	2	0	2
作業場・工場	0	2	2
倉庫	1	4	5
ホテル・旅館	2	13	15
病院	0	0	0
保育所	10	0	10
その他	18	18	36
合 計	241	123	364

第11章 墓地行政

- 1 那覇市識名霊園の維持管理業務 152
- 2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務 153

本市では、人口増加や世帯分化の影響により個人墓地（主に家族墓）が急増し、至るところにお墓が造られてきました。また、「墓地、埋葬等に関する法律」が十分に周知されていないことから、無許可の墓地が多く、無秩序な墓地の立地が進み、墓地と住宅地が混在する市街地が増えています。

このような行政課題への対応として、快適な住環境の保全と計画的な墓地行政を行うため、平成 21 年度に学識経験者、市民、関係機関で構成された委員会を設置し、那覇市墓地等に関する基本方針の作成を行いました。

平成 24 年度に解体した北納骨堂跡地に那覇市民共同墓を建設し、平成 26 年度より供用開始しました。

また、平成 24 年 4 月 1 日より、「墓地等の経営許可、許可の取消その他監督権限」が県知事から市長へ権限移譲されたため、当該業務を開始しています。

1 那覇市識名霊園の維持管理業務

昭和 31 年に識名、繁多川、真地一帯の高台 35.0ha が墓苑として都市計画決定され、その内 3.92 ha を識名霊園として整備しました。

識名霊園内墓地区画及び納骨堂については、表 11-1 のとおりです。

識名霊園内南納骨堂の使用許可及び維持管理を行うとともに、同霊園地内墓地使用についても使用許可並びに維持管理を行っています。なお、同霊園南納骨堂は老朽化に伴い、平成 27 年度より新規募集を停止しており、平成 33 年 5 月には施設を閉鎖します。

表 11-1 識 名 霊 園 調 書

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

種 別	施設名称	面積 (㎡)	墓地・部屋数	所在地	使用料	築造年度
墓 地	A 地区	10,100	478	識名2-448	49,600円/㎡	昭和44年
	B 地区	1,490	65	真地446	〃	昭和54年
	C 地区	2,626	139	繁多川5-240-1	〃	昭和57年
	D 地区	2,097	23	繁多川5-240-1	〃	昭和60年
	E 地区	765	31	繁多川5-240-1	〃	昭和43年
	計	17,078	736			
納骨堂	那覇市民共同墓 (参拝室)	915.64	4,424 (2)	繁多川5-21-24	25,000円～ (500円/時間)	平成26年
	南納骨堂	598	2,240	識名2-448	施設閉鎖に伴い、平成 28年6月より月単価× 使用期間(最長平成33 年3月31日まで)で徴 収。 1・2壇 315円/月 3 壇 297円/月 4 壇 280円/月	昭和47年
	計	1,513.64	6,664(2)			
	識名霊園管 理事務所	177.31	1	繁多川5-21-24		平成26年
合 計		㎡				18,768.95

2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とするものであり、主な業務(実績)は下表(11-2、11-3)のとおりです。

表11-2 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① 墓地経営許可に伴う意見書の交付 平成24年度より墓地経営許可証の交付	43	23	62	43	44
② 法第 9 条に該当する死亡人葬祭業務	1	4	1	2	1
③ 無縁遺骨等の改葬許可	1	1	291	383	4
④ 無縁遺骨収容 (保護課等からの依頼による)	28	34	18	17	26
⑤ 無縁遺骨返還	3	2	3	1	3
合 計	76	64	375	446	78

① 個人墓の建設申請に対する許可証交付件数

② 引取り手のいない死亡人の葬祭件数

③ 工事現場等から発見された不明(無縁)遺骨を埋蔵させるための許可証交付件数

④ 火葬後、引取り手がいないため、無縁仮安置所へ収容した件数

【仮安置所慰霊祭(年1回8月に実施):平成28年度は平成28年8月5日に実施】

⑤ 仮安置されていたお骨の身内による引取り件数

表 11-3 いなんせ斎苑の火葬件数

() 内は那覇市の件数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
死 体	4,165 (2,121)	4,259 (2,226)	4,015 (2,240)	3,974 (2,327)	3,989 (2,306)
改 葬	127 (70)	126 (68)	463 (416)	547 (467)	214 (115)
肢 体	52 (24)	42 (19)	44 (23)	53 (29)	40 (26)
戦没者遺骨	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	4,344 (2,215)	4,427 (2,313)	4,522 (2,679)	4,574 (2,823)	4,243 (2,447)

※ いなんせ斎苑は、那覇市と浦添市で建設した火葬場で、南部広域市町村圏事務組合が管理運営を行っています。

浦添市と那覇市の死亡者の火葬総件数(死体)、お骨の移動に伴い状況の悪いお骨や土葬されたお骨の火葬総件数(改葬)、壊死・事故等により切断された体の一部の火葬総件数(肢体)

第12章 廃棄物

1	概 要	156
2	ごみ処理の基本方針	157
3	平成28年度一般廃棄物処理実施計画	157
	(1) 4Rの推進	
	(2) 家庭系ごみ	
	(3) 事業系ごみ	
4	今後の展開及び課題等	159
	(1) ごみの発生抑制・排出の抑制	
	(2) 資源化物の分別の徹底	
	(3) 資源化物の持ち去り対策	
	(4) 収集・運搬	
	(5) ごみ処理施設	
	(6) 不法投棄ごみ対策	
	(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応	
	(8) 在宅医療廃棄物への対応	
	(9) 災害ごみへの対策	
	(10) 産業廃棄物への対応	
5	ごみ処理等状況	161
	(1) 形態別ごみ収集状況	
	(2) ごみ種別、処理状況	
	(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	
	(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量比較	
	(5) 全体ごみ・事業系ごみ量状況	
	(6) ごみ質試験成績	
	(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況（放流量）	
6	分析測定結果	168
	(1) 一般廃棄物中間処理施設（ばい煙濃度・ダイオキシン類）	
	(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）	
	(3) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（ダイオキシン類）	
	(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（処理水の水質）	
7	し尿処理状況	172
	(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況	
	(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移	
8	産業廃棄物事業	173
	(1) 概要	
	(2) 中核市移行に伴い移管された事務	
	(3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況	
	(4) 許可等の実施状況	
	(5) 立入調査の実施状況	

1 概 要

本市の年間ごみ総処理量は平成28年度実績で102,122 tです。その内、家庭系ごみは63,077 t (61.8%)、事業系ごみは39,045 t (38.2%)です。形態別ごみ量では、可燃ごみ87,779 t (86.0%)、不燃・危険ごみ1,948 t (1.9%)、粗大ごみ・適正処理困難物1,413 t (1.4%)、資源ごみ10,982 t (10.8%)となっています。

ごみの減量化及び適正処理に向けた施策の経過としては、平成3年2月、ごみ減量・資源化実行計画を策定し、同年をごみ減量元年と位置づけ、集団回収団体の育成をはじめ、クリーン指導員制度を導入し、ごみ問題三者連絡協議会を設置しました。また、平成4年度には資源ごみの拠点回収を開始し、平成5年度には「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」を制定しました。平成7年度にはリサイクルプラザの完成とともに、ごみの5種類分別を開始しています。

5種類分別実施後、ごみの減量・資源化に1割程度の効果が見られましたが、その後は横這いの状態が続き、依然として可燃ごみ全量の独自処理体制が確保できない状況にありました。

このため平成11年10月には、より一層のごみ減量・資源化を図るため、「那覇市ごみ減量・資源化実行計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

計画に基づく重点施策として、平成12年10月から門口収集を開始し、平成14年4月から家庭ごみの有料化を実施するとともに、平成15年4月から容器包装リサイクル法に基づきペットボトルの資源化を実施しています。

また、平成17年12月より那覇・南風原クリーンセンターの試運転開始に伴い、廃プラスチック、ゴム、皮革製品などを燃やすごみに移行するとともに、家庭などから排出される草木を資源化物として位置づけ、無料定期収集を開始し、これまで混合収集していた、かん・びん・ペットボトルを単品収集することにより、それぞれの資源化率の向上に努めています。

事業系ごみについては、ごみ減量・資源化施策の一環として事業系一般廃棄物処理手数料の定期的な見直し及び改定を実施しています。

環境施設は、平成18年4月に一般廃棄物中間処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」が本格稼働し、平成19年4月に新一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」、平成19年7月に還元施設「環境の杜ふれあい」、平成23年4月に資源化施設「エコマール那覇リサイクル棟」が供用開始されたことにより整備体制が構築されました。また、リサイクルプラザは平成23年4月より「エコマール那覇プラザ棟」へ名称を変え、啓発施設として本稼働し、更なるごみ減量・資源化の推進に取り組んでいます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、許可業者による収集運搬体制をとり、平成16年4月までは市の中継層で破碎・一時貯留した後、委託投入船により喜屋武岬沖南方52海里（北緯25度15分、東経127度22分）に海洋投入処分をしていました。平成16年5月から海洋投入処分をやめ、倉浜衛生施設組合（宜野湾市水苑）へ陸上処理を委託しました。

平成18年度から「那覇市し尿等下水道放流施設」の整備を開始し、平成20年4月から供用開始されたことに伴い本市のし尿及び浄化槽汚泥は当施設へ投入し、希釈処理等を施した後、公共下水道へ放流することで適正に処理しています。

平成28年度における年間し尿等収集量は、5,284k1（し尿 2,169k1、浄化槽汚泥 3,115k1）となっており、年々減少する傾向にあります。

また、平成25年4月から中核市移行に伴い沖縄県から委譲された産業廃棄物、自動車リサイクル法、建設リサイクル法及びPCB特別措置法に関する業務等については、業務の向上を図り、ごみの減量、再利用の推進及び適正処理の確保のため、排出事業者及び処理業許可業者等への指導

等を行っています。

※個別のごみ量と合計の量は、端数処理の関係で一致しない場合もあります。

2 ごみ処理の基本方針

- (1) 三者協働で実現する資源循環型都市づくりの推進
- (2) 発生抑制の最優先と再利用の徹底を図るシステムの構築
- (3) 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3 平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画

本市は、平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画において、次のとおりごみの発生・排出抑制計画（減量化計画）を定めています。

(1) 4 R の推進

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である 4 R（リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減量する、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の徹底を図ります。

ア ごみゼロキャンペーン

5 月 30 日（ごみゼロの日）に、ごみの減量・資源化を中心とした環境問題に関する広報啓発キャンペーンを行い、市民の意識の高揚及び 4 R の周知を図ることを目的とします。

イ 4 R 推進コンクール・環境絵日記コンテスト

市内の小・中学生を対象としたコンクール等を実施し、コンクール等への参加をきっかけとして、ごみの減量及び資源化について考え、4 R を主体的に実践してもらうことを目的とします。

ウ エコマール那覇プラザ棟内啓発事業

市民がごみ問題に関心を持ち、積極的にごみ減量・資源化に取り組むため、市民との協働による効果的な啓発活動を実施することで 4 R の推進を図ることを目的とします。

(ア) 環境講座

古着や古布のリメイク講座、生ごみの減量講座及び環境に関する講演会等の開催します。

(イ) リユース食器の貸出

飲食を伴うイベントにおける使い捨て容器削減のための食器を貸し出します。

(ウ) リユース市の開催

資源化物として収集した衣類から着用可能な衣類を厳選して販売します。

(エ) 再生工房の開催

粗大ごみとして収集又は直接持込された家具等から使用可能なものを販売します。

エ 買い物ゲーム

小学校 4 年生を対象として、総合学習の授業でごみ減量体験学習を実施することにより、ごみ処理に対する意識啓発を図り 4 R を推進することを目的とします。

(2) 家庭系ごみ

ア 雑紙の分別と資源化の推進

資源化物である雑紙の分別を促進し、ごみ減量の推進を図ります。

イ 生ごみの発生・排出抑制と減量化推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制やごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器等の購入費助成による減量及び資源化の推進を図ります。

ウ 家庭ごみ有料化制度の導入

市が収集する家庭系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ及び廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等^{（以下「廃スプリング入り製品」という。）}の処理を有料化することで市民の意識啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図ります。

エ 拠点回収事業

家庭より排出される資源化物を拠点回収する団体に対し奨励金を交付することにより、民間団体の資源化活動を促進し、ごみの減量及び資源化の推進を図ります。

オ 店頭回収（トレー）の促進

トレーなどは、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進します。

カ 広報啓発

ごみ減量の啓発用パンフレットを作成し、全戸配布や転入者へ配布するなど適正なごみの分別と排出方法を周知します。

(3) 事業系ごみ

ア 事業系古紙の資源化推進

事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書を含む）等の資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止します。

イ 草木の分別促進、搬入禁止

事業活動に伴い発生する草木は、資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止します。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者に委託して処理しなければなりません。

ウ 生ごみの資源化推進

食品リサイクル法の推進の他、非該当事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の資源化事業所の紹介を行い資源化の促進を図ります。また、ごみとして排出する場合は、水切りの徹底を行うなど減量化の推進を図ります。

エ 大規模事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書作成の指導を強化し、個別の事業所訪問を通してごみの分別状況の実態把握及び分別や適正処理の指導を徹底することにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進します。

オ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図ります。

カ 資源化物処理システムの構築

生ごみ限定許可や草木限定許可の拡充を図り資源化を促進することで事業系ごみの減量を推進します。

4 今後の展開及び課題等

(1) ごみの発生抑制・排出の抑制

持続可能な循環型社会の構築を進める上で、ごみ減量・資源化施策を展開するためには、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムによるライフスタイルや、「リサイクルするからごみを捨ててもかまわない」という考え方を改め、「いかにごみの発生を抑制するか」を第一に考え、4つの基本理念、4R運動（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした取り組みを市民・事業者・行政が協働して今後とも継続して推進していく必要があります。

(2) 資源化物の分別の徹底

資源化物が確実にリサイクルされ有効に利用されるためには、分別排出の徹底が不可欠です。市民及び事業者のごみ出しモラル向上のため、広報・啓発活動を積極的に行う必要があります。

(3) 資源化物の持ち去り対策

本市では平成20年度に条例で、資源化物の無断持去りを禁止し、職員でパトロールを行い、啓発、指導、勧告・命令・過料を行っています。また、家庭から排出された資源化物が行政回収前に持ち去られてしまうことを防止するため、平成26年度より「資源化物持去り防止拠点回収事業」を開始しています。

(4) 収集・運搬

収集・運搬の課題としては、危険ごみの混入防止対策として排出段階での分別の徹底を図ることの他、さらなるごみの減量・資源化を推進するため、段階的に分別収集区分の見直しを実施していくこと等があります。また、多様化する市民ニーズへ対応できるシステムの整備や、環境に配慮した収集運搬体制の整備も必要です。

(5) ごみ処理施設

那覇市は南風原町と共同で一部事務組合を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて一般廃棄物の中間処理を行っています。本施設は一般廃棄物を適正に処理するとともに、施設の特徴として、①環境を考える学習の場、②万全の環境対策、③資源化物の再利用、④最終処分量の削減、⑤県内最大の廃棄物発電施設を備えています。今後は長期的に緻密な計画管理を行うことにより、施設の長寿命化・延命化を図る必要があります。

(6) 不法投棄ごみ対策

適正処理の妨げとなる不法投棄への防止対策として、巡回・監視活動、市民への啓発活動、投棄者への指導等を行っていますが、民有地へ投棄されるなど、対応が難しい場合があります。改善策を講じる必要があります。

(7) 適正処理困難一般廃棄物等への対応

収集運搬、破碎・焼却処理及び最終処分に困難をきたすものや作業上の危険性や困難性をもつものなどを適正処理困難一般廃棄物に指定しており、今後は、拡大生産者責任の趣旨を踏まえ、事業者と行政が連携して回収ルートの整備に取り組む必要があります。

(8) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療の進展に伴い、家庭から排出される医療用廃棄物も増加することが予想され、在宅

医療廃棄物の取扱いを明確にし、安全な適正処理が行える体制を整備する必要があります。

(9) 災害ごみへの対策

台風、水害、災害等大規模な災害発生時に排出される多量の一般廃棄物を速やかに、かつ円滑に処理する体制の確保が必要です。

(10) 産業廃棄物への対応

中核市移行に伴い県から移譲された産業廃棄物業務等については、一般廃棄物と同様資源循環型社会の実現に向けてごみ減量・再資源化を推進するため、その処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を強化していく必要があります。

5 ごみ処理等状況

(1) 形態別ごみ収集状況

本市は、収集運搬計画において収集主体を直営、委託業者、許可業者、直接持込に区分しています。表 12-1 に形態別ごみ収集状況を示します。

表 12-1 形態別ごみ収集状況

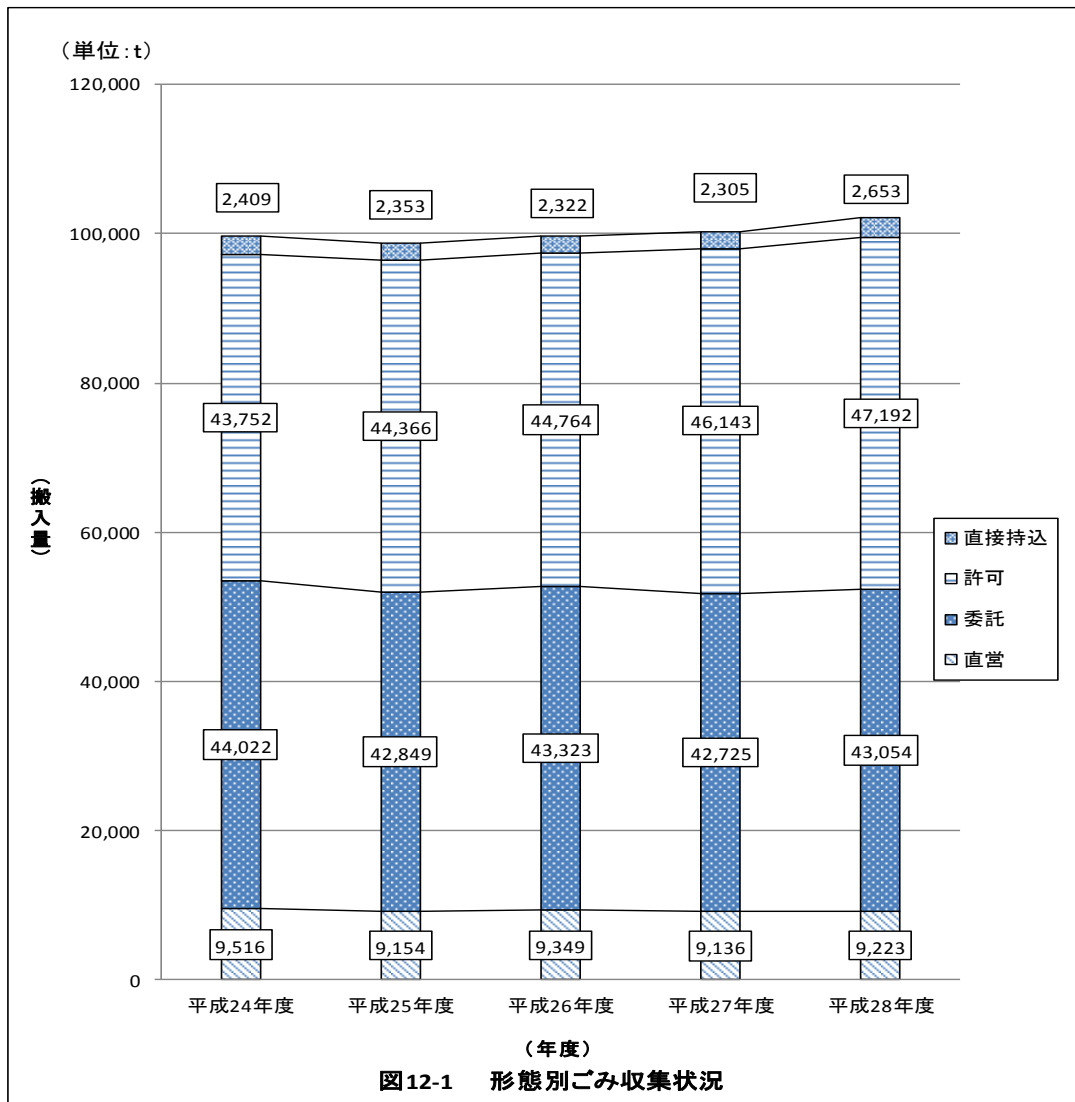
(単位：t)

年度 形態	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比
直営	9,516	9.5%	9,154	9.3%	9,349	9.4%	9,136	9.1%	9,223	9.0%
委託	44,022	44.2%	42,849	43.4%	43,323	43.4%	42,725	42.6%	43,054	42.2%
許可	43,752	43.9%	44,366	44.9%	44,764	44.9%	46,143	46.0%	47,192	46.2%
直接持込	2,409	2.4%	2,353	2.4%	2,322	2.3%	2,305	2.3%	2,653	2.6%
合 計	99,699	100.0%	98,722	100.0%	99,758	100.0%	100,308	98.2%	102,122	100.0%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。

※「許可」は、事業系ごみと家庭系ごみの混合値となっています。

※「直接持込」は、家庭系ごみと事業系ごみの合算値となっています。



(2) ごみ種別、処理状況

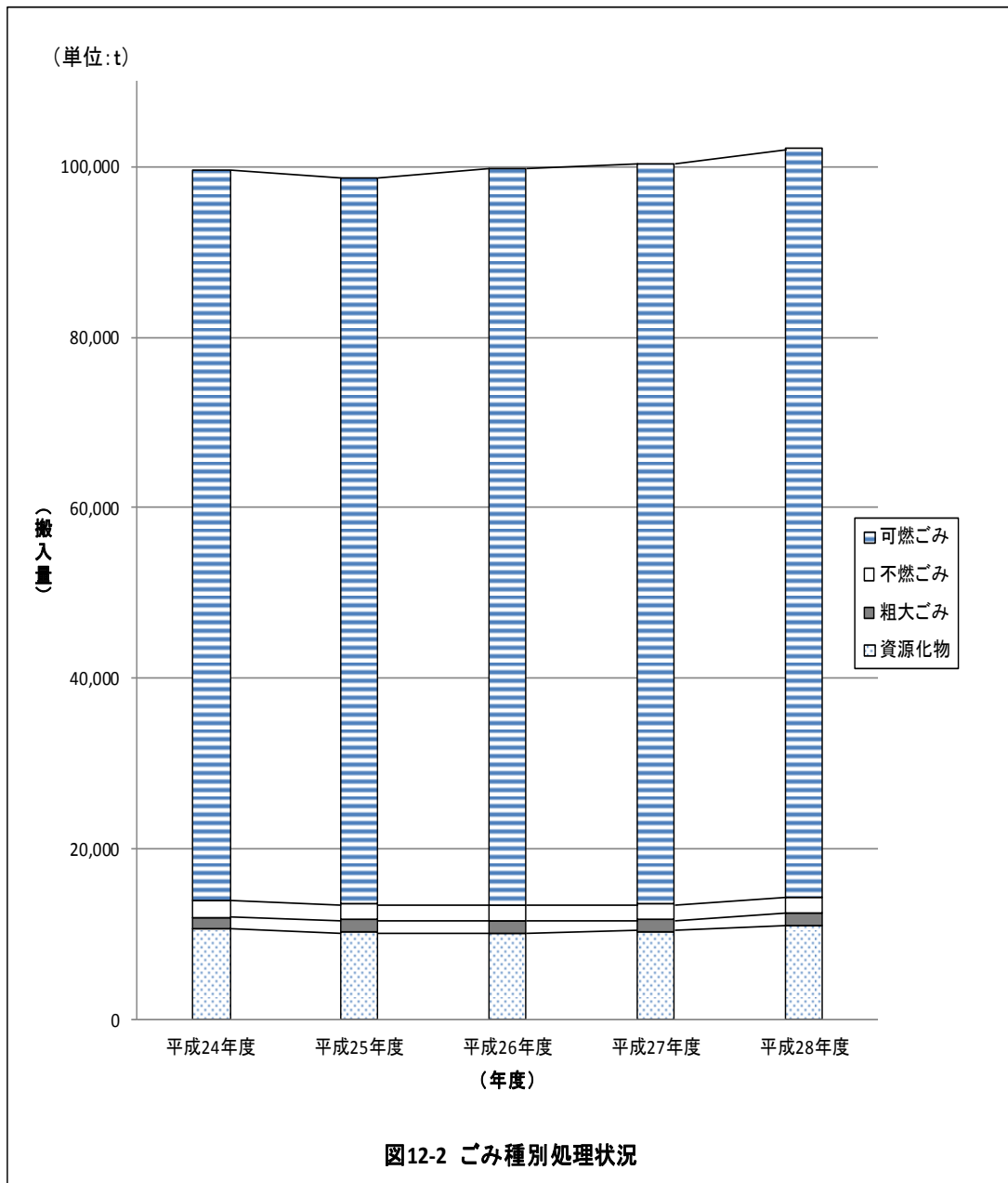
表 12-2 にごみ種別ごとの処理状況を示します。

表 12-2 ごみ種別ごとの処理状況

(単位：t)

種 別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
可燃ごみ	85,729	0.9%	85,222	△ 0.6%	86,313	1.3%	86,709	0.5%	87,779	1.2%
不燃ごみ	1,992	1.4%	1,872	△ 6.0%	1,919	2.5%	1,894	△ 1.3%	1,948	2.9%
粗大ごみ	1,461	16.4%	1,399	△ 4.2%	1,411	0.9%	1,389	△ 1.6%	1,413	1.7%
資源化物	10,517	0.5%	10,230	△ 2.7%	10,116	△ 1.1%	10,316	2.0%	10,982	6.5%
合 計	99,699	1.1%	98,723	△ 1.0%	99,758	1.0%	100,308	0.6%	102,122	1.8%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



(3) 年度別、月別ごみ搬入状況

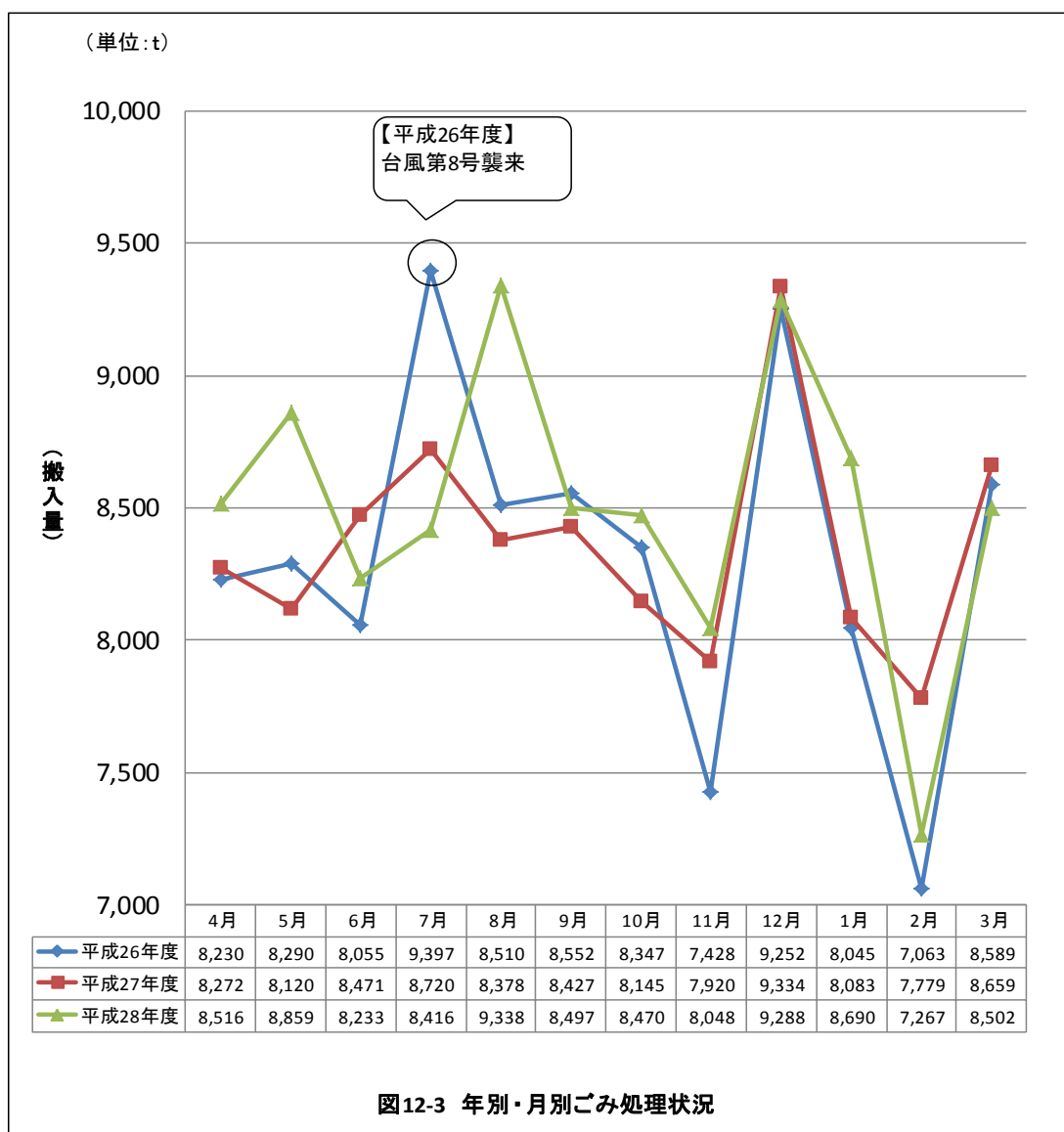
表 12-3 に、年度別・月別のごみ搬入状況（処理量の推移）を示します。

表 12-3 年度別・月別ごみ搬入状況

(単位：t)

年度 月	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
4月	8,029	0.4%	8,648	7.7%	8,230	△ 4.8%	8,272	0.5%	8,516	2.9%
5月	8,409	△ 6.6%	8,478	0.8%	8,290	△ 2.2%	8,120	△ 2.1%	8,859	9.1%
6月	8,022	△ 5.2%	7,804	△ 2.7%	8,055	3.2%	8,471	5.2%	8,233	△ 2.8%
7月	8,587	9.1%	8,629	0.5%	9,397	8.9%	8,720	△ 7.2%	8,416	△ 3.5%
8月	8,621	△ 7.6%	8,490	△ 1.5%	8,510	0.2%	8,378	△ 1.6%	9,338	11.5%
9月	8,120	0.8%	7,951	△ 2.1%	8,552	7.6%	8,427	△ 1.5%	8,497	0.8%
10月	9,597	23.2%	8,121	△ 15.4%	8,347	2.8%	8,145	△ 2.4%	8,470	4.0%
11月	7,802	1.1%	7,713	△ 1.1%	7,428	△ 3.7%	7,920	6.6%	8,048	1.6%
12月	8,781	△ 2.0%	9,073	3.3%	9,252	2.0%	9,334	0.9%	9,288	△ 0.5%
1月	8,247	1.9%	8,214	△ 0.4%	8,045	△ 2.1%	8,083	0.5%	8,690	7.5%
2月	7,296	4.0%	7,258	△ 0.5%	7,063	△ 2.7%	7,779	10.1%	7,267	△ 6.6%
3月	8,188	△ 1.7%	8,343	1.9%	8,589	3.0%	8,659	0.8%	8,502	△ 1.8%
合計	99,699	1.1%	98,723	△ 1.0%	99,758	1.0%	100,308	0.6%	102,122	1.8%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。



(4) 一日あたりのごみ総処理量と一人一日あたりのごみ量比較

ア 一日あたりのごみ総処理量

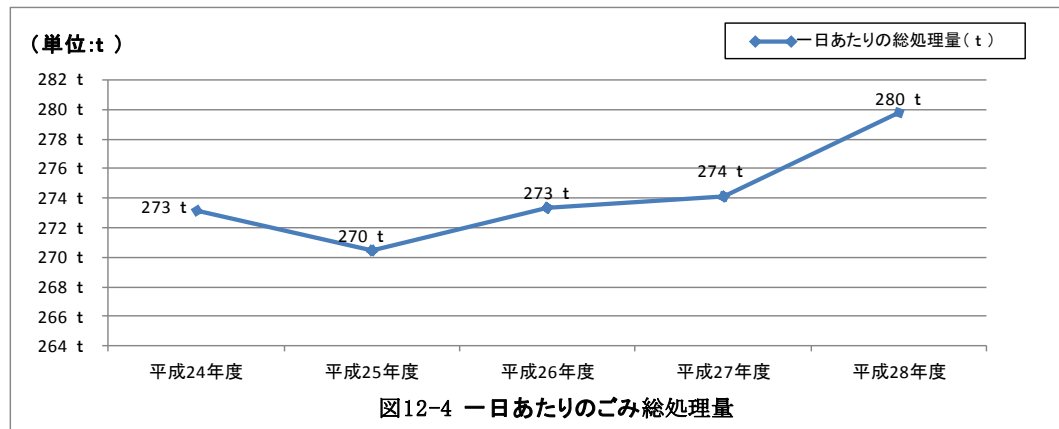
一日あたりのごみ総処理量は、平成 25 年度以降増加しています。

表 12-4 に、一日あたりのごみ総処理量の推移を示します。

表 12-4 一日あたりのごみ総処理量

(単位：t／日)

種 別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
ごみ総処理量	273	1.1%	270	△ 1.0%	273	1.0%	274	0.3%	280	2.1%



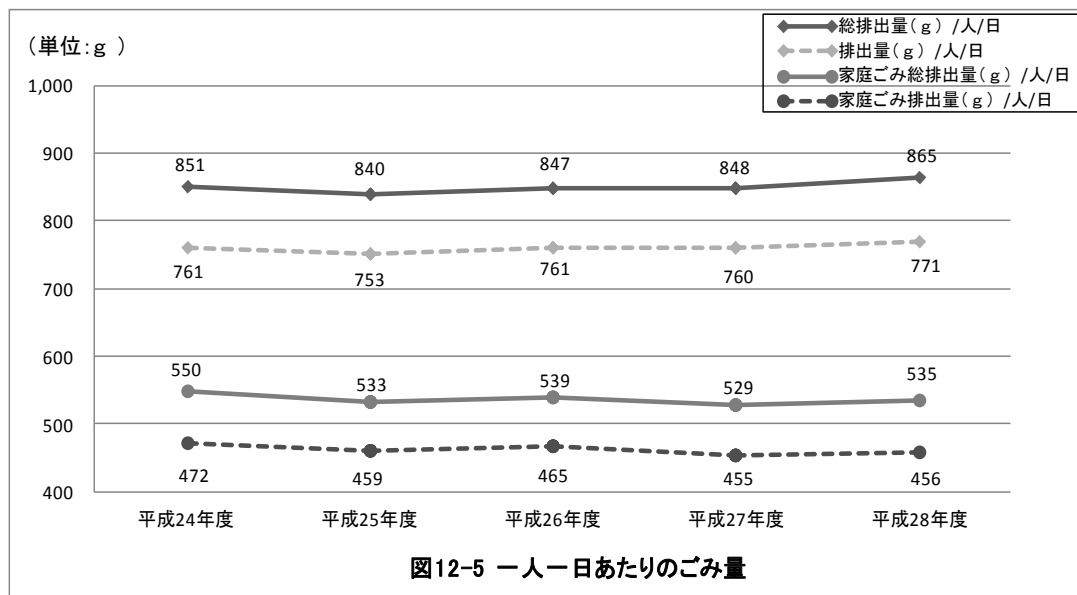
イ 一人一日あたりのごみ量

表 12-5 に、ごみ総量と家庭ごみの種別ごとに一人一日あたりのごみ量（総排出量・排出量）の推移を示します。

表 12-5 一人一日あたりのごみ量

(単位：g／人／日)

種 別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
総排出量	851	0.7%	840	△ 1.3%	847	0.8%	848	0.1%	865	2.0%
排出量(資源除く)	761	0.8%	753	△ 1.1%	761	1.1%	760	△ 0.1%	771	1.4%
家庭ごみ総排出量	550	0.4%	533	△ 3.0%	539	1.0%	529	△ 1.8%	535	1.1%
家庭ごみ排出量	472	0.1%	459	△ 2.8%	465	1.5%	455	△ 2.2%	456	0.1%



※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。

(5) 全体ごみ・事業系ごみ量状況

表 12-6、図 12-6 及び図 12-7 に、全体ごみと事業系ごみの状況について示します。

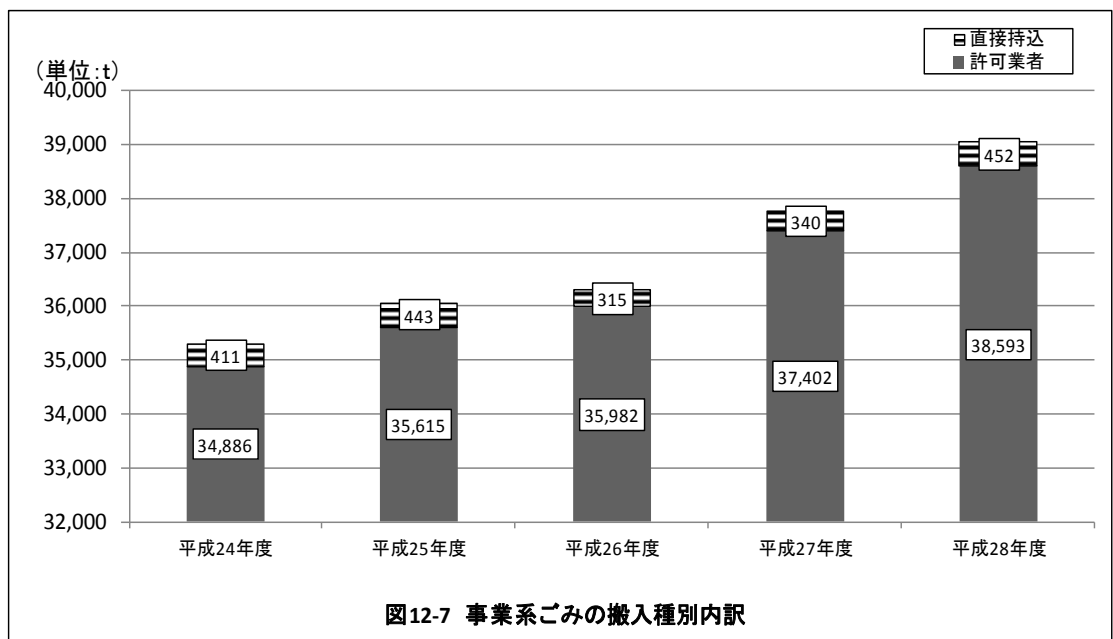
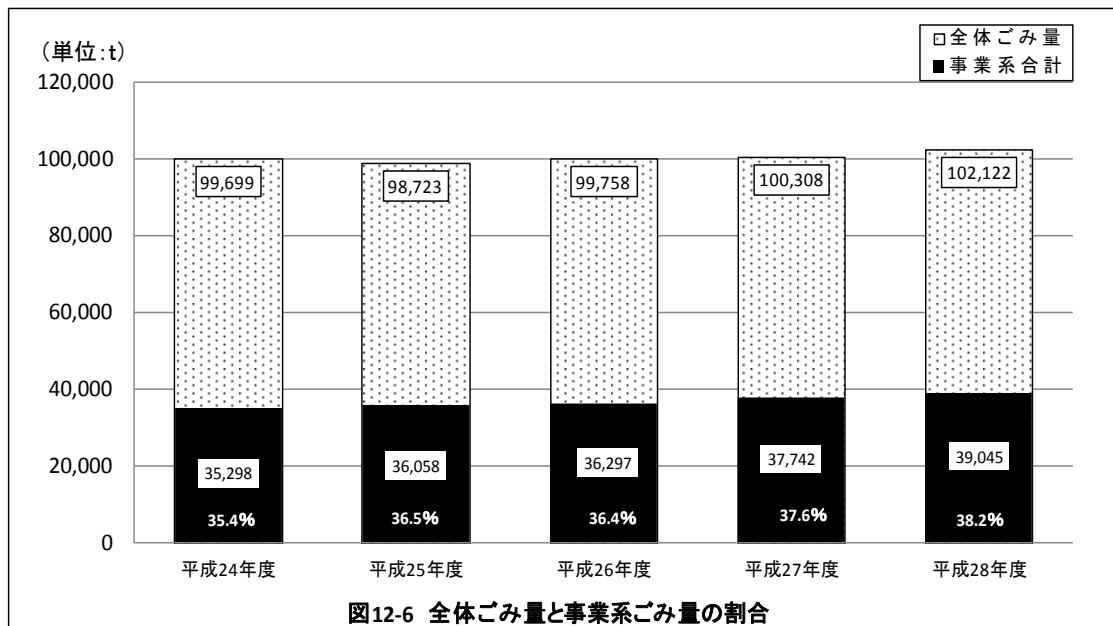
表 12-6 全体ごみ・事業系ごみ量状況

(単位：t)

種 別 年 度	事 業 系 ご み						全 体 ご み 量	
	許 可 業 者		直 接 持 込		事 業 系 合 計			
	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減
平成24年度	34,886	1.3%	411	39.3%	35,298	1.7%	99,699	1.1%
平成25年度	35,615	2.1%	443	7.8%	36,058	2.2%	98,723	△ 1.0%
平成26年度	35,982	1.0%	315	△ 28.9%	36,297	0.7%	99,758	1.0%
平成27年度	37,402	3.9%	340	7.9%	37,742	4.0%	100,308	0.6%
平成28年度	38,593	3.2%	452	32.9%	39,045	3.5%	102,122	1.8%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合があります。

※許可業者の事業系ごみ量は、推計家庭ごみ量を控除後の推計値で算出しています。



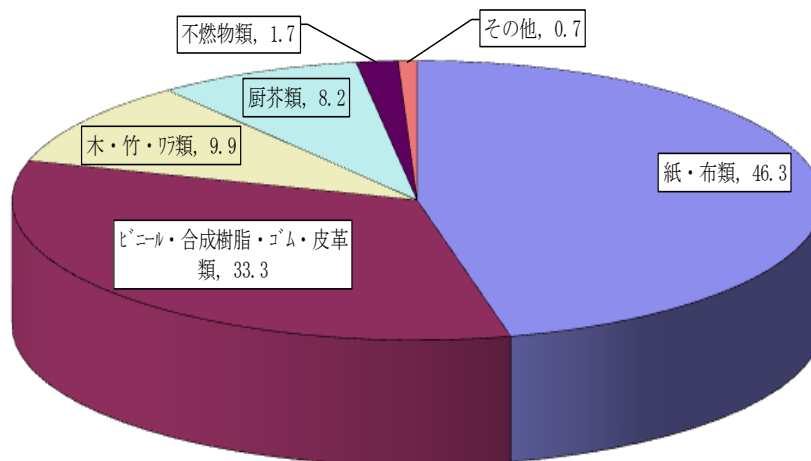
(6) ごみ質試験成績

平成 28 年度に実施した「燃やすごみのごみ質試験（乾ベース）」の結果を、表 12-7 及び図 12-8 に示します。

表 12-7 燃やすごみのごみ質試験成績

(単位： %)

試 験 項 目			H28. 4. 14	H28. 5. 12	H28. 6. 2	H28. 7. 7	H28. 8. 4	H28. 9. 8	H28. 10. 5	H28. 11. 10	H28. 12. 8	H29. 1. 5	H29. 2. 9	H29. 3. 2	平 均	
種 類 組 成	紙・布類		47.6	43.0	50.9	49.5	29.6	46.1	41.8	55.8	49.5	49.8	42.2	49.7	46.3	
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		34.0	33.6	35.7	31.2	45.8	33.9	34.5	18.2	31.8	35.6	36.5	28.3	33.3	
	木・竹・ワ類		4.8	11.2	6.4	8.6	11.6	9.3	17.9	8.0	10.7	7.5	11.3	11.2	9.9	
	厨芥類		12.0	8.0	3.9	7.2	10.1	9.6	5.3	16.4	6.5	3.1	7.7	8.1	8.2	
	不燃物類		1.3	3.8	2.5	3.2	1.3	0.7	0.0	0.9	0.9	2.0	1.3	2.1	1.7	
	その他		0.3	0.4	0.6	0.3	1.6	0.4	0.5	0.7	0.6	2.0	1.0	0.6	0.7	
	合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	単位容積重量		kg / m ³	156	145	134	114	156	140	148	143	130	174	120	146	142.2
三 成 分	水分		44.4	42.8	37.8	41.1	52.3	46.5	45.4	41.3	40.4	41.9	35.0	41.4	42.5	
	灰分		7.7	9.0	7.9	9.1	6.4	6.3	5.3	9.2	7.3	7.5	7.7	8.3	7.6	
	可燃分		47.9	48.2	54.3	49.8	41.3	47.2	49.3	49.5	52.3	50.6	57.3	50.3	49.8	
低位発熱量(実測値)			Kcal/kg	2,010	2,010	2,250	2,150	1,690	2,030	2,130	2,160	2,310	2,150	2,510	2,210	2,134
			KJ/kg	8,430	8,430	9,430	8,990	7,090	8,500	8,900	9,050	9,660	9,010	10,500	9,270	8,938



* 平成28年度組成分析（12回）の平均値を使用している。

図12-8 平成28年度 燃やすごみのごみ質試験成績(%)

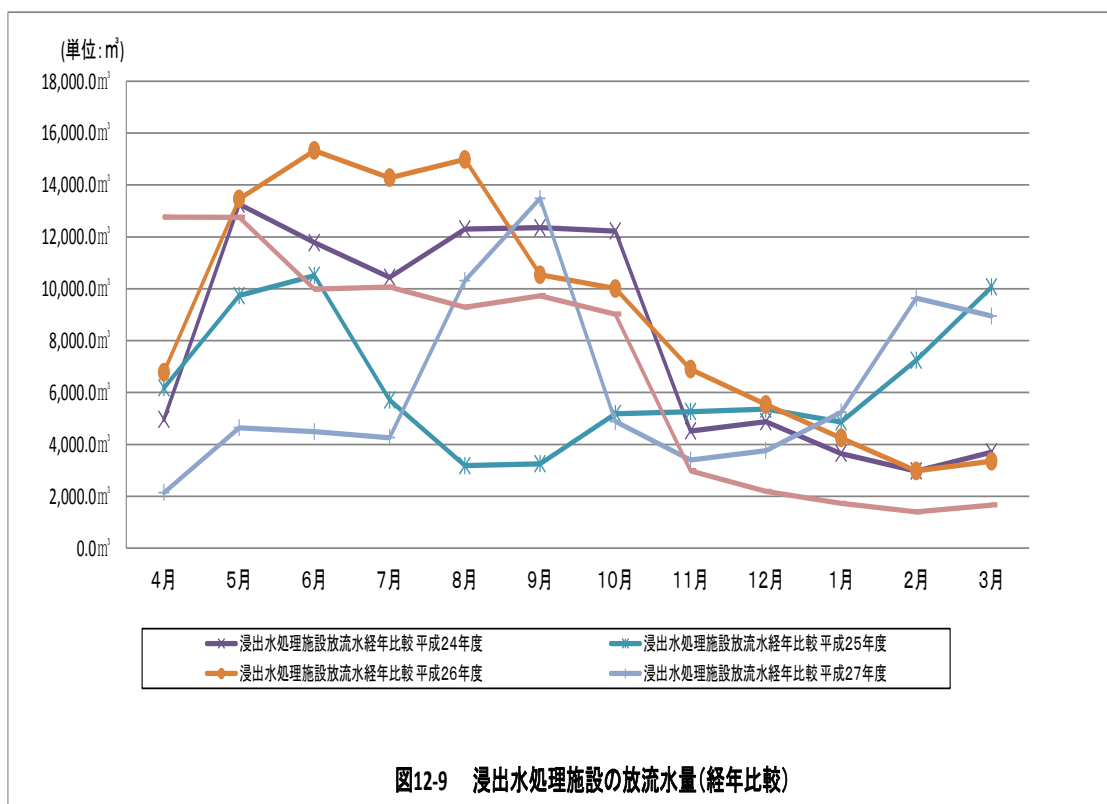
(7) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況(放流量)

表 12-8 及び図 12-9 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況(放流量の推移)を示します。

表 12-8 (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理状況

(単位: m³/年)

浸出水処理施設放流水経年比較					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
4月	4,960.6m ³	6,175.5m ³	6,780.7m ³	2,140.4m ³	12,760.1m ³
5月	13,254.7m ³	9,738.3m ³	13,458.9m ³	4,643.4m ³	12,751.8m ³
6月	11,777.9m ³	10,510.9m ³	15,327.7m ³	4,489.0m ³	9,985.4m ³
7月	10,437.2m ³	5,710.0m ³	14,275.1m ³	4,257.8m ³	10,061.8m ³
8月	12,302.5m ³	3,181.7m ³	14,981.6m ³	10,313.2m ³	9,288.8m ³
9月	12,352.1m ³	3,254.7m ³	10,539.3m ³	13,482.6m ³	9,731.2m ³
10月	12,222.9m ³	5,183.9m ³	10,004.0m ³	4,885.9m ³	9,019.8m ³
11月	4,519.8m ³	5,263.9m ³	6,900.7m ³	3,395.3m ³	2,985.0m ³
12月	4,873.3m ³	5,356.1m ³	5,536.7m ³	3,761.3m ³	2,189.0m ³
1月	3,652.3m ³	4,870.4m ³	4,249.2m ³	5,238.9m ³	1,727.0m ³
2月	2,970.0m ³	7,242.4m ³	2,977.8m ³	9,634.0m ³	1,400.0m ³
3月	3,706.1m ³	10,068.3m ³	3,348.9m ³	8,949.0m ³	1,663.0m ³
合計	97,029.4m ³	76,556.1m ³	108,380.6m ³	75,190.8m ³	83,562.9m ³
平均	8,085.8m ³	6,379.7m ³	9,031.7m ³	6,265.9m ³	6,963.6m ³
最大	13,254.7m ³	10,510.9m ³	15,327.7m ³	13,482.6m ³	12,760.1m ³
最小	2,970.0m ³	3,181.7m ³	2,977.8m ³	2,140.4m ³	1,400.0m ³



6 分析測定結果

(1) 一般廃棄物中間処理施設（ばい煙濃度・ダイオキシン類）

ア ばい煙濃度

表 12-9、表 12-10、表 12-11、表 12-12 及び表 12-13 に、一般廃棄物中間処理施設（那覇・南風原クリーンセンター）のばい煙濃度測定結果を示します。

表 12-9 焼却炉1号

項 目		H28.4.15	H28.7.8	H28.11.17	H29.1.11	H29.3.3	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物	(volppm)	2	1	3	2	1	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物	(volppm)	31	32	32	37	42	50ppm	250ppm
ばいじん	(g/m ³)	0.0018	0.0011	0.0015	0.0018	0.0014	0.01 g/m ³	0.04 g/m ³
塩化水素	(mg/m ³)	69 (42ppm)	59 (36ppm)	65 (40ppm)	27 (17ppm)	21 (13ppm)	81mg/m ³ (50ppm)	700mg/m ³ (430ppm)

◇ K値・・・大気汚染防止法で定められた定数で、施設毎に煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する。

表 12-10 焼却炉2号

項 目		H28.5.13	H28.8.16	H28.11.17	H29.3.13	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物	(volppm)	4	4	2	4	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物	(volppm)	30	26	32	36	50ppm	250ppm
ばいじん	(g/m ³)	0.0015	0.0021	0.0017	0.0019	0.01 g/m ³	0.04 g/m ³
塩化水素	(mg/m ³)	71 (44ppm)	26 (16ppm)	30 (18ppm)	45 (28ppm)	81mg/m ³ (50ppm)	700mg/m ³ (430ppm)

表 12-11 焼却炉3号

項 目		H28.5.13	H28.7.8	H28.9.6	H28.12.19	H29.2.1	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物	(volppm)	3	1	2	6	3	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物	(volppm)	35	35	39	48	45	50ppm	250ppm
ばいじん	(g/m ³)	0.0016	0.0018	0.0013	0.0014	0.0015	0.01 g/m ³	0.04 g/m ³
塩化水素	(mg/m ³)	61 (37ppm)	36 (22ppm)	56 (34ppm)	56 (34ppm)	42 (26ppm)	81mg/m ³ (50ppm)	700mg/m ³ (430ppm)

表 12-12 灰溶融炉1号

項 目		H28.6.9	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物	(volppm)	< 4	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物	(volppm)	20	50ppm	250ppm
ばいじん	(g/m ³)	0.0034	0.01 g/m ³	0.04 g/m ³
塩化水素	(mg/m ³)	25 (15ppm)	81mg/m ³ (50ppm)	700mg/m ³ (430ppm)

*定量下限値(3mg/m³)を用いて算出

表 12-13 灰溶融炉2号

項 目		H29.1.6	排出基準値	法令等規制値
硫黄酸化物	(volppm)	< 4	20ppm (K値 9.0)	430ppm (K値 13.0)
窒素酸化物	(volppm)	31	50ppm	250ppm
ばいじん	(g/m ³)	0.0031	0.01 g/m ³	0.04 g/m ³
塩化水素	(mg/m ³)	13 (8ppm)	81mg/m ³ (50ppm)	700mg/m ³ (430ppm)

*定量下限値(1ppm)を用いて算出

イ ダイオキシン類

表 12-14 及び表 12-15 に、一般廃棄物中間処理施設（那覇・南風原クリーンセンター）のダイオキシン類測定結果を示します。

表 12-14 排出ガス

項 目		分析年月日	測定結果	基準値
焼却炉1号	(ng-TEQ/m ³)	H28.11.18	0.0001	0.1
焼却炉2号	(ng-TEQ/m ³)	H28.6.17	0.0000011	0.1
焼却炉3号	(ng-TEQ/m ³)	H28.7.4	0.0000061	0.1
灰溶融炉1号	(ng-TEQ/m ³)	H28.6.9	0.000017	0.1
灰溶融炉2号	(ng-TEQ/m ³)	H29.1.6	0.0000075	0.1

単位説明

◇ ppm (Parts per millionの略)・・・100万分の1を1ppmといい、濃度を表す単位
 ◇ Volppm・・・volume(体積)+ppm＝大気中の体積濃度
 ◇ ng (ナノグラム)・・・10億分の1グラム
 ◇ TEQ・・・毒性等価量(Toxic Equivalentsの略)：ダイオキシン類は毒性の異なる数多くの化学物質からなっており、その合計量を評価する際には、最も毒性の強いダイオキシン類をもとにした係数を乗じ、毒性等価量(TEQ)として表す方法がとられています。

◇ m³N (ノルマル立法メートル)・・・標準状態(0℃、1気圧)に換算した、1立方メートルの気体の体積を表す単位

表 12-15 ばいじん等

項 目		分析年月日	測定結果	基準値
焼却主灰	(ng-TEQ/g)	H28.6.17	0.01	3
焼却主灰	(ng-TEQ/g)	H28.11.18	0	3
飛灰固化物	(ng-TEQ/g)	H28.6.17	0.22	3
飛灰固化物	(ng-TEQ/g)	H28.11.18	0.31	3
スラグ	(ng-TEQ/g)	H28.6.17	0.00000081	3
スラグ	(ng-TEQ/g)	H28.11.18	0	3

(2) 一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」余水処理施設（処理水の水質）

表 12-16 に、一般廃棄物最終処分場「那覇エコアイランド」の余水処理施設における処理水の水質測定結果を示します。

表 12-16 一般廃棄物最終処分場の処理水（水質測定結果）

測定値（mg/L）

項 目	H28.4.15	H28.5.18	H28.6.15	H28.7.12	H28.8.16	H28.9.14	H28.10.13	H28.11.17	H28.12.8	H29.1.19	H29.2.14	H29.3.2	基準値	備 考
水素イオン濃度 pH	6.7	6.6	6.8	6.8	7.0	6.7	7.4	7.6	6.9	7.5	6.9	6.8	6.5-8.5	※1
生物化学的酸素要求量 BOD	0.5	1.0	1.9	0.7	1.1	0.7	1.2	1.0	1.0	0.6	1.0	1.5	30	※1
化学的酸素要求量 COD	10.2	10.5	12.3	11.7	11.7	16.4	17.2	9.8	11.9	13.1	14.1	11.3	30	※1
浮遊物質 SS	1.7	1.5	2.0	1.6	1.5	1.8	2.1	3.7	2.0	0.6	<0.5	1.0	10	※2
総窒素 T-N	5.74	5.04	5.87	7.61	5.63	5.14	8.04	4.71	5.40	5.81	5.88	5.42	120	
カルシウム Ca	2,290	2,200	2,380	2,550	2,290	2,490	2,560	2,410	2,330	2,460	2,410	2,230	-	
n-ヘキサン抽出物質（鉱油油）					< 0.5								5	
n-ヘキサン抽出物質（動植物油）					< 0.5								30	
フェノール類					< 0.5								5	
銅					< 0.1								3	
亜鉛					< 0.1								2	
溶解性鉄					< 0.1								10	
溶解性マンガン					< 0.1								10	
総クロム					< 0.2								2	
大腸菌群数					不検出								3000	
総リン T-P					< 0.01								16	
アルキル水銀					不検出								検出されないこと	
総水銀					< 0.0005								0.005	
カドミウム					< 0.01								0.03	
鉛					< 0.01								0.1	
有機りん					< 0.1								1	
六価クロム					< 0.05								0.5	
砒素					< 0.01								0.1	
シアン					< 0.1								1	
PCB					< 0.0005								0.003	
トリクロロエチレン					< 0.03								0.3	
テトラクロロエチレン					< 0.01								0.1	
ジクロロメタン					< 0.02								0.2	
四塩化炭素					< 0.002								0.02	
1, 2-ジクロロエタン					< 0.004								0.04	
1, 1-ジクロロエチレン					< 0.1								1	
シス-1, 2-ジクロロエチレン					< 0.04								0.4	
1, 1, 1-トリクロロエタン					< 0.3								3	
1, 1, 2-トリクロロエタン					< 0.006								0.06	
1, 3-ジクロロプロペン					< 0.002								0.02	
チウラム					< 0.006								0.06	
シマジン					< 0.003								0.03	
チオベンカルブ					< 0.02								0.2	
ベンゼン					< 0.01								0.1	
セレン					< 0.01								0.1	
ほう素					0.9								230	
フッ素					< 0.1								15	
アモニウム、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物					< 0.1								100	
1,4-ジオキサン					< 0.05								0.5	
ダイオキシン類					0.000097								10	※2: 平均TBO/L

根拠法令

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

・ “ 第1条第2項第10号

・ “ 第1条第2項第14号

※1: 水質汚濁防止法に係る上乗せ排出基準（那覇港海域へ放流する場合）

※2: 廃棄物最終処分場の性能に関する指針

第四 廃棄物最終処分場

(1) 性能に関する事項

イ 処理水質の性状

注：砒素（ヒ素）

(3) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設（ダイオキシン類）

表 12-17 及び表 12-18 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設におけるダイオキシン類の測定結果を示します。

ア (旧)一般廃棄物最終処分場周辺

表 12-17 (旧)一般廃棄物最終処分場周辺のダイオキシン類（測定結果）

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
地下水-1	0.063 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	H28.11.1	11時45分
地下水-2	0.071 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	H28.11.1	12時03分
土 壌	13 pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g	H28.11.1	12時40分

イ 浸出水処理施設

表 12-18 浸出水処理施設（原水）のダイオキシン類（測定結果）

検査試料	測定値	基準値	採取年月日	採取時間
原水	0.0011 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L	H28.11.1	10時21分

【根拠法令】

※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
(平成 12 年総理府令・厚生省令第 2 号)

※ ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項・第 3 項

(4) (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設(処理水の水質)

表 12-19 に、(旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設における処理水の水質測定結果を示します。

表12-19 (旧)一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設(処理水の水質測定結果)

項目	測定日	測定値(mg/L)												参 考		
		H28.4.27	H28.5.20	H28.6.16	H28.7.12	H28.8.15	H28.9.23	H28.10.27	H28.11.17	H28.12.16	H29.1.19	H29.2.9	H29.3.8	排水基準	沖縄県上乗せ排水基準	最終処分場技術上の基準
透明度(度)		>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	—	—	—
水素イオン濃度	pH	7.4	7.4	7.5	7.6	7.6	7.2	7.4	7.5	7.7	7.9	7.9	7.9	5.8-8.6	6.5-8.5	5.8-8.6
水素イオン濃度測定時温度(℃)		26	26.7	21.6	23.2	23.9	22.6	26	20.1	21.8	20.1	20.2	22.5	—	—	—
生物化学的酸素要求量(mg/L)	BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	1.5	1	1.4	160(日間平均120)	30(日間平均20)	60
化学的酸素消費量(mg/L)	COD _{mn}	2.3	3.7	4.1	1.2	2.7	0.8	1.6	1.9	2.4	1.6	1.5	2.2	160(日間平均120)	—	90
浮遊物質(mg/L)	SS	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	3	2	200(日間平均150)	90(日間平均70)	60
大腸菌群数(個/cm ²)*1	DESO	74	29	55	57	19	47	21	30	40	50	140	230	日間平均3000	—	日間平均3000
ノルマルヘキサン抽出物質(mg/L)		<1						<1						—	—	—
	鉱油類	<1						<1						5	—	5
	動植物油脂類	<1						<1						30	—	30
フェノール類(mg/L)		<0.05						<0.05						5	—	5
銅(mg/L)	Cu	<0.005						<0.005						3	—	3
亜鉛(mg/L)	Zn	0.007						<0.005						2	—	2
溶解性鉄(mg/L)	S-Fe	<0.05						<0.05						10	—	10
溶解性マンガン(mg/L)	S-Mn	0.002						0.003						10	—	10
クロム(mg/L)	T-Cr	<0.005						<0.005						2	—	2
アンモニウム性窒素(mg/L)	NH ₄ -N	0.09	<0.02	<0.02	<0.02	0.06	0.08	0.06	0.11	0.1	<0.02	<0.02	<0.02	※1	—	—
全窒素(mg/L)	T-N	2.92	2.33	1.79	1.83	1.36	1.88	2.22	3.05	5.1	3.78	3.34	2.87	120(日間平均60)	—	120(日間平均60)
全リン(mg/L)	T-P	0.006						0.007						16(日間平均8)	—	16(日間平均8)
カルシウム(mg/L)	Ca ²⁺	85.8						73.3						—	—	—
塩素イオン(mg/L)	Cl ⁻	343	414	390	390	374	312	405	529	408	801	649	690	—	—	—
カドミウム(mg/L)	Cd	<0.001						<0.001						0.03	—	0.1
シアン(mg/L)	CN	<0.1						<0.1						1	—	1
有機リン化合物(mg/L)	O-P	<0.1						<0.1						1	—	1
鉛(mg/L)	Pb	<0.005						<0.005						0.1	—	0.1
六価クロム(mg/L)	Cr ⁶⁺	<0.005						<0.005						0.5	—	0.5
砒素(mg/L)	As	<0.005						<0.005						0.1	—	0.1
総水銀(mg/L)	T-Hg	<0.0005						<0.0005						0.005	—	0.005
アルキル水銀(mg/L)	R-Hg	検出せず (<0.0005)						検出せず (<0.0005)						検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(mg/L)	PCB	<0.0005						<0.0005						0.003	—	0.003
ジクロロメタン(mg/L)		<0.002						<0.002						0.2	—	0.2
四塩化炭素(mg/L)		<0.0002						<0.0002						0.02	—	0.02
1,2-ジクロロエタン(mg/L)		<0.0004						<0.0004						0.04	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)		<0.002						<0.002						1	—	1
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)		<0.004						<0.004						0.4	—	0.4
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)		<0.0005						<0.0005						3	—	3
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)		<0.0006						<0.0006						0.06	—	0.06
トリクロロエチレン(mg/L)		<0.002						<0.002						0.3	—	0.3
テトラクロロエチレン(mg/L)		<0.0005						<0.0005						0.1	—	0.1
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)		<0.0002						<0.0002						0.02	—	0.02
ベンゼン(mg/L)		<0.001						<0.001						0.1	—	0.1
チウラム(mg/L)		<0.0006						<0.0006						0.06	—	0.06
シマジン(mg/L)		<0.0003						<0.0003						0.03	—	0.03
チオベンカルブ(mg/L)		<0.002						<0.002						0.2	—	0.2
セレン(mg/L)	Se	<0.002						<0.002						0.1	—	0.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)		2.27						2.01						※1	—	—
ふっ素(mg/L)	F ⁻	<0.15						<0.15						8	—	15
ほう素(mg/L)	B	1.39						1.19						10	—	50
1,4-ジオキサン(mg/L)		<0.005						<0.005						0.5	—	0.5

【根拠法令】

・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)

・ “ 第1条第2項第10号

・ “ 第1条第2項第14号

・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和50年7月沖縄県条例第37号)

【参 考】

※1 印の対象は、計量法第107条の計量対象外です

【計量方法】

・排水基準を定める規則の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環告第64号)

注：砒素（ヒ素）

7 し尿処理状況

(1) 下水道接続人口と浄化槽及びし尿汲取人口の状況

本市における下水道接続率は 93.65% となっています。表 12-20 に、下水道接続人口、浄化槽及びし尿汲取人口を示します。また、図 12-10 に、同割合を示します。

表12-20 種別ごとのし尿処理人口（内訳）

行政人口	下水道接続	浄化槽	し尿汲取
323,309人	302,773人	19,596人	940人

平成28年度（平成29年3月末現在）

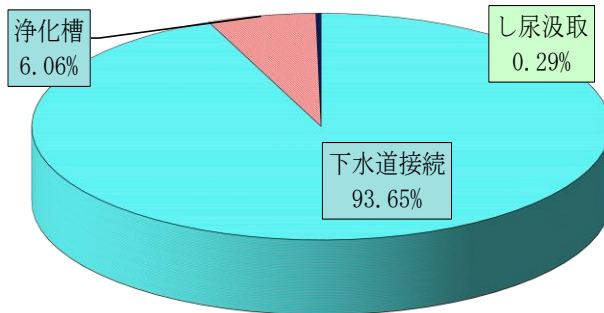


図12-10 下水道接続人口、浄化槽及びし尿汲取人口の割合

(2) し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移

表 12-21 及び図 12-11 に、し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の推移を示します。

表 12-21 し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量

(単位：kL)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
し尿	2,495	2,338	2,223	2,154	2,160	2,083	2,169
浄化槽汚泥	3,730	3,676	3,476	3,597	3,568	3,360	3,115
計	6,225	6,014	5,699	5,751	5,727	5,443	5,284

※端数四捨五入のため、種別と合計の数値が異なる場合があります。

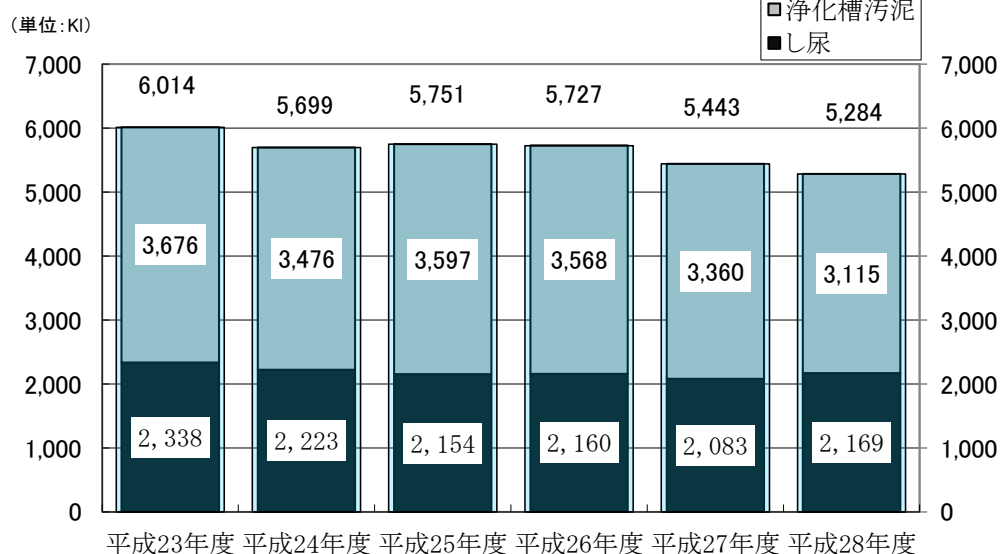


図12-11 し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量

8 産業廃棄物対策事業

(1) 概要

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）で定められた 21 種類の廃棄物と特別管理産業廃棄物のことをいい、これらの産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則から、排出事業者が自ら処理するか、若しくは処理業者に委託して適正に処理しなければならないこととされています。

廃棄物・リサイクル問題を取り巻く環境は年々大きく変化しており、国は廃棄物の適正処理を推進するため随時法改正を行い、さらに、資源循環型社会形成に向け「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」など各種リサイクル法の制定なども行っています。

産業廃棄物については、収集運搬及び処分にかかる廃棄物ごとの許可の種類が多く、処理困難性、有害性のある廃棄物も多いことから、不適正処理や不法投棄が行われると、生活環境へ大きな影響を与えることになります。

本市においては、法の趣旨を厳守しながら、廃棄物の処理に関わる排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル関連業者等に対して、監視及び指導を強化し、さらなる廃棄物適正処理の推進により、本市にふさわしい持続可能な社会形成を目指しています。

(2) 中核市移行に伴い移管された事務

ア 廃棄物処理法に基づく事務

(ア) 産業廃棄物収集・運搬業の許可

那覇市内で積替え保管施設を有している場合及び那覇市内のみで業を行なう場合に審査の対象となります。

（※ただし、沖縄県内一円で産業廃棄物収集運搬業を行い、かつ那覇市内に積替え保管施設を設置している場合は、那覇市と県に申請書又は変更届出書等を提出する必要があります。）

(イ) 産業廃棄物処分業許可

那覇市内に施設を有する場合及び那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を用いて業を行う場合に審査の対象となります。

(ウ) 産業廃棄物処理施設の設置許可

那覇市内に施設を設置する場合及び那覇市を含む沖縄県内一円で移動式施設を設置する場合は、審査の対象となります。

イ 自動車リサイクル法に基づく事務

引取業、フロン類回収業の業登録及び解体業、破砕業の許可等
（那覇市内に施設を有する場合）

ウ P C B 特別措置法に基づく事務

保管状況届出書の受理等（那覇市内で P C B 廃棄物を保管している場合）

エ 建設リサイクル法に基づく事務

建物解体における分別解体等の指導（解体工事届出は、那覇市建築指導課）

- (3) 産業廃棄物処理業者・自動車リサイクル業者等の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）
表 12-22 に、法種別・業者種別ごとの業者数を示します。

表 12-22 法種別・業者種別ごとの業者数（単位：件）

法種別	業者種別	業者数
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業者	8
	特別管理産業廃棄物収集運搬業者	2
	産業廃棄物処分業者	12
	処理施設設置許可業者	7
自動車リサイクル法関連	自動車引取業者	48
	フロン類回収業者	16
	解体業者	4
P C B 特別措置法関連	P C B 保管事業者	54

- (4) 許可等の実施状況（平成 28 年度実績）

表 12-23 及び表 12-24 に、許可等の実施状況を示します。

ア 産業廃棄物関係

表 12-23 許可等の実施状況（単位：件）

申請の種類		業者数
新規	産業廃棄物処分業	1
更新	産業廃棄物収集運搬業	1
変更	産業廃棄物収集運搬業	1
変更	特別管理産業廃棄物収集運搬業	1
合計		4

イ 自動車リサイクル法関係

表 12-24 許可等の実施状況（単位：件）

申請の種類		業者数
新規	自動車引取業	1
更新	自動車引取業	0
	フロン類回収業	1
	自動車解体業	0
合計		2

- (5) 立入調査の実施状況（平成 28 年度実績）

表 12-25 に、法種別・業者種別ごとの立入調査の実施状況を示します。

表 12-25 法種別・業者種別ごとの立入調査（実施状況）（単位：件）

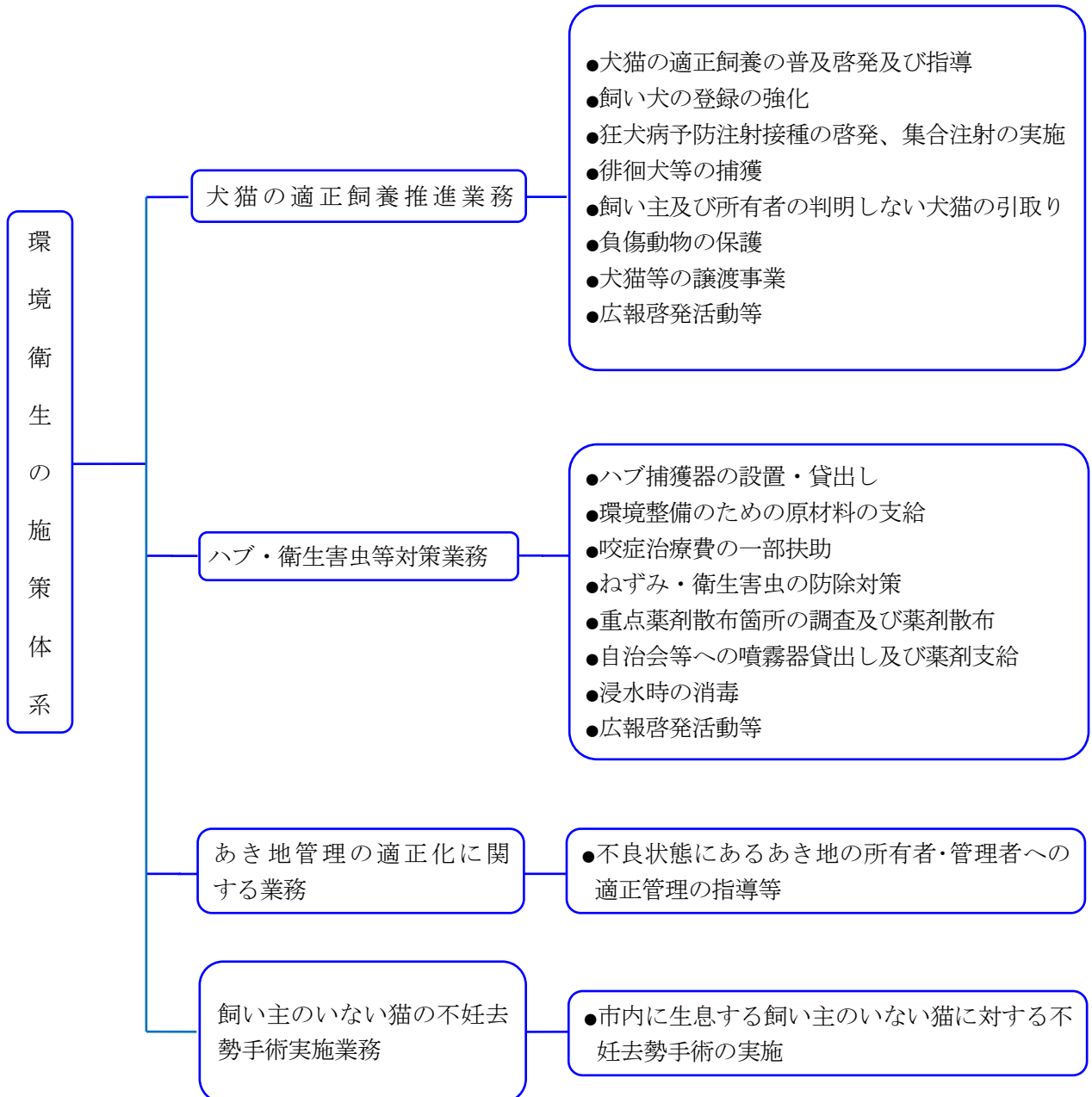
法種別	業者種別	業者数
廃棄物処理法関連	産業廃棄物収集運搬業者	6
	産業廃棄物処分業者	
	排出事業者	232
自動車リサイクル法関連	自動車引取業者	1
	フロン類回収業者	
	自動車解体業者	
P C B 特別措置法関連	P C B 保管業者	200
建設リサイクル法関連	建築解体事業者（監視パトロール）	1, 670
合計		2, 109

第13章 環境衛生

1	概要	176
2	動物愛護	177
	(1) 動物愛護の啓発	
	①動物愛護講習	
	②なは動物愛護フェスタ	
	③犬のしつけ教室	
	④譲渡事業	
	(2) 狂犬病予防の啓発	
	(3) 統計資料	
3	ハブ・衛生害虫等対策	180
	(1) ハブ対策	
	①ハブ対策の啓発	
	②ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出しについて	
	③原材料の支給について	
	④咬症治療費の扶助について	
	⑤統計資料	
	(2) ねずみ・衛生害虫防除対策	
	①衛生害虫防除対策の啓発	
	②ねずみ・衛生害虫の防除対策	
	③統計資料	
4	あき地管理対策.....	183
	(1) あき地管理対策	
	(2) 統計資料	
5	飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業.....	184
	(1) 事業の概要	
	(2) 資料	

1 概要

環境衛生は、衛生的な生活環境づくりの推進に重要であり、市民の健康的な生活の基盤をなすものです。本市では、市民の快適な生活環境を確保するため、狂犬病予防注射接種の啓発、集合注射の実施、犬猫の飼い主に対する正しい飼い方の指導、徘徊犬の捕獲、ハブの捕獲等のハブ対策、ねずみ・衛生害虫の防除方法等の指導、並びにあき地の所有者に対しその適正管理に関する指導等を行っています。



2 動物愛護

市民、事業者に対し動物愛護思想を高めるために各種の普及啓発事業を行っています。

(1) 動物愛護の啓発

① 動物愛護講習

実施：平成28年4月～9月

参加者 36校 3,360名（小学生対象）

動物愛護への理解を深めるためには、幼少期から動物愛護思想を学ぶことが重要であることから、市内の小学校4年生を対象に環境省が作成するパンフレット「ほんとうに飼えるかな？」を活用し、飼う楽しさと命を預かる責任について説明しました。



【動物愛護講習】

② なは動物愛護フェスタ

実施：平成28年11月6日（日） 環境の杜

内容：「ドッグラン」「愛犬健康相談」「犬猫の飼い方相談」「小さな命のパネル展」

「お手入れ体験」「長寿犬の飼い方紹介」「適正飼養に関するパネル展」

動物愛護団体や専修学校、動物病院等との協働により、犬や猫の適正飼養、繁殖制限、終生飼養について考えてもらえるよう様々なコーナーを設け、犬や猫の飼い方で困っている飼い主に対する助言、また今後犬や猫を飼いたい方には終生飼養等の飼う前に検討すべきポイントについて考えてもらいました。コーナーの一つであるドッグランにおいては、犬の登録及び平成28年度の狂犬病予防注射を接種した犬を利用条件とすることにより、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上につなげました。このキャンペーンは、多くの市民がより動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深める機会となりました。



【なは動物愛護フェスタ】

③ 犬のしつけ教室

実施：平成29年1月28日～2月18日（各土曜日の4日間） 参加者 12組

飼い犬へのしつけは、飼い主と飼い犬の良好な関係の構築だけでなく周辺の生活環境にも影響するためその重要性はさらに増しています。このことからプロの訓練士が講師となり、飼い主が犬の本能・習性・生理をよく理解し、周辺の生活環境を害することのないよう責任をもって飼養できることを目的とした「犬のしつけ教室」を実施しました。犬のしつけの大切さについて、参加された飼い主からさらに多くの飼い主へ普及することを期待しています。



【犬のしつけ教室】

④ 譲渡事業

平成25年度より、保護されて引き取り手のない犬猫や飼い主の都合で飼えなくなった犬猫で、適正のある犬猫をその譲り渡しを希望する方へ譲渡を行っています。譲渡に際しては譲渡対象者の登録を行っていただくほか、譲渡前講習会を受講していただいています。

(2) 狂犬病予防の啓発

飼い犬は毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる必要があることから、獣医師会と協働により平成28年度は学校、支所等20会場を実施場所として集合注射を5月から6月にかけて実施しました。また、集合注射の実施期間中に接種させることができない飼い主へは、動物病院で接種するよう通知し、狂犬病予防対策に努めました。

(3) 統計資料

表13-1 犬の登録及び狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録	接種	接種率(那覇市)	接種率(沖縄県)	接種率(全国)
平成24年度	10,717	6,317	58.94%	49.6%	72.4%
平成25年度	10,891	5,932	54.47%	49.6%	72.6%
平成26年度	10,784	5,709	52.94%	50.3%	71.6%
平成27年度	10,458	5,710	54.60%	48.5%	71.8%
平成28年度	10,051	5,564	55.36%	—	—

※平成28年度の沖縄県及び全国の接種率は未公表です。（平成29年8月現在）

表 13-2 犬の相談状況等

年 度	放飼犬取締 依頼	野犬捕 獲依頼	行方不明 犬問合せ	居住環境 の苦情	家畜等 の被害	引き取り 依頼	負傷収 容依頼	飼い方等	その他	合計
平成 25 年度	46	79	160	137	0	2	42	6	93	565
平成 26 年度	40	72	67	89	0	9	33	4	202	516
平成 27 年度	36	56	198	92	0	0	27	2	137	548
平成 28 年度	53	55	179	93	0	0	20	1	161	562

平成28年度は前年度に比べ相談件数は減少しました。

※平成25年度その他欄93件には道路上での犬の死骸回収（クリーン推進課への回収依頼19件）を含む

表13-3 犬の抑留・収容等

年 度	抑留・収容	返還	譲渡	殺処分
平成 25 年度	193	101	14	78
平成 26 年度	168	104	21	43
平成 27 年度	146	63	54	29
平成 28 年度	115	66	30	19

平成28年度は前年度に比べ抑留・収容数が減少し譲渡数が増加したため殺処分数は減少しました。

※注 収容には、所有者不明または飼い主からの引取りを含む。

表 13-4 猫の相談状況等

年 度	行方不明問 い合せ	居住環境 の苦情	家畜・作物等 の被害	引取り依頼	負傷収容 依頼	飼い方等	その他	合計
平成 25 年度	70	273	4	41	96	0	767	1,251
平成 26 年度	29	254	0	66	93	1	99	542
平成 27 年度	126	275	0	57	130	2	81	671
平成 28 年度	134	349	2	83	84	3	187	842

例年同様、糞尿被害等の居住環境に関する相談が最も多く寄せられています。

※平成25年度その他欄767件には道路上での猫の死骸回収（クリーン推進課への回収依頼720件）を含む

表13-5 猫の収容等

年 度	収容	返還	譲渡	殺処分
平成 25 年度	282	2	8	272
平成 26 年度	271	1	18	252
平成 27 年度	267	6	24	237
平成 28 年度	168	0	30	138

3 ハブ・衛生害虫等対策

(1) ハブ対策

市民に対しハブに対する正しい知識を深めるため、各種の啓発事業を行っています。

① ハブ対策の啓発

ハブの習性や危険性を学習し、ハブ咬症の防止、危険回避を目的とした講座やパネル展示を学校、公共施設で実施し、生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、市民生活の安全と生活環境の向上に努めています。



【ハブに関する出前講座】



【ハブに関するパネル展】

② ハブ生息地調査及び捕獲器の設置、貸出しについて

市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする那覇市ハブ対策条例に基づき、ハブの目撃情報があるときは、現場を確認し、住民に対し防除に関する助言や捕獲器の貸出しを行うことによりハブの捕獲に努め、市民の安全で安心な生活環境の確保に努めています。

③ 原材料の支給について

市民がハブの棲みかとなる石垣の穴埋め等の補修をするときは、セメント、砂等の補修材料の支給を行っています。

④ 咬症治療費の扶助について

ハブ咬症により医療機関で治療を受けた場合、医療費の一部を扶助しています。

(自己負担分のうち1万円の範囲内)

⑤ 統計資料

表13-6 ハブの相談状況等

年 度	相談 件数	目撃	捕獲器 設 置	捕 獲 (捕殺含む)			原材料 支 給	咬症	治療費 扶 助
				ハブ	アカマタ	その他の ヘビ類			
平成24年度	131	64	138	64	26	12	2	3	2
平成25年度	225	84	168	78	35	48	3	0	0
平成26年度	232	73	186	63	44	12	3	2	1
平成27年度	258	92	247	108	28	12	6	2	2
平成28年度	290	74	240	89	24	11	5	3	2

平成28年度は前年度に比べ相談件数は増加したもののハブの捕獲数は減少しました。

※「目撃」は、ハブに限らず、全てのヘビ類である。「その他ヘビ類」は、リュウキュウアオヘビ、ガラスヒバアである。

(2) ねずみ・衛生害虫防除対策

市民に対し、ねずみや衛生害虫の駆除について正しい知識を深めるため、各種の啓発事業を行っています。また、必要により現場での防除等を行います。

① 衛生害虫防除対策の啓発

国内でデング熱が発生したことから、広報紙（なは市民の友）や那覇市ホームページ上に蚊に対する注意喚起情報を掲載し、また自治会・通り会へ蚊の発生を防ぐ啓発チラシを配布しています。

② ねずみ・衛生害虫の防除対策

アねずみ・衛生害虫の防除対策について

ねずみ、蜂・毛虫等の衛生動物、衛生害虫が住宅やその周辺で生活に影響を及ぼしている場合現場を確認し、発生防止策、防除方法等の助言を行うほか、専門業者を紹介しています。

危険性の高いスズメバチについては緊急駆除にあたります。

イ重点薬剤散布箇所の調査及び薬剤散布の実施について

下水道が未整備地域の道路側溝、排水路等で害虫の発生しやすい箇所について、本市では、それらを重点薬剤散布箇所（35箇所）と設定し、定期的に調査及び薬剤散布を行っています。

ウ自治会への薬剤支給及び噴霧器貸出しについて

自治会、通り会などが共同で実施するゴキブリ等の衛生害虫防除のための噴霧器の貸出し及び薬剤支給の要望に対しては、器材、薬品の取扱い及び防除作業における注意事項を説明した上で、貸出し、支給を行っています。



【自治会による薬剤散布】

③ 統計資料

表13-7 ねずみ・衛生害虫の相談状況

年 度	相談 件数	ねずみ	ゴキブリ	やすで	ノミ ダニ	蜂	蚊	毛虫	その他
平成24年度	191	42	8	4	8	65	15	27	22
平成25年度	159	32	12	0	9	53	14	10	29
平成26年度	190	39	5	6	5	52	21	16	46
平成27年度	173	21	11	3	12	70	20	10	26
平成28年度	277	37	10	1	10	129	30	24	36

平成28年度のそ族、衛生害虫の相談件数では、蜂に関する相談が最も多くありました。

表 13-8 自治会・通り会などによるゴキブリ防除

年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年度
参加団体	32	33	33	33	36
実施回数	41	42	42	46	51

平成28年度は、36団体（自治会・通り会）によるゴキブリ防除を実施しました。

※実施回数については、自治会・通り会で年間2回～3回実施する団体あり。

4 あき地管理対策

(1) あき地管理対策

那覇市あき地管理の適正化に関する条例に基づき、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災や犯罪の発生を未然に防止し衛生的な生活環境の保持を目的に、不良状態にあるあき地の所有者又は管理者に対し適正に管理するよう指導等を行っています。



【あき地に雑草が繁茂している状態】



【雑草除去後】

(2) 統計資料

表13-9 あき地管理の相談状況

年 度	平成24年	平成25年	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件 数	201	226	227	179	187

毎年約200件前後のあき地に関する相談が寄せられています。

5 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施事業

(1) 事業の概要

この事業は、市内に生息する飼い主のいない猫に対し不妊・去勢手術を実施し、自然繁殖による増加を抑制し、その数を減らすことにより、地域での糞尿被害、ごみあさり、道路上の轢死などの環境衛生上の問題を軽減し、良好で快適な生活環境の確保を図ると共に、動物愛護の観点から飼い主のいない猫の収容及び殺処分の減少を図ることを目的としています。

(2) 資料

平成26年度から平成28年度までは、「観光客に快適な都市環境創出事業」として、市内の観光地周辺に生息する飼い主のいない猫を対象に不妊去勢手術を実施していました。

飼い主のいない猫の捕獲、管理、手術後の猫を元に戻す業務を民間業者に、不妊去勢手術は沖縄県獣医師会に委託し、平成28年度は平成28年9月から平成28年11月までの期間実施しました。



【獣医師による手術の様子】



【手術後のリリース】

表13-10 不妊去勢手術実績

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
オス	168	112	53
メス	138	106	48
合計	306	218	101

平成28年度は当初目標数を100匹とし、最終的に101匹に手術を実施しました。

資 料

1	環境行政の沿革	186
2	環境部所管の事務分掌	189
3	那覇市環境基本条例	191
4	那覇市公害防止条例	195
5	那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）	199
6	那覇市飼い犬条例	207
7	那覇市ハブ対策条例	209
8	那覇市あき地管理の適正化に関する条例 …	211
9	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	212

1 環境行政の沿革

1971年（昭和46年）	9月	企画部企画課に「公害担当」設置
1972年（昭和47年）	1月	「公害防止条例」制定
1972年（昭和47年）	5月	「公害対策審議会」設置
1972年（昭和47年）	5月	「公害防止条例」改正
1973年（昭和48年）	4月	「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例18号）を制定
1973年（昭和48年）	7月	「公害交通課」新設。
1974年（昭和49年）	3月	騒音規制法に基づく地域指定
1974年（昭和49年）	7月	「清掃課」を「清掃指導課」と「清掃業務課」に分課
1975年（昭和50年）	8月	「公害対策課」に組織機構変更。「清掃業務課」を「清掃事務所」に改称
1978年（昭和53年）	4月	悪臭防止法に基づく地域指定
1978年（昭和53年）	4月	振動規制法に基づく地域指定
1979年（昭和54年）	5月	保健衛生部に組織機構変更。「清掃指導課」と「清掃事務所」を合併し、清掃課設置
1983年（昭和58年）	12月	国場川水系環境保全推進協議会を結成（7市町村）
1986年（昭和61年）	4月	「環境公害課」に組織機構変更（衛生係設置）
1986年（昭和61年）	8月	建築事前協議制度（建築等に伴う公害防止指導要綱）実施
1987年（昭和62年）	7月	「公害防止条例」改正 （1972年那覇市条例第1号の当該条例を全部改正）
1987年（昭和62年）	9月	「公害防止条例施行規則」改正 （昭和47年那覇市規則第38号の当該規則を全部改正）
1990年（平成 2年）	11月	ごみ問題準備室設置
1991年（平成 3年）	4月	「環境公害課」に「環境係」設置。「ごみ問題準備室」を「環境整備課」へ名称変更。「清掃課」を「環境業務課」へ名称変更
1992年（平成 4年）	9月	水質汚濁防止法に基づき生活排水対策重点地域に指定される。
1993年（平成 5年）	4月	「那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」制定 （「那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（昭和48年那覇市条例18号）を全部改正）
1995年（平成 7年）	2月	「水環境保全基本計画」策定
1995年（平成 7年）	6月	第1回「環境フェア」開催
1996年（平成 8年）	4月	「合併処理浄化槽設置補助金制度」開始
1996年（平成 8年）	4月	「清掃工場」を「環境センター」へ名称変更
1997年（平成 9年）	6月	「'97水の祭典・国場川水あしび」開催
1997年（平成 9年）	12月	「公害防止条例」改正
1998年（平成10年）	3月	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定
1998年（平成10年）	4月	「保健衛生部」を廃止し、「市民環境部」を設置。「環境保全課」に組織機構変更（公害係と環境係を統合、環境保全係設置）
1998年（平成10年）	4月	民間防音工事業務を建築工事課に移管
1998年（平成10年）	4月	「公害防止条例施行規則」改正

1999年（平成11年）	5月	漫湖干潟がラムサール条約の登録湿地に認証される
1999年（平成11年）	11月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合設立
1999年（平成11年）	12月	「公害防止条例」改正
2000年（平成12年）	3月	「那覇市環境基本計画」策定
2001年（平成13年）	2月	「那覇市水環境保全推進計画」策定（「水環境保全基本計画」改定）
2001年（平成13年）	3月	「那覇市環境保全行動計画」策定
2001年（平成13年）	4月	「市民環境部」を廃止し、経済環境部」を設置
2002年（平成13年）	4月	家庭ごみ有料化制度開始 ※市が収集する家庭ごみについては、指定ごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により処理手数料を有料化
2003年（平成15年）	4月	「経済環境部」を廃止し、「環境部」を設置。「環境整備課」を「環境政策課」へ名称変更。「環境業務課」を「クリーン推進課」に名称変更
2003年（平成15年）	6月	新都心銘苅庁舎へ移転
2003年（平成15年）	9月	I S O 1 4 0 0 1 認証取得
2004年（平成16年）	3月	「那覇市環境基本条例」制定
2004年（平成16年）	3月	「公害防止条例」改正
2004年（平成16年）	3月	「公害防止条例施行規則」改正
2005年（平成17年）	3月	「第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」策定（平成10年3月に策定した計画の見直し版）
2005年（平成17年）	12月	那覇市環境センター稼動終了。新焼却施設「那覇・南風原クリーンセンター」試験運転開始
2006年（平成18年）	3月	「環境センター」を廃止し「クリーン推進課」へ統合。
2006年（平成18年）	4月	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合の名称を「那覇市・南風原町環境施設組合」に変更。那覇・南風原クリーンセンター本格稼動開始。那覇市環境センター閉鎖
2006年（平成18年）	7月	「公害防止条例」改正
2007年（平成19年）	3月	「那覇市環境基本計画」改定
2008年（平成20年）	3月	「那覇市地球環境保全行動計画」策定
2008年（平成20年）	4月	屋上・壁面緑化推進事業を建設管理部花とみどり課から環境保全課へ所管変更
2008年（平成20年）	4月	「自然環境保全・再生事業」開始
2010年（平成22年）	3月	「那覇市飼い犬条例」改正
2010年（平成22年）	4月	屋上・壁面緑化推進事業を環境政策課へ所管変更し、緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業として事業統合（環境政策課ゼロエミッション推進室は環境政策課地球温暖化対策推進室へ室名変更）
2011年（平成23年）	3月	「那覇市公害防止条例施行規則」改正
2012年（平成24年）	3月	「第3次那覇市一般廃棄物処理基本計画」策定
2012年（平成24年）	4月	地域主権推進第2次一括法により、自動車騒音常時監視事務及び墓地等の経営許可等の事務が県から市へ権限移譲

2013年（平成25年）	1月	那覇市役所本庁舎へ移転
2013年（平成25年）	4月	中核市への移行に伴い、沖縄県が所管していた環境関連業務（大気・水質・土壌の監視、産業廃棄物対策等）が移管
2013年（平成25年）	4月	「廃棄物対策課」（環境政策課の廃棄物対策室を課に変更）、「環境衛生課」の新設 ※環境部は3課（環境政策課、クリーン推進課、環境保全課）から5課（環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課）体制 ※環境政策課の地球温暖化対策推進室を地球温暖化対策推進グループに変更、クリーン推進課に環境美化推進室を設置
2014年（平成26年）	6月	「第2次那覇市環境基本計画」について、那覇市議会6月定例会への付議・議決
2014年（平成26年）	7月	「第2次那覇市環境基本計画」策定
2015年（平成27年）	3月	「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
2015年（平成27年）	7月	ハブ対策事業、そ族昆虫駆除対策事業をハブ・衛生害虫等対策事業として事業統合し、外部委託を実施
2016年（平成28年）	4月	適正処理困難物のうち、スプリング入りマットレス及びソファの収集運搬及び処理を開始。

2 環境部所管の事務分掌（那覇市事務分掌規則・環境部所管部分抜粋）

（環境部における課の分掌事務）

第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) ゼロエミッション(資源循環型社会をいう。)の推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に関すること。
- (4) 屋上及び壁面緑化に関すること。
- (5) ISO14001の総括及び推進に関すること。

2 廃棄物対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整に関すること。
- (2) 那覇市・南風原町環境施設組合に関すること。
- (3) ごみ減量及び資源化に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- (5) 一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (6) 一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (7) 産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等及び指導監督に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく許可等に関すること。
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく届出等に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 排出事業者等に係る廃棄物の適正処理に関すること。

3 クリーン推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物に係る収集及び指導に関すること。
- (2) 一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (4) ごみ搬入道路に関すること。
- (5) ポイ捨て防止による環境美化促進に関すること。
- (6) 不法投棄防止に関すること。
- (7) 公衆便所の維持管理に関すること。

4 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視及び指導に関すること。
- (2) 公害の苦情処理相談及び紛争の処理に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく業務に関すること。
- (5) 霊園及び公営墓地に関すること。
- (6) 那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。

5 環境衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 狂犬病の予防に関する事。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (3) ハブ対策に関する事。
- (4) 空き地管理に関する事。
- (5) そ族昆虫の駆除に関する事。

3 那覇市環境基本条例

(平成 16 年 3 月 29 日 条例第 4 号)

前文

私たちの住む那覇市は、さまざまな歴史の節目を経ながら、亜熱帯気候に独自の文化を形成した琉球諸島の中心地として、自然と人々が美しく調和したまちを築いていた。

そのまちは、最大の環境破壊行為である戦争(第 2 次世界大戦)によってそのほとんどが焼き尽くされてしまったが、市民のたゆまぬ努力により困難を乗り越えて新しいまちづくりを進め、ますます発展してきた。

しかし、それは、狭い土地に都市化を進め、人口が集中するまちを形成することであった。また、市民の生活水準の向上や事業活動の拡大は、資源やエネルギーを大量に消費し、ごみを大量に排出し、急激な開発行為を進めることになった。このため、まちから緑が少なくなり、ごみの処理や川、海等の水質を回復させるために大きな努力が求められている。

さらに、私たち一人一人の生活とそれに伴う活動が環境に影響を与え、地域にとどまらず、地球温暖化、オゾン層の破壊、森林資源の減少、酸性雨等の地球環境問題を引き起こし、生き物が生きるためになくってはならない地球そのものの存続までも脅かすに至っている。

そこで、私たちは、先人から受け継いだ美しく豊かな地球は、将来の市民に引き継いでいくべき預り物であることを認識し、市民、事業者、民間団体及び市が協働して、自然と調和のとれた住みよい那覇のまちの保全と創造に努め、市民の生活及び地球の環境が将来にわたって持続していけるような循環型社会を築くために行動したいと思う。

ここに、これらを実現するために、本市の環境に関する条例や施策の基本となる那覇市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等(市民の組織する団体及び市に滞在する者等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に進め、もって現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営み、自然と調和できるようにすることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民は、安全で健康な生活を営み、良好な環境の中で生きる権利を有する。

2 人間以外の生き物も命あるものとして配慮され、多様な生態系が育まなければならない。

3 環境の保全と創造に努め、将来の市民へ健全で恵み豊かな地球を引き継ぐことは、すべての者の義務である。

(基本原則)

第 3 条 環境の保全と創造のための施策は、市民等の参画により、予防的視点に立って、環境を優先する観点で行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念のもとに、基本原則にのっとり、環境の保全と創造に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の実施に当たって、各部門がお互いに緊密に連携して調整を行い、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

3 市は、自ら先頭に立って環境への負荷を少なくするように努め、環境の保全と創造に役立つ事業を実施して、その結果を公開しなければならない。

4 市は、事業者及び市民等から環境の保全と創造に関して提案、意見、要望、苦情等を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、回答するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公害の発生を予防して市民の生活環境と自然環境に負荷を与えないように努め、公害が発生した場合は、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、次に掲げる原則に従って物の製造、加工、販売その他の事業活動を行わなければならない。

(1) 事業者が生産した製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによって発生する環境への負荷を少なくするように努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じること。

(2) 環境への負荷を少なくすることに有効な原材料、サービス、再生資源等を利用するように努めること。

3 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮し、市の環境基本計画との整合性を図らなければならない。

4 事業者は、前3項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するとともに、市民等が行う環境の保全と創造に関する活動の支援に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、廃棄物が発生しないようにすること、廃棄物の適正な処理、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用に努めなければならない。

2 市民等は、野生動植物の生態系に配慮するとともに、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。

3 市民等は、前2項に定めるもののほか、日常生活において、環境に与える影響を認識し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

(基本的施策)

第7条 市は、次の環境の保全と創造に関し基本となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。

(2) 有害化学物質による汚染の防止に努め、市民の健康と安全を守ること。

(3) ペット及び移入動植物等の適正な管理に関すること。

(4) 野生生物の生息又は生育に配慮し、生物の多様性を維持するとともに、緑地、川、海等の自然環境の保全と創造に努め、特に漫湖、末吉公園等自然環境が豊かな地域は、その区域を指定して保全すること。

(5) 自然と調和した安らぎのある都市空間を形成するため、屋上の緑化の推進やビオトープ(野生生物の生息空間をいう。)の設置及び公園の整備等、緑のある場所を広げるとともに、緑と水辺のネットワーク化に努めること。

(6) 雨水や地下水等の水資源の有効利用と節水に努めるとともに、水が地下に染み込みやすくなるような緑地の保全と施設整備に努めること。

(7) 地域の特性を生かした良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全に努めること。

(8) 環境教育や学習に利用できる人と自然がふれあう施設の整備を図ること。

(9) 廃棄物の発生が少なくなるようにすることと適正な処理及び廃棄物処理施設等の環境への負荷を少なくすることに役立つ施設の整備を推進すること。

(10) 資源の循環、流通システム、企業の動向及び支援等を総合的に調査研究するとともに、市民生活との関係を検討して、ゼロエミッションの実現に向けて必要な措置を講じること。

(11) 資源の有効利用に努めるとともに、環境への負荷を少なくすることに役立つ製品等の利用を促進すること。

- (12) 地元産業の生産活動を推奨し、地元産品の利用の促進を図ること。
- (13) エネルギーの有効利用に努めるとともに、太陽光発電及び風力発電等の自然エネルギーの利用の促進について必要な措置を講じること。
- (14) 環境への負荷を少なくする観点から、交通システムの改善及び都市計画を進めること。
- (15) これまでの伝統を尊重しながらも、生活様式を見直し、環境への負荷を少なくすることに役立つ社会制度や文化の創造に努めること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関し必要な措置を講じること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるように努めるとともに、那覇市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全と創造の手法

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制の措置を講じなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、事業者及び市民等が良好な環境を保全し、又は創造するための行為を促進する必要があるときは、適正な補助金の支給その他の措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷を少なくするために特に必要があるときは、事業者又は市民等に適正な費用等の負担を求める措置を講じることができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者及び市民等の活動の促進)

第13条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するとともに、三者間の良好な協力関係を築くことに努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に係る活動において著しい功績があった団体及び個人を表彰するものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民等が環境の保全と創造について理解を深め適切な環境教育が受けられるように、学習の機会の提供、人材の育成、広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(環境推進員)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、環境推進員を置くことができる。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、市民に情報を提供するものとする。

(検査体制の整備等)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために、状況を把握するための検査や測定を行い、特に必要がある場合は監視する等の体制の整備等を図るとともに、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第 18 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全と創造

(地球環境の保全と創造の推進)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の防止、海洋汚染防止、森林の保護、野生生物の種の保護等の地球環境の保全と創造に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際交流及び国際協力の推進)

第 20 条 市は、地球環境の保全と創造に関する情報交換及び調査研究等の推進を図るため、国際交流及び国際協力に努めるものとする。

第 5 章 環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、那覇市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) その他環境の保全と創造に関すること。

(委任)

第 23 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

第 24 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市公害防止条例(昭和 62 年那覇市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
- 3 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

付 則 (平成 19 年 12 月 28 日条例第 49 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 那覇市ごみのポイ捨て防止による環境美化推進条例(平成 7 年那覇市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

4 那覇市公害防止条例

(昭和62年7月11日 条例第21号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害の防止と環境保全の重要性にかんがみ、公害の防止のための基本的施策と規制に関する必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (3) 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号イに規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- (4) 排水 指定工場等から公共用水域に排出される水をいう。
- (5) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、騒音、振動、悪臭、粉じん又は排水（以下「騒音等」という。）を発生する施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (6) 指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (7) 規制基準 指定工場等から発生する騒音等の大きさ又は濃度についての許容限度及び指定施設に係る設備、構造、使用又は管理に関する基準で、規則で定めるものをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害の防止に関する施策を策定しこれを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(公害防止協定の締結)

第6条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者と公害防止協定を締結するように努めなければならない。

(地域開発等における公害の防止)

第7条 市長は、土地の利用、都市施設の整備、市街地の再開発その他地域の整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について特に配慮しなければならない。

(公害の状況の公表)

第8条 市長は、公害の防止の立場から調査した結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

(知識の普及等)

第9条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(苦情の処理体制の整備)

第10条 市長は、公害に関する苦情の処理体制を整備し、市民からの公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

第3章 指定工場等の公害に関する規制

(規制基準の遵守義務)

第11条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、指定工場等を設置している者が当該指定工場等において、前条の規定に違反して騒音等を発生させることにより、当該指定工場等の周辺の住民の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

(改善命令及び弁明)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音等の防止に必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善、指定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は指定施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を受ける者又はその代理人に弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該命令をすべき理由を通知しなければならない。

(経過処置)

第14条 前2条の規定は、一の施設が指定施設となった際現に工場又は事業場にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、その施設が指定施設となった日から1年間は、適用しない。ただし、当該工場又は事業場に既にその施設と公害の種類を同じくする指定施設が設置されていた場合は、この限りでない。

(承継)

第15条 指定工場等を譲り受け、若しくは借り受けた者又は指定工場等の相続若しくは合併により相続した者若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該指定工場等を設置している者の地位を承継する。

(事故時の措置)

第16条 工場又は事業場を設置している者は、故障、破損その他の事故の発生により当該工場又は事業場から騒音等が発生したときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに速やかに事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場又は事業場を設置している者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第17条 第12条の規定による勧告又は第13条第1項若しくは前条第2項の規定による命令を受けた者がその勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 指定工場等以外の公害に関する規制

(雑排水による汚染防止義務)

第18条 何人も、厨房、洗濯、入浴等から発生する雑排水を公共用水域に排出するときは、規則で定める措置を講じ、公共用水域を汚染しないよう努めなければならない。

(建設工事に係る遵守事項)

第19条 建設工事を行う者は、その建設工事による公害を防止するため、規則で定める作業の方法等を遵守しなければならない。

(露天焼却行為の制限)

第20条 何人も、みだりに、廃材、ゴムその他の燃焼の際ばい煙又は悪臭を発生する物を屋外で焼却する行為をし、又はさせてはならない。ただし、周囲の状況から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(拡声機の使用制限)

第21条 何人も、商業宣伝を目的に拡声機を使用するときは、その使用の時間及び方法並びに音量等に関して、規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、祭礼その他の地域の慣習となっている行事で規則で定める場合及び学校、病院その他の静穏の保持を必要とする区域で規則で定める区域については、適用しない。

(行為の停止等の勧告及び命令)

第22条 市長は、前3条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第5章 削除

第23条から第25条まで 削除

第6章 雑則

(規制の定めがない公害の措置)

第26条 市長は、この条例に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害が発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、公害の防止のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場若しくは事業場を設置している者又は建設工事を行う者に対し、施設又は作業現場の状況その他必要な事項に関し、期限を定めて報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に工場、事業場又は建設現場に立ち入り、指定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第30条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第31条 第16条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第32条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

付 則

1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号の指定施設であつて第2条第1項第5号の指定施設に該当するものを設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、第14条の規定は適用しない。

3 この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中に相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

4 旧条例に基づき設置された那覇市公害対策審議会及びその委員は、この条例に規定する那覇市公害対策審議会及びその委員として、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成9年12月26日条例第38号抄）

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成11年12月28日条例第38号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則（平成16年3月29日条例第4号抄）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成18年7月27日条例第39号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

5 那覇市公害防止条例施行規則（抜粋）

（昭和62年9月 1 日 規則第31号）

那覇市公害防止条例施行規則(昭和47年那覇市規則第38号)の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市公害防止条例（昭和62年那覇市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（指定施設）

第3条 条例第2条第1項第5号の規則で定める指定施設は、別表第1に定めるとおりとする。

（規制基準）

第4条 条例第2条第1項第7号の規則で定める規制基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（雑排水による汚染防止の措置）

第5条 条例第18条の規則で定める措置は、別表第3に定めるとおりとする。

（建設工事に係る遵守事項）

第6条 条例第19条の規則で定める作業の方法等は、別表第4に定めるとおりとする。

（拡声機の使用制限）

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、別表第5に定めるとおりとする。

- 2 条例第21条第2項の規則で定める場合は、祭礼、盆踊りその他の地域の慣習となっている行事に際し、拡声機を使用する場合であって、周辺の住民の生活環境を損なうおそれがないときとする。
- 3 条例第21条第2項の規則で定める静穏の保持を必要とする区域は、別表第2の1騒音に係る規制基準の備考2各号に掲げる施設の敷地境界線から50メートル以内の区域とする。

（公害苦情相談員）

第8条 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条第2項の規定に基づき、環境保全課に公害苦情相談員を置く。

（様式）

第9条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく中欄の文書は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

根 拠 条 項	文 書 名	様 式
条例第12条	公害防止改善勧告書	第1号様式
条例第13条第1項	公害防止改善命令書	第2号様式
条例第16条第2項	事故時の措置命令書	第3号様式
条例第17条	公害防止措置届出書	第4号様式
条例第22条第1項	公害防止改善勧告書	第5号様式
条例第22条第2項	公害防止改善命令書	第6号様式
条例第26条	公害防止改善勧告書	第7号様式
条例第28号第2項	身分証明書	第8号様式

付 則

- 1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。
- 2 那覇市公害対策審議会規則（1972年那覇市規則第14号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に騒音に係る指定工場等を設置している者のうち、改正前の那覇市公害防止条例施行規則別表第4の適用を受けていたもので、地域の区分の変更により適用される規制基準が

厳しくなったものについては、条例第12条及び第13条の規定は、この規則の施行の日から6月は、適用しない。

付 則（平成10年4月 1 日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成16年 3 月29日規則第13号）

この規則は、平成16年4月 1 日から施行する。

付 則（平成23年 3 月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) セン断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
4	土石用又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く。)であって、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のもの (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム未満のもの)
6	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のご盤及び丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (3) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
7	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研摩機
8	集じん機
9	クーリングタワー(送風機を有するものを除く。)
10	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
11	ボイラー
12	バーナー
13	製鋼用電気炉
14	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のものに限る。)

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(ふん尿を処理する施設を含む。)であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設 (2) 牛房施設 (3) 馬房施設 (4) 鶏舎施設
2	塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設
3	飲食店営業又は旅館業の用に供する ^{ちゅう} 厨房施設
4	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 焼窯施設 (2) ^{ばい} 焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒー製造業の用に供する ^{ばい} 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設 (3) 調和加香施設

	(4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉 (2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鋳造型施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗浄施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾ複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー
18	紙製品の製造の用に供する蒸解施設
19	動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設
20	し尿処理施設(浄化槽を除く。)
21	下水道終末処理場
22	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設

3 粉じんに係る指定施設

1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が300平方メートル未満のもの)
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のものと密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のものと密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のものと密閉式のものを除く。)であって、

	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	木材又はコンクリートの用に供するふりい(湿式のものと及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉碎施設及びふりい(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
9	研摩施設(密閉式のものを除く。)
10	製材施設
11	切断施設
12	研削施設
13	貯蔵施設
14	乾燥施設
15	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排出水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排出水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第6条に規定する污水等排出施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

地域の区分 \ 時間の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- この表において第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域、第1種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められた地区をいう。
- この表に掲げる地域の区分のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く

地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベル減じた値とする。ただし、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域の午後9時から翌日の午前6時までについては、この限りでない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 3 地域の区分の変更により規制基準が厳しくなる区域に指定工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、条例第12条及び第13条の規定は、地域の区分の変更の日から1年間は、適用しない。
- 4 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定地点は、原則として指定工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2 悪臭に係る規制基準

悪臭の規制基準は、指定工場等において発生する悪臭を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
- (2) 建物の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう清掃を徹底し、消臭剤の散布を行う等適正に管理すること。
- (3) 指定工場等において発生する汚水、汚物等は悪臭が発生しないよう貯留槽の設置等を行い適正に管理すること。
- (4) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納するとともに建物内に保管すること。
- (5) 悪臭を発生する作業は、屋外では行わないこと。
- (6) 悪臭を著しく発生する施設には、脱臭装置を設置すること。
- (7) (1)から(6)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

3 粉じんに係る規制基準

粉じんの規制基準は、指定工場等において発生し、又は飛散する粉じんを防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 指定施設は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。

- (2) 指定施設は、散水設備によって散水が行われていること。
- (3) 指定施設は、防じんカバーで覆われていること。
- (4) 指定施設は、フード及び集じん機が設置されていること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

4 排水に係る規制基準

畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

- (1) 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。
- (2) ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、^{いつ}溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。
- (3) (1)及び(2)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第3(第5条関係)

雑排水の排出に係る汚染防止措置

- 1 ^{ちゅう}厨房で生ずる調理くず、食べ残し等の不用物、油脂等を除去すること。
- 2 排出口における固形物を除去すること。
- 3 合成洗剤等の使用を自粛し、石けんを積極的に使用すること。
- 4 簡易処理槽を設置し、適正に維持管理すること。
- 5 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第4(第6条関係)

建設工事に係る遵守事項

- 1 建設工事の着工に際し、周辺住民に対し、作業内容を十分に説明すること。
- 2 作業の時間は、周辺の状況に応じて考慮すること。
- 3 建設工事によるばい煙及び粉じんの飛散防止並びに騒音及び振動の防止のため養生シート等を設置すること。
- 4 建設工事による騒音、振動及びばい煙を防止するため工法及び機種を選定、機械の設置場所の選定等を考慮すること。
- 5 建設工事による汚水は、直接公共用水域に排出しないよう沈殿池又はろ過装置の設置等適切な処置を講ずること。
- 6 その他市長が適当と認める措置を行うこと。

別表第5(第7条関係)

拡声機の使用 방법에係る遵守事項

- 1 移動しながら拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 同一場所における使用時間は、10分を超えないこと。
 - (3) 拡声機から発生する音量は、周辺の生活環境を損なわない程度とすること。
- 2 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合
 - (1) 使用時間は、午前9時から午後8時までの間に限ること。
 - (2) 使用時間は、1回20分以内とし、次の使用までに10分以上の間隔をおくこと。

- (3) 設置場所は、地上7メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 拡声機から発生する音量は、次の表に掲げる地域ごとの音量を超えないこと。

地域の区分 \ 時間の区分	午前9時から 午後7時まで	午後7時から 午後8時まで
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	55デシベル	50デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、臨港地区の分区を除く商業地域及び準工業地域	70デシベル	65デシベル
工業地域	75デシベル	70デシベル

備考 測定地点は、次に掲げる地点の高さ1.2メートルの地点とする。

- 1 音源直下の地点から5メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建物の敷地境界線上
- 2 音源直下の地点からその音源の敷地境界線までの距離が5メートルを超える場合は、当該敷地境界線上
- 3 その他の場合は、音源直下の地点から5メートル離れた地点

6 那覇市飼い犬条例

(昭和 49 年 1 月 11 日 条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、犬による人の生命、身体及び財産(以下「人の生命等」という。)に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬の所有者又は管理者若しくは占有者をいう。
- (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、管理し、又は占有する犬をいう。
- (3) 係留 犬を丈夫な綱、鎖等で固定したものにつなぎ、拘束若しくはその行動を制御しておくこと、又はおりに入れ、若しくはさくその他の障壁を設けて収容することをいう。

(飼い主の義務)

第 3 条 次に掲げる場合を除き、飼い主は、飼い犬を規則に定めるところにより、常に係留しておかなければならない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、牧羊犬又は身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条に規定する犬をいう。)等特定の業務に使用される飼い犬をその目的のために使用する場合
 - (2) 飼い犬の訓練又は運動を目的とする施設で飼い犬を訓練又は運動させる場合
 - (3) 飼い犬を制御することができる者が綱、鎖等を保持することによりその行動を制御し、移動、訓練又は運動させる場合
 - (4) 人の生命等に対する危害を防止するために必要な安全な措置が講じられた適切な管理のもとで、飼い犬を展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用する場合
 - (5) 生後 90 日以内の幼犬であり、飼い主が飼い犬を係留してない状態で制御できる場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特段の理由があると認めた場合
- 2 飼い主は、飼い犬のふん尿その他の汚物を衛生的に処理し、悪臭、昆虫等の発生の防止又は駆除等を行い、飼い犬を飼養している場所の内外を常に清潔に保たなければならない。
- 3 飼い主は、飼い犬が、学校、公園、道路その他の公共の施設又は他人の物を汚損しないようにし、飼い犬が汚損したときは、汚物の処理、損傷の修復等を行い原状に回復しなければならない。
- 4 飼い主は、飼い犬を飼養又は管理している場所の出入口付近又は他人の見やすい場所に、規則で定める様式により、飼い犬を飼養している旨を他人に明らかに表示しなければならない。
- 5 飼い主は、飼い犬が無駄吠え等により近隣に迷惑をかける行為及び人が過度に恐怖を感じるような威嚇行為をしないように努めなければならない。

(飼い犬の遺棄の禁止)

第 4 条 飼い主は、飼い犬を遺棄してはならない。

(加害の届出)

第 5 条 飼い犬が人の生命等に被害を与えたときは、飼い主は、被害を与えた日から 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第 6 条 市長は、社会生活の安全を確保するために必要と認めるときは、人の生命等に危害を加えた飼い犬の飼い主に対し、当該飼い犬の拘禁、性癖のきょう正又は殺処分その他の危害を防止するために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 市長は、飼い主が第 3 条の規定に違反している場合において、危害を防止するために必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、職員をして、飼い犬を飼養している場所及びその他この条例の施行に関連して調査を行う必要があると認められる場所に立ち入って調査させ、又は飼い主及び利害の関係にある者その他調査のために必要と認められる者(次項において「関係人」という。)に対して質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(捕獲)

第8条 市長は、係留されていない犬による人の生命等に対する危害を未然に防止するため、必要があると認めるときは、これを捕獲しなければならない。

- 2 何人も、捕獲のために設置した器具を移動又は破損してはならない。
- 3 第1項の規定により犬を捕獲したときは、飼い主の判明しているものについてはその飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明していないものについてはその旨を2日間公示しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた飼い主が犬を引き取らないとき、又は同項に定める公示期間満了の後1日以内に飼い主が犬を引き取らないときは、市長は、適宜にこれを処分することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により捕獲した犬を飼い主に引き渡すときは、引渡しの日時及び場所を指定して行うものとする。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、人の生命等に被害を与えた飼い犬の飼い主
 - (2) 第5条の規定による届出を行わなかった、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第7条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者
- 2 第6条に規定する措置命令に従わない者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月19日条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 那覇市ハブ対策条例

(昭和55年4月 1 日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、もって市民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ハ ブ 琉球列島に生息する有毒蛇類ハブをいう。
- (2) ハ ブ 咬 症 ハブの咬牙により射出された毒成分によって起きる肉体的病変をいう。
- (3) 不適當構造物 直径2センチメートル以上の裂孔とその内部に広い空間を有する自然岩石又は土砂、コンクリート等による人工の構造物でハブの越冬、産卵を可能ならしめるものをいう。
- (4) ハブ飼育者等 一定の施設又は装置によりハブを飼育する者又はハブの捕獲、展示等ハブを取り扱うことによって生計を営む者をいう。

(生活環境の整備義務)

第3条 市民は、ハブが繁殖、徘徊しないように生活環境を整備しなければならない。

2 市内にある土地、建築等の所有者又は占有者は、それらが不適當構造物とならないように良好な状態に管理しなければならない。

(捕獲等の届出)

第4条 ハブを発見、捕獲若しくは捕殺した者又はハブ咬症を受けた者は、速やかに市長に届け出なければならない。

(ハブ飼育者等の義務)

第5条 ハブ飼育者等は、ハブ飼育者等となった日から30日以内に必要な事項を市長に届け出なければならない。

第6条 ハブ飼育者等は、ハブの管理及び取扱いについては、人畜に害を及ぼさないように施設を整備し、安全に管理しなければならない。

2 飼育ハブが逃げた場合は、ハブ飼育者等は、直ちに近隣の市民に通報すると同時に被害防止のための必要な措置をとらなければならない。

3 ハブ飼育者等は、前項の事故が発生したとき、又はハブ咬症が発生したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(ハブ生息地域の指定)

第7条 市長は、ハブ生息地域を指定し、ハブによる被害を防止するための適当な措置をとらなければならない。

(治療費の市負担)

第8条 ハブ咬症のため医師の治療を受けた場合は、その者の医療費のうち自己負担分は、規則で定める額の範囲内で本市が負担する。

(補修材料の補助)

第9条 ハブ生息地域において、市長が認める不適當構造物を補修するときは、予算の定める範囲内でセメント、砂、碎石等の補修材料を補助することができる。

(ハブ駆除)

第10条 市長は、ハブによる被害を防止するため必要があると認める場合においては、一定の区域及び期間を定めて、捕獲装置等の使用によりハブ駆除を行うことができる。

2 市長は、前項のハブ駆除を行う場合には、あらかじめその区域内の市民に当該期間中飼い犬、飼い猫、家畜等の係留又は移動を命ずることができる。

3 市長は、捕獲装置等を使用するときは、あらかじめ当該区域の市民に周知させ、事故防止に努めなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、不適当構造物の所有者又は占有者に対して必要があると認めるときは、ハブの生息に適しない状態に補修又は整備するように勧告することができる。

2 市長は、ハブ飼育者等が第6条第1項の規定に違反していると認めるときは、ハブ飼育者等に対して必要な措置を勧告することができる。

(措置命令)

第12条 市長は、ハブ飼育者等が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市職員にハブの出没する地域その他関連する場所に立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者に対しては、2万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第5条の規定による届出を怠った者
- (2) 第6条第2項の規定に違反した者
- (3) 正当な理由なく前条の規定による調査を拒み、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

2 次の各号の一に該当する者に対しては、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第6条第3項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第12条の規定による措置命令に従わなかった者

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、交布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第11条、第12条及び第14条の規定は、昭和55年7月1日から施行する。

2 第5条の規定の施行の際現にハブ飼育者等である者に対する同条の規定の適用については、同条中「ハブ飼育者等となった日から30日以内」は「第5条の規定の施行の日から30日以内」とする。

付 則 (平成4年4月1日条例第17号)

この条例は、交布の日から施行する。

8 那覇市あき地管理の適正化に関する条例

(昭和51年4月12日 条例第20号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) あき地 住宅地域に所在する土地で、現にあき地の管理者が使用していないものをいう。
- (2) あき地の管理者 あき地の管理についての権原を有する者をいう。
- (3) 不良の状態 雑草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地が不良の状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。

(指導または勧告)

第4条 市長は、あき地が不良の状態にあると認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な指導または勧告をすることができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条に定める勧告を受け、なお履行しないときは、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去することについて、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、条例実施のために必要があると認めるときは、市職員をして、当該あき地に立入って調査させ、また関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

(平成5年4月1日 条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及び本市において適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものをいう。
- (4) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。
- (6) 資源化 物の再使用、再生利用及び有効利用をいう。
- (7) 資源化物 物の再使用、再生利用及び有効利用を目的として法第6条第1項の規定により本市が定めた一般廃棄物処理計画における缶、びん、ペットボトル、紙、布及び草木をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

第6条から第8条まで 削除

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性について

あらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(市民による廃棄物の減量化の推進)

第12条 市民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量化の推進)

第14条 市長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市長の市民等に対する支援)

第15条 市長は、廃棄物の減量化の推進に関し市民、事業者及び地域団体等の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(市長の資源回収業者等への協力要請等)

第16条 市長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第17条 市長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第19条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別(前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。)が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(市民が排出等をしてはならない一般廃棄物)

第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を、本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際

して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別が行われていない一般廃棄物
 - (2) 適正処理困難一般廃棄物(スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファを除く。)
 - (3) 特別管理一般廃棄物
 - (4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物
- 2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者により適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第21条 市長は、前2条により排出又は市長の指定する一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本市の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第22条 法第6条の2第5項の規定による市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第23条 市民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、収集運搬業者により又は自ら市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、市長が災害その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(収集又は運搬の禁止等)

第23条の2 市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

(命令)

第23条の4 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(那覇市行政手続条例の適用除外)

第23条の5 前条各項の規定による命令については、那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)第3章の規定は、適用しない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第24条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、市長と協議しなければならない。

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建築物の維持管理について権原を有する者(以下「大規模事業所等の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業所等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導し、これに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは

実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

- 2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。
- 3 市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、大規模事業所等の管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第27条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処分等手数料)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物の処分等手数料として、別表に定める額を徴収する。

(手数料の減免)

第29条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減額又は免除することができる。

(手数料の徴収方法)

第30条 第28条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第32条** 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第33条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者のいずれかに該当するものであること。
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

付 則

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに付則第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市付属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「

那覇市し尿処理業適正化審議会	し尿収集、運搬及び処分の業態等に関するこ と。
----------------	----------------------------

」を削る。

付 則(平成8年12月27日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成9年規則第5号で、平成9年4月1日から施行)

付 則(平成9年4月1日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月26日条例第38号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

付 則(平成11年12月28日条例第38号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

- 2 第2条、第4条及び第6条から第9条までの規定による改正後の那覇市個人情報保護条例等の規定は、平成11年9月3日から適用する。

付 則(平成11年12月28日条例第43号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成12年12月28日条例第55号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月25日条例第31号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第28条第1項第2号及び別表第2の規定による手数料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 2 この条例の施行前の受付に係る粗大ごみの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成15年12月25日条例第43号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の受付に係る使用済パーソナルコンピュータの処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月29日条例第4号抄)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年4月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年1月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月31日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月28日条例第46号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第33条の次に2条を加える改正規定は平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成23年3月17日条例第16号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理の部燃やすごみ及び燃やさないごみの項の改正規定は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成24年12月28日条例第77号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請され、かつ、同日以後に交付され、又は再交付されることとなる許可証に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年10月2日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例中、別表の改正規定は平成28年3月1日から、第20条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

別表(第28条関係)

別表(第28条関係)

区分				手数料
市が収集する一般廃棄物の処理	燃やすごみ及び燃やさないごみ			市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 300円 中 200円 小 170円 特小 120円
	粗大ごみ	大(1立方メートル以上のもの又は10キログラムを超えるもの)		1個又は1束につき 600円
		小(大以外のもの)		1個又は1束につき 300円
	適正処理困難物	スプリング入りマットレス		1個につき 2,400円
		スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき 1,800円
		ソファ	1人掛け	1脚につき 1,200円
市民が排出し、搬入する一般廃棄物	適正処理困難物	スプリング入りマットレス		1個につき 1,800円
		スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき 1,200円
		ソファ	1人掛け	1脚につき 600円

物の処理			
一般廃棄物 (し尿又は 浄化槽汚 泥)の処分	仮設便所のし尿	10リットルにつき 140円	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 35 円	
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき 17 円	
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物の収集運搬		特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,625円 以内で規則で定める額	
使用済パーソナルコンピュータ(事業活動に伴って生じたものを除く。)の収集運搬等		1個につき1,500円。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、指定再資源化事業者が定める回収再資源化料金が支払われていないものについては、回収再資源化料金(回収再資源化料金の定めのないパーソナルコンピュータについては、回収再資源化料金との均衡を考慮して規則で定める額)を加算する。	



※表紙の写真は、平成29年9月17日に開催された「2017ナーフア
ぬ・マチで・クールチョイス！」での展示作品です。那覇市では地球温暖化対策のた
めの国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」を宣言し、普及活動に取り組
んでいます。

平成29年度版 那覇市の環境

発行年月 平成29年11月

編集・発行 那覇市環境部環境政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1

TEL098-951-3392

FAX098-951-3230

地球にやさしい再生紙